平成26年２月14日

情報保全諮問会議構成員　各位

内閣官房特定秘密保護法施行準備室

情報保全諮問会議に係る御連絡

平素より大変お世話になっております。２点、御連絡させていただきます。

１　特定秘密保護法に対する御質問等の照会について

委員の皆様方には、これまで、情報保全諮問会議の場等を通じ、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）について様々な御質問等を頂いてきたところでございますが、今後、政令案や運用基準案について具体的に御相談させていただくに当たり、今般改めて、委員の皆様方の御質問等を伺いたいと考えております。

つきましては、本法に対する御意見・御質問等について、別紙の様式に記載していただき、下記担当宛てに電子メール又はＦＡＸにて提出していただければと存じます。

期限につきまして、以下の日程を考えております。御都合のよい締切に合わせて、提出していただければと存じます。

○　第１次締切 … 平成26年２月24日（月）
　→　３月の第１週を目途に、当室から回答。
○　第２次締切 … 平成26年３月10日（月）
　→　３月の第３週を目途に、当室から回答。

頂いた御質問や当室からの回答については、その都度、氏名を付さない形で取りまとめ、構成員の皆様と事務局の間で共有してまいりたいと考えております。

２　参考資料の送付

本年１月17日に開催された第１回情報保全諮問会議等の場で委員の方々から御要望のありました資料について、現時点で以下の資料が用意できましたので、こちらについても併せて送付させていただきます。

○　特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較
○　国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（通称：ツワネ原則）概要

以上、御多忙の折、大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

（連絡先）
内閣官房
特定秘密保護法施行準備室
担　当：[redacted]
電　話：[redacted]（直通）
ＦＡＸ：03-3592-2307
E-mail：[redacted]

特定秘密保護法に対する質問事項

記 入 日：平成 26 年　月　　日
氏　　名：

１．御質問

２．その他

特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（秘密指定）

＼		本法	米国	英国	独国	仏国
秘密指定	根拠規定	特定秘密の保護に関する法律	大統領令第13526号	セキュリティ・ポリシーの枠組み（政府統一基準）	保安審査法	国防秘密保全に関する政府間通達
	秘密の区分と対象の範囲	**①防衛、②外交、③特定有害活動の防止、④テロリズムの防止に関するものとして法律で別表に列挙する事項に関する情報**（公になっていないものに限る。）であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを、**特定秘密**として指定。 ※　特定秘密以外の職務上知り得た秘密についても、国家公務員法による保護の対象となる。	**①軍事計画、②インテリジェンスの情報源、③政府の外交活動、④国家安全保障に関する経済的事項等に該当する情報**を、 ①**機密**（不当な開示が国家安全保障に著しく深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの）、 ②**極秘**（不当な開示が国家安全保障に深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの）、 ③**秘**（不当な開示が国家安全保障に損害を招くと合理的に予想されるもの） に区分して指定。	**政府の有する情報その他の資産**を、 ①**機密**（治安を直接的に脅かす場合、軍隊の実効性等に対して特に重大な損害を与える場合、経済に深刻な長期的損害を与える場合等）、 ②**極秘**（国際的緊張を高める場合、軍隊の作戦上の実効性等に対し深刻な損害を与える場合、財政又は経済及び商業上の利益に実質的な有形の損害を与える場合等）、 ③**秘**（軍隊の作戦上の実効性等に対して損害を与える場合、財政又は経済及び商業上の利益に実質的に反する場合、主要な政府の政策の作成又は実施に深刻な阻害要因となる場合等） に区分して指定。	**公共の利益のために機密にする必要のある事実、対象又は情報**を、 ①**厳秘**（権限のない者が知るに至ることで、国又は州の存立又は生命にとり重要な利益が損なわれる場合）、 ②**極秘**（国又は州の保安又は利益に重大な害を生じさせ得る場合）、 ③**秘**（国又は州の利益にとって有害となり得る場合） に区分して指定。	**①防衛、②治安、③金融・経済産業の保護、④科学・文化遺産の保護等の活動全般等に関する情報等**を、 ①**機密**（その漏えいが国防を非常に大きく害するような性質を持つ、防衛上の政府の優先課題に係る情報又はその記録媒体）、 ②**極秘**（その漏えいが国防を大きく害するような性質を持つ情報又はその記録媒体）、 ③**秘**（その漏えいが国防を害するような性質を持ち、又は機密若しくは極秘に分類される秘密の暴露をもたらすおそれのある情報又はその記録媒体） に区分して指定。
	指定権者	行政機関の長	大統領、副大統領、大統領が指定した行政機関の長と上級幹部職員	秘密の作成者又は指名された所有者	機密事項を発信する部署	首相、各大臣
秘密指定の調整機関		情報法保全諮問会議を通じて有識者からの御意見を聴いた上で、内閣官房が運用基準を作成。	・**情報保全監督局長（※1）**は、実施規則の制定、施行状況の監督等を行う。 ・**秘密指定に関する省庁間上訴委員会（※2）**は、情報保有者からの秘密指定に関する訴えの裁定、自動解除の適用除外に関する承認等を行う。	**内閣官房政府保全事務局**は、セキュリティ・ポリシーの枠組みの修正や連絡調整に責任を持つ。	**連邦内務省**	**国防・国家安全保障事務総局**

※1　大統領命令第12065号に基づき国立公文書館に設置された情報保全監督局の長。国立公文書館長が大統領の承認を得て指名する。
※2　大統領命令第12958号に基づき設置。関係行政機関の長が指名した者によって構成。委員長は、大統領が指名する。

特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（適性評価）

＼	本法	米国	英国	独国	仏国
根拠	特定秘密の保護に関する法律	合衆国法典、大統領命令第12968号、秘密情報へのアクセスに関する背景調査基準	人的セキュリティと国家安全クリアランスの方針に関する政府声明、セキュリティ・ポリシーの枠組み	保安審査法	国防法典、国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	行政機関の職員、契約業者の役職員、都道府県警察の職員 ※　行政機関の長、大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、政務官等は対象外	連邦政府又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者 ※ 大統領、副大統領は対象外	国、警察機関又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者 ※ 首相、大臣は対象外	連邦政府又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者及びその配偶者 ※ 大統領、首相、大臣は対象外	秘密を取り扱う者 ※ 大統領、首相、大臣は対象外
調査事項	**〈本人に関するもの〉** ①テロリズム等との関係、②犯罪・懲戒の経歴、③情報の取扱いの非違の経歴、④薬物の濫用及び影響、⑤精神疾患、⑥飲酒の節度、⑦信用状態 **〈家族・同居人に関するもの〉** 氏名・生年月日・国籍・住所	**〈本人に関するもの〉** ①人定事項、②暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与、③犯罪歴、④セキュリティ関係の非違歴、薬物の影響、⑤精神疾患、⑥アルコールの影響、⑦信用状態、⑧学歴・職歴、⑨渡航歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等	**〈本人に関するもの〉** ①人定事項、②スパイ・テロ等への関与、③犯罪歴、④薬物の影響、⑤精神疾患、⑥アルコールの影響、⑦信用状態、⑧学歴・職歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等	**〈本人に関するもの〉** ①人定事項、②反憲法組織への関与、③継続中の刑事・懲戒手続、④信用状態、⑤渡航歴、⑥学歴・職歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等	**〈本人に関するもの〉** 人定事項、学歴・職歴、渡航歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等
調査区分とそれに応じた調査内容の差異	特定秘密のみ実施	**＜調査区分＞** ①機密へのアクセス ②極秘、秘へのアクセス **＜調査内容の違い＞** 【調査事項】 区分にかかわらず同一。 【調査手法】 ①は、②に比べ以下のとおり幅広い調査手法を採用。 ・ 関係者への質問 ・ 公私の団体への照会 ・ ポリグラフ検査 ・ 配偶者・同居人について国家機関のデータでのチェック	**＜調査区分＞** ①機密へのアクセス ②極秘へのアクセス ③テロリストに狙われる職への配置等 **＜調査内容の違い＞** 【調査事項】 薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響は①のみで調査。 【調査手法】 ②は警察、MI5への照会等を実施。 ①はこれに加え、本人や関係者への質問を実施。	**＜調査区分＞** ①最高機密情報へのアクセス ②極秘へのアクセス ③秘へのアクセス **＜調査内容の違い＞** 【調査事項】 区分にかかわらず基本的に同一。 【調査手法】 ①のみ関係者への質問を実施。 ①は②より幅広い機関に照会。	**＜調査区分＞** ①機密へのアクセス ②極秘へのアクセス ③秘へのアクセス **＜調査内容の違い＞** 調査中
統一的な実施機関	情報法保全諮問会議を通じて有識者からの御意見を聴いた上で、内閣官房が運用基準を作成。	連邦人事管理局が調査を実施（FBI等を除く）。	内閣官房で調査指針を作成。国防省国防調査庁及び外務省に調査を委託可能。	連邦憲法擁護庁及び軍防諜局に調査を委託可能。	内務省対内中央情報局が調査を実施（国防省を除く。）。

特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（罰則）

＼		本法	米国	英国	独国	仏国
主な罰則	根拠規定	特定秘密の保護に関する法律	合衆国法典	公務秘密法	刑法	刑法
	漏えい	・特定秘密を取り扱うことを業務とする者による特定秘密の漏えい **【10年以下の懲役・罰金】** ・公益上の必要により行政機関から特定秘密の提供を受け、これを知得した者による漏えい **【5年以下の懲役・罰金】**	・外国を利する等の意図を有する者による外国政府への国防情報の漏えい **【死刑、無期・有期刑】** ・行政機関の職員等による安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい **【10年以下の自由刑、罰金】**	・国の治安・利益を損なう目的による敵に有用な情報の漏えい **【3年以上14年以下の自由刑】** ・公務員等による防衛情報、国際関係情報、犯罪を惹起する情報等の漏えい **【2年以下の自由刑、罰金】**	・外国勢力への漏えい、外国勢力に利益を与える等の目的による無権限者への漏えい **【1年以上の自由刑】** ・その他の国家機密の公表等 **【6月以上5年以下の自由刑等】** ・公務員による秘密の漏えい **【5年以下の自由刑、罰金】**	・国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい **【15年以下の自由刑、罰金】** ・職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者による漏えい **【7年以下の自由刑、罰金】**
	過失犯	・特定秘密を取り扱うことを業務とする者の過失による漏えい **【2年以下の禁錮・罰金】** ・公益上の必要により特定秘密の提供を受け、これを知得した者の過失による漏えい **【1年以下の禁錮・罰金】**	・重過失によって、適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 **【10年以下の自由刑、罰金】**	・公務員等による秘密文書等に関する注意懈怠 **【3月以下の自由刑、罰金】**	・国家秘密を過失により無権限者に漏えいし、対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき **【5年以下の自由刑、罰金】** ・公務員の過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき **【1年以下の自由刑、罰金】**	・職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者の過失による漏えい **【3年以下の自由刑、罰金】**
	取得	・ 外国の利益を図るなどの目的で、①人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、②財物の窃取、③施設への侵入、④有線電気通信の傍受、⑤不正アクセス行為、⑥②～⑤以外の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為 **【10年以下の懲役・罰金】**	・外国を利する等の意図を有する者による国防情報の取得 **【10年以下の自由刑、罰金】** ・安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得 **【10年以下の自由刑、罰金】**	国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 **【3年以上14年以下の自由刑】**	漏えいするための国家機密の取得 **【1年以上10年以下の自由刑】**	・国民の基本的利益に関する情報を外国勢力へ漏えいする目的での収集 **【10年以下の自由刑、罰金】** ・国防上の秘密の取得 **【5年以下の自由刑、罰金】**

国家安全保障と情報への権利に関する国際原則
（通称：ツワネ原則）概要

１　作成・発表に至る経緯

アメリカの財団（オープンソサイエティ財団）の呼びかけの下、国際連合等の国際機関の特別報告者を含む500人以上の専門家（出身：70カ国以上）により計14回の会議を経て、2013年6月に南アフリカ共和国のツワネで発表されたもの。

２　原則の趣旨

国家安全保障への脅威から人々を保護するための合理的な措置を危険にさらすことなく、政府の情報への公的アクセスをどう保障するかという問題に対し指針を提供。

ただし、政府の保有する全ての情報の公開を主張しているわけではなく、他の重要な利益のために情報の公開が制限されることを許容している。

３　原則の主なポイント（別紙参照）

４　ツワネ原則の法的拘束力について

ツワネ原則は、国連人権理事会の特別報告者を含む70カ国を超える国籍の500人以上の専門家により発表され、また、2013年10月に欧州評議会議員会議において同原則を支持する旨の決議が採択されたため、このことを評価する見解がある。

しかし一方で、同会議では、「会議は欧州評議会加盟国各国に対し、公文書へのアクセスに関する欧州条約への批准及び履行を求め(call on)、やがて、ツワネ原則の精神(in the spirit of)にしたがって同条約をより良いものにすることを求める」旨決議しており、ツワネ原則が欧州各国においても法的拘束力を持つものではないことを示している。

（了）

(別紙)

ツワネ原則の主なポイント

1　誰もが公的機関の保有する情報へのアクセス権を有する。公的機関のみが、アクセス権の制限を主張しうるが、その場合、公的機関がその制限の正当性を示す義務を負う。(原則１、４)

2　公的機関は、国家安全保障を理由に、防衛計画、兵器開発、情報源等、本原則に規定された範囲で情報へのアクセスを制限することができる。(原則９)

3　公的機関は、国際人権法及び国際人道法の違反に係る情報へのアクセスを制限してはならない。(原則 10A)

4　情報を秘匿する決定は、定期的に見直されるべきであり、無期限に秘密扱いにしてもよい情報はない。政府は秘密指定の有効期間及び秘密解除を請求するための手続き等を法律で定めるべき。(原則 16、17)

5　裁判手続へのアクセスは保障されるべき。(原則 28)

6　民事裁判において、人権を侵害された者がその侵害行為への救済策を請求し又は入手することを阻害するような国家秘密等を、公的機関が秘密のままにすることは許されない。(原則 30)

7　安全保障部門の組織を監視するために、必要なすべての情報にアクセスできる独立の監視機関を設けるべき。(原則 31-33)
　裁判所を含む監視機関は、その責任の範囲内で、国家安全保障を含むすべての情報へのアクセス権を有するべき (原則６)

8　内部告発者及び情報漏えい者に対する処罰は、秘密保持による公益が、明らかにされた情報による公益を上回る場合に限り検討されるべき。(原則 43)

9　公務員による情報漏えいは、ツワネ原則の規定により保護されない場合であっても、刑事処罰の対象とされるべきではないが、免職処分等の行政上の制裁を受けることはあり得る。(原則 46(a))

10　公務員以外の者は、秘密情報の受領、保有又は公衆への暴露に関して、制裁を受けない。また、情報を求めたり入手したりしたという事実を理由に、共謀等の容疑で訴追されるべきではなく、また、情報漏えいの捜査において情報源等につき明らかにすることを強制されるべきではない。(原則 47、48)

情報保全諮問会議委員　　宇賀　克也　様

平素より大変お世話になっております。

先日、当室から御連絡させていただきましたとおり、特定秘密保護法の施行に向けた政令案及び運用基準案に盛り込むべき事項（案）をお届けいたします。（両資料につきましては、当面の間、情報保全諮問会議関係者限りとさせていただきたく、その旨表記しております。）

両資料に関する御意見・御質問等につきまして、改めて御説明に伺う際に頂戴できればと存じます。

また、２月２４日締め切りでいただいておりました御質問・御意見に対する回答について、現時点で準備が整いましたものを同封いたします。併せて御確認いただければ幸いです。

なお、頂いた御質問・御意見に対する回答につきましても、委員との検討事項として、当分の間、関係者限りとしていただくよう、お願いいたします。

また、御要望のございました参考資料についても、準備が整いましたものを同封させていただいておりますが、一部不開示情報が記載された箇所があります。後日御説明にお伺いする際に、当該箇所の概要について御説明させていただければと考えております。

引き続き、御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

内閣官房
特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　　神原（かんばら）　紀之

東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

情報保全諮問会議委員　　塩入　みほも　様

平素より大変お世話になっております。

先日、当室から御連絡させていただきましたとおり、特定秘密保護法の施行に向けた政令案及び運用基準案に盛り込むべき事項（案）をお届けいたします。（両資料につきましては、当面の間、情報保全諮問会議関係者限りとさせていただきたく、その旨表記しております。）

両資料に関する御意見・御質問等につきまして、改めて御説明に伺う際に頂戴できればと存じます。

また、２月２４日締め切りでいただいておりました御質問・御意見に対する回答について、現時点で準備が整いましたものを同封いたします。併せて御確認いただければ幸いです。

なお、頂いた御質問・御意見に対する回答につきましても、委員との検討事項として、当分の間、関係者限りとしていただくよう、お願いいたします。

また、御要望のございました参考資料についても、準備が整いましたものを同封させていただいておりますが、一部不開示情報が記載された箇所があります。後日御説明にお伺いする際に、当該箇所の概要について御説明させていただければと考えております。

引き続き、御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

内閣官房
特定秘密保護法施行（かんぱら）準備室
内閣参事官　　神原　紀之

東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

情報保全諮問会議委員　　住田　裕子　様

平素より大変お世話になっております。

先日、当室から御連絡させていただきましたとおり、特定秘密保護法の施行に向けた政令案及び運用基準案に盛り込むべき事項（案）をお届けいたします。（両資料につきましては、当面の間、情報保全諮問会議関係者限りとさせていただきたく、その旨表記しております。）

両資料に関する御意見・御質問等につきまして、改めて御説明に伺う際に頂戴できればと存じます。

また、２月２４日締め切りでいただいておりました御質問・御意見に対する回答について、現時点で準備が整いましたものを同封いたします。併せて御確認いただければ幸いです。

なお、頂いた御質問・御意見に対する回答につきましても、委員との検討事項として、当分の間、関係者限りとしていただくよう、お願いいたします。

また、御要望のございました参考資料についても、準備が整いましたものを同封させていただいておりますが、一部不開示情報が記載された箇所があります。後日御説明にお伺いする際に、当該箇所の概要について御説明させていただければと考えております。

引き続き、御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

内閣官房
特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　　神原（かんばら）　紀之

東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

情報保全諮問会議主査　　永野　秀雄　様

平素より大変お世話になっております。

先日、当室から御連絡させていただきましたとおり、特定秘密保護法の施行に向けた政令案及び運用基準案に盛り込むべき事項（案）をお届けいたします。（両資料につきましては、当面の間、情報保全諮問会議関係者限りとさせていただきたく、その旨表記しております。）

両資料に関する御意見・御質問等につきまして、改めて御説明に伺う際に頂戴できればと存じます。

また、２月２４日締め切りでいただいておりました御質問・御意見に対する回答について、現時点で準備が整いましたものを同封いたします。併せて御確認いただければ幸いです。

なお、頂いた御質問・御意見に対する回答につきましても、委員との検討事項として、当分の間、関係者限りとしていただくよう、お願いいたします。

また、御要望のございました参考資料についても、準備が整いましたものを同封させていただいておりますが、一部不開示情報が記載された箇所があります。後日御説明にお伺いする際に、当該箇所の概要について御説明させていただければと考えております。

引き続き、御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

内閣官房
特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　　神原（かんばら）　紀之

東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

情報保全諮問会議委員　　南場　智子　様

平素より大変お世話になっております。

先日、当室から御連絡させていただきましたとおり、特定秘密保護法の施行に向けた政令案及び運用基準案に盛り込むべき事項（案）をお届けいたします。（両資料につきましては、当面の間、情報保全諮問会議関係者限りとさせていただきたく、その旨表記しております。）

両資料に関する御意見・御質問等につきまして、改めて御説明に伺う際に頂戴できればと存じます。

また、２月２４日締め切りでいただいておりました御質問・御意見に対する回答について、現時点で準備が整いましたものを同封いたします。併せて御確認いただければ幸いです。

なお、頂いた御質問・御意見に対する回答につきましても、委員との検討事項として、当分の間、関係者限りとしていただくよう、お願いいたします。

また、御要望のございました参考資料についても、準備が整いましたものを同封させていただいておりますが、一部不開示情報が記載された箇所があります。後日御説明にお伺いする際に、当該箇所の概要について御説明させていただければと考えております。

引き続き、御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

内閣官房
特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　　神原（かんばら）　紀之

東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

情報保全諮問会議座長　　渡辺　恒雄　様

平素より大変お世話になっております。

先日、当室から御連絡させていただきましたとおり、特定秘密保護法の施行に向けた政令案及び運用基準案に盛り込むべき事項（案）をお届けいたします。（両資料につきましては、当面の間、情報保全諮問会議関係者限りとさせていただきたく、その旨表記しております。）

両資料に関する御意見・御質問等につきまして、改めて御説明に伺う際に頂戴できればと存じます。

また、２月２４日締め切りでいただいておりました御質問・御意見に対する回答について、現時点で準備が整いましたものを同封いたします。併せて御確認いただければ幸いです。

なお、頂いた御質問・御意見に対する回答につきましても、委員との検討事項として、当分の間、関係者限りとしていただくよう、お願いいたします。

また、御要望のございました参考資料についても、準備が整いましたものを同封させていただいておりますが、一部不開示情報が記載された箇所があります。後日御説明にお伺いする際に、当該箇所の概要について御説明させていただければと考えております。

引き続き、御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

内閣官房
特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　　神原（かんばら）　紀之

東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

情報保全諮問会議委員　　清水　勉　様

平素より大変お世話になっております。

先日、当室から御連絡させていただきましたとおり、特定秘密保護法の施行に向けた政令案及び運用基準案に盛り込むべき事項（案）をお届けいたします。（両資料につきましては、当面の間、情報保全諮問会議関係者限りとさせていただきたく、その旨表記しております。）

両資料に関する御意見・御質問等につきまして、改めて御説明に伺う際に頂戴できればと存じます。

また、２月２４日締め切りで頂いておりました御質問・御意見に対する回答について、現時点で準備が整いましたものを同封いたします。併せて御確認いただければ幸いです。

なお、頂いた御質問・御意見に対する回答につきましても、委員との検討事項として、当分の間、関係者限りとしていただくよう、お願いいたします。

先生から２月２６日に頂いた御質問・御意見に対する回答については、今回用意できておりませんが、速やかに回答したいと考えておりますので、御理解いただければ幸いでございます。

また、御要望のございました参考資料についても、準備が整いましたものを同封させていただいておりますが、一部不開示情報が記載された箇所があります。後日御説明にお伺いする際に、当該箇所の概要について御説明させていただければと考えております。

引き続き、御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

内閣官房
特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　　神原（かんばら）　紀之

東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

情報保全諮問会議関係者限り

特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）に盛り込むべき事項（案）

特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）の委任を受けた政令に盛り込むべきと考えられる事項は、次のとおり。

1　行政機関

[redacted]

2　特定秘密の指定

(1)　指定に伴う措置

[redacted]

(2)　指定の有効期間の満了に伴う措置

[redacted]

[redacted]

(3)　指定の有効期間の延長に伴う措置

[redacted]

(4)　指定の解除に伴う措置

[redacted]

(5)　特定秘密の保護措置

[redacted]

[redacted]

3　特定秘密の提供

[redacted]

4　特定秘密の取扱者の制限

[redacted]

5　適性評価

[redacted]

6　その他

[redacted]

情報保全諮問会議関係者限り

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準に盛り込むべき事項（案）

特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）に関する国会審議等のこれまでの議論を踏まえ、法第18条第１項に規定する運用基準に盛り込むべきと考えられる事項は、次のとおり。

１　基本的な考え方

[redacted]

２　特定秘密の指定

(1)　指定の要件（法第３条第１項及び別表関係）

[redacted]

ア　別表該当性

[redacted]

イ　非公知性

[redacted]

ウ　特段の秘匿の必要性

[redacted]

エ　留意事項

[redacted]

(2)　指定の有効期間の設定（法第４条第１項関係）

[redacted]

(3)　指定手続（法第３条第２項関係）

[redacted]

[redacted]

3　特定秘密の指定の解除等

(1)　指定の有効期間の延長（法第４条第２項から第４項関係）

[redacted]

(2)　指定の解除（法第４条第７条関係）

[redacted]

(3)　指定が解除された特定秘密が記録された行政文書等で保存期間が満了したものの取扱い（法第４条第６項関係）

[redacted]

[redacted]

4　適性評価の実施

(1)　評価対象者（法第12条第１項及び第15条第１項関係）

[redacted]

(2)　適性評価の手続（法第12条第２項から第４項及び第15条第２項関係）

[redacted]

ア　評価対象者に対する告知と評価対象者の同意の取得

[redacted]

イ　評価対象者による「適性評価質問票」の提出

[redacted]

(3)　評価の基準（法第12条第１項・第２項及び第15条関係）

[redacted]

[redacted]

(4) 結果及び理由の通知（法第13条及び第15条第２項関係）

[redacted]

(5) 適性評価に関する個人情報の保管（法第16条関係）

[redacted]

(6) 苦情の申出に対する対応（法第14条及び第15条第２項関係）

[redacted]

(7) 留意事項

[redacted]

5 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況の報告等（法第18条第３項及び第19条関係）

[redacted]

(1) 内閣総理大臣への報告

[redacted]

[redacted]

(2) 情報保全諮問会議への報告（法第18条第３項）

[redacted]

(3) 国会への報告及び公表（法第19条）

[redacted]

※ チェック機関との関係

[redacted]

(1) 保全監視委員会（仮称）

[redacted]

(2) 独立公文書管理監（仮称）と、その下に置かれる情報保全監察室（仮称）

[redacted]

[redacted]

○第1次締切(～2/24)までに寄せられた質問事項への回答

平成26年3月5日現在

	質問事項	回答
1	1. 参考資料の「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較(秘密指定)」、秘密指定の有効期間(機密解除の期間)についても、比較欄を設けるべきである。	● 御指摘を踏まえ、別添1のとおり修正いたしました。
2	2. 参考資料の「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較(適性評価)」について、 (1)適性評価に関する判断基準と調査事項とは密接に関係するものの、実際には異なっていることから、これを区別しなくてよいのかという点。 (2)本法の対象者のところで、「契約業者の役職員」となっているものの、法第5条第5項における「従業者」の方がよいのではないか。 (3)米国の対象者のところで、「連邦政府又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者」とあるが、表現が不正確であるので、訂正した方がよいこと。 (4)米国の「調査区分とそれに応じた調査内容の差異」のところで、(i)<調査区分>につき、少なくとも「機微区画情報へのアクセス」を入れておいた方がよいこと、(ii)<調査内容の違い>における【調査事項】のところの「区分にかかわらず同一。」という記載は誤りであるので、訂正すべきこと、(iii)<調査内容の違い>における【調査手法】のところの「ポリグラフ検査」は、連邦政府職員等についてはそのとおりであるが、契約業者の従業者等に対して実施できる行政機関は限定されているので、※による注がいるように思えること、(iv)同じところで、「配偶者・同居人について国家機関のデータでのチェック」との記述は、調査のひとつとして民間の大手信用調査会社へ信用情報調査を行っていることから、不正確であるので修正すべきこと。	(1)について ● 調査事項は各国の質問票等を基に、各国の対比ができるよう、質問票の質問項目の概要を記載したものです。なお、米国では、「秘密情報へのアクセス適格性決定のための判定ガイドライン」を公表していますが、英国、独、仏については、このような適性評価の評価基準を公表しておらず、事務局においてもこれを承知していません。そのため、表には評価基準は記載しておりません。 (2)について ● 御指摘を踏まえ、別添1のとおり「従業者」に修正しました。 (3)について ● 御指摘の趣旨を改めて御教示いただければ幸いです。なお、行政府以外の立法府や司法府の職員のクリアランスの具体的な根拠については調査中です。 (4)について (i) 御指摘を踏まえ、別添1のとおり修正いたしました。 (ii) 本件資料の中の調査事項は、質問票の項目を指しており、米国の場合は秘密区分にかかわらず、質問票はstandard form86に統一されているため、「区分にかかわらず同一。」と考えています。 (iii) ポリグラフ検査については、ポリグラフ検査が承認されている行政機関においてのみ実施されていると承知していますが、その概要がどのようなものかについては、調査中です。そのため、現時点では別添1の記載としました。 (iv) 米国の秘密情報アクセスに関する背景調査基準にある、極秘や機微区画情報のアクセス適格性決定のために用いられるスタンダードB (Single Scope Background Investigation(SSBI))では、配偶者や同居者がいる場合には国家機関によるチェックを行うと記載されていますが、信用情報機関への調査の実施については記載されていないため、別添1のとおりとしました。(配偶者についての民間の大手信用調査会社への信用情報調査について、御教示いただければ幸いです。)
3	3. 第3に、諸外国との比較のうち、秘密指定と適性評価につき、※でこれら4国はNATO加盟国で、NATOに関しては統一された秘密保全制度があることに言及すべきではないか。	● 御指摘を踏まえ、記載を追加しました(別添1参照)。
4	4.「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較(罰則)」について、 (1)米国については、これ以外にも規定があるので、各欄に「等」を入れた方がよい、(2)英国・独国・仏国におけるこれらの刑罰や、その根拠規定から、軍事刑法における刑罰が抜けているのでは。	● 御指摘を踏まえ、現在調査中です。なお、諸外国制度の調査には時間を要することが予想されますので、予めご了承願います。
5	議員団が米国の関係先から受けた回答のうち、連邦議会の職員等に対して身上調査を行っているのはCIAではなくFBIであり、国立公文書館情報保全監督局の職員等に身上調査を行っているのはCIAではなく連邦人事管理庁に属する連邦調査サービス(Federal Investigative Services)ではないかという点の確認	● 諜報特別委員会の職員に対する身上調査は、①FBIが広範な範囲にわたって身元調査を行い、報告書を作成し、②CIAがその報告を基に、当該人物が秘密情報にアクセスするにふさわしい人物かどうかの評価を行い、委員長に見解を示し、③委員長がFBIの報告書とCIAの見解を踏まえ、最終的に判断をすると承知しています。 ● なお、情報保全監督局の職員に対する身上調査実施者については、現在調査中です。
6	[redacted]	[redacted]
7	欧米視察議員団は、訪米中にJay Rockefeller上院議員のところに寄られたか否かという事実関係の確認	● 超党派の衆院議員団は、16日(日本時間17日)、ワシントンを訪問し、連邦議会でロジャース下院情報特別委員長、ロックフェラー前上院情報特別委員長らと会談したとのことです。(ご参考: http://www.jiji.com/jc/zc?k=201401/2014011700382&g=soc)

8	6.「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較(適性評価)」に、各国ごとの制度を比較検討するために、以下の項目を作るべき。 (1)適性評価対象者の限定について(米国における国家安全保障職等の職位指 定システム等) (2)適性評価の有効期間(再調査までの期間) (3)特別な事情により適性評価を受けなくてもよい場合 (4)機密情報不開示契約・宣誓又はこれに類する制度 (5)適性評価に関する官民における制度上の差異 (6)適性評価が認められなかった場合における公務員の身分変動について (7)苦情に関する手続(争訟性を含む) (8)公益通報者の保護に関する制度	● 基本的に、御指摘の項目の追加について検討したいと考えていますが、諸外国制度の調査には時間を要することが予想されますので、予め御了承願います。その上で、以下のとおり幾つか質問させていただきたいと思います。 ● (3)については、(1)及び(2)の項目である程度カバーされると思いますが、特別な事情とは具体的にどのようなケースを想定されていますでしょうか。ご教示いただければ幸いです。 ●(6)については、本法においては適性評価が認められなかった場合には、特定秘密の取扱い業務を行うことはできませんが、公務員そのものの身分が変動することはありません。それとも、適性評価が認められなかった場合に、講ずることとなる異動等の措置を想定しているのでしょうか。ご教示いただければ幸いです。
9	法3条2項1号の「特定秘密である情報を記録する…物件」、「当該情報を化体する物件」とは、具体的にどのようなものを念頭に置かれているのでしょうか。	● 「特定秘密である情報を記録する(中略)物件」とは、文書及び図画を除いたあらゆる物件であり、具体的には、録音テープ、フロッピーディスク、デジタル情報を蓄積している電子機器等を想定しています。 ● また、「当該情報を化体する物件」とは、構造や形状等に特定秘密が化体しているものであり、具体的には、防衛装備品等を想定しています。
10	法3条2項2号の「特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合」とは、具体的にどのようなものを念頭に置かれているのでしょうか。	● 具体的には、①ある情報が有体物に記録され又は化体されており、当該物件が小さすぎて表示を付すスペースが無く物理的に表示をすることが困難である場合や、②現存しないが将来出現することが確実かつ完全に特定しうる情報で、出現すると同時に保護を与えなければならない場合等を想定しています。
11	法3条3項は、当初は、同条2項1号に掲げる措置によることが困難であったが、後に同号による措置を講ずることができることとなる場合を念頭に置いていますが、具体的にどのような場合が想定されているのでしょうか。	● 上記10の②のような事例で、一定期間経過後実際に当該情報が出現した場合等を想定しています。
12	法4条4項の内閣の承認を得る手続は口頭で行われるのでしょうか。書面で行われるのでしょうか。また、いずれにせよ、示された理由は、特定秘密の内容を漏えいしない範囲で公表されるのでしょうか。	● 一般的に閣議における承認手続については、その案件ごとに書面又は口頭で行うかを決めておりますが、いずれにせよ、具体的な手続等については、現在室内において検討中であり、その案については、追って先生方にお示しできればと考えております。
13	法4条4項により、指定の有効期間が30年を超えて延長される場合においても、5年を超えない範囲の延長という制限はかかるのでしょうか。それとも、30年を超えた場合には、5年を超えない範囲内の延長という限定はかからず、例えば、10年延長、15年延長というような延長の仕方も認められるのでしょうか。	● 内閣の承認の下で指定の有効期間が30年を超えて延長された場合も、それ以前の時と同様、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長していくこととされています。
14	法4条6項は、通算して30年保存された後、それ以上の延長について内閣の承認が得られなかった場合に、レコード・スケジュールにおいて保存機関満了時に廃棄とされている場合であっても、国立公文書館等に移管することとしていますが、通算で30年も保存された文書であって、レコード・スケジュールにおいて保存期間満了時に廃棄とされるものとしては、具体的にどのようなものが想定されているのでしょうか。	● 内閣の承認が得られなかった場合のほか、30年を超えて特定秘密として指定を継続していた文書については、自ら指定を解除する場合であっても、全て歴史公文書等として国立公文書館等に移管されるよう、運用基準で明らかにすることを検討しているところです。
15	法10条1号の「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」については、政令に委任されているわけではなく、行政機関の長が判断することになるように読めますが、法4条4項7号のように、「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる政令で定める業務」としなかったのはなぜでしょうか。また、具体的に想定されているものがあればご教示いただけますか。	● 「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」については、多種多様なものがあり得、法令に規定しきれるものではないと考えられたことから、御指摘のように「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる政令で定める業務」とはしなかったものです。 ● また、「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」として具体的に想定されるケースとしては、例えば、会計検査院(昭和22年法律第73号)第26条の規定による会計検査院の実地検査における帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めや、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第17条、第87条及び第91条の規定による人事院による人事行政に関する調査、勤務条件に関する行政措置要求の調査及び不利益処分の不服申し立てについての調査があります。

16	法10条1号ロの「当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」の部分を敷衍していただけますか。	● 法10条1号ロは、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となった特定秘密の内容を承知していなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行うことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の求めに応じ特定秘密を提供することが公益上特に必要であると認められる場合があることから、設けられた規定です。 ● そのため、捜査に特定秘密が使用されることを認めつつ、特定秘密の保護を図るため、「当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」との条件が設けられました。 具体的には、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察等の捜査機関の職員、検察官等以外の者に特定秘密を公判において開示しないこと、具体的には、当該秘密については、刑事訴訟法第316条の13に基づく検察官請求証拠とせず、また、弁護人・被告人側が第316条の15第1項の類型証拠又は第316条の20第1項の争点関連証拠として検察官に対し証拠開示を請求したとしても、当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、開示を拒むことについて、特定秘密の提供を行う行政機関と捜査機関との間で事前に確認した場合が該当します。 ● 秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法により、特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を立証することが通例であり、検察官が特定秘密を公判廷において証拠として公開しない限り、公開の裁判の下でも、法第10条第1号ロに定められた条件を満たすことになると考えます。
17	法10条3項で、適合事業者が同条1項3号に掲げる場合に特定秘密を提供することができるとされていますが、適合事業者が情報公開・個人情報保護審査会に特定秘密を提供する場合とは、どのような場合でしょうか。また、4号により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提供する場合は規定されていませんが、これはなぜでしょうか。	● 適合事業者となる事業者としては、代表的な例として、防衛装備品等の製造等を行う民間企業が考えられます。民間企業である適合事業者は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する行政機関ではなく、情報公開・個人情報保護審査会及び会計検査院情報公開・個人情報保護審査会のいずれにも諮問することはないので、法10条1項2号及び3号による提供を行うことは想定されません。 ● しかしながら、適合事業者には、民間企業の他にも、例えば、情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構等の独立行政法人が、情報収集衛星の研究開発、製造等の委託を受け、情報収集衛星の画像、解像度、暗号等に関する特定秘密を保有する場合があり、これらの場合には、当該独立行政法人等は、当該特定秘密が記録された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する法人文書（第2条第2項）を保有し、これに対する開示決定等に関して異議申立てがあった場合には、同法第18条第2項の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することがあり得ます。 ● そのような場合を念頭において、法10条3項において、同条1項3号に掲げる場合における特定秘密の提供について規定したものです。 ● 一方、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律18条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第42条の規定による会計検査院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議することとされており（会計検査院法19条の2）、適合事業者が民間企業と独立行政法人のいずれであっても同審査会に諮問することはなく、諮問庁として行政文書等の提示をすることもないので、10条3項において同条1項4号に掲げる場合については規定しなかったものです。
18	法10条1項により国会議員、裁判官、情報公開審査会委員、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員、同条2項により都道府県情報公開・個人情報保護審査会委員も、特定秘密の提供を受けることがありえますが、これらの者は、職務上、特定秘密を知ることはあっても、「特定秘密の取扱いの業務」を行う者ではなく、適性評価を受けないと理解してよろしいでしょうか。	● 貴見のとおり、適性評価を受けることはありません。 ● 法10条1項及び同条2項に掲げる者はその業務を遂行するために他の行政機関の保有する特定秘密にふれるものであり、偶発的かつ短期的なものであることが通例であり、安全保障上の必要により特定秘密の取扱いの業務を行う者とは異なり、特定秘密を継続的に取り扱うことが想定されておらず適性評価を受けることはありません。 ● なお、MDA秘密保護法の運用については、別添2をご参照願います。
19	法11条7号の「政令で定める者」について、現時点で政府が想定している者はどのような者でしょうか。	● 現在政令案を作成中であり、改めて御相談したいと考えておりますが、具体的には合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするもの等（例：国家公安委員会の委員）を想定しています。
20	法12条2項3号の「情報の取扱いに係る非違の経歴」には、故意による行為に限らず、過失により情報を紛失した場合等も含むのでしょうか。	● 法12条2項3号の「情報の取扱いに係る非違の経歴」には、故意だけではなく過失により情報を紛失した場合等も含まれます。 ● 特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要があるため、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を確認するため、故意・過失を問わず、本項目を調査する必要があると考えています。

21	法20条に規定されている「我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの」と特定秘密の関係ですが、前者のうち、法3条1項の指定を受けたものが特定秘密と理解してよろしいでしょうか。	● 貴見のとおりです。
22	法23条1項、2項、24条1項で「情状により」罰金刑を併科することとしていますが、罰金刑が併科されるのは、経済的利得を得ることを目的とした場合が主として念頭に置かれているのでしょうか。	● 御指摘のとおり、過去の秘密漏えい事案においては、金銭的対価を伴うものが少なくないため、法第23条第1項、2項及び24条第1項において罰金刑を任意的に併科することとしました。
23	「マイナンバー法」(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)76条では、法24条に対応する「マイナンバー法」70条について国外犯を処罰することとしています。これに対し、法27条1項において、法24条の罪を対象とせず、法27条2項で刑法2条の例に従うこととしています。法27条1項と同条2項の差異についてご説明いただけますか。	● 法第27条第1項で規定している第23条の罪は身分犯であることから全ての者の国外犯を処罰する旨の刑法第2条の規定ではなく、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとしました。他方、第27条第2項で規定している第24条及び第25条の罪は非身分犯であり、全ての者の国外犯を処罰する旨の「刑法第二条の例に従う」と規定することとしました。
24	附則5条で「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」への読替えが行われていますが、「遅滞なく」とした理由は何でしょうか。	● 本条は、本法の施行に伴う防衛秘密に関する経過措置について規定したものであり、防衛秘密制度を本法の特定秘密制度に円滑に移行させるため、本法の施行日の前日において改正前の自衛隊法第96条の2第1項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特定秘密として指定した情報とみなすこととするとともに、改正前の自衛隊法第96条の2第2項第1号又は第2号の規定による標記又は通知については、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について法第3条第2項第1号又は第2号の規定によりした表示又は通知とみなすこととするものです。 ● ただし、本条の規定により特定秘密と指定した情報とみなされる防衛秘密の事項の指定には有効期間が定められておらず、他方、第4条では、特定秘密として指定をするときは、「当該指定の日から」起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとしています。 ● 特定秘密とみなされる防衛秘密の指定有効期間の起算日は「同日」すなわち「施行の日」となりますが、施行日一日で有効期間を定める作業ができないおそれがあることから、有効期間を定めるのは施行日以後遅滞なく行えばよいこととしたものです。
25	「我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大」していることに触れているが、具体的にどのようなことを指しているのか、あらためて立法事実をご教示いただきたい。(アジア太平洋地域の情勢が関係しているようだが、具体的にはどのようなことか。)	● これまでも外国情報機関等から工作を受けた公務員による情報漏えい事案が発生していましたが、近年、国際情勢の複雑化に伴い、国家間の関係が多様化するとともに、国際テロ等の新たな問題が発生し、安全保障に関する情報の重要性がより増大しており、情報漏えい等を防止するための抜本的な対策の強化が急務となっています。 ● また、高度通信ネットワーク社会の発展に伴い、ひとたび情報が漏えいすると、被害が甚大となるおそれが高まっています。 ● さらに、我が国の安全保障のためには、関係国と緊密に情報を交換することが一層重要となっています。こうした外国との情報共有は情報が各国において保全されることを前提に行われています。本法により、安全保障上の外国との情報交換が一層促進され、我が国及び国民の保護に資することが期待されます。例えば、本法が施行されることで、万が一、在アルジェリア邦人に対するテロ事件のような事件が将来発生した場合に、外国の関係機関等から我が国に対し、秘匿度の高い情報がより適切な形でより迅速に提供されることが期待されます。
26	特定秘密の範囲が広範かつ不明確という批判があるが、現在想定されている運用基準は、別表の列挙項目を、文言上も、より理解が容易な表現とし、かつ、範囲を限定していくものであるという理解でよいか。また、特別防衛秘密を除くとあるが、特別防衛秘密の運用が適切でなければ、特定秘密保護法が「ざる法」となる可能性があるが、特別防衛秘密の運用は誰が、どのようにチェックしているのか。	● 法別表に掲げられている各事項については、運用基準において、その細目をより具体的な形で定める予定です。 ● なお、特別防衛秘密については、既にMDA秘密保護法が定められており、「日米相互防衛援助協定」等に基づいて米国から供与された装備品等に係る秘密を対象としています。その保護については、引き続きMDA秘密保護法によることとしています。このため、MDA秘密保護法の運用により、特定秘密保護法が影響を受けることはありません。
27	情報管理の方法としては、人的管理とは別に、物理的管理もあるが、適性評価制度の前に、物理的管理についてはどのような取り組みを行っているのか。	● 法第5条第1項において、行政機関の長は、特定秘密の指定をしたときは、特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする旨規定しています。 ● 御指摘の「物理的管理」に係る措置を含め、特定秘密である情報を記録する文書等の保護等に必要な措置については、情報保全諮問会議の有識者の方々の御意見を聴いた上で、政令及び運用基準等において規定していくことを考えています。 ● なお、現在の特別管理秘密の物的管理については、別添3資料を参照願います。(カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針の物的管理部分)

28	適性評価は、評価対象者の同意を得て行うものとされているが、同意を拒否したことによる不利益取り扱いの防止については検討されているか。	● 法第16条において、特定秘密の保護以外の目的のために、適性評価に関する個人情報を利用又は提供することを禁止しており、同意をしなかったこと等を、例えば人事考課等特定秘密の取扱いに関係しない不利益な取扱いに利用することは、そもそもできません。
29	チェック機関については、可能な範囲での独立性・権限の明確性を担保するために法律によって設置する方向であるという理解でよいか。	● 特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、内閣総理大臣が特定秘密の指定・解除等についてチェックする機関としての役割を果たすことに資する組織として、閣議決定により、内閣官房に保全監視委員会(仮称)を設置することとしています。また、特定秘密保護法附則第9条に規定する、特定秘密の指定等について「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関」として、内閣府に、独立公文書管理監(仮称)と、その下に置かれる情報保全監察室(仮称)を設置することとしております。 ● 独立公文書管理監(仮称)及び情報保全監察室(仮称)については、自民党、公明党、日本維新の会及びみんなの党による4党協議において、「政令(または立法措置が必要な場合には立法)により設置する。」旨合意されたと承知しており、政府としては、この4党協議の結論に従い検討していく考えです。これら機関が、独立した公正な立場であることが重要であると考えており、その具体的な在り方、役割等については、今後、情報保全諮問会議の先生方の御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えます。
30	特定秘密に該当する文書と公文書管理法の対象となる公文書との関係はどのようになるのか。その適正は誰がどのような基準に基づいてチェックするのか。	● 特定秘密が記録されている行政文書等は、他の行政文書等と同様に、公文書管理法の適用を受けることになります。例えば、特定秘密が記録されている行政文書等は、行政文書ファイル管理簿による管理が行われ、行政文書ファイル管理簿は、同法により、一般の閲覧に供されることとなります。また、特定秘密が記録されている文書は、行政機関の長は保存期間が満了する日までの間、文書を保存しなければならない他、特定秘密の指定が解除され、行政文書等の保存期間が満了した場合であっても、他の行政文書等と同様に、国の機関の政策の検討過程、決定に関する重要な情報が記録された文書その他の歴史公文書等については国立公文書館等に移管しなければなりません。ただし、「特定秘密の保護に関し、必要なものとして政令で定める措置」(法第5条1項)と公文書管理法の規定とが衝突する個別の場合があれば「他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合」(公文書管理法第3条)として特定秘密保護法施行令のルールが優先します。 なお、30年を超えて特定秘密として指定をしていた特定秘密を記録した行政文書等であって、当該行政文書等の保存期間が満了したものについては、自ら指定を解除する場合であっても、全て歴史公文書等として国立公文書館等に移管するよう、運用基準で明らかにすることを検討しています。一方、30年未満で特定秘密の指定が解除され、行政文書等の保存期間が満了したものについては、他の行政文書等と同様に歴史公文書等については国立公文書館等に移管されることとなり、それ以外の文書については、廃棄するに際し、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることとなっています。 ● 特定秘密の指定に関しては、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、情報保全諮問会議の委員の御意見を反映させた基準に基づいて大臣等の行政機関の長が特定秘密を指定します。また、総理大臣が各省庁の運用状況をチェックし、委員の御意見を付して、毎年、国会に報告する仕組みを設けています。 ● さらに、 ○ 内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、内閣官房に保全監視委員会(仮称)を、 ○ 「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関」として、内閣府に、独立公文書管理監(仮称)とその下に情報保全監察室(仮称)を設置し、本法の適正な運用を確保することとしています。
31	公益通報者の保護等についても運用基準に定める予定、とのことだが、特定秘密として指定されている情報についても通報者の保護を認める方向で検討される、という理解でよいか。	● 具体的な内容については、現在当室で検討中であり、追って委員の先生方に案をお示しできればと考えております。
32	特定秘密として保護する情報については、保護した上での利活用・記録保存が重要になると思われるが、情報の破棄について禁止する方向での検討はなされているのか。	● 上記のとおり当室で検討中であり、追って委員の先生方に案をお示しできればと考えております。
33	(安倍首相によると)一般の方の生活にはまったく影響がない法律であるとのことであるが、一般人の行為が構成要件に該当しても処罰の対象にならない、ということまでを意味するものではないという理解でよいか。	● 一般人の行為が構成要件に該当する場合には処罰の対象となり得るのは御指摘のとおりです。その上で申し上げれば、公務員等以外の者が処罰の対象となるのは、外国等の利益を図る目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した場合や、特定秘密を取り扱う公務員等をそそのかして特定秘密を漏えいさせた場合等に限られます。そして、この場合には、特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要があります。 ● したがって、例えば、外国情報機関等に協力し、特定秘密を敢えて入手したような例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員等以外の一般の方々が本法により処罰対象となることは想定し難いと考えます。

34	特定秘密として保護を受けるための要件として特定秘密である旨の表示は必要無いと読めるが、表示漏れなどにより特定秘密である旨・が情報保有者に認識できない場合にも、故意犯あるいは過失犯として処罰される可能性はあるのか。	● 行政機関の職員等が、自らが漏らした情報が特定秘密であると一切認識し得なかった場合、特定秘密の漏えいの故意犯又は過失犯として処罰されることはないと考えております。 ● 御指摘のような事態が生じないよう、特定秘密の指定がなされた場合には、当該情報を含む文書等への表示措置、取扱者への周知措置等を確実に行う必要があると考えています。
35	刑事罰が重い、という批判に対しては、刑事罰が科される際のプロセスのイメージをわかりやすく示す必要があると思われる。渡辺座長のご要望で、戦後の秘密漏えい事件における取調べの経過や裁判の結果をまとめて報告していただくことになっていると思うが、国民に対してもイメージ明確化のための広報をする予定はあるか。	● 本法により刑事罰の対象となる行為については、特定秘密の対象となる具体的な情報の範囲や、特定秘密の提供の方法等について、諮問会議等における今後の検討を踏まえた上で、具体的なイメージが可能な情報の提供を行うなど、適切に対応してまいります。
36	刑事罰の要件が、「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」をはじめとして曖昧である、という批判に対して、刑事罰の対象として想定している限界事例を（刑事訴訟においては判断者は裁判所であるものの、）より具体的に示す予定はあるか。 過失による漏えい、教唆などに該当する具体的場面が想像し難いのではないか。	● 御指摘の「限界事例」については、具体的にどのような行為が本法の刑事罰の対象となり、又はならないかをあらかじめお示しすることは困難ですが、本法の刑事罰の構成要件等について可能な限り詳細に法律に規定することにより、どのような行為が刑事罰の対象となるか明らかにするよう努めているところです。 ● 具体的には、御指摘の「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」については、本法第24条第1項で例示されている「財物の窃取若しくは損壊」、「施設への侵入」、「有線電気通信の傍受」、「不正アクセス行為」といった行為に類するような行為をいいますが、不正競争防止法や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の罰則にも既に同様の規定があり、また、本法では、その内容をより明確にするため、「有線電気通信の傍受」を例示に加えるなどしており、構成要件として明確さを欠くことはないと考えております。
37	いただいた資料によると、ツワネ原則には法的拘束力がないとのことであるが、そうであるとしても、政府は本原則の趣旨を十分に踏まえたうえで各種検討を行うものである、という理解でよろしいか。 （例えば、いただいた資料では、ツワネ原則の主なポイントとして以下が 挙げられている。 「10 公務員以外の者は、秘密情報の受領、保有又は公衆への暴露に関して、制裁を受けない。また、情報を求めたり入手したりしたという事実を理由に、共謀等の容疑で訴追されるべきではなく、また、情報漏えいの捜査において情報源等につき明らかにすることを強制されるべきではない。（原則47、48）」）	● ツワネ原則は、私的機関が昨年6月に発表したものであり、それ自体法的拘束力を有するものではないと理解しています。 ● 本法では、その解釈・適用に当たっては国民の基本的人権を侵害してはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を定めており（「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。」（法22条2項））、ツワネ原則で規定されている原則から大きく逸脱しているものではないと考えています。
38	国民への説明が特に重要であるため、早期に本法律の逐条解説を作成・公表してはどうか。	● 本法の逐条解説については、現在作成中のところであり、出来次第、可能な限り早期に公表してまいります。
39	今回いただいた「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較」資料には、「知る権利」並びに情報公開制度及びその運用についての諸外国との比較がないが、そちらも整理してはどうか。	● 御指摘を踏まえ、参考となる資料を作成したいと思います。
40	先の「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に対するパブリックコメントの結果公示では、寄せられた意見の詳細が明らかではなく、また、内閣官房の今後の対応として、寄せられた意見を参考にする旨表明されているのみである。 今回行われる予定の、運用基準に関するパブリックコメントにおいては、意見及びそれに対する見解をより詳細に公示すべきではないか。 また、前回、意見募集期間が短いとの意見もあったとのことであり、今回は、十分な期間をとっていただきたい。	● 頂いた御意見や当該意見に対する政府としての考え方については、その内容や総数にもよりますが、より適切な形で、公表してまいりたいと考えております。 ● また、意見募集期間について、前回は2週間でしたが、今後、政令案及び運用基準案に対して意見募集を行う際は、より十分な実施期間を確保してまいりたいと考えております。
41	CI推進会議決定に基づく現行の適格性確認の実務運用がわかる資料	● 別添4の資料を参照願います。不開示部分については、お伺いする際に概要を別途御説明いたします。 （※CI推進会議については、別添5「カウンターインテリジェンス推進会議の設置について」を参照願います。）
42	現在の政府の秘密の指定・管理等の実務運用がわかる資料（特別管理秘密の管理規定等）	● 別添6の資料を参照願います。
43	各国が実施している適性評価の内容がわかる資料（運用上の問題点があれば、それも含む）	● 現在、諸外国の適性評価の制度比較の資料を更新すべく作業を進めているところです。ただし、調査には時間を要することが予想されますので、予めご了承願います。
44	現行の企業職員に対する適格性確認の実施要領がわかる資料	● 現行の特別管理秘密の適格性確認制度は、行政機関の職員を対象として実施されるものであり、企業職員を対象としていません。

特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（秘密指定）

＼		本法	米国	英国	独国	仏国
秘密指定	根拠規定	特定秘密の保護に関する法律	大統領令第13526号	セキュリティ・ポリシーの枠組み（政府統一基準）	保安審査法	国防秘密保全に関する政府間通達
	秘密の区分と対象の範囲	**①防衛、②外交、③特定有害活動の防止、④テロリズムの防止に関するものとして法律で別表に列挙する事項に関する情報**（公になっていないものに限る。）であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを、**特定秘密**として指定。 ※　特定秘密以外の職務上知り得た秘密についても、国家公務員法による保護の対象となる。	**①軍事計画、②インテリジェンスの情報源、③政府の外交活動、④国家安全保障に関する経済的事項等に該当する情報**を、 ①**機密**（不当な開示が国家安全保障に著しく深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの）、 ②**極秘**（不当な開示が国家安全保障に深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの）、 ③**秘**（不当な開示が国家安全保障に損害を招くと合理的に予想されるもの） に区分して指定。	**政府の有する情報その他の資産**を、 ①**機密**（治安を直接的に脅かす場合、軍隊の実効性等に対して特に重大な損害を与える場合、経済に深刻な長期的損害を与える場合等）、 ②**極秘**（国際的緊張を高める場合、軍隊の作戦上の実効性等に対し深刻な損害を与える場合、財政又は経済及び商業上の利益に実質的な有形の損害を与える場合等）、 ③**秘**（軍隊の作戦上の実効性等に対して損害を与える場合、財政又は経済及び商業上の利益に実質的に反する場合、主　要な政府の政策の作成又は実施に深刻な阻害要因となる場合等） に区分して指定。	**公共の利益のために機密にする必要のある事実、対象又は情報**を、 ①**厳秘**（権限のない者が知るに至ることで、国又は州の存立又は生命にとり重要な利益が損なわれる場合）、 ②**極秘**（国又は州の保安又は利益に重大な害を生じさせ得る場合）、 ③**秘**（国又は州の利益にとって有害となり得る場合） に区分して指定。	**①防衛、②治安、③金融・経済産業の保護、④科学・文化遺産の保護等の活動全般等に関する情報等**を、 ①**機密**（その漏えいが国防を非常に大きく害するような性質を持つ、防衛上の政府の優先課題に係る情報又はその記録媒体）、 ②**極秘**（その漏えいが国防を大きく害するような性質を持つ情報又はその記録媒体）、 ③**秘**（その漏えいが国防を害するような性質を持ち、又は機密若しくは極秘に分類される秘密の暴露をもたらすおそれのある情報又はその記録媒体） に区分して指定。
	指定権者	行政機関の長	大統領、副大統領、大統領が指定した行政機関の長と上級幹部職員	秘密の作成者又は指名された所有者	機密事項を発信する部署	首相、各大臣
	有効期間	上限5年で延長可能（原則上限30年）	原則10年で延長可能（原則上限25年）	秘指定の期限なし （国家安全保障等に関する情報は情報自由法上の20年公開原則の例外）	上限30年で延長可能	上限10年で延長可能（原則上限50年）
秘密指定の調整機関		情報保全諮問会議を通じて有識者からの御意見を聴いた上で、内閣官房が運用基準を作成。	・**情報保全監督局長**（※1）は、実施規則の制定、施行状況の監督等を行う。 ・**秘密指定に関する省庁間上訴委員会**（※2）は、情報保有者からの秘密指定に関する訴えの裁定、自動解除の適用除外に関する承認等を行う。	**内閣官房政府保全事務局**は、セキュリティ・ポリシーの枠組みの修正や連絡調整に責任を持つ。	**連邦内務省**	**国防・国家安全保障事務総局**

※1　大統領命令第12065号に基づき国立公文書館に設置された情報保全監督局の長。国立公文書館長が大統領の承認を得て指名する。
※2　大統領命令第12958号に基づき設置。関係行政機関の長が指名した者によって構成。委員長は、大統領が指名する。
＊　米国、英国、独国、仏国は情報保全のためのNATO加盟国協定を締結し、NATOに関する秘密情報の保全措置を講じている。

別表1

特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（適性評価）

＼	本法	米国	英国	独国	仏国
根拠	特定秘密の保護に関する法律	合衆国法典、大統領命令第13526号、第12968号、秘密情報へのアクセスに関する背景調査基準	人的セキュリティと国家安全クリアランスの方針に関する政府声明、セキュリティ・ポリシーの枠組み	保安審査法	国防法典、国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	行政機関の職員、契約業者の従業者、都道府県警察の職員 ※　行政機関の長、大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、政務官等は対象外	連邦政府又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者 ※ 大統領、副大統領は対象外	国、警察機関又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者 ※ 首相、大臣は対象外	連邦政府又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者及びその配偶者 ※ 大統領、首相、大臣は対象外	秘密を取り扱う者 ※ 大統領、首相、大臣は対象外
調査事項	**〈本人に関するもの〉** ①テロリズム等との関係、②犯罪・懲戒の経歴、③情報の取扱いの非違の経歴、④薬物の濫用及び影響、⑤精神疾患、⑥飲酒の節度、⑦信用状態 **〈家族・同居人に関するもの〉** 氏名・生年月日・国籍・住所	**〈本人に関するもの〉** ①人定事項、②暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与、③犯罪歴、④セキュリティ関係の非違歴、薬物の影響、⑤精神疾患、⑥アルコールの影響、⑦信用状態、⑧学歴・職歴、⑨渡航歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等	**〈本人に関するもの〉** ①人定事項、②スパイ・テロ等への関与、③犯罪歴、④薬物の影響、⑤精神疾患、⑥アルコールの影響、⑦信用状態、⑧学歴・職歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等	**〈本人に関するもの〉** ①人定事項、②反憲法組織への関与、③継続中の刑事・懲戒手続、④信用状態、⑤渡航歴、⑥学歴・職歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等	**〈本人に関するもの〉** 人定事項、学歴・職歴、渡航歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等
調査区分とそれに応じた調査内容の差異	特定秘密のみ実施	**＜調査区分＞** ①機密へのアクセス ②極秘、秘へのアクセス ③秘密区分とは別に特別な取扱いを要する機微区画情報へのアクセス **＜調査内容の違い＞** 【調査事項】 区分にかかわらず同一。 【調査手法】 ①、③は、②に比べ以下のとおり幅広い調査を実施。 ・ 関係者への質問 ・ 公私の団体への照会 ・ ポリグラフ検査（※実施できる行政機関は限定的。） ・ 配偶者・同居人についても国家機関データでのチェックを実施。	**＜調査区分＞** ①機密へのアクセス ②極秘へのアクセス ③テロリストに狙われる職への配置等 **＜調査内容の違い＞** 【調査事項】 薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響は①のみで調査。 【調査手法】 ②は警察、MI5への照会等を実施。 ①はこれに加え、本人や関係者への質問を実施。	**＜調査区分＞** ①最高機密情報へのアクセス ②極秘へのアクセス ③秘へのアクセス **＜調査内容の違い＞** 【調査事項】 区分にかかわらず基本的に同一。 【調査手法】 ①のみ関係者への質問を実施。 ①は②より幅広い機関に照会。	**＜調査区分＞** ①機密へのアクセス ②極秘へのアクセス ③秘へのアクセス **＜調査内容の違い＞** 調査中
統一的な実施機関	情報法保全諮問会議を通じて有識者からの御意見を聴いた上で、内閣官房が運用基準を作成。	連邦人事管理局が調査を実施（FBI等を除く）。	内閣官房で調査指針を作成。 国防省国防調査庁及び外務省に調査を委託可能。	連邦憲法擁護庁及び軍防諜局に調査を委託可能。	内務省対内中央情報局が調査を実施（国防省を除く。）。

＊米国、英国、独国、仏国は情報保全のためのNATO加盟国間協定を締結し、NATOに関する秘密情報の保全措置を講じている。

特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（罰則）

＼		本法	米国	英国	独国	仏国
主な罰則	根拠規定	特定秘密の保護に関する法律	合衆国法典	公務秘密法	刑法	刑法
	漏えい	・特定秘密を取り扱うことを業務とする者による特定秘密の漏えい 【10年以下の懲役・罰金】 ・公益上の必要により行政機関から特定秘密の提供を受け、これを知得した者による漏えい 【5年以下の懲役・罰金】	・外国を利する等の意図を有する者による外国政府への国防情報の漏えい 【死刑、無期・有期刑】 ・行政機関の職員等による安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい 【10年以下の自由刑、罰金】	・国の治安・利益を損なう目的による敵に有用な情報の漏えい 【3年以上14年以下の自由刑】 ・公務員等による防衛情報、国際関係情報、犯罪を惹起する情報等の漏えい 【2年以下の自由刑、罰金】	・外国勢力への漏えい、外国勢力に利益を与える等の目的による無権限者への漏えい 【1年以上の自由刑】 ・その他の国家機密の公表等 【6月以上5年以下の自由刑等】 ・公務員による秘密の漏えい 【5年以下の自由刑、罰金】	・国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい 【15年以下の自由刑、罰金】 ・職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者による漏えい 【7年以下の自由刑、罰金】
	過失犯	・特定秘密を取り扱うことを業務とする者の過失による漏えい 【2年以下の禁錮・罰金】 ・公益上の必要により特定秘密の提供を受け、これを知得した者の過失による漏えい 【1年以下の禁錮・罰金】	・重過失によって、適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑、罰金】	・公務員等による秘密文書等に関する注意懈怠 【3月以下の自由刑、罰金】	・国家秘密を過失により無権限者に漏えいし、対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑、罰金】 ・公務員の過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑、罰金】	・職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者の過失による漏えい 【3年以下の自由刑、罰金】
	取得	・ 外国の利益を図るなどの目的で、①人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、②財物の窃取、③施設への侵入、④有線電気通信の傍受、⑤不正アクセス行為、⑥②～⑤以外の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為 【10年以下の懲役・罰金】	・外国を利する等の意図を有する者による国防情報の取得 【10年以下の自由刑、罰金】 ・安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得 【10年以下の自由刑、罰金】	国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 【3年以上14年以下の自由刑】	漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】	・国民の基本的利益に関する情報を外国勢力へ漏えいする目的での収集 【10年以下の自由刑、罰金】 ・国防上の秘密の取得 【5年以下の自由刑、罰金】

別添2

防衛省訓令第３８号

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和２９年政令第１４９号）第７条の規定に基づき、防衛秘密の保護に関する訓令を次のように定める。

平成１９年４月２７日

防衛大臣　久間　章生

特別防衛秘密の保護に関する訓令

改正　平成19年 8月10日省訓第 49号
平成19年 8月30日省訓第145号
平成19年 9月28日省訓第162号
平成20年 3月25日省訓第 12号
平成21年 3月31日省訓第 25号
平成21年 7月29日省訓第 48号
平成22年 6月25日省訓第 25号
平成23年 4月 1日省訓第 16号
平成24年 9月28日省訓第 36号

特別防衛秘密の保護に関する訓令（昭和３３年防衛庁訓令第５１号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　特別防衛秘密の保護（第７条－第１５条）
第３章　秘密区分の指定、変更、解除、標記の表示及び通知（第１６条－第１９条）
第４章　登録等（第２０条－第２２条）
第５章　複製等（第２３条－第２９条）
第６章　伝達、送達及び合議等（第３０条－第３６条）
第７章　接受、保管及び貸出し（第３７条－第４３条）
第８章　回収及び破棄（第４４条－第４６条）
第９章　検査（第４７条・第４８条）
第１０章　雑則（第４９条－第５３条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和２９年法律第１６６号）に規定する特別防衛秘密であって防衛大臣が取り扱うもの（以下「特別防衛秘密」という。）の保護のため必要な措置を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この訓令において「官房長等」とは、官房長、局長、幕僚長（統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。以下同じ。）、情報本部長及び装備施設本部等（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部をいう。以下同じ。）の長並びに地方防衛局長をいう。

２　この訓令において「令」とは、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令をいう。

３　この訓令において「関係職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

（１）特別防衛秘密に関する事務をつかさどる者で、次に掲げるもの（以下「管理者」という。）

ア　内部部局にあっては、次長、衛生監、技術監、報道官、審議官、米軍再編調整官、参事官並びに課長及びこれに準ずる者

イ　統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部にあっては、部長又は課長及びこれに準ずる者として幕僚長が指定した者

ウ　情報本部にあっては、情報官、情報評価官及び情報保全官並びに部長又は課長（通信所の課長を除く。）及びこれらに準ずる者として情報本部長が指定した者

エ　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関にあっては、幕僚長が指定した者

オ　装備施設本部等にあっては、部長又は課長及びこれに準ずる者並びにこれらに準ずる者として装備施設本部等の長が指定した者

カ　地方防衛局にあっては、部長及びこれに準ずる者並びにこれらに準ずる者として地方防衛局長が指定した者

（２）管理者の職務上の上級者

（３）前２号に掲げる者以外の者で、特別防衛秘密に係る起案、運用、調査研究等の事務を命ぜられたもの（以下「取扱者」という。）

（４）特別防衛秘密に関し、当然協議又は合議を受けるべき者

（５）第４条の保全責任者及びその職務を代行する職員

（６）特別防衛秘密に属する文書若しくは図画（電磁的記録（電子計算機に用いられるものについては、可搬記憶媒体に限る。）を含む。以下同じ。）又は物件につき官房長等又はその指定した者から特にこれらの保管を命ぜられた者

（取扱者）

第３条　取扱者は、官房長等が指定する者とする。

（保全責任者）

第４条　官房長等又はその指定した者は、保全責任者を部下職員の中から指定するものとする。

２　保全責任者は、この訓令の定めるところによりその職務上の上級者である管理者又はその職務上の上級者の管理に係る特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の保管（第２条第３項第６号に掲げる者による保管を除く。）及びこれに伴う事務を行うほか、事務次官の定めるところにより特別防衛秘密の保護を適切にするための措置を講ずるものとする。

３　保全責任者の職務上の上級者である管理者は、保全責任者の補助者を指定することができる。

４　保全責任者の職務上の上級者である管理者は、保全責任者が不在等のため、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員を指定することができる。

（管理者及び保全責任者の責任）

第５条　管理者及び保全責任者は、部下職員である関係職員及び保全責任者の補助者に対し、特別防衛秘密の保護に関する適切な監督及び指導を行わなければならない。

（関係職員の範囲の制限）

第６条　関係職員の指定に当たっては、秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成２１年防衛省訓令第２５号）第２条第５号に規定する適格性又は同訓令第１３条に規定する臨時の適格性を付与された者を充てるものとし、その範囲は、必要最小限にとどめなければならない。

第２章　特別防衛秘密の保護

（防ちょう）

第７条　職員は、特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件が探知、収集又は破壊されないように努めなければならない。

第８条　削除

（保全教育）

第９条　官房長等（内部部局にあっては、官房長）は、職員に対し、特別防衛秘密の保護に必要な知識の徹底及び意識の高揚を図るため、保全教育を実施するものとする。

（掲示）

第１０条　令第５条に規定する掲示は、官房長等又はその指定した者が行うものとする。

２　前項の掲示が行われたときは、官房長等は、その掲示の場所、期間及び必要と

する理由等を付して、防衛大臣へ報告しなければならない。

3　第1項の掲示は、別記第1号様式によるものとする。

（掲示施設内への立入り）

第１１条　令第５条に規定する掲示のある施設内には、その掲示を行った者の許可を受けた者でなければ立ち入らせてはならない。

（機器持込み制限）

第１２条　管理者又は施設を管理する者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。

（１）第１０条の規定により掲示された場所

（２）日常的に特別防衛秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特別防衛秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）

（３）特別防衛秘密を取り扱う会議を実施する会議室（当該会議の実施中に限る。）

（４）特別防衛秘密物件等を保管する保管施設

2　前項の規定による管理者又は施設を管理する者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの禁止に必要な措置を講じなければならない。

3　前項の規定による掲示のある場所には、保全責任者又はその職務上の上級者の許可を受けた者でなければ、機器持込みをさせてはならない。

（特別防衛秘密電子計算機情報）

第１３条　職員は、特別防衛秘密に係る電子計算機情報（以下「特別防衛秘密電子計算機情報」という。）について、これを取り扱うものとして、官房長等又はその指定した者が認めた情報システム以外の情報システムで取り扱ってはならない。

2　特別防衛秘密電子計算機情報は、官房長等又はその指定した者が認めた場合を除き、可搬記憶媒体に格納しなければならない。

3　関係職員は、特別防衛秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納するに当たり、所定の暗号による秘匿措置を講じなければならない。ただし、当該秘匿措置を講じることにより職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、官房長等がやむを得ないと認める場合に限り、当該秘匿措置を講じることなく特別防衛秘密電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納することができる。

（紛失時等の措置）

第１４条　特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件が紛失し、漏えいし、若しくは破壊されたとき又はそれらの疑い若しくはおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置がとられなければならない。

（１）関係職員は、適切な措置を講ずるとともに、その旨を職務上の上級者に報告しなければならない。

（２）関係職員以外の職員は、その旨を関係職員又は職務上の上級者に知らせなければならない。

（３）官房長等は、その旨を防衛大臣に報告するとともに、アメリカ合衆国政府（以下「米国」という。）へ通知しなければならない。

２　官房長等は、前項の事実の調査を行い、かつ、防護上必要な措置を講じ、速やかに、その旨を防衛大臣に報告するとともに、米国へ通知しなければならない。

（特定特別防衛秘密）

第１５条　防衛大臣は、米国との間に特別防衛秘密に係る協定又は細目取極が締結された場合において、必要があると認めるときは、これらにより供与を受けることとなる特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を特別の保護を要するものとして指定するものとする。

２　前項の規定により指定された特別防衛秘密の保護の方法については、別に定める。

第３章　秘密区分の指定、変更、解除、標記の表示及び通知

（秘密区分の指定）

第１６条　米国から特別防衛秘密に属する事項若しくは文書、図画若しくは物件を供与されたとき、又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件が複製若しくは製作されたとき、若しくは第２３条第１項の規定によりこれらの複製若しくは製作を承認するときは、官房長等は、米国の秘密区分を明示した書類を添え、書面により、防衛政策局長を経て、防衛大臣へ進達しなければならない。

２　防衛政策局長は、前項の特別防衛秘密につき、その内容を検討したうえ、秘密区分の指定に関する案を添えて防衛大臣の決裁を受けなければならない。

３　秘密区分の指定は、前項に規定する防衛大臣の決裁があった時をもって行われたものとする。

（秘密区分の変更及び解除）

第１７条　特別防衛秘密の秘密区分の変更又は解除は、前条に準じて行うものとする。

２　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づく開示請求により特別防衛秘密に属する文書又は図画の全部を開示する旨決定されたときは、当該文書又は図画の秘密区分の解除を行うものとする。

（標記等）

第１８条　特別防衛秘密に属する文書又は図画についてはその右上部及び左下部に、物件についてはその適当な場所に、令第３条に規定する標記を付し、これに加

え、別記第１号の２様式の表示を赤色（やむを得ない場合は、他の色）で同様に付さなければならない。ただし、やむを得ないときは、他の場所に付すことができる。

（通知）

第１９条　令第２条第４項並びに第４条第１項及び第２項に規定する通知は、別記第２号様式によるものとする。

第４章　登録等

（登録）

第２０条　官房長等は、秘密区分の指定が行われたときは、速やかに、これを特別防衛秘密登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

２　官房長等は、秘密区分の変更又は解除が行われたときは、速やかに、登録簿の登録を変更し、又は抹消するものとする。

３　第１項の登録簿は、別記第３号様式のとおりとする。

（登録番号の表示）

第２１条　秘密区分の指定のある特別防衛秘密に属する文書又は図画についてはその左上部に、物件についてはその適当な場所に、登録番号を表示するものとする。ただし、やむを得ないときは、他の場所に表示することができる。

２　前項の表示は、別記第４号様式によるものとする。

３　第１項の表示ができないとき、又は表示をすることが適当でないときは、これを行わないことができる。

４　前項の規定により第１項の表示を行わないときは、当該登録番号その他所要の事項を関係者に対し、文書により、通知しなければならない。

（保存期間の指示）

第２２条　官房長等は、米国から供与された特別防衛秘密に属する文書又は図画について秘密区分の指定が行われた場合には、当該文書又は図画について保存期間を指示するものとする。

２　前項に規定するもののほか、官房長等は、当該特別防衛秘密に属する文書又は図画が複製又は製作される場合には、それに先だって、当該文書又は図画について保存期間を指示するものとする。

３　官房長等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第４条に規定する開示請求があった場合その他の場合には当該保存期間の延長を指示するものとする。

第５章　複製等

（複製等の承認）

第２３条　特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を複製又は製作するときは、あらかじめ、防衛大臣の承認を得なければならない。

２　前項の承認を得ようとするときは、取扱者の職名を明らかにした上で、複製又は製作する理由、その数量、送付先、委託先等を明示しなければならない。

３　第１項の複製又は製作は、管理者又はその指定する者の立会いのもとに行わなければならない。ただし、真にやむを得ない場合で、管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

（文書及び図画の外部への委託の禁止）

第２４条　特別防衛秘密に属する文書又は図画の複製又は製作は、政府機関以外の者に委託してはならない。

（物件の外部への委託）

第２５条　特別防衛秘密に属する物件の製作、修理、実験、調査研究、複製等（以下「製作等」という。）を政府機関以外の者に委託するときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

２　特別防衛秘密に属しない物件の製作等を政府機関以外の者に委託するとき、又は前項の規定により特別防衛秘密に属する物件の製作等を政府機関以外の者に委託するときは、前条の規定にかかわらず、あらかじめ防衛大臣の承認を受けて、当該物件の製作等に必要な特別防衛秘密に属する文書又は図画の複製又は製作をその委託先に委託することができる。

（委託時の調査）

第２６条　前条の規定により、政府機関以外の者に、特別防衛秘密に属する物件の製作等を委託するとき、又は特別防衛秘密に属する文書若しくは図画の複製若しくは製作を委託するときは、当該政府機関以外の者について厳密な調査を行い、秘密保護上支障がないことを確認した後、委託の許可を申請しなければならない。

（秘密保護に関する契約条項）

第２７条　令第６条に規定する秘密保持に関する規定は、特に支障のない限り、別記第５号様式の基準によるものとする。

２　前項の秘密保持に関する規定を設けるに当たっては、委託先が定める秘密保持に関する規則において、秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第１６条に規定する事項が確保されていることを確認するものとする。

（下請負）

第２８条　第２５条の規定による委託の委託先から下請負の許可の申請がなされた場合において、当該下請負者が当該委託先との契約に係る特別防衛秘密に属する物件の製作等又は文書若しくは図画の複製若しくは製作を行うことについては、第２５条に規定する許可を受け、かつ、当該下請負者が、令第６条及び前条に規定する秘密保持に関する規定を含む契約を防衛省と行った場合に限り、許可する

ことができる。

（複製等の登録等）

第２９条　特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を複製又は製作したときは、第１８条、第２０条、第２１条及び第４２条の規定に準じて、標記等の表示、登録又は登載をしなければならない。

第６章　伝達、送達及び合議等

（外部への伝達及び送達）

第３０条　防衛省以外の者に特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を伝達又は送達するときは、防衛大臣の許可を受けなければならない。ただし、第２５条の規定による委託並びに第３９条第１項及び第２項の規定による貸出しに係る伝達又は送達については、この限りでない。

２　前項本文の規定にかかわらず、政府機関に文書若しくは図画の複製若しくは製作を委託する場合又は防衛省以外の者に物件の製作等を委託する場合において、当該文書若しくは図画の製作又は物件の製作等に必要な特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件をその委託先に伝達又は送達するときは、官房長等の許可を受けてこれらを行うことができる。

３　第２６条及び令第６条の規定は、第１項本文の規定により許可を受けて特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を伝達又は送達する場合で、その相手方が政府機関以外の者であるときについて準用する。

（文書、図画及び物件以外の方法による伝達）

第３１条　特別防衛秘密に属する事項を文書、図画及び物件以外の方法により伝達するときは、その秘密区分を明示するほか、その秘密の保護につき注意を促す等必要な措置を講じなければならない。

２　特別防衛秘密に属する事項を電気通信（電話を除く。第４項において同じ。）の方法により伝達するときは、所定の暗号によらなければならない。

３　いかなる場合においても、特別防衛秘密に属する事項を電話により伝達してはならない。

４　特別防衛秘密に属する事項を文書、図画及び物件並びに電気通信、電話及び口頭以外の方法より伝達するときは、官房長等（内部部局にあっては、官房長）の定めるところによる。

（送達の方法）

第３２条　特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を送達するときは、関係職員が携行するものとする。ただし、極秘又は秘の指定のあるものについては、管理者又はその職務上の上級者の指定する職員が携行することができる。

２　管理者又はその職務上の上級者の指示があるときは、前項の規定にかかわらず

、当分の間、極秘又は秘の指定のある特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を次の各号に掲げる方法により、送達することができる。

（１）極秘の指定のあるものについては、書留（郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４５条第１項に規定する書留をいう。次号において同じ。）とした第１種郵便物（同法第２０条第１項に規定する第１種郵便物をいう。次号において同じ。）

（２）秘の指定のあるものについては、書留とした第１種郵便物又は日本郵便株式会社が書留と同様に取り扱う荷物

３　前２項の方法により送達することができないとき又は送達することが不適当であるときは、官房長等（内部部局にあっては、官房長）の定めるところによる。

（文書及び図画の封筒等）

第３３条　特別防衛秘密に属する文書又は図画を送達するときは、封筒又は包装を二重にして封かんしなければならない。ただし、関係職員が携行する場合で、管理者又はその職務上の上級者が秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

２　前項の封筒又は包装には、不透明質のものを用い、秘密区分をその内側のもののみに表示するものとする。

（物件の包装）

第３４条　特別防衛秘密に属する物件を送達するときは、前項の規定を準用するほか、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、包装を厳重にする等の措置を講じなければならない。

（受領証等）

第３５条　特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を送達するときは、これらの接受を明確にするため、受領証又は官房長等（内部部局にあっては、官房長）の定める簿冊に、あて名人又は関係職員の受領の認印を徴するものとする。

（合議等）

第３６条　機密又は極秘の指定のある特別防衛秘密に属する文書又は図画についての合議等（決裁を受け、又は合議をし、若しくは供覧することをいう。次項において同じ。）は、関係職員が当該文書又は図画を携行して直接行わなければならない。

２　特別防衛秘密に属する文書又は図画についての合議等は、当該文書又は図画を赤色調の容器又は封筒に入れて行わなければならない。ただし、関係職員が携行して直接行う場合で、管理者又はその職務上の上級者が秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

第７章　接受、保管及び貸出し

（文書及び図画の接受）

第３７条　封かんされている特別防衛秘密に属する文書又は図画は、名あて人又はその指定した関係職員でなければ開封してはならない。

２　特別防衛秘密に属する文書又は図画を接受したときは、異状の有無を確かめた後、官房長等（内部部局にあっては、官房長）の定める簿冊に登載のため、保全責任者に交付しなければならない。

（文書及び図画の保管）

第３８条　特別防衛秘密に属する文書又は図画は、保全責任者が保管するものとする。

２　官房長等は、特別防衛秘密に属する文書及び図画の保管が集中して行われるよう努めなければならない。

３　第１項の規定による保管については、官房長等（内部部局にあっては、官房長）の定めるところにより、特別防衛秘密に属する文書又は図画の保管状況を明確にしなければならない。

（文書及び図画の貸出し）

第３９条　特別防衛秘密に属する文書又は図画は、関係職員で管理者の承認したもの以外の者に貸し出してはならない。ただし、防衛大臣の許可を受けたときは、これらを防衛省以外の者に貸し出すことができる。

２　前項の規定にかかわらず、政府機関に文書若しくは図画の複製若しくは製作を委託する場合又は防衛省以外の者に物件の製作等を委託する場合において、当該文書若しくは図画の製作又は物件の製作等に必要な特別防衛秘密の属する文書又は図画をその委託先に貸し出すときは、官房長等の許可を受けてこれを行うことができる。

３　第２６条及び令第６条の規定は、第１項ただし書の規定により特別防衛秘密の属する文書又は図画を貸し出す場合で、その相手方が政府機関以外の者であるときについて準用する。

４　前条第３項の規定は、特別防衛秘密の文書又は図画の貸出しについて準用する。

（文書及び図画の保管容器）

第４０条　特別防衛秘密に属する文書又は図画は、その秘密区分に従い、少なくとも、次に掲げる容器に保管しなければならない。

（１）機密は、三段式文字盤かぎのかかる金庫

（２）極秘は、三段式文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱

（３）秘は、かぎのかかる鋼鉄製の箱

２　前項の規定によることができないときは、官房長等（内部部局にあっては、官房長）の定めるところによる。

（物件の接受、保管及び貸出し）

第４１条　特別防衛秘密に属する物件の接受、保管及び貸出しについては、前４条の規定を準用するほか、必要な事項は、官房長等（内部部局にあっては、官房長）が定める。

（登載）

第４２条　保全責任者は、その保管に係る特別防衛秘密に属する文書、図画、又は物件について、通知、送達、回収又は破棄が行われたときは、その旨を第３７条第２項に規定する簿冊に登載するものとする。

（閲覧記録）

第４２条の２　管理者は、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の取扱いの経過を明確にするため、個別の文書、図画又は物件ごとに官房長等（内部部局にあっては、官房長）の定める閲覧簿を備え、これに取り扱った職員の氏名、日時、場所等を記録させるものとする。

２　前項の場合において、管理者は、職務の性質上当該特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を取り扱うべき者であることが自明であるとして官房長等が認める者については、当該閲覧簿への記録を省略させることができる。

第４３条　削除

第８章　回収及び破棄

（回収）

第４４条　官房長等は、必要があると認めるときは、その所掌に係る特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を回収することができる。

２　官房長等は、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を送達するときは、これらの回収の時期について条件を付けることができる。

３　官房長等は、前項の規定により付けた条件を変更し、又は解除することができる。

４　官房長等は、前項の規定により条件を変更し、又は解除したときは、その旨を関係者に対し、文書により、通知しなければならない。

（破棄）

第４５条　官房長等は、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の破棄について、指示を行うものとする。ただし、文書又は図画に係る破棄の指示については、次に掲げる場合に限る。

（１）第２２条の規定により指示された保存期間（延長された場合にあっては延長後の保存期間。以下同じ。）が満了した場合

（２）前条又は次条の規定により回収した場合（保存期間が満了する前の文書又は図画については、それと同一のものを保存しているときに限る。）

（３）保存期間が満了する前に特別な理由が生じた際に防衛大臣の承認を得た場合

２　保全責任者は、その保管に係る特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件について、官房長等から前項の指示があったときは、管理者の指定する関係職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の方法により確実に破棄しなければならない。

３　特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を保管し、又は所持する職員は、秘密の保護上真にやむを得ないと認める相当の理由があり、かつ、他に秘密を保護する手段がないと認めたときは、第１項の規定かかわらず、これらを破棄することができる。

４　前項の規定に基づき、保存期間の満了する前の文書又は図画を破棄する場合は、防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、破棄後速やかにその旨を防衛大臣に報告することで足りる。

５　前２項の規定により特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件が破棄されたときは、その旨を官房長等に報告しなければならない。

（不用文書等の措置）

第４６条　管理者又はその職務上の上級者は、その管理する特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件が不用となったときは、官房長等に対し、文書又は図画については回収の指示を、物件については破棄又は回収の指示を求めるものとする。

第９章　検査

（定期検査及び臨時検査）

第４７条　官房長等は、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の秘密の保護の状況について、定期検査を年２回以上実施しなければならない。

２　官房長等は、前項の定期検査のほか、必要があるときは、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の特定のものについて、その秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。

３　前２項の検査は、官房長等が指定する関係職員に行わせることができる。

（引継時の検査）

第４８条　管理者又はその職務上の上級者は、保全責任者が転勤等により交代したときは、確実に事務の引継ぎを行わせ、その状況を検査しなければならない。

第１０章　雑則

（指定前の特別防衛秘密についての特例）

第４９条　特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件で、まだ秘密区分の指定をされていないものに対するこの訓令の適用については、米国の秘密区分に相当する秘密区分の指定がされているものとして取り扱うものとする。

（複製又は製作中の取扱い）

第５０条　複製又は製作中の文書、図画又は物件で、その複製又は製作の完了後特別防衛秘密に属することとなるものについては、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件に準じて保護しなければならない。

（法令に基づく立入り等についての特例）

第５１条　第１１条及び第３０条の規定にかかわらず、防衛省以外の政府機関の職員が法令に基づき職務のため令第５条に規定する掲示のある施設内に立入りを求め、又は特別防衛秘密に属する事項若しくは文書、図画若しくは物件の伝達若しくは送達を求めた場合における当該立入り又は伝達若しくは送達については、事務次官の定めるところによる。

（協議及び協力）

第５２条　官房長等は、特別防衛秘密の保護につき、常に協議し、及び調整するほか、相互に協力するものとする。

（特別防衛秘密の目的外利用の禁止）

第５２条の２　特別防衛秘密は、米国の事前の書面による承認を得ることなく、当該特別防衛秘密が提供された目的以外の目的のために利用してはならない。

（委任規定）

第５３条　この訓令の実施に関し必要な事項は、官房長等（内部部局にあっては、官房長）が定める。

２　この訓令により難いときは、官房長等（内部部局にあっては、官房長）は、防衛大臣の承認を得て、特別の定めをすることができる。

附　則（平成１９年防衛省訓令第３８号）

１　この訓令は、平成１９年５月１日から施行する。ただし、第１２条及び第１３条第３項の規定は、平成１９年８月１日から施行する。

２　情報システムの性能その他の技術的な理由により第１３条第３項の規定に基づく秘匿措置を講ずることが困難な情報システムについては、可搬記憶媒体に電子計算機情報を格納する機能を使用できないように措置しなければならない。ただし、同項ただし書の規定に基づき、職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、官房長等がやむを得ないと認めて電子計算機情報を可搬記憶媒体に格納する場合に限り、その措置を解除することができる。

３　前項の措置は、平成１９年８月１日までに行うものとする。

附　則（平成１９年防衛省訓令第４９号）

この訓令は、平成１９年８月１０日から施行する。

附　則（平成１９年防衛省訓令第１４５号）（抄）

１　この訓令は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則（平成１９年防衛省訓令第１６２号）

この訓令は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２０年防衛省訓令第１２号）（抄）

1　この訓令は、平成２０年３月２６日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定については、平成２０年７月１日から施行する。

（１）秘密保全に関する訓令の一部改正にかかる目次の改正規定及び第４５条の２の改正規定

（２）防衛秘密の保護に関する訓令の一部改正にかかる目次の改正規定及び第４０条の２の改正規定

（３）特別防衛秘密の保護に関する訓令の一部改正にかかる第３条、第２３条第１項及び第２項、第２５条並びに第４２条の２の改正規定

附　則（平成２１年防衛省訓令第２５号）（抄）

（施行期日）

1　この訓令は、平成２１年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成２１年防衛省訓令第４８号）

この訓令は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則（平成２２年防衛省訓令第２５号）

この訓令は、平成２２年６月２５日から施行する。

附　則（平成２３年防衛省訓令第１６号）

この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年防衛省訓令第３６号）

この訓令は、平成２４年１０月１日から施行する。

別記第１号様式（第１０条関係）

注　　意

許可を受けないで｛この内に立ち入ること／この附近をうろつくこと／○○に近づくこと｝を

禁止する。

以上のとおり、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令第５条の規定により掲示する。

年　　月　　日

防　　衛　　省

備　考

大きさは、適宜とする。

別記第１号の２様式（第１８条関係）

3.6cm

米　国　政　府

1.8cm

備考　やむを得ないとき又は不適当なときは、適宜の大きさとする。

別記第２号様式（第１９条関係）　その１（指定通知書）

年　　月　　日

殿

防　衛　大　臣　名

特別防衛秘密について（通知）

標記について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）{第２条第４項 / 第４条第１項}の規定に基づき、下記のとおり{秘密区分の指定を行った / 秘密区分がされている}ので通知する。

記

1　登録番号及び特別防衛秘密の名称

2　秘密区分

3　指定年月日

別記第２号様式（第１９条関係）　その２（変更通知書）

年　　月　　日

殿

防　衛　大　臣　名

特別防衛秘密について（通知）

標記について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）{第2条第4項 / 第4条第1項 / 第4条第2項}の規定に基づき、下記のとおり{秘密区分の変更を行った / 秘密区分が変更された}ので通知する。

記

1　登録番号及び特別防衛秘密の名称

2　従前の秘密区分

3　変更された秘密区分

4　変更年月日

別記第２号様式（第１９条関係）　その３（解除通知書）

年　　月　　日

殿

防　衛　大　臣　名

特別防衛秘密について（通知）

標記について、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）{第2条第4項／第4条第1項／第4条第2項}の規定に基づき、下記のとおり{秘密区分の解除を行った／秘密区分が解除された}ので通知する。

記

1　登録番号及び特別防衛秘密の名称

2　従前の秘密区分

3　解除年月日

別記第３号様式（第２０条関係）

種　類

秘密区分	名　　称	登録番号
回収の条件		米国の秘密区分

変更秘密区分	指定年月日	変更年月日	解除年月日
	根拠文書	根拠文書	根拠文書

登録年月日	数量	一連番号	接受者、接受部隊等	備考

別記第４号様式（第２１条関係）

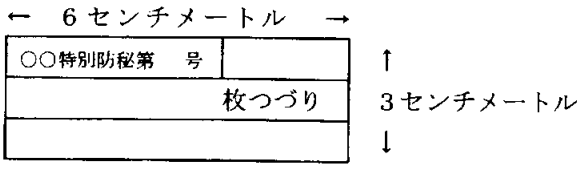

備考　１　上欄の右側には、一連番号を記入する。

２　中欄には、文書又は図画の枚数（表紙及び裏表紙を含む。）を記入する。

３　下欄には、条件を記入する。

４　やむを得ないとき、又は不適当なときは、大きさは適宜とすることができる。

別記第５号様式（第２７条関係）

特別防衛秘密の保護に関する特約条項

（乙の一般義務）

第１条　乙（契約業者）は、主たる契約条項に基づく特別防衛秘密の保護に関しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保護の万全を期さなければならない。

２　乙は、乙の従業員、下請負を行う場合においてはその相手方（以下「下請負者」という。）その他甲により特別防衛秘密の表示のある特別防衛秘密に属する文書又は図画（以下「特定資料」という。）又は特別防衛秘密の指定のある特別防衛秘密に属する物件（以下　「特定物件」という。）を取扱う場所への立ち入りが許可された者の故意又は過失により特別防衛秘密が漏えいしたときであっても、その責任を免れることはできない。

（送達）

第２条　甲は、特定資料又は特定物件を乙に交付するときは、特別防衛秘密及び米国政府の標記を付し、書面をもって送達するものとする。

（特定資料の保護措置）

第３条　乙は、主たる契約の説明書、仕様書、計算書、図表等のうち、特定資料を特別防衛秘密の取扱いの業務に従事する者（以下「関係社員」という。）以外の者に供覧してはならない。

２　乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧してはならない。

（特定物件の保護措置）

第４条　乙は、特定物件について、その保管中取扱いの慎重を期して、関係社員以外の者に供覧してはならない。

２　乙は、関係社員であっても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

（特定資料及び特定物件の複製等）

第５条　乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製若しくは製作し、又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、甲の許可を得なければならない。

２　乙は、主たる契約又は前項の甲の許可により特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をする場合は、あらかじめ、実施の細部について甲と協議し、甲又は甲の代理者の立会のもと行わなければならない。

３　第１項に規定する特定資料及び特定物件の複製等において完成に至らなかったものは、甲の指示に従い、特別防衛秘密として探知することが困難となるよう、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の方法により、確実に破棄しなければならない。

（特別防衛秘密の表示等）

第６条　乙は、特定資料又は特定物件を複製又は製作したときは、これらに特別防衛秘密、米国政府、登録番号等の表示を付さなければならない。

（実施報告）

第７条　乙は、特定資料若しくは特定物件を接受、複製、送達、製作若しくは甲からの指示により破棄したとき、又は第５条に規定する特定物件の設計資料、見取図、試験成績表等の複製、製作若しくは写真撮影をしたときは、速やかに、甲に対し、その旨を書面により報告しなければならない。

（立入禁止措置）

第８条　乙は、特定資料又は特定物件が取り扱われている場所について、立入りを禁止しなければならない。

２　前項の規定により立入りを禁止した場合、当該場所を管理する者は、当該場所に立ち入ってはならない旨の掲示その他立入禁止に必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、関係社員以外の者を、みだりに第１項に規定する場所に立ち入らせ、又はその付近に必要以上に近づかせてはならない。

４　乙は、関係社員に対しても、作業に必要な限度を超えて、第１項に規定する場所に立ち入らせてはならない。

（秘密保全規則）

第９条　乙は、社（工場）内における特別防衛秘密の保護を確実に行うため、この特約条項締結の日から１箇月以内（着工の時期が１箇月以内に到来するときは着工の日まで）に特別防衛秘密の保全に関する規則を作成のうえ、甲の確認を受けるものとする。ただし、その規則が既に作成され、甲の確認済みであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

２　乙は、前項により甲の確認を受けた特別防衛秘密の保全に関する規則を変更するときは、あらかじめ、甲に届出なければならない。

３　第１項の規則には、次の各号に示す事項を明らかにした条項を規定するものとする。

（１）保管責任者及び取扱者の任命の方法及び責任範囲

（２）秘密区分の標記の表示方法

（３）特別防衛秘密の保管及び取扱いのため必要な簿冊の整備

（４）社（工場）内における立入禁止に関する措置

（５）特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の製作、複製及び写真撮影に関する手続及び方法

（６）特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件の接受、送達、保管、貸出し、引継ぎ及び返却に関する手続及び取扱方法

（７）特別防衛秘密の保護状況の検査に関する事項

（８）非常の場合の措置

（９）特別防衛秘密の漏えい、紛失、破棄等の事故が発生したときの措置

（１０）その他必要な事項

（特定資料等の返却等）

第１０条　乙は、甲が交付した特定資料及び特定物件並びに第５条の規定により複製、製作又は写真撮影をしたすべての資料を契約終了後、直ちに、甲に返却し、又は提出しなければならない。

（検査）

第１１条　乙は、特別防衛秘密の取扱いのため必要な簿冊を整備し、毎月１回以上特別防衛秘密の保護の状況について点検を行い、甲又は甲の代理者の検査を受けなければならない。

２　甲又は甲の代理者は、必要があると認めたときは、前項の検査を行うほか、特別防衛秘密の保護の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

（保管状況報告）

第１２条　乙は、毎年６月末日及び１２月末日現在の特定資料及び特定物件の保管の状況を甲に報告しなければならない。

（特定資料又は特定物件を取扱う場所の新設等）

第１３条　乙は、特定資料又は特定物件を取り扱う場所を新設し、又は変更するときは、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

（事故発生時の措置）

第１４条　乙は、特別防衛秘密の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。

２　甲は、別に定める秘密保全の確保に関する違約金条項の規定に基づき違約金を請求することができる。

（保全教育）

第１５条　乙は、関係社員に対し、年間計画を立て、保全教育を実施しなければならない。

２　乙は、保全教育を実施する場合は、その内容及び実施方法について、この特約条項締結の日から１箇月以内（着工の時期が１箇月以内に到来するときは、着工の日まで）に甲の確認を受けなければならない。ただし、その内容等が既に甲の確認済みのものであるときは、特別の指示がない限り、届出をすれば足りる。

３　乙は、前項の規定により甲の確認を受けた事項に変更がある場合には、あらかじめ、甲の確認を受けなければならない。

４　乙は、毎年、甲が指示する時期に、保全教育の実施状況を、甲に報告しなければならない。

（下請負）

第１６条　乙は、特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを　得ず下請負を行う場合は、あらかじめ、甲に対し、下請負の相手方、契約内容、秘密保護の手段等を記した書面を添えて甲の許可を得なければならない。

２　前項の規定により下請負を行う場合において、下請負者は、防衛省と秘密保持に関する規定を含む契約を結んでいる者でなければならない。

３　第１項の規定により下請負を行う場合において、物件の輸送、施設の警備その他特別防衛秘密の内容を知り得ないと認められる役務を提供する者については、前項に規定する防衛省との契約を要しない。

４　第１項及び第２項の規定は、乙が部外の機関に品質システムの審査を委託する場合に準用する。

５　乙は、第１項に規定する場合を除き、特定資料又は特定物件を第三者に提供してはな

らない。

（契約の解除）

第１７条　下請負者の責に帰すべき事由により、甲が当該下請負者との契約を解除する場合は、甲は乙にその旨を通報するものとする。この場合において、甲は乙に対して損害賠償の責を負わないものとする。

２　乙が下請負者との契約を解除する場合は、事前に甲にその旨を通報しなければならない。

３　乙の責に帰すべき事由により、甲が乙との契約を解除する場合は、甲は乙の下請負者との契約を解除することができる。この場合において、甲は当該下請負者に対して損害賠償の責を負わないものとする。

（特別防衛秘密の取扱いの業務の終了に伴う措置）

第１８条　事故の発生その他の事由（第１０条の規定によるものを除く。）により、甲が乙による特定資料の複製若しくは製作又は特定物件の製作、取付け、修理、実験、調査研究、複製等の一部又は全部をやめさせることが適切であると認めたときは、乙は、速やかに、甲の指示に従い、特定資料又は特定物件の返却、破棄その他の必要な措置を講じなければならない。

別添3

カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（特別管理秘密の物的管理）

第２部　政府統一基準

Ⅰ　特別管理秘密に係る基準

２　物的管理

（１）　段階的な秘密区分指定

「秘密文書等の取扱いについて（昭和40年4月15日事務次官等会議申合せ）」に基づき、秘密情報をその特性や重要性により段階的に区分し、それぞれの秘密区分における秘密保全の必要度に応じた管理体制を構築しているところであるが、特別管理秘密に該当するものについては、特に適切な秘密指定を行うこととする。

（２）　情報へのアクセス管理

ア　秘密情報に対するアクセス管理は、知る必要がある者のみに秘密情報に対するアクセスを可能とするニード・トゥ・ノウ（need-to-know）の原則を徹底し、秘密情報の不必要な拡散を防止することとする。

イ　「秘密文書等の取扱いについて（昭和40年4月15日事務次官等会議申合せ）」における秘密情報の取扱いに関する規定を遵守するほか、特別管理秘密については、その特質にかんがみ、情報のライフサイクルの各段階において、次に掲げるとおりとする。

(ｱ) 作成・入手に当たっては、特別管理秘密と確認できる標記を付すこととし、管理簿に登録するものとする。

(ｲ)　利用に当たっては、原則としてクリアランス手続（３(1)ア(ｲ)に規定するクリアランス手続をいう。）により適格性（３(1)ア(ｱ)に規定する適格性をいう。）を確認された者で、かつ、知る必要がある者のみが特別管理秘密取扱者（特別管理秘密を取り扱う者をいう。以下同じ。）としてアクセスできることとする。また、情報に係る媒体の物理的構成を変更する場合は、原則として特別管理秘密の管理責任者又はその事務の一部を行うものとして各行政機関において指定する者（以下「管理責任者等」という。）の許可を得るものとし、電子化された特別管理秘密を取り扱う場合は、スタンドアローンの端末を使用するか、インターネットに接続しておらず、かつ、特別管理秘密を取り扱うことのできる者のみが特別管理秘密にアクセスすることができるよう適切に管理されたネットワークに接続した端末で行うものとする。

(ｳ)　保管（外部電磁的記録媒体への電子情報の保存を含む。）に当たっては、原

則として、施錠可能な堅固な保管庫を使用するものとする。なお、電子情報を端末に保管する場合にあっては、パスワード設定等による保護を行うほか、物理的な盗難防止措置を施すものとする。保管開始日、保管終了日等を記した管理簿を作成し、保管状況について定期的な点検を実施するものとする。

(ｴ) 送達に当たっては、その授受が確実に行われることを担保するため、受領書の交付の義務付け等により特別管理秘密が送達された事実を記録化する措置を講じるものとする。

(ｵ) 提供に当たっては、管理責任者等の承認を得るものとする。

(ｶ) 廃棄に当たっては、後述するとおり、復元不可能な廃棄手段・方法を選択することとし、電子情報を抹消する場合には、専用のデータ抹消ソフトを用いるなどしてデータを廃棄するものとする。

（３） 送達・廃棄等における秘密保全措置

ア 秘密情報の送達・廃棄等に伴う秘密漏えいの防止措置について一定の管理手続きを定めることにより、秘密情報がその取扱者の直接的な監督下から離れた場合においても、秘密保全措置を講じるものとする。

イ 「秘密文書等の取扱いについて（昭和40年4月15日事務次官等会議申合せ）」における送達・廃棄等における秘密保全措置に関する規定を遵守するほか、特別管理秘密については、その特質にかんがみ、次に掲げるとおりとする。

(ｱ) 特別管理秘密の送達に当たっては、当該秘密情報の紛失を防止するため厳重に封かんするとともに、周囲から容易に封の中身を視認できない措置を講じるものとする。また、特別管理秘密の送達に確実を期すため、第三者に委託することは避けることを原則とし、信頼できる送達手段・方法を選択するものとする。なお、特別管理秘密を電子情報として送達する場合には、原則として暗号化を図ることとし、インターネットを介した電子メールやストレージサービスを利用しての送達は認めないこととする。

(ｲ) 特別管理秘密の廃棄に当たっては、管理責任者等が立ち会うこととし、復元不可能な廃棄手段・方法を選択することにより、その確実を期すものとする。

（４） 情報システムへのアクセス管理

ア 視認できる情報媒体のみならず、電磁波のような視認が極めて困難な情報媒体

をも含むあらゆる情報媒体の意識的、無意識的を問わない外部への漏えいに対する物理的な防止対策に取り組むものとする。

イ　この他、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」の情報システムに係る基本遵守事項及び強化遵守事項を踏まえ、適切な対応を実施するものとする。ただし、カウンターインテリジェンスの観点から別の扱いをするものにあってはこの限りではない。

別添4

機密性２情報

※　黒塗りは不開示情報になります。

カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（特別管理秘密の人的管理）

第２部　政府統一基準

Ⅰ　特別管理秘密に係る基準

３　人的管理

（１）　秘密取扱者適格性確認制度

ア　基本方針

(ｱ)　各行政機関は、特別管理秘密に当たる秘密の取扱いについては、特別管理秘密を取り扱うことについての適格性（以下単に「適格性」という。）を確認した者に行わせることとする。

(ｲ)　適格性の確認は、調査対象者が特別管理秘密を取り扱うに当たって信用できかつ信頼し得るか否かについての調査（以下「クリアランス手続」という。）により行うこととする。

イ　クリアランス手続の構成

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

ウ　クリアランス手続を行う際の配意事項

(ｱ) 適格性の確認に当たっては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第27条の平等取扱原則（人種、信条、性別、社会的身分、門地又は国家公務員法第38条（欠格条項）第5号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によって、差別されてはならない。）を遵守しなければならず、また、調査の目的と関係のない質問を行わない等プライバシーの保護への配慮を尽くさなければならないこととする。

(ｲ) [redacted]

(ｳ) クリアランス手続の過程で得られた情報は、正当な理由なく第三者に提供してはならないこととする。

(ｴ) 各行政機関は、クリアランス手続の実効性確保のため相互に必要な協力を行うものとする。

エ 適格性の確認

(ｱ) 適格性の確認は、特別管理秘密を取り扱わせようとする各行政機関の長が指定した者が行うこととする。

(ｲ) 適格性の確認は、当該行政機関の事務の遂行のため必要な職員に限って行うものとする。

オ クリアランス手続におけるセンターの役割

カウンターインテリジェンス・センターは、各行政機関の求めに応じて、クリアランス手続について必要な支援を行うこととする。

（２） 特別管理秘密の管理責任体制

ア 管理責任者等の指定

各行政機関は、特別管理秘密の厳格な管理を行うため、特別管理秘密の管理について責任を負う者を管理責任者等として指定するものとする。

イ 管理責任者等の業務

管理責任者等は、以下に掲げる業務その他の特別管理秘密の管理について責任を負うものとする。管理責任者等は、カウンターインテリジェンス担当部署（V

１の規定により設置又は指定された部署をいう。以下同じ。）に所属していない場合にあっては、カウンターインテリジェンス担当部署と適宜連携を図るものとする。

(ｱ) 特別管理秘密に係る媒体の物理的構成を変更する場合の許可

(ｲ) 特別管理秘密の保管状況についての定期的な点検

(ｳ) 特別管理秘密の提供についての承認

(ｴ) 特別管理秘密の廃棄に当たっての立会い

（３） 特別管理秘密取扱者の秘密保全研修制度

ア 各行政機関における特別管理秘密取扱者研修

各行政機関は、特別管理秘密取扱者に対し、特別管理秘密の秘密保全に必要な知識、技能等を修得させるため、特別管理秘密取扱者研修を定期的に実施するものとする。なお、必要な場合は、特別管理秘密取扱者研修を臨時に実施することを妨げるものではない。

イ カウンターインテリジェンス・センターによる支援

(ｱ) 各行政機関の特別管理秘密取扱者研修担当者に対する研修

カウンターインテリジェンス・センターは、各行政機関における特別管理秘密取扱者研修の担当者が当該研修の実施に必要な知識、技能等を修得できるよう特別管理秘密取扱者研修担当者研修を実施するものとする。

(ｲ) 研修実施マニュアル及び標準教材の作成

カウンターインテリジェンス・センターは、(ｱ)の研修を効果的かつ効率的に行うため、各行政機関の特別管理秘密取扱者研修実施マニュアル及び同研修用標準教材の作成を行うものとする。

別添5

カウンターインテリジェンス推進会議の設置について

（平成18年12月25日
内閣総理大臣決定）

改正　平成19年１月９日
改正　平成20年３月４日
改正　平成21年９月１日
改正　平成21年12月10日
改正　平成24年２月10日
改正　平成26年１月７日

1　カウンターインテリジェンスについて、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、その強化に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣にカウンターインテリジェンス推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2　推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、または関係者の出席を求めることができる。

3　推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に幹事会を置くこととし、その構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。

4　幹事会は、個別具体的な項目について専門的検討を行う必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くこととし、その構成員は、関係行政機関の職員で幹事会の指名する官職にある者とする。

5　推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房内閣情報調査室において処理する。

6　前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

別紙

議　長	内閣官房長官
副議長	内閣官房副長官（事務）
構成員	内閣危機管理監
	国家安全保障局長
	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
	内閣情報官
	内閣法制局総務主幹
	内閣府大臣官房長
	宮内庁長官官房審議官
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁警備局長
	金融庁総務企画局総括審議官
	消費者庁次長
	復興庁統括官
	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当）
	公安調査庁次長
	外務省国際情報統括官
	財務省大臣官房参事官
	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省大臣官房長
	国土交通省大臣官房長
	環境省大臣官房長
	防衛省防衛政策局長
オブザーバー	人事院事務総局総括審議官

別添6

内閣官房特別管理秘密管理規程

（平成２１年３月２７日
内閣総理大臣決定）

改正　平成２３年３月３０日

（目的）

第１条　この規程は、内閣官房における特別管理秘密の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第２条　内閣官房における特別管理秘密の管理に関しては、法律及びこれに基づく命令の規定により特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「特別管理秘密」とは、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（平成１９年８月９日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）第２部Ｉ１に規定するものをいう。

(2)「部局」とは、内閣官房文書取扱規則（平成２３年３月３０日内閣総理大臣決定）第３条第８号に規定するものをいう。

(3)「関係者」とは、特別管理秘密として指定された事項を現に取り扱っている者をいう。

（管理責任者）

第４条　部局にそれぞれ管理責任者を置き、当該部局の事務を掌理する者をもって充てる。

（補助管理責任者等）

第５条　部局にそれぞれ補助管理責任者を置き、当該部局の職員の中から、当該部局の管理責任者が指名する。

２　管理責任者は、補助管理責任者が不在等のためその職務を行うことができないときは、当該部局の職員の中から、臨時にその職務を代行する職員（以下「臨時代行職員」という。）を指名することができる。

（取扱者の指定）

第６条　管理責任者は、部局における特別管理秘密の取扱業務に従事する職員（以下「取扱者」という。）を指定するものとする。

２　取扱者の指定は、特別管理秘密の取扱業務を行うため必要な最小限度の範囲にとどめなければならない。

3　補助管理責任者は、取扱者が指定されたときは、その者の氏名、所属部署、指定日その他必要な事項を特別管理秘密取扱者名簿（様式第１号）に登録する。

4　前項の規定は、取扱者の変更について準用する。

（補助管理責任者等の要件）

第７条　補助管理責任者及び臨時代行職員並びに取扱者は、内閣官房秘密取扱者適格性確認制度実施規程（平成２１年３月２日内閣総理大臣決定）第８条第２項に定める秘密取扱適格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者でなければならない。

2　補助管理責任者若しくは臨時代行職員として指名されている職員又は取扱者として指定されている職員が名簿から削除されたときは、管理責任者は、当該指名又は当該指定を取り消さなければならない。

（特別管理秘密の指定及び解除）

第８条　内閣総理大臣は、内閣官房に関する事項のうち、国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、公になっていないもののうち、特に秘匿することが必要であるものを特別管理秘密として指定するものとする。

2　特別管理秘密の指定は、その期間（以下この条において「秘密指定期間」という。）を明らかにして行うものとする。

3　秘密指定期間が経過したときは、当該事項に係る特別管理秘密の指定は、解除されたものとする。

4　補助管理責任者は、第１項の規定により、特別管理秘密が指定されたときは、速やかに、当該事項の内容、所管部署、指定日、秘密指定期間その他必要な事項を特別管理秘密指定管理簿（様式第２号）（以下「指定管理簿」という。）に登録するとともに、その旨を関係者に通知する。

5　内閣総理大臣は、特別管理秘密として指定した事項がその要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を解除する。

6　補助管理責任者は、特別管理秘密の指定が解除されたときは、速やかに、当該指定の解除日を指定管理簿に登録するとともに、その旨を関係者に通知する。

7　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別管理秘密として指定した事項に係る秘密指定期間を変更することができる。

8　補助管理責任者は、前項の規定により秘密指定期間が変更されたときは、速やかに、当該変更された秘密指定期間を指定管理簿に登録するとともに、その旨を関係者に通知する。

9　第４項、第６項及び第８項の通知は、原則として、様式第３号により行うものとする。

（作成及び接受）

第９条　特別管理秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件（以下「特別管理秘密文書等」という。）を作成した者は、

当該特別管理秘密文書等を特別管理秘密文書等管理簿（様式第４号）（以下「文書等管理簿」という。）に登録するため、これを補助管理責任者に提出する。

２　補助管理責任者は、前項の提出を受けたときは、当該特別管理秘密文書等に特別管理秘密として指定された事項が記録され又は化体されていることを示す朱書きの標記（様式第５号）（以下「秘密標記」という。）を当該特別管理秘密文書等に付すとともに、当該特別管理秘密文書等の件名、作成者の氏名及び所属部署、作成日、部数、保存期間又は廃棄時期その他必要な事項を文書等管理簿に登録する。ただし、当該物件の性質上、秘密標記を付すことが困難である場合には、当該物件が特別管理秘密文書等として登録された旨を当該事項を取り扱う者に通知するものとする。この場合において、当該通知は、原則として、文書により行うものとする。

３　特別管理秘密文書等を接受した者は、異状の有無を確かめた後、当該特別管理秘密文書等を文書等管理簿に登録するため、これを補助管理責任者に提出する。

４　補助管理責任者は、前項の提出を受けたときは、当該特別管理秘密文書等の件名、接受者の氏名及び所属部署、接受日、部数、保存期間又は廃棄時期その他必要な事項を文書等管理簿に登録する。この場合において、当該特別管理秘密文書等に秘密標記が付されていないときは、第２項の例に準じて取り扱うものとする。

５　第１項又は第３項により提出を受けたもののほか、特別管理秘密文書等があるときは、補助管理責任者は、当該特別管理秘密文書等の件名、所管部署、作成日又は接受日、部数、保存期間又は廃棄時期その他必要な事項を文書等管理簿に登録するものとする。

６　第４項後段の規定は、前項の場合について準用する。

７　内閣官房秘密文書取扱規程（平成１３年１月６日内閣総理大臣決定）第１０条第２項の規定は、特別管理秘密文書等の原稿等の処分について準用する。

（特別管理秘密決裁文書の登録等）

第１０条　特別管理秘密として指定された事項を記録する文書（以下この項において「特別管理秘密文書」という。）の起案者は、起案した特別管理秘密文書としての決裁文書（以下この条において「特別管理秘密決裁文書」という。）を補助管理責任者に提示し、特別管理秘密決裁処理簿（様式第６号）に登録を受けた後、決裁の手続をとる。この場合において、特に必要と認める場合には、内閣官房文書管理規則第２６条第２項の規定によらず決裁をとることができるものとする。

２　補助管理責任者が特別管理秘密決裁文書に付与する番号は、内閣官房文書管理規則別表第１決裁文書記号表の記号に「特管秘」を加えた記号とし、番号は暦年ごとの一連番号による。

３　補助管理責任者は、他部局から特別管理秘密決裁文書の合議を受けたときは、特別管理秘密合議文書処理簿（様式第７号）に登録する。

（利用）

第１１条　特別管理秘密にアクセスする者は、職務上当該特別管理秘密の内容を知る

必要があり、かつ、あらかじめ内閣総理大臣の許可を受けた場合を除き、取扱者として指定を受けた者でなければならない。

2　内閣官房に置かれる特別職の国家公務員が特別管理秘密にアクセスする場合については、前項の許可を受けたものとみなす。

3　封かんされている特別管理秘密文書等は、名あて人又は名あて人が取扱者の中から指定した職員でなければ開封してはならない。

4　特別管理秘密を取り扱う執務室等については、取扱者（特別管理秘密へのアクセスについて内閣総理大臣の許可を受けた者を含む。第８項において同じ。）以外の者が特別管理秘密にアクセスすることがないようにするため、当該執務室等において取り扱う特別管理秘密の秘密保全の必要度に応じて、立入制限、監視・警報装置の設置、間仕切りの設置その他の適切な物理的措置を講じなければならない。

5　特別管理秘密文書等の媒体の物理的構成を変更する場合は、補助管理責任者の許可を得なければならない。

6　特別管理秘密文書等の複製は、行ってはならない。

7　特別管理秘密を電子情報として取り扱う場合は、スタンドアローンの端末又はインターネットに接続しておらず、かつ、特別管理秘密を取り扱うことのできる者のみが当該情報にアクセスすることができるよう適切に管理されたネットワークに接続した端末を使用しなければならない。

8　取扱者は、その取扱いに係る特別管理秘密が探知され、収集され又は破壊されないように努めなければならない。

9　補助管理責任者は、特別管理秘密にアクセスした者を記録し、当該記録を５年間保存する。

１０　上記のほか、特別管理秘密を電子情報として取り扱う場合は、「内閣官房情報セキュリティポリシー」（平成１８年４月３日内閣官房副長官決定）を厳格に適用するとともに、必要に応じ、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成１７年１２月１３日情報セキュリティ政策会議決定）に定める情報システムの構成要素についての対策に係る強化遵守事項を踏まえた適切な対応に努めるものとする。

（保管）

第１２条　特別管理秘密文書等は、補助管理責任者が金庫又は鉄鋼製の施錠できる書庫等において保管しなければならない。ただし、管理責任者の許可を得た場合は、これに準ずる秘密保全上適切な方法により保管することができるものとする。

2　補助管理責任者は、特別管理秘密文書等の件名、所管部署、部数、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記録する特別管理秘密保管管理簿（様式第８号）（以下「保管管理簿」という。）を作成し、特別管理秘密の保管状況を管理する。

3　特別管理秘密を電子情報として端末又は外部電磁的記録媒体に保管する場合には、パスワード設定等による保護を行わなければならない。

4　特別管理秘密を電子情報として保管する端末には、物理的な盗難防止措置を施さなければならない。

5　補助管理責任者は、特別管理秘密の指定が解除されたときは、当該解除に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された秘密標記を抹消する等の措置を講ずるとともに、当該指定の解除日を文書等管理簿及び保管管理簿に登録する。

（提供）

第１３条　特別管理秘密を他部局又は内閣官房以外の者に提供するときは、管理責任者の承認を得なければならない。

2　特別管理秘密文書等の送達は、管理責任者若しくは補助管理責任者又はこれらの者の指定する職員が携行して行う。ただし、管理責任者若しくは補助管理責任者又はこれらの者の職務上の上級者の指示があるときは、郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４５条第１項に規定する書留により郵送することができる。

3　特別管理秘密文書等（物件を除く。）を送達するときは、補助管理責任者が特別管理秘密の秘密保全上支障がないと認めた場合を除き、不透明質の封筒又は包装を二重にして封かんすることその他補助管理責任者の定める方法によらなければならない。

4　特別管理秘密文書等（物件に限る。）を送達するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、包装を厳重にする等の措置を講じなければならない。

5　特別管理秘密文書等を交付するときは、その授受を明確にするため、受領書（様式第９号）の徴求又は文書管理簿への名あて人若しくは名あて人が指定した者の受領印の徴求の措置をとるものとする。

6　特別管理秘密文書等を交付した者は、速やかに、その旨を補助管理責任者に報告しなければならない。

7　補助管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該特別管理秘密文書等の交付日及び交付先を文書等管理簿に登録する。

8　特別管理秘密を伝達するときは、その相手方に対し、当該特別管理秘密の秘密保全について注意を促す等必要な措置を講じなければならない。

9　特別管理秘密を電気通信（電話を除く。）の方法により伝達するときは、「内閣官房情報セキュリティポリシー」に従い、暗号化等必要な措置をとるものとし、また、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての特別管理秘密の伝達は、これをしてはならない。

１０　特別管理秘密を電話により伝達するときは、暗号化装置を介して行わなければならない。ただし、真にやむを得ない場合で、管理責任者の許可を受けたときは、この限りではない。

１１　前項ただし書の場合においては、略号を用いる等特別管理秘密の秘密保全について必要な措置を講じなければならない。

１２　特別管理秘密を口頭により伝達するときは、盗聴の防止に努めなければならない。

（廃棄）

第１４条　補助管理責任者は、特別管理秘密文書等の保存期間が満了し、又はその廃棄の時期が到来したときは、当該特別管理秘密文書等を廃棄する。ただし、当該特別管理秘密文書等のうち、歴史公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成２１年法律第６６号。以下「公文書管理法」という。）第２条第６項に規定するものをいう。以下同じ。）に該当するものについては、この限りでない。

２　前項の廃棄は、補助管理責任者又は補助管理責任者が取扱者の中から指定する職員の立会の下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行わなければならない。

３　補助管理責任者は、特別管理秘密文書等を廃棄したときは、速やかに、管理責任者にその旨を報告するとともに、廃棄日、廃棄方法その他必要な事項を文書等管理簿に、保管終了日その他必要な事項を保管管理簿にそれぞれ登録する。

４　補助管理責任者は、第１項ただし書の歴史公文書等に該当するものについて、公文書管理法第８条第１項の規定に基づく移管に先立ち、特別管理秘密の指定が解除されていることを確認する。

（保全状況の検査）

第１５条　管理責任者は、特別管理秘密の保全のため、その管理及び取扱業務に関する検査を年２回行うものとする。ただし、必要な場合は、当該検査を臨時に行うことを妨げない。

２　前項の検査は、管理責任者が補助管理責任者又は取扱者の中から指定する職員に行わせることができる。

３　第１項の検査は、文書等管理簿及び保管管理簿の記録と実際に保管されている特別管理秘密文書等を突合するほか、第９条及び第１１条に規定された措置が有効に機能しているか否かの確認を中心に行うものとする。

（研修）

第１６条　管理責任者は、取扱者に対し、内閣情報官が実施する研修を年１回受講させるものとする。ただし、必要な場合は、自ら臨時に研修を実施することを妨げない。

（その他）

第１７条　特別管理秘密に該当すべき事項が含まれる起案中の文書若しくは図画又は作成中の物件及び他部局若しくは他の行政機関から送達された文書、図画又は物件であって当該他部局若しくは他の行政機関において特別管理秘密として指定された事項が記録され又は化体されているものは、この規程の定めるところに準じて取り扱うものとする。

２　我が国が外国又は国際機関等との間で情報の保護に関する国際約束等を締結等

している場合は、当該国際約束等の内容に応じて特別管理秘密として管理することが必要と認められる情報を特別管理秘密として指定するほか、当該情報を当該国際約束等の規定に従って取り扱うものとする。

（規程の特例）

第１８条　この規程に定めるもののほか、部局の業務の特殊性にかんがみ、特に必要と認める場合には、当該部局の事務を掌理する者は、内閣情報官と協議の上、当該部局の特別管理秘密の管理に関し、別に定めることができる。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月３０日内閣総理大臣決定）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

特別管理秘密取扱者名簿

氏名	所属部署	指定日	次回適格性確認日	備考

様式第2号（第8条関係）

特別管理秘密指定管理簿

整理番号	事項の内容	所管部署	指定日	秘密指定期間	指定時通知先	解除時通知先	備考

様式第3号（第8条関係）

文書番号
年　月　日

○　○　○　○　殿

○　○　○　○
（補助管理責任者）

特別管理秘密の｛指定／解除／変更｝について

下記の事項について、平成　年　月　日をもって｛特別管理秘密として指定された／特別管理秘密の指定が解除された／秘密指定期間が変更された｝ので通知します。

記

指定された特別管理秘密の事項の内容、整理番号、所管部署、秘密指定期間

様式第4号（第9条関係）

登録番号		保存又は廃棄の時期	
作成又は接受の年月日		作成者又は接受者の氏名及び所属	
（文書番号） 件　名			部数 （原議含む）

一連番号	送　達				回収返却		破棄		備考
	送達先	年月日	受領者氏名	印	年月日	受領印	年月日	方法	

特別管理秘密文書等管理簿

様式第5号（第9条関係）

特別管理秘密
（保存期間又は廃棄時期）
（登録番号）

縦24ミリメートル×横40ミリメートル（上欄縦12ミリメートル、中欄縦6ミリメートル、下欄縦6ミリメートル）とする。ただし、やむを得ないときは、適宜の大きさとする。

様式第6号(第10条関係)

第　　号	(担当)	受　付	月　日	保存期間　年	
		起　案	月　日	宛　先	
		決　裁	月　日	発信者	
		施　行	月　日	(備考)	
		合　議	月　日 ～		
		合　議	月　日 ～		

第　　号	(担当)	受　付	月　日	保存期間　年	
		起　案	月　日	宛　先	
		決　裁	月　日	発信者	
		施　行	月　日	(備考)	
		合　議	月　日 ～		
		合　議	月　日 ～		

第　　号	(担当)	受　付	月　日	保存期間　年	
		起　案	月　日	宛　先	
		決　裁	月　日	発信者	
		施　行	月　日	(備考)	
		合　議	月　日 ～		
		合　議	月　日 ～		

第　　号	(担当)	受　付	月　日	保存期間　年	
		起　案	月　日	宛　先	
		決　裁	月　日	発信者	
		施　行	月　日	(備考)	
		合　議	月　日 ～		
		合　議	月　日 ～		

特別管理秘密決裁処理簿

様式第7号（第10条関係）

受付番号	文書番号	件　名 （登録番号）	主管部局	受付月日	決裁月日	返戻（回付） 月日	備考

特別管理秘密合議文書処理簿

様式第8号（第12条関係）

特別管理秘密保管管理簿

件　名 （登録番号）	所管部署	部数	保管開始日	保管終了日	備考

様式第9号（第13条関係）

登録番号	
件　　名	
秘密区分	
発送機関名	
発 送 者	

上記の□文書□物件を受領しました（該当する□に印をつける。）。

年　月　日

受領機関名	
受領者氏名	印

特別管理秘密文書受領書

情報保全諮問会議委員各位

平素より大変お世話になっております。

３月１０日締切で頂いておりました御質問・御意見に対する回答について、現時点で準備が整いましたものを同封いたします。

先日お伝えいたしましたとおり、頂いた御質問・御意見に対する回答につきましても、委員との検討事項として、当分の間、関係者限りとしていただくよう、お願いいたします。

引き続き、御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

平成２６年３月１４日

内閣官房特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　　神原（かんばら）　紀之

東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

○第2次締切(～3/10)までに寄せられた質問事項への回答(第1回)

平成26年3月14日現在

	質問事項	回答
19 (改訂版)	法11条7号の「政令で定める者」について、現時点で政府が想定している者はどのような者でしょうか。	● 現在政令案を検討中ですが、第11条第7号の政令で定める者については、具体的には合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするもの等(例:国家公安委員会の委員)を想定しています。
45	(第1条について、)「我が国の安全保障」についてはカッコ書きで「(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)」と定義しているが、2条以下及び別表における「安全保障」についても同様の定義でよいのか。	● ご見解のとおりです。
46	(第1条の「我が国の安全保障」の定義中、)「侵略等」の「等」はどのような場面を想定しているのか。	● 「侵略等」の「等」には、例えば、大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の諜報などを想定しています。
47	(第1条について、)「これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である」とあるが、これは公文書管理法の見直しを考えていると理解してよいのか。どのような見直しが必要だと考えているのか。	● 特定秘密が記録された文書についても、他の行政文書と同様に公文書管理法が適用されます。 ● 当該規定は、本法制定の必要性を明らかにしたものであり、公文書管理法の見直しを必要とするものではありません。
48	(第1条の)「我が国の安全保障(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの」が別表の1号乃至4号に共通するという理解でよいか。	● 安全保障に関する情報として別表に掲げられているもののうち特に秘匿することが必要であるものが、特定秘密に指定されます。
49	(第2条)第二号の「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第二項に規定する機関」とは、具体的に何を指しているのか。	● 現時点で、内閣府設置法第49条第2項に規定する機関は存在しません。
50	第2条に掲げられている行政機関において特定秘密に相当する情報が存在するか否かについて調査したか。調査したとすれば、その結果はどうであったか。	● 特定秘密保護法はまだ施行されていないため、各行政機関が特定秘密に相当する情報を保有しているかどうかについて現時点で調査は行っておりません。 ● 一方で、現在、政府においては、特別管理秘密制度を運用しているところ、この特別管理秘密は、各行政機関が保有するもののうち、①国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、②公になっていないもののうち、③特に秘匿することが必要なものについて当該行政機関の長が指定するものであり、特定秘密と重なる部分があることから、この特別管理秘密の保有状況が一つのメルクマールになるものと考えます。
51	(第3条第1項について、)「公になっていない」という制限については、秘密指定の対象となる情報であるから、公になっていないことが当然の前提である。しかし、情報公開制度の運用実務では、公開対象の新聞記事の中に個人名や個人の姿写真があると、「個人識別情報」として非公開処分がなされ、裁判所もこれを追認している。これらの情報は実施機関が「公表公開していない」というのが理由である。これだと、「だれもが知っているようなことでも、行政機関が公表公開していないのだから、「公になっていない」情報だ」と、裁判所が判断する可能性がある。国民にとって何の秘密でもないことが「秘密」になるという馬鹿げた事態が起こり得る。本法律の条文解釈としては、どのようになるのか。	● 「公になっていないもの」とは、不特定多数の人に知られていない状態をいいます。例えば、特定秘密と同一性を有する情報が新聞に掲載されたと認められる場合には、「公になっていないもの」との要件を満たさず、行政機関の長は特定秘密の指定を解除することとなると考えられます。
52	(第3条第1項について、)「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」は、「著しい」「特に」によってかなりの絞り込みがなされているように読めなくはないが、「その(情報の)漏えい」が「我が国の安全保障」に「支障を与えるおそれがある」という状態を具体的に想定することがきわめてむずかしい。どのような場面を想定すればよいのか。	● その情報が漏えいすれば、例えば、安全保障のために我が国が実施する措置に対して、その間隙をついたり、対抗措置を講じたりして、我が国が効果的な措置を講ずることができなくなるおそれがあるような場合等が挙げられます。
53	秘密指定記録は、特定秘密の管理上、必要不可欠である。現在、防衛省その他秘匿性の高い情報を管理している省庁では、どのようなものを作成しているか。	● 例えば、防衛秘密においては、防衛秘密の保護に関する訓令に基づいて、別添1のとおり防衛秘密記録簿を作成することとなっています。
54	秘密指定の表示は、現在、どのように行われているのか。	● 例えば、内閣官房においては、内閣官房特別管理秘密管理規程に基づいて、特別管理秘密文書等に別添2のとおり標記を付すこととなっています。
55	防衛省等で現在行っている秘密指定期間はどうなっているか。	● 防衛秘密及び特別防衛秘密においては、指定の有効期間は定めていません。
56	(指定の有効期間は、)「5年を超えない範囲」としているが、1年、2年、3年などの単位の区分けは可能か。	● 可能です。

	質問事項	回答
57	(第4条4項)一号に「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。別表第一号において同じ。)」とあるが、これらの物はいずれも商品として世界中で取引されるものであり、特定の国だけで秘匿できるものではないのではないか。武器商人は、自分の商品を売り込むためにその性能を詳細に相手側に説明するであろうし、相手の購買意欲を引き出すために、どこの国や集団が購入しているかを説明するかもしれない。軍事目的の航空機や船舶についても同様である。それでも、60年を超える秘匿性があることがあり得るというのは、どのような場面を想定しているのか。	● 本号は、広く取引等される武器を想定しているものではなく、一般に明らかにされている武器等の情報を対象とするものではありません。また、本号が規定する武器等の情報の中には、例えば潜水艦のように、長期間、性能等を明らかにできないものもあると考えます。
58	(第4条4項)二号に「現に行われている外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報」とあるが、「現に行われている」という絞り込みはどれほどできるのか。同時に、「不利益」とは何か。「及ぼすおそれ」とはどのような状態を想定しているのか。どのような場面を想定しているのか。	● 「現に行われている」とは、当該交渉が現在も継続的に行われていることを意味します。 ● また、「不利益」を「及ぼすおそれ」としては、例えば、外国の政府等との交渉の方針に関する情報が漏えいした場合、我が国の安全保障に係る交渉の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講ずることが可能となり、我が国の利益の実現が困難になる可能性がある場合等が挙げられます。
59	(第4条4項)三号に「情報収集活動の手法又は能力」とあるが、このような事項は大きく変化して行くものではないのか。60年を超えて秘密にしておく高度の必要性があるのか。どのような場面を想定しているのか。	● 手法又は能力の中には、外国の対外情報機関との協力のあり方など、60年を経過した後も変化しないものが含まれます。
60	(第4条4項)四号に「人的情報源に関する情報」とあるが、「人的情報源」が日本語として不明確である。情報源となる人、いわゆるスパイを指すのか。	● 「人的情報源」とは、協力者、情報提供者等を指します。
61	(第4条4項)五号に「暗号」とあるが、暗号は頻繁に変更するのが常識だ。積極的に公開すべき事項ではないだろうが、60年を経過しても秘匿性の高い情報として管理する必要があるものなのか。	● 一般に、暗号については、現在、作成又は使用している暗号の仕組みが、将来において作成又は使用している暗号の仕組みの解析に資する場合もあります。このため、指定から60年が経過した後においても、作成又は使用している暗号の仕組みの解析に資する場合は、秘匿性の高い情報として管理する必要があります。
62	(第4条4項)六号に「外国の政府又は国際機関から六十年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報」とあるが、ここにいう「条件」は当該情報を「提供された」ときに付けられたもののはずである。そうだとすると、その後のときの経過によって当該外国政府や国際機関の評価判断は変更になっている可能性があるし、さらに60年経過した時点であれば変更している可能性は大いにある。したがって、当該外国政府や国際機関と秘密指定の解除に向けた交渉、確認がなされるべきでないか。その点はどのように考えるのか。	● 5年以下の有効期間の満了時に指定要件が満たされるか確認することとなっており、行政機関の長によって適切な方法により確認がなされるものと考えております。
63	(第4条4項)七号に「前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報」とあるが、「準ずる」ものとは具体的にどのような情報を想定しているのか。	● 第1号から第6号までに掲げられた事項に関する情報と同様に重要なものとして本号において「準ずるもの」を定めたところですが、同号は極めて限定的に解すべきと考えており、現時点において、これに該当する具体的な情報を想定しているわけではありません。
64	(第4条第4項の)(30年を超えて秘密指定する際に必要とされる)「内閣の承認」は政治上極めて重い。しかし、閣議の議事録は公表されていないどころか作成さえされていない。これでは十分に検討されたことが記録上も残らない。情報公開の時期や条件はともかく、議事録を作成すべきではないか。この点の検討はしているのか。	平成26年3月4日参議院予算委員会において、別添3の総理答弁のとおり、閣議の議事録を作成・公表することを閣議決定することとなったところです。
65	第4条第6項では、公文書管理法8条1項の規定を適用しないで、「保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等(同法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。)に移管しなければならない。」としている。保存期間が満了すれば速やかに廃棄すべきことになるところを、本条では、保存期間が満了したことを理由に廃棄してはならず、国立公文書等に移管することを義務づけた。これにより恣意的な廃棄を排除する効果が期待される。国立公文書館等に移管された後は、国民はこれらの情報について利用請求することができるが、広範な利用制限(第16条第1項)があるので、必ずしも閲覧できるわけではない。この点に関する公文書管理法の規定を見直すことを予定しているのか。	● 国立公文書館等に移管された文書である特定歴史公文書等は、国民に適切に利用されることを目的として保存されているところ、その利用に当たっては、個人の権利利益や公共の利益等を侵害するおそれがある情報のように利用に馴染まない情報が記録されている場合があり、こうした利用の制限に係る事由をできる限り明確かつ合理的に定め、請求権としての対象範囲を明確にするため、公文書管理法において利用制限事由を定めています。 ● 特定歴史公文書等の利用請求については、情報公開法による開示請求と異なり、特定の情報を公開することにより、その後の審議や事務の遂行に支障をきたすという事態が想定されないため、こうした事態の防止を前提とした情報(情報公開法第5条第5号及び同条第6号(イ及びホを除く。))を利用制限事由としておらず、また、利用制限事由の該当性を判断するに当たっては、時の経過を考慮することとされています。 ● このように、公文書管理法上の利用制限事由は、情報公開法に比べてもかなり限定的なものとなっており、当該規定を見直すことは予定していません。
66	このような規定(指定の解除の規定)がなくても、行政機関の長としては秘密指定の必要がなくなれば、いつでも指定解除することはできたのではないか。できたとすれば、実際にそのような運用はなされて来たのか。来ていたとすれば、その実情を明らかにされたい。	● 例えば、防衛秘密制度においても、自衛隊法施行令第113条の12項において、「防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が 法第96条の2第1項 に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。」と規定しており、実際に解除を行われた例もあります。本法では、これを法律上、明記したものです。

	質問事項	回答
67	指定解除と同時に廃棄処分ができてしまうのでは、指定解除は無意味である。秘密指定期間をこえる保存期間の設定を義務づける必要があるのではないか。	● 特定秘密が記録された文書は、公文書管理法の適用を受け、同法の規定に基づき対応していくものと考えています。
68	(第5条2項の)「指定した場合」とは、すでに警察庁が保有している情報があることを前提に都道府県警察に指定通知をするのか。警察庁が保有していない情報についても都道府県警察に対して指定することができるということか。その指定方法はどのようになるのか。すでに事実上行っているのであれば、どのように行っているのか。	● 本項は、警察庁長官が都道府県警察から提供を受けた情報について指定をした場合を想定したものです。
69	(第5条5項の)「従業者の範囲」は部署や肩書を指すのか、個人の氏名まで特定するのか。後者であれば、「従業者」の一部に変更があるたびに契約書を書き換える必要がある。第5章の適性評価は、「従業員」について行うものとされていることからすると(12条1項1号参照)、代表者、代理人、使用人その他の従業員を個別に特定して範囲を契約書に記載することになるのか。	● 現在の防衛秘密制度においては、防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者との間で行う契約において、以下のとおり定めることとしていると承知しています。 ・乙(契約業者)は、秘密保全規則に基づき、防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員(以下「関係社員」という。)の範囲を指定するに当たっては、防衛秘密に関する事務を行う者としてふさわしい者を充てるものとし、その範囲は必要最小限にとどめなければならない。 ・乙は、前項で指定した関係社員の範囲を、この特約条項締結の日から1箇月以内に、甲(防衛省)に報告しなければならない。 ・乙は、前項の関係社員の範囲に変更がある場合には、あらかじめ、甲に報告しなければならない。 (出典:「防衛秘密の保護に関する訓令」(平成19年防衛省訓令第37号)別記第7号様式の「防衛秘密の保護に関する特約条項」第5条) ● 本法に関し、適合事業者との契約において、ご指摘の「従業者の範囲」をどのように定めていくかについては、上記の防衛秘密に係る特約条項等の事例も参考にしつつ、今後必要な検討を進めてまいります。
70	(第5条5項の)「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」として、どのような内容を想定しているのか。現在の自衛隊法施行令第113条の5(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)では次のように規定している。これに類する規定を設けるのであれば、契約条項にして、これを実行させればよいのではないか。これまでの運用で深厚な支障が存在したか。あったとすれば、どのようなものだったか。	● 御指摘の「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」については、御指摘の自衛隊法施行令第113条の5の規定も参照にしつつ、現在、必要な検討を進めているところであり、諮問会議の委員の皆様の御意見も賜りたいと考えております。
71	6条以下では、提供先に地方自治体を予定した規定がない。地方自治体に提供するときは、常に秘密指定を解除することになるということか。自治体業務の側からすれば、住民の生命・安全・生活を守る観点から、自治体業務に重大な支障を及ぼすような事項については、できるだけ早く連絡されたいと考えるが、その点は特に問題はないのか。	● 特定秘密は、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるものであり、都道府県警察の職員以外の地方公共団体の職員については、こうした性格の特定秘密の取扱いの業務を行うことは、通常、想定されないものと考えます。 ● また、緊急事態等の際に、地方公共団体が行う住民の避難措置等のために不可欠な情報は、国の出先機関等から地方公共団体に当然に提供されるものと認識しています。 ● そもそも、各行政機関が地方公共団体が行う住民の避難措置等に不可欠な情報は、特に秘匿することが必要なものとは言えないため、特定秘密に該当しません。仮にそのような情報を行政機関が特定秘密として保有していた場合には、当該指定を速やかに解除した上で、当該情報を地方公共団体に提供することとなります。 ● 地方公共団体に特定秘密に指定された情報を特定秘密として提供する必要がある場合には、法第10条第1項第1号に基づき、「公益上特に必要であると認められる場合」として提供される場合はあり得ます。
72	第7条でいう「別表に掲げる事項」とは、別表の一(防衛に関する事項)は防衛省、二(外交に関する事項)は外務省に関する事項と考えられるから、実際に警察庁から都道府県警察に提供される情報は、別表の三(特定有害活動)と四(テロリズムの防止に関する事項)に関するものという理解でよいか。	● 別表第1号から第4号までは、これら各号に掲げる事項の内容に応じて整理して規定したものであり、各号を省庁別に整理したものではありません。したがって、警察庁の所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときに、警察庁から都道府県警察に提供される情報は、別表第3号及び第4号に掲げる事項に係る情報に限定されるわけではありません。
73	(第8条中の)「特段の必要」とはどのような事情が想定されるか。	● 「特段の必要がある」場合とは、特定秘密を適合事業者に保有させなければ、当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められることをいい、例えば、防衛装備品の製造等で、行政機関で行うことが不可能な場合が考えられますが、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになります。

	質問事項	回答
74	(第9条は)特定秘密を外国政府又は国際機関に提供する場合についての手順を規定したものであるが、提供先に求められる条件は、「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」こととなっている。この条件を充たしていることは、実務上、どのように確認するのか。	● 外国の政府等に特定秘密を提供するに当たり、「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」ことを確認する方法としては、まず、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定」を始めとする、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定により提供する方法が考えられます。秘密保護協定においては、秘密情報の提供を受ける締約国政府において、これを提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えること等を約していることから、これにより提供する場合には、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置が外国の政府等においても講じられると認めることができると考えます。 ● また、秘密保護協定による場合以外であっても、特定秘密を提供する行政機関の長が、当該外国の政府等における秘密保護制度を知悉した上で、当該外国の政府等との間で、当該特定秘密について、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置を講ずることを書面等により確認する方法によって提供することも考えられます。
75	(第9条中の外国政府又は国際機関が「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」ことを)確認できないときは、提供を拒否するのか。	● 外国政府又は国際機関が「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」ことを行政機関の長が確認できない場合は、法第9条の規定に基づく提供を行うことはできません。
76	(第10条第1項1号の)「イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」について、現在の検討状況はどうなっているか。	● 国会の関与の在り方については、国会で講じられる具体的な保護措置などを含め、あるべき国会運営の全体像の中で、国会において様々な観点から検討されるものと考えます。
77	第10条第1項第1号の「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき」という条件は、特定秘密に該当しなくなったときという意味になるのか。そうでないとすれば、どのような状況になったときを指すのか。	● 法第10条第1項第1号に基づき、特定秘密の提供先において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、特定秘密を提供することとなります。 ● しかし、例えば、外国等から第三者に提供しない条件を付されている情報が特定秘密に指定され、当該特定秘密を提供すると情報源との信頼関係が損なわれ、今後、情報収集や協力ができなくなり、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断せざるを得ない場合など、例外的な場合には、特定秘密を提供しないときがあると考えられるため、御指摘の条件が規定されています。
78	「都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例(当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。)の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合」は、都道府県の情報公開・個人情報保護条例の不服申立手続に関して規定したものである。都道府県警察が実施機関になっている関係から、都道府県警察が保有する情報はこれらの条例に基づいて情報公開請求、個人情報開示請求ができる。条例では、全部又は一部不開示処分について不服申立ができる旨の規定を設けている。そして、条例では情報公開・個人情報保護審査会の裁量でインカメラができる旨を規定している。これをそのまま許容してしまうと、1項3号(情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合)のような制限がないことになり、国の制度と都道府県の制度でバランスを失することになる。そこで、「条例の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り」という制限をつけて、国の制度と同じ制限にした。このような理解でよいか。	● 御指摘のとおり、都道府県の情報公開条例等の条例に基づく都道府県の情報公開審査会等における審査は、必ずしもインカメラ審理で行われるわけではなく、そのような場合には、都道府県警察が特定秘密を提示したときに、当該都道府県の情報公開審査会等において、当該特定秘密を保護するために必要な措置が講じられているとは考えられないため、法第10条第2項では、都道府県の情報公開条例等の条例に基づく都道府県の情報公開審査会等における審査がいわゆるインカメラ審理で行われる場合に、特定秘密を提供することができる旨規定しています。
79	(第11条)1号から7号までの者は適性評価を受けないものと規定されているが、1号から6号の地位につくことから、論理必然的に適性評価を不要とすることにはならない。前者は政治的判断であり、後者は制度化された基準への適合性である。適性評価を受ければ適格性を欠くと評価される者が1号から6号の地位に着くということはあり得ないではない。どのように解釈すればよいのか。	● 第11条第1号から第6号までの者については、その職務の性格から特定秘密の取扱いの業務を行うことが当然の前提とされることから、これらの者の任命に当たっては、適性評価の対象外であることを踏まえた必要な考慮がなされると考えられます。 なお、これらの者も、漏えいをした場合には処罰対象となります。
80	(第11条)7号は、1号から6号以外の者についても、「職務の特性その他の事情を勘案し」て政令で適性評価を受けなくてよい者を定めることができるとしている。実際の政治活動の必要という観点からすれば必要な例外であるが、「職務の特性その他の事情」が適性評価を不要とする十分な理由を備えていなければならないとすると、ほとんど7号による例外を認めないということになりかねないのではないか。	● 現在政令案を検討中ですが、第11条第7号の政令で定める者については、具体的には合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とするもの等(例:国家公安委員会の委員)を想定しています。

	質問事項	回答
81	過去の漏えい事案から考えると、公的情報の適正な管理と情報保全システムの適正化によって基本的に再発防止はできるのではないかと考えられるが、どのような場合がこれらによる対応では不十分なのか。	● 特定秘密の漏えいを防止するためには、特定秘密の物的な管理とともに、これを取り扱う者を適切に制限することも必要と考えます。適性評価は、職員が自発的に特定秘密を漏らすおそれ、職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏らすおそれ、職員が意図せずに特定秘密を漏らすおそれがないかを評価するために実施するものであり、諸外国においても同様の評価を実施しています。
82	適性評価制度を積極的に採用する理由は、一定の事項について個人情報を集めると、対象者の情報漏えいの危険度が客観的に計れるということか。	
83	適性評価制度は、公的情報の適正な管理や情報保全システムの適正化と相互に関連づけて対応する必要があるのではないか。現在、どのような組み合わせとして考えているのか。	● 特定秘密の漏えいを未然に防止するためには、御指摘のように、特定秘密が記録された文書等の管理についての保護措置、特定秘密を取り扱う情報システムにおける保護措置、そして適性評価制度を適切に組み合わせて運用していく必要があると考えています。
84	現在(適性評価を)行っている省庁と人の範囲はどうか。	● 現行の特別管理秘密制度において、特別管理秘密を取り扱う適格性を有し、特別管理秘密を取り扱うことができるとされている職員は、計約6万4千5百人で、例えば防衛省が約6万1千人、内閣官房が約600人、警察庁が約600人などとなっています。
85	警察においてもすでに(適性評価を)行っているのか。	
86	すべて一律に同じ内容の調査項目になっているのか。	● 現行の特別管理秘密制度において、各行政機関が特別管理秘密を取り扱う適格性の付与のために行っている調査項目に相違点はないものと理解しています。
87	適性評価の結果、警察本部長が不適格と判断される場合が起こり得るのではないか。その場合、警察本部長は特定秘密について関与できなくなるということか。	● 適性評価の結果、仮に警察本部長が取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には特定秘密を取り扱うことができません。
88	(適性評価の有効期間を)5年単位とする根拠は何か。合理性があるか。	● 諸外国においては、最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価について、総じて概ね5年以内に適性の見直しを行うこととなっており、諸外国制度も参考にしながら、適性評価制度の実効性を考慮し、本法における適性評価の定期的な見直しの期間を5年としています。
89	(第12条1項3号の)「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」を行政機関の長はどのようにして知ることができるのか。	● 例えば行政機関の職員であれば、所属機関内での懲戒事由や、情報の取扱いに係る非違の事由は、発生した際にそれぞれ把握することができます。また、第12条第2項の各号の事項について疑いを生じさせる事情が発生すれば、適性評価担当部署に所属課等より何らかの形で情報提供がなされることも考えられ、このような際には行政機関の長は当該事情について知ることになると考えられます。 適合事業者の従業者については、行政機関と適合事業者との間の契約で、関係職員の連絡等について規定を置くことを検討します。
90	(第12条1項3号の「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」を行政機関の長は、実際にどのようにして知ることができるのか。	
91	(第12条第2項1号の)「特定有害活動」はいわゆるスパイ活動だと説明されているが、「特定有害活動」の定義(公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。)は、国際的に共通する内容か。諸外国の秘密保護法制で「スパイ活動」を定義しているか。しているとすれば、どのような定義になっているか。	● 「特定有害活動」としては、いわゆるスパイ活動のほか、大量破壊兵器関連物資の不正取引が例示されており、また、「その他の活動」として拉致などが想定されている。 ● なお、「スパイ活動」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知しておりません。
92	「特定有害活動」はかなり曖昧な概念になっているが、この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情をできるだけ明らかにしておかないと、その内容が曖昧に拡大してしまう危険性がある。この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情はどのようなものか。	● 我が国の安全保障に関する情報は、我が国が講ずる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙を突いたり、対抗措置を講じたりして我が国が効果的な措置を講ずることができなくすることができることから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする情報であり、常に漏えいの危険に晒されています。 ● また、我が国に対して害意のある外国が、我が国に対して使用されれば甚大な被害を生じるおそれのある大量破壊兵器関連物資を不正な取引により入手する場合等には、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることになります。

	質問事項	回答
93	「特定有害活動との関係に関する事項」は、どのような項目を想定すればよいのか。	● ①評価対象者が特定有害活動そのものを自ら行ったり、自らは特定有害活動は行っていないものの、支援を行うなど特定有害活動に関わったと認められる場合、②評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、特定有害活動を行う団体や個人を支援していると認められる場合、③特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを行った場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合を示す活動や行動がないかといったものが想定されます。
94	「テロリズム」の定義(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。)は、自衛隊法81条の2に規定されている文言とほぼ同じだが、これは自衛隊の施設等の警護出動の要件を規定しているのであって、「テロリズム」を定義した条文となっているわけではないのではないか。本法律の「テロリズム」の定義規定は国際的に共通する内容か。国際テロ対策を諸外国と連携して対応するという考え方を採用しているのであれば、諸外国の定義と共通にする必要があるのではないか。諸外国の秘密保護法制では「テロリズム」をどのように定義しているか。	● 「テロリズム」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知しておりません。
95	「テロリズム」はかなり曖昧な概念になっているが、この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情をできるだけ明らかにしておかないと、その内容が曖昧に拡大してしまう危険性がある。この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情はどのようなものか。	● 9．11同時多発テロのような大規模な破壊を伴うものはもとより、政府高官の暗殺や無差別爆弾テロといったテロ活動が行われる場合等には、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることになります。
96	(「テロリズム」の定義中の)「その他の主義主張」はどのようなものを考えればよいのか。	● 例えば、宗教原理主義、無政府主義等が挙げられます。
97	(「テロリズム」の定義中の)「国家に強要する」というのは具体的にどのような場面を想定しているのか。	● 例えば、ダッカ日航機ハイジャック事件のように、特定の主義に沿うような行動を国家の本来の自由な意思決定を排して強制する場合等が挙げられます。
98	(「テロリズム」の定義中の)「他人に強要する」の「他人」の人数には下限がない。どのように考えればよいのか。	● 政府の高官といった個人を対象としたものも含まれます。
99	(「テロリズム」の定義中の)「重要な施設」は具体的にどこまで限定されるのか。「その他の物」はどのように限定するのか。	● 本法にいう「重要な施設」とは、社会的・経済的に重要な施設をいうが、どのような場合がこれに該当するかは、具体的事例に則して個別具体的に判断する必要があります。また、「その他の物」とは、「重要な施設」と同様に、具体的事例に則して個別具体的に判断する必要があります。
100	本法律は特定秘密の漏えいだけを問題にしているが、サイバーテロは秘密保護の問題ではないという問題意識なのか。	● 法第5条の保護措置にはいわゆるサイバーテロ対策も含み得ます。 ● 「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的」で、不正アクセス等の管理侵害行為により特定秘密である電子データを取得した場合には、法第24条の取得罪に該当することとなります。
101	(第12条第2号と)秘密情報の漏えいの危険性との関連性はどのようなことか。	● 特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があります。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかいもしれないことを強く示唆すると考えられることから、特定秘密の漏えいの危険性との関連性があると評価されます。
102	(第12条2項2号の)「犯罪」「懲戒」の種類や過去をどこまで遡るのか。「犯罪」の経歴には逮捕歴を含むのか。在宅事件の起訴猶予も含むのか。	● 「犯罪」の経歴については、評価対象者が過去に犯罪を犯し、有罪の判決を受けたことがあるかを調査する予定であり、逮捕歴のみの場合や、起訴猶予の場合はこれに含まれません。なお、「犯罪」の経歴をどこまで遡るかについては、現在検討中です。
103	「懲戒」は、公務員については国家公務員法、地方公務員法の懲戒処分に限定するのか、それより軽い訓戒や注意処分などは入らないのか。	● 訓戒や注意処分等のいわゆる監督上の措置は、「懲戒」には含まれません。

	質問事項	回答
104	(第12条2項3号の)「情報の取扱いに係る非違」がある者に、特定秘密を取り扱わせることは問題だと考えられなくはない。しかし、失態の真実の原因が常に明らかになるわけではない。組織内の弱者が責任転嫁をされる危険があることからすると、過去の非違の認定が的確であったことを前提にしなければならない。この前提をどのように確保するか。	● 「情報の取扱いに係る非違」がある場合には、その原因やその時期等を含めて、本人等から聴取し、また、本人の現在の状況等を踏まえた上で、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。
105	実際に非違の経歴があったとしても、どれほど過去のものかによっても、現在の適性に影響ありと評価すべきではないし、当該非違によって問題を深刻に受け止め、適正管理に対する姿勢が著しく向上することもあり得るから、この点への配慮は不可欠である。配慮しないのか。配慮するとすれば、どのように配慮するのか。	
106	現に薬物を濫用している状態であれば、特定秘密の取扱い者としての適性以前に通常業務に明らかな支障を生じているのではないか。そうであれば、適性評価の対象者にする以前の問題ではないのか。	● 薬物を濫用していたとしても、必ずしも通常業務に明らかな支障が生じている状態となるとは言えず、念のためこうした事実も確認する必要があると考えます。
107	(第12条2項4号は)「薬物の濫用及び影響に関する事項」としている。薬物の影響に関する事項と言った場合、合法的に治療として処方されている薬物にもさまざまな副作用がある。眠気による注意力減退という症状はよくあり、ミスを犯す遠因にはなりうるが、このような「影響」も問題にするのだろうか。	● 処方された薬物による影響についても、これが明らかに特定秘密の取扱いの業務に影響を与えるような場合であれば、適性評価に影響を与える可能性はあると考えますが、通常みられるような眠気という程度の症状は問題なるとは考えません。
108	(第12条2項4号の)「影響」の内容を具体的に限定する必要があるのではないか。どのように限定するか。	● 本項目については、薬物の濫用及び影響の背景・理由等を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、特定秘密を漏えいするおそれを総合的に判断することになります。
109	(第12条2項5号の)「精神疾患」も広い概念である。特定秘密を漏えい(過失による場合も含め)のおそれがある精神疾患とはどのようなものか具体的に示すことができるのか。	● 本項目では、精神に係る事由を原因として、自らの行動をコントロールできなかったり、意識や記憶を失ったことがあるか等について調査することを考えています。なお、本項目については、精神疾患があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、その具体的症状や治療の経過、再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。
110	自覚症状があって治療を受けているものもあれば、自覚症状はあるが治療を受けていないもの、「精神疾患」でありながらそのことを自覚していないものもいる。見落としのないように取扱い予定者全員について精神疾患の有無を徹底的に調査するとすれば、きわめて問題である。どのように考えればよいのか。	● 具体的な質問票の内容や調査の手順等は、現在検討中ですが、自己申告された質問票に基づき調査を行うこととなります。その上で、必要に応じ評価対象者への質問等を行うなど可能な範囲で調査を行うことになります。
111	(第12条2項6号の)飲酒の節度は飲酒をするすべての者について問題になり得る。それでは広過ぎるのではないか。	● 特定秘密の取扱いの業務を行う者は、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があります。かかる観点から、「飲酒についての節度に関する事項」を調査事項としたものです。 具体的には、飲酒を原因として、所持品の紛失、自傷その他の自己に損害を発生させる行動や他人との人間関係に悪影響を与える行動をとったことがあるか等を調査することになります。 ただし、飲酒を原因として、トラブルを起こした事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、評価対象者が起こしたトラブル等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。
112	飲酒の席で口が軽くなって重要な情報が漏えいする危険があるということが問題なのであろうが、そうだとすれば、そのような危険は、飲酒をすると常にすぐに眠ってしまうか全くの無口になってしまう者でないかぎり、だれにでも起こり得ることである。だれについても詳細に調査するということになるのか。	

	質問事項	回答
113	(第12条2項7号の)借金状態、経済的困窮状態や生活の派手さ加減などを問題にしているのであろう。預貯金の実態や借金の詳細などを資料として提出させるのか。そうだとすれば、私生活の実情を監視されているのと変わりないことにもなるのではないか。	● 過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったこと、また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられます。かかる観点から、「信用状態その他の経済的な状況に関する事項」を調査事項としたものです。 具体的には、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、賃金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査することになります。 ただし、一般的な目的とは異なる借入れがある、自己の資力に照らし不相応な金銭消費がある等の事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、評価対象者の資産形成等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。
114	これまで事実上行われてきた調査では、本人の同意を得ていたのか。同意を得ていたのだとすれば、どのようなことが行われているのか。	● 特別管理秘密を取り扱う適格性の確認は、各府省等において、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、必ずしも本人の同意を得て行っているものではないと承知しています。
115	(第12条3項)1号は、「前項各号に掲げる事項について調査を行う旨」と規定しているが、(第12条第2項)1号ないし7号の条文がそのまま書かれているのか、各号についてどのような事項を質問するのか具体的に示すのかでは、任意の同意と言えるか否か全く異なる。前者では単なる条文の確認であって、あえて同意を得る意味がない。どのように考えればよいのか。	● 具体的な告知、質問事項等については現在検討中です。
116	評価対象者への質問、資料提供の要求は、本人に対するものなので、(第12条第3項)1号の内容が具体的に明らかにされていれば、同意するか否かを決め易いが、そうでなければ同意はほとんど無意味である。どのように考えればよいのか。第三者への照会は、どのような情報についてだれに照会するのかを事前に明らかにされる必要があるのではないか。	
117	行政機関の職員は、「評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ」ることができるとあるのは、そのような権限が認められるということである。これにより、行政機関の職員は評価対象者に質問したり、その「知人やその他の関係者」にも質問することができる。「知人やその他の関係者」は範囲を限定するのか。職員の裁量に委ねるのか。	● 「知人その他の関係者」の範囲は、調査事項や調査の状況等によって異なるため、範囲を限定することは困難と考えますが、第12条第4項に規定しているとおり「調査を行うため必要な範囲内」に限られます。

	質問事項	回答
118	(第12条4項の)「質問」という対話形式で情報を得るとなると、実際には決められた質問事項以外のことについても聞いてしまうことになる。「必要な範囲」を超える情報を得てしまうことが往々にして起こり得るのではないか。そのような情報は本来、収集目的に入っていないのであるから、記録化しない、行政機関の長に報告しないということになるのか。	● 仮に「必要な範囲」を超える情報を入手した場合には、当該情報は記録する必要はないと考えます。
119	(第12条4項の)「評価対象者に対し資料の提出を求めさせ」の「資料」は、「第二項の調査を行うため必要な範囲内」という条件の下で要求されるものである。私生活や健康状態、生活状態など広範にわたる情報の提供を求められる可能性がある。提供させるべき資料の範囲を限定する必要があるのではないか。	● 適性評価のための調査事項は第12条第2項各号に掲げるものに限られています。資料の提出についても、同事項に関する調査に必要な範囲で求めるものであり、広範にわたる情報の提出を求めるものではありません。提出を求める資料については、各対象者の質問票の記載内容を確認しながら、必要に応じ、判断することになると考えます。
120	(第12条4項の)(報告を求めることが)「できる」というのは、その者に権限を与えることは明らかであるが、相手に対応義務を負わせているのか、少なくとも負わせていない場合もあると解すべきなのではないかという問題がある。国会での政府答弁は、回答義務があるということであったが、一律に義務があると解すべきなのか。医療に関する個人情報のように秘匿性が高く、秘匿性を守ることについて患者の要求の度合いが高い情報について回答義務があるとすることは、医療機関が患者の秘匿性の高い情報を第三者である行政機関に提供してしまうことを意味するから、そのことを意識して医療を受けない、医療を受けても本当のことを言わないという、治療にとって明らかにマイナスの事態が生じる。これはきわめて問題である。一律に義務づけるという構造にしてしまうと、回答を義務づける事項を限定しなければならなくなるのではないか。	● 第12条第4項により、行政機関の長は、調査に必要な範囲内で、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされており、法的には、それを受けた公務所等は、原則として報告すべき義務を負うと解されます。しかし、罰則等により強制されることはありません。 実際の取扱いについては、本人の同意を得ていることをお示しした上で照会することとなるので、照会を受けた医療機関や医師が、本人の同意があるにもかかわらず回答しないことはないのではないかと考えます。
121	医療機関以外の者についても、一般的に回答義務があるとしてよいか。義務はないとするか、あるとしても限定する必要があるのではないか。	
122	(第13条4項の)「適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由」とは、どの程度の記載を考えているのか。抽象的過ぎると、理由告知制度を設ける意味がない。	● 具体的な理由の通知方法等については現在検討中ですが、評価基準や評価方法の詳細が明らかになり、対抗措置が取られることは避ける必要があると考えています。
123	(第13条4項の)(評価対象者が理由の通知を希望しない場合を)「あらかじめ」に限定してしまうと、適格と判断されたいと思う者は、必然的に、あらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出ないことになるのではないか。	● 適性評価は、行政機関の職員に加え、適合事業者の従業者も対象となります。また、理由の通知は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行う必要があり、例えば、質問を行った関係者に影響が及ぶおそれがある場合など、具体的な情報源を明らかにできないときがあり、そのような場合、理由の通知の仕方についても、慎重な検討が必要となります。 こうした中で、多数の適性評価を円滑に行うためには、適性評価の実施に当たり、同意を得る段階で、理由の通知の希望の有無についても確認することが適当であると考えます。 なお、本法には苦情の申出制度があり、仮に通知を希望していなかったとしても、苦情の申出により改めて理由の通知を希望すれば、これに回答することになると考えます。
124	理由の通知を希望しない旨の申出を事前に限定しなければならない理由はなにか。事前放棄しない者については、その時点ですでに事実上、不適格の評価がなされるという疑問を抱かれることにならないか。不適格という結果が出て初めて理由を確認したいと思うようになるのが自然であることからすれば、爾後でもよいとしてもよいのではないか。	
125	事業者以上に行政機関が事業者の従業員の個人情報を大量に有している関係は異常である。事業者が雇っている従業員による漏えい防止を、行政機関が主体となって行うことにする本制度では、その徹底を期するがゆえに際限なく調査を行なうか、逆に、ごくごく形式的なものになってしまったり恣意的な運用をする者が出てきたりする可能性があるのではないか。現在の自衛隊法では、これらの問題は契約事項として事業者側の責任において行われることになっている。制度設計としてはこちらの方が合理的なのではないか。不合理だとすれば、どのように不合理なのか。	● 適合事業者における特定秘密の取扱いの業務は、当該特定秘密を保有する行政機関の所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、当該行政機関との契約に基づき行われるものです。このような適合事業者における特定秘密の取扱いの業務は、物件の製造又は役務の提供を業とする者と行政機関との契約に基づく一時的なものであり、特定秘密の保護の責任が取扱いの業務を行わせる特定秘密を保有する行政機関の長にあることに変わりはありません。したがって、適合事業者は信頼ある適性評価を行うことができる立場になく、特定秘密を適合事業者に取り扱わせる行政機関の長が適合事業者の従業者の適性評価を実施する必要があります。 特に本法では、公務所又は公私の団体への照会権限が新たに規定されるなど、自衛隊法にはない権限が認められており、行政機関の長が適性評価を行うことが適当と考えます。
126	(第14条1項の)「当該評価対象者について実施された適性評価について、・・・苦情の申出をすることができる。」ということは、調査事項、調査の実態等について苦情の申出ができるということか。	● 評価対象者について実施された適性評価について苦情の申出ができます。
127	苦情の申出にはだれが対応するのか。	● 行政機関の長ですが、具体的な対応は、当該行政機関の職員が行います。
128	(第14条2項の)「処理の結果を・・・通知する」とあるので、結論だけがごく簡単に書かれた通知に止まるように読めるが、そうか。申出者に一定程度理解してもらおうと考えるのであれば、結論に至る理由説明をある程度した方がよいのではないか。	● 苦情の申出の内容に応じた結果を通知することを想定しています。

	質問事項	回答
129	(第14条3項の)「不利益な取扱い」とはどのようなことを指すのか。	● 降格、減給、懲戒処分はもとより、これらに該当しない訓告・厳重注意・自宅待機命令、不利益な配置の変更など人事上の差別取扱いの作為又は不作為、昇給、昇格など給与上の差別取扱いの作為又は不作為、退職の強要、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することなどが考えられます。
130	「不利益な取扱いを受けない。」の実効性を確保するにはどのようにすればよいか。	● 必要に応じ、関係機関への相談や処分に対する不服申立てがなされるものと考えます。
131	適性評価のための調査(12条4項)を他の行政機関に委託することができるのか。	● 調査事項の調査を行うため必要な範囲内で行われる質問等の調査(第12条第4項)は、評価対象者の所属する行政機関の長が当該行政機関の職員に行わせるものであり、調査の委託はできません。
132	(他の行政機関に委託)できるとすると、調査情報は、一旦、受託者に集まる。それを委託した行政機関に提供することになるが、データで管理している情報であれば、受託者に情報が残る。ここでの利用制限に関する規定がない。どうするのか。	
133	不適格になったら、適合事業者としては、そのことだけで労働者を不利益に扱うことは大いにあり得るのではないか。そうさせないための実効性ある方法とは何か。	● 民間事業者には、行政機関の長が行う適性評価の結果や、同意をしなかった場合には、その旨のみが通知されます。そして、第16条第2項において、適合事業者は、通知内容を人事考課等に利用することができないよう、利用又は提供を禁止しております。もし人事考課等で不利益に扱われた場合には、例えば民事上の訴訟の対象となることも考えられます。
134	行政機関内部だけならばともかく、民間企業の従業員、派遣労働者について個別の調査を行なうことを予定しているから、この場合、当該行政機関の職員だけで対応できるのか。	● 適性評価は、当該行政機関の職員だけで行います。
135	そもそもどこの行政機関の職員にも十分かつ的確な情報収集能力が揃っているのか。揃っているという建前だけでは、実際に正確な情報を集積することはできないのではないか。	● 法定の調査事項について、まずは評価対象者本人から質問票に記載をしていただき、記載内容に基づき適性を判断します。必要な場合には、関係者への質問や公務所等への照会をすることもでき、調査に必要な情報を収集できるものと考えます。
136	(第18条に関して)行政実務では実際に存在する秘匿性の高い情報について統一的な基準あるのか。	● 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日付けカウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づき、各省庁において、平成21年4月から特別管理秘密制度が導入されていますが、本法の運用基準で規定することを予定している細目のような基準はありません。
137	(統一的な運用基準について、)基本的な事項は、法律で規定すべきではないか。	● 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関しては、本法の各条により基本的な事項が既に規定されています。その上で、法18条により、これらにつき政府部内で統一的な運用を図るため基準を定めることとしたものです。
138	(第19条の)「報告」はどのようなものを想定しているか。統計処理した数字のようなものだけだと、国会への報告は単なる儀式にしかならない。国会に報告すること自体にも一定の監視機能を持たせるために、報告内容は国会議員が検討する意味があるよう、相当程度に具体的なものにすべきではないか。	● 国会に報告することとされたことの意義を踏まえ、具体的な内容については運用基準に規定することを検討します。
139	(第20条の)「我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため」とは、どのような意味か。	● 御指摘の箇所は、本法の目的を規定した第1条の「我が国の安全保障(中略)に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの(中略)の漏えいの防止を図り」と同義です。 ● 「我が国の安全保障に関する情報」は、我が国が講ずる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じたりして我が国が効果的な措置を講じることをできなくすることができることから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする情報であり、常に漏えいの危険に晒されています。また、仮にかかる情報について、一般の秘密と同程度の管理しか行われない状態が続けば、我が国が協力国等から安全保障に関する情報を得ることが困難となり、安全保障を確保するための我が国自身の能力が低下するばかりでなく、国際的な協力・連携が阻害されることによって我が国と協力国に共通して脅威となり得る国家やテロ組織を利することとなり、我が国の安全保障に大きな影響をもたらすことになります。このため、本法では、「我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため」、特定秘密を厳格な保護措置の対象としたところです。

	質問事項	回答
140	(第12条)2項1号ないし7号に関する詳しい最新情報を集めようとすれば、日常生活について日常的に監視し続ける必要がある。当該行政機関の職員(17条)でも対応し切れないであろう。諸外国の例では、連邦人事局(アメリカ)、国防調査庁・外務省(イギリス)、連邦憲法擁護庁(公安警察)・軍防諜局(ドイツ)、内務省中央国内情報局(フランス)などに委託されている。我が国では、警察庁(公安警察)に委任することになるのではないか。	● 適性評価では、第12条第2項の調査を行うため必要な範囲内において、評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者への質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体への照会を行うものであり、日常生活について日常的に監視をするということはありません。 ● 調査事項の調査を行うため必要な範囲内で行われる質問等の調査(第12条第4項)は、評価対象者の所属する行政機関の長が当該行政機関の職員に行わせるものであり、調査の委託はできません。
141	適合事業者は自社の従業員についてこのような監視がされることを許容しているのか。	
142	(第21条について、)どのような事項を政令事項として想定しているのか。	● 政令案に盛り込むべきと考えられる事項については現在お示ししている資料をベースに検討を進めてまいりたいと考えております。
143	捜査方法や刑事裁判手続について、警察庁、最高検、最高裁で検討しているのか。しているとすれば、どのようになっているか。	● 本法第10条で、刑事事件の捜査及び公訴の維持に係る特定秘密の提供について必要な事項を定めています。 ● 特定秘密に係る事件の捜査及び刑事裁判手続については、関係当局が本法及び関係法令に基づき適切に対応することとなります。
144	既遂は「漏えい」であって漏えい後の公表や報道ではない。外務省機密漏えい事件でも犯罪行為は漏えいしたことであって、新聞に覆味に書いたことや、国会の審議に出したことではない。例えば、同じ役所の中で、取扱業務従事者以外の者が当該役所内において当該役所の業務のために研究するために特定秘密を管理場所から持ち出した場合、24条1項違反が問題になり得る(但し、目的犯にしたことで、処罰対象にならない可能性はある。)。これを犯罪として問題にするか、適正管理の逸脱の問題とするか。犯罪として問題にすると、現場を保存する必要があり、それをしないと証拠隠滅の問題が起こる。役所内が捜査対象になることから業務への支障が起こるのではないか。また、犯罪でないから軽視してよいという事態ではない。権限者(取扱業務従事者)以外の者が情報を取得できる管理環境に問題がある。罰則の適用よりも情報管理の適正化こそを重視すべきだと考える。犯罪捜査と適正管理の関係をどのように考えるのか。	● 特定秘密の保護に関し必要な措置は、法5条1項、3項及び5項、6条2項、7条2項、8条2項並びに10条1項の規定に基づく政令等で定められ、これらの規定により、厳格な保護措置を講じることが求められることとなります。政令等では、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員等の範囲を定めるとともに、必要な物的保護措置を定めることなど、取扱い等の権限を有する者以外の特定秘密へのアクセスを防止するための措置についても規定し、御指摘の「情報管理の適正化」に一層遺漏無きを期して参りたいと考えています。 ● また、本法に定める犯罪があると思料される場合、捜査機関において、法と証拠に基づき、必要な捜査が行われるものと考えられますが、これと御指摘の「適正管理の逸脱の問題への対応」とは別個のものとして取り扱われるべきと考えます。
145	既遂については、インターネット上に出てしまったような場合で、だれにでも知られてしまう環境になっている場合と、漏えいの相手方に当該情報が渡っているだけで公表されていない場合があり得る。前者については検察官は当該情報を公開法廷に顕出して被疑者・被告人は実質秘性を争うことになるのか。後者については警察・検察・令状裁判官は当該特定秘密を逮捕状や勾留状の被疑事実に記載するのか。起訴後の裁判手続はどうなるのか。	〔インターネット上で公表された場合〕 ● 特定秘密と同一性を有する情報が、インターネット上で公表されたと認められる場合には、一般には、「公になっていないもの」との要件を満たさず、行政機関の長は特定秘密の指定を解除することになります。検察官が当該情報を公判廷に顕出するかは事案ごとに判断することになりますが、その判断は当該情報が既に特定秘密ではなくなっていることを前提とすることになります。 〔漏えいの相手方に情報が渡っているだけで公表されていない場合〕 ● 特定秘密の漏えいの後も、なお非公知性が失われていない場合は、当該情報が特定秘密であることを前提に、本法及び関係法令に基づき、警察、検察当局等において適切に対応することになると考えます。なお、被疑事実を特定するために、特定秘密そのものを逮捕状等に記載することは許容されないものと考えます。
146	未遂、独立教唆、共謀などの場合には、漏えいの結果は生じていない。この場合、警察・検察・令状裁判官は当該特定秘密を逮捕状や勾留状の被疑事実に記載するのか。起訴後の裁判手続はどうなるのか。	● 本法に定める未遂、独立教唆、共謀に係る行為が実行された場合において、なお特定秘密に係る情報の非公知性が失われていない場合は、当該情報が特定秘密であることを前提に本法及び関係法令に基づき、警察、検察当局等において適切に対応することになると考えます。なお、被疑事実を特定するために、特定秘密そのものを逮捕状等に記載することは許容されないものと考えます。
147	「過失」の行為類型としてどのようなことを想定しているのか。	● 「過失により」とは、漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特定秘密であることを失念して当該特定秘密に係る情報を自己以外の者に告知した場合、特定秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定されます。
148	漏えい後に過失犯として処罰するよりも、漏えい前に適正管理の実行確保とこれに対応する管理義務違反を設定した方が情報漏えいの防止に有効なのではないか。	● 特定秘密の保護に関し必要な措置は、法5条1項、3項及び5項、6条2項、7条2項、8条2項並びに10条1項の規定に基づく政令等で定められ、これらの条の規定により、厳格な保護措置を講じることが求められることとなります。これにより御指摘の「適正管理の実行確保」に遺漏無きを期していきたいと考えています。

	質問事項	回答
149	保全監視委員会の準備の進捗状況	● 本法の施行までに、昨年12月の4党協議の結論に従い、『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』として、米国の情報保全監督局も参考としつつ、内閣府に、審議官級の独立公文書管理監(仮称)と、その下に20人規模の情報保全監察室(仮称)を置き、両者相まって、各行政機関による個別の特定秘密の指定等を検証・監察し、不適切なものについて是正を求めることができるようにすることとしています。 ● また、内閣総理大臣が特定秘密の指定・解除等についてチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、米国の省庁間上訴委員会を参考としつつ、閣議決定により、内閣官房にインテリジェンスコミュニティの事務次官級を中核とする、保全監視委員会(仮称)を、本法の施行までに設置することとしています。 ● 内閣官房に設置する保全監視委員会(仮称)や、内閣府に設置する独立公文書管理監(仮称)と、その下の情報保全監察室(仮称)に具体的にいかなる事務を所掌させるか、どのような権限を与えるべきかという点も含めて、鋭意検討を行っており、今後、情報保全諮問会議の先生方の御意見も伺いたいと考えております。
150	独立公文書管理監の準備の進捗状況	
151	情報保全監察室の準備の進捗状況	
152	特定秘密が公的情報の一部を構成するという位置付けであり、特定秘密でなかった情報を特定秘密に指定したり、逆に指定解除をしたりという関係性があることからすると、特定秘密に限らない公的情報全体についての管理組織をつくるべきではないのか。	● 本法の対象とならない情報の取扱いの在り方については、政府において別途検討が進められる予定です。
153	現在は(別表第一号の)イ乃至ヌの各項目についてどのような類型の情報があるのか。	● 別添4の「別表の具体例」を御参照ください。
154	防衛省が保有する情報はすべて公文書管理法3条の適用を受けないという理解でよいか。同条の規定の改正は必要ないのか。	● 防衛秘密及び特別防衛秘密は、管理が厳格で、かつ図画や物件等も含めて一体的に管理されていた実態に鑑み、自衛隊法等又はMDA秘密保護法等の規定が公文書管理法にいう「特別の定め」に当たるとして、自衛隊法等又はMDA秘密保護法等に基づき、管理が行われています。 ● 他方、特定秘密については、現在公文書管理法が適用されることを前提に詳細を検討中であり、同条の規定の改正は必要ないと考えています。
155	(別表第二号について、)1条の「安全保障」と同じ定義で(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。)よいのか。異なるとすれば、どのような内容として理解すればよいか。	● 1条の「安全保障」と同じです。
156	ここ(別表第三号)で規定されている情報についても、「我が国の安全保障(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの」に該当するという理解でよいか。	● 別表第三号に規定する事項に関する情報で、第3条第1項に規定する「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」などの要件に該当するものが特定秘密として指定されます。
157	(別表第三号の)「特定有害活動」はいわゆるスパイ活動に当たるものと説明されているが、通常、イメージするスパイ活動とは著しく異なる。「特定有害活動」の定義に至った経緯はどのようなものか。	● 問91で述べたとおりです。
158	(別表第三号)ロによれば、外国政府や国際機関と情報交換することを想定していることが伺われるが、そうだとすれば、スパイ活動に関する定義は一致している必要があると思われるが、「特定有害活動」は諸外国のスパイ活動の定義と合致しているのか。	● 「スパイ活動」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知しておりません。本項についての該当性は本法の定義に従い判断します。
159	(別表第三号イの)「特定有害活動による被害の発生若しくは拡大」というのは、具体的にどのような状況を指すのか。	● 情報漏えいや大量破壊兵器が我が国に対して使用される場合等が挙げられます。

	質問事項	回答
160	(別表第三号イの)「防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」というのは、具体的にどのような状況を指すのか。	● 「措置」としては、特定有害活動への適切な対処を確保するため治安機関がとるべき措置が、また、「計画」としては、「措置」の手順等をまとめた計画が、さらに、「研究」としては、「措置」の効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究がそれぞれ挙げられます。
161	(別表第三号ロの)「特定有害活動の防止に関し収集した」というのは、だれがどこから収集してくるのか。	● 警察機関等が、協力者、情報提供者、外国情報機関等から収集してくることが想定されます。
162	(別表第三号ハの)「情報の収集整理又はその能力」というのは、具体的にどのようなことを指すのか。	● 「収集整理」としては、本号ロに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法等が挙げられ、また、「その能力」としては、情報提供者等から情報を収集する際の情報源、情報入手頻度等が挙げられます。
163	ここ(別表第四号)で規定されている情報についても、「我が国の安全保障(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの」に該当するという理解でよいか。	● 別表第四号に規定する事項に関する情報で、第3条第1項に規定する「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」などの要件に該当するものが特定秘密として指定されます。
164	(別表第四号の)(テロリズムには、)国際テロだけでなく、国内テロを含んでいるのか。後者は国内の治安の問題であるから、極力国民に問題状況を広報して注意喚起し、テロ集団の形成・拡大を阻止するということで対処すべき問題ではないか。	● 本法にいう「テロリズム」には、国内テロリズムも含んでいます。テロリズム防止のため国民の理解と協力を得ることは重要ですが、テロリズム防止のための措置などの事項に関する情報が漏えいした場合、相手方はテロリズムに対処する治安活動等の詳細を知ることが可能となり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講ずることが可能となることから、我が国のテロリズムの防止に重大な支障を来す可能性があります。
165	(別表第4号)ロによれば、外国政府や国際機関と情報交換することを想定していることが伺われるが、そうだとすれば、「テロリズム」に関する定義は一致している必要があると思われるが、諸外国の定義と合致しているのか。	● 「テロリズム」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知しておりません。本項についての該当性は本法の定義に従い判断します。
166	(別表第四号イの)「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本においてあるのか。あるとすれば、どのような事実から判断できるのか。	● 平成7年に発生した地下鉄サリン事件にもみられるように、「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本国内にも存在しているといえます。
167	(別表第四号イの)「防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」というのは、具体的にどのような状況を指すのか。	● 「措置」としては、重要施設の警備の実施状況等が、また、「計画」としては、重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領等が、さらに、「研究」としては、テロ発生時の諸外国の対応要領の研究等が挙げられます。
168	(別表第四号ロの)「テロリズムの防止に関し収集した」というのは、だれがどこから収集してくるのか。	● 警察機関等が、協力者、情報提供者、外国情報機関等から収集してくることが想定されます。
169	(別表第四号ハの)「情報の収集整理又はその能力」というのは、具体的にどのようなことを指すのか。	● 「収集整理」としては、本号ロに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法等が挙げられ、また、「その能力」としては、情報提供者等から情報を収集する際の情報源、情報入手頻度等が挙げられます。

別添1

別記第３号様式（第１９条関係）

防衛秘密記録簿

整理番号	上申者		内局担当課		事項の内容	別表第1該当号数	指定通報先		添付書類	変更をするに際の指定通報先	
	上申番号	上申年月日	指定番号	指定年月日		指定の方法	発簡番号	発簡年月日		発簡番号	発簡年月日

別添2

様式第5号（第9条関係）

特別管理秘密
（保存期間又は廃棄時期）
（登録番号）

縦24ミリメートル×横40ミリメートル（上欄縦12ミリメートル、中欄縦6ミリメートル、下欄縦6ミリメートル）とする。ただし、やむを得ないときは、適宜の大きさとする。

別添3

答弁おこし（未定稿）

平成２６年３月４日（火）　参・予算委　（公）西田実仁 委員

○西田実仁君　次に、公文書管理法の改正につきましてお聞かせいただきたいと思います。昨年の十月、我が党の山口代表、そして本年の一月には井上幹事長がそれぞれ衆参の本会議におきまして、国民の知る権利の保障、また政府の活動の透明性等を求める観点から、閣議あるいは閣僚懇談会、この議事録を作成し、公表する義務付けを行うべきである、そのための公文書管理法の改正を行うべきである、こういう提案をさせていただきましたところ、総理からは、政府部内で検討、調整の上、提出することとしたいと、こういう御答弁をいただきました。その後の検討状況も含めまして総理の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　昨年十月の参議院本会議におきまして、山口代表から、閣議の議事録の作成、公開のため公文書管理法の改正を行うべきとの前向きな御提案をいただきました。法律改正のポイントは、閣議議事録の作成を義務付け、その一方で、閣議議事録については三十年後に国立公文書館に移管し、一般の利用に供するため法律上の特例を設けるという点にありました。

これに関し、改めて政府部内で真摯に検討を重ねた結果、現在の閣議の在り方を前提とすれば、法律改正により三十年後に国立公文書館に移管するよりも現行法の下で速やかに公表することとした方が、閣議に関する透明性の向上や情報公開、国民への説明責任という観点でより望ましいのではないかという結論に至ったわけでございます。言わば法改正によりますと三十年後に国立公文書館に移管するということになりますが、法改正によらずに運用でまいりますと速やかに公表が可能になるということでございまして、その結論に至ったわけでございます。

このため、現行の公文書管理法第四条の趣旨に基づきまして、閣議の議事録を作成、公表することを閣議決定することで対応したいと考えております。閣議の議事録については内閣制度が発足した明治以来作成されてこなかったところでありますが、憲政史上初めての取組として、今後この方針を閣議決定した上で、平成二十六年度から、すなわち本年四月一日の閣議、閣僚懇談会から議事録を作成、公表することといたしまして、公文書管理法や情報公開法にのっとり、しっかりと対応していく考えでございます。

別添4

法案審査時法制局提出資料から該当部分（第１号）を抜粋

別表の具体例

[redacted]（防衛[redacted]する事項）
イ　自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ○　自衛隊法別表第４第１号と同じ ○　「自衛隊の運用」とは、防衛出動や警戒監視活動等の任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行していることをいう。本号における「自衛隊の運用」の内容としては、運用に係る命令、行動の基準及び行動の状況その他の運用の状況や実態が含まれる。 **※　具体例** **〈運用〉** ○　自衛隊の運用状況 **〈運用に関する見積り〉** ○　防衛出動時等の自衛隊の対処に関する計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事項に関する分析又は予測 **〈運用に関する計画〉** ○　「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和 52 年防衛庁訓令第８号）第 18 条） **〈運用に関する研究〉** ○　自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究
ロ　防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ○　自衛隊法別表第４第２号と同じ **※　具体例** ○　防衛に関し自衛隊が収集した電波情報
ハ　ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ○　自衛隊法別表第４第３号と同じ **※　具体例** **〈情報の収集整理〉** ○　自衛隊における情報業務の実施状況、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等 **〈収集整理の能力〉** ○　自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所
ニ　防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ○　自衛隊法別表第４第４号と同じ **※　具体例** **〈見積り若しくは計画〉** ○　「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第８条及び第９条） **〈研究〉** ○　現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究
ホ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量 ○　自衛隊法別表第４第５号と同じ **※　具体例** ○　各部隊や自衛隊全体が保有する武器、弾薬、船舶、航空機、戦車、装甲車等の種類や数量

法案審査時法制局提出資料から該当部分（第１号）を抜粋

ヘ　防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

○　自衛隊法別表第４第６号と同じ

※　具体例

〈防衛の用に供する通信網の構成〉

○　自衛隊が作戦行動等において用いる自衛隊が所有し、使用する通信網の拠点、経路、その容量等

〈防衛の用に供する通信の方法〉

○　部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）

ト　防衛の用に供する暗号

○　自衛隊法別表第４第７号と同じ

※　具体例

○　自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号

チ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

○　自衛隊法別表第４第８号と同じ

※　具体例

〈仕様〉

○　潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚

〈性能〉

○　誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度

〈使用方法〉

○　機雷の敷設深度

リ　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

○　自衛隊法別表第４第９号と同じ

※　具体例

〈製作の方法〉

○　潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法

〈検査の方法〉

○　機雷、レーダー等の検査の方法

〈修理の方法〉

○　秘匿装置等の修理の方法

〈試験の方法〉

○　レーダー等の試験の方法

ヌ　防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

○　自衛隊法別表第４第10号と同じ

※　具体例

〈施設の設計〉

○　特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置

〈施設の性能〉

○　抗たん性能

〈施設の内部の用途〉

○　施設の特定の区画（部屋）の使用目的

情報保全諮問会議委員各位

平素より大変お世話になっております。

遅くなりまして大変恐縮ですが、３月１０日締切で頂いておりました御質問・御意見に対する第二回目の回答を同封いたします。

また、特定秘密保護法の施行に向けた政令案及び運用基準案に盛り込むべき事項（案）については、３月末までに御質問・御意見をいただきたい旨御説明申し上げたところですが、先日御連絡したとおり、４月７日（月）までに御質問・御意見をいただければ幸いです。

なお、先日お伝えいたしましたとおり、頂いた御質問・御意見に対する回答につきましても、委員との検討事項として、当分の間、関係者限りとしていただくよう、お願いいたします。

引き続き、御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

平成２６年３月２４日

内閣官房特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　　神原（かんばら）　紀之

東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

○第2次締切（～3/10）までに寄せられた質問事項への回答（第2回）

平成26年3月24日

	質問事項	回答
170	今回（3月5日）に送っていただいた諸外国の秘密保全制度の比較表では、「有効期間」の欄が追加され、当該欄には（英国以外は）期間の延長の可否及び年限が記載されているが、秘密指定の原則的な（＝初期の）有効期間は当該欄に記載されている延長期間と同じということか。	● 諸外国の秘密保全制度の比較表については、御質問を踏まえ、秘密指定の原則的な（初期の）有効期間及び有効期間の延長の上限を明確に区別する形で、別添のとおり修正いたしました。
171	秘密指定文書の管理の在り方、とくに「破棄」の可否ないしルール、そして指定解除後の公開又は破棄に関するルールは、諸外国ではどのように定められているのか。	● 御指摘を踏まえ、現在調査中です。なお、諸外国制度の調査には時間を要することが予想されますので、予めご了承願います。
172	法第3条第1項では、行政機関の長による特定秘密の指定が規定されている。これとの関係で、米国の大統領令13526号の1．3条(e)項が定めているような「自らが機密指定を要する情報を創出したと判断したこれらの当事者に対し、当該情報に関する管轄権と機密指定権を有する行政機関に、速やかにその旨を通知する義務を課している。そして、この通知を受けた行政機関は、30日以内に、当該情報を機密指定するか否かにつき決定しなければならない」と言った場合については、政令でこれを規定しないのか。あるいは、法でこのような場合を想定して読み込めるのか、ご教示願いたい。	● 米国の大統領令第13526号と我が国の特定秘密保護法とでは制度的な違いもありますが、まず米国の制度をよく研究しつつ、指定のための行政機関内部での具体的な手続きについて検討していきます。
173	法第5条第4項における行政機関の長が適合事業者に特定秘密を保有させることができるとする規定と、法第8条第1項における行政機関の長が特定秘密を適用事業者に提供することができるとする規定の関係。具体的な想定事例を含めて説明して頂きたい。	● 法第8条第1項は、特定秘密を保有する行政機関の長が、安全保障上の必要により特定秘密を適合事業者に提供することができる場合について定めるものです。 ● 他方、法第5条第4項は、行政機関の長が指定をした場合において、適合事業者に、当該指定に係る特定秘密を保有させることができることについて定めるものであり、具体的には、適合事業者に、武器等の試験を行わせる場合や武器の部品等の物件を製造させる場合であって、試験結果が生じ、又は物件が製造されると同時に保護を与えなければならないときに、直ちにこれを特定秘密として保護させることができるようにする必要があるときを念頭に置いています。 ● このような場合、行政機関は、指定をした時点において、当該特定秘密に係る情報を保有しておらず、また、当該行政機関から適合事業者への特定秘密の提供もないことから、第8条とは別途、規定を設けることとしたものです。
174	法第8条第3項で、行政機関の長が適合事業者に対して当該特定秘密の提供を求めることができるとする規定で想定している具体例を説明して頂きたい。	● 上記173のような第5条第4項の規定により、適合事業者が、武器等の試験を行った場合や武器の部品等の物件を製造した場合に、その結果生じた試験結果や製造された物件が特定秘密となるときには、当該特定秘密を保有するのは、当該適合事業者であることから、当該適合事業者から当該特定秘密の製造を行わせた行政機関の長への提供について規定したものです。
175	法第12条及び第15条1項における「特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者」の範囲が適正に限定されるような基準を設ける予定はあるかどうか、説明して頂きたい。	● 運用基準には、例えば、新規採用者の取扱いについて、留意事項を記載することなどを検討しています。
176	法第13条における適性評価の実施に伴う結果（具体的には適性の有無に関する判断の結果）は、（1）行政処分ではなく、（2）そのため行政不服審査法の対象にならず、かつ、（3）法第14条における苦情の申出による解決が終局的なものとなり、争訟性もないことを確認して頂きたい。	● 適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかを評価するものに過ぎず、職員の任用について人事評価又はその他の能力の実証等に基づいて行わなければならないことを規定する国家公務員法等の能力を評価するものではありません。また、適性評価は、評価対象者の権利義務を変動させるものでもないことから、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないと考えます。 したがって、適性評価の結果そのものは、行政不服審査法の不服申立てや行政事件訴訟法の取消訴訟の対象とはならないと考えます。
177	法第14条第2項の「行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。」という規定で想定している制度は、（1）国家公務員法における一般の公平制度類似の制度を予定しているのか、（2）防衛人事審議会のような第三者的立場の有識者を入れた制度を予定しているのか、又は（3）上記（1）の制度より、より簡略な制度を想定しているのか説明して頂きたい。	● 具体的な苦情処理手続等については現在検討中ですが、行政機関の長、具体的には苦情処理を担当する部署において、苦情処理手続や苦情処理結果の通知手続を行うことを考えています。従いまして、（1）または（2）のような制度は想定しておりません。
178	下記質問5への回答の中にあるCIAの関与について、連邦議会等の職員に関する身上調査は、FBIが行うという点が確認されたことは、当然である。また、FBIがその意見書を出すというのも理解できる。なお、CIAの関与については、CIAからすれば情報特別委員会の職員にクリアランス同等のものが必要と考えるのも理解しえるので、その見解を述べることはあり得ると考える。そこで、②のCIAの関与を示す根拠（規則、公的文書等）をご教示願いたい。	● 諜報特別委員会の職員に対する身上調査におけるCIAの関与の根拠等について、調査いたします。
5	（参考）前回回答分 議員団が米国の関係先から受けた回答のうち、連邦議会の職員等に対して身上調査を行っているのはCIAではなくFBIであり、国立公文書館情報保全監督局の職員等に身上調査を行っているのはCIAではなく連邦人事管理庁に属する連邦調査サービス（Federal Investigative Services）ではないかという点の確認	● 諜報特別委員会の職員に対する身上調査は、①FBIが広範な範囲にわたって身元調査を行い、報告書を作成し、②CIAがその報告を基に、当該人物が秘密情報にアクセスするにふさわしい人物かどうかの評価を行い、委員長に見解を示し、③委員長がFBIの報告書とCIAの見解を踏まえ、最終的に判断をすると承知しています。 ● なお、情報保全監督局の職員に対する身上調査実施者については、現在調査中です。

	質問事項	回答
179	(質問2(3)について) 米国の対象者のところで、「連邦政府又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者」という表現が不正確であると指摘した意図は、(1)「契約業者」ではなく、「適合事業者」とすべきであると考え、かつ、(2)「職員」だけでは、代表者、代理人、使用人が抜けてしまうので、こちらも「従業者」とすべきであると考えたためです。	● 「適合事業者」の用語は、本法において規定しているものであり、米国における「契約業者」が、当該用語で定義される範囲と完全に一致するかは不明であるため、ここでは「契約業者」の用語を用いております。 ● 一方、「従業者」の用語は、一般的に用いられていると考えますので、対照表においても、別添のとおり「職員」を「従業者」と修正いたしました。
180	(質問2(4)について) 特定秘密の一部に、米国でいう極秘に相当するものが含まれる可能性が捨てきれないことから、極秘に対応するその他の調査方法で標準書式86号を用いるBI(身上調査)が該当する場合があるのではないか。	● 秘密の指定については、各国がそれぞれ行っているものであり、御指摘のとおり、米国において極秘(secret)とされている情報が、我が国の指定要件では、特定秘密に該当する可能性はあると考えます。なお、我が国の特定秘密の保全措置に関しては、適性評価も含め、諸外国の秘密の保全措置を参考としつつ、検討しているところです。
2	(参考)前回回答分 参考資料の「特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度比較(適性評価)」について、 (1)適性評価に関する判断基準と調査事項とは密接に関係するものの、実際には異なっていることから、これを区別しなくてよいのかという点。 (2)本法の対象者のところで、「契約業者の役職員」となっているものの、法第5条第5項における「従業者」の方がよいのではないか。 (3)米国の対象者のところで、「連邦政府又は契約業者の職員で、秘密を取り扱う者」とあるが、表現が不正確であるので、訂正した方がよいこと。 (4)米国の「調査区分とそれに応じた調査内容の差異」のところで、(i)<調査区分>につき、少なくとも「機微区画情報へのアクセス」を入れておいた方がよいこと、(ii)<調査内容の違い>における【調査事項】のところの「区分にかかわらず同一。」という記載は誤りであるので、訂正すべきこと、(iii)<調査内容の違い>における【調査手法】のところの「ポリグラフ検査」は、連邦政府職員等についてはそのとおりであるが、契約業者の従業者等に対して実施できる行政機関は限定されているので、※による注がいるように思えること、(iv)同じところで、「配偶者・同居人について国家機関のデータでのチェック」との記述は、調査のひとつとして民間の大手信用調査会社へ信用情報調査を行っていることから、不正確であるので修正すべきこと。	(1)について ● 調査事項は各国の質問票等を基に、各国の対比ができるよう、質問票の質問項目の概要を記載したものです。なお、米国では、「秘密情報へのアクセス適格性決定のための判定ガイドライン」を公表していますが、英国、独、仏については、このような適性評価の評価基準を公表しておらず、事務局においてもこれを承知していません。そのため、表には評価基準は記載しておりません。 (2)について ● 御指摘を踏まえ、別添1のとおり「従業者」に修正しました。 (3)について ● 御指摘の趣旨を改めて御教示いただければ幸いです。なお、行政府以外の立法府や司法府の職員のクリアランスの具体的な根拠については調査中です。 (4)について (i) 御指摘を踏まえ、別添1のとおり修正いたしました。 (ii) 本件資料の中の調査事項は、質問票の項目を指しており、米国の場合は秘密区分にかかわらず、質問票はstandard form86に統一されているため、「区分にかかわらず同一。」と考えています。 (iii) ポリグラフ検査については、ポリグラフ検査が承認されている行政機関においてのみ実施されていると承知していますが、その概要がどのようなものかについては、調査中です。そのため、現時点では別添1の記載としました。 (iv) 米国の秘密情報アクセスに関する背景調査基準にある、極秘や機微区画情報のアクセス適格性決定のために用いられるスタンダードB (Single Scope Background Investigation(SSBI))では、配偶者や同居者がいる場合には国家機関によるチェックを行うと記載されていますが、信用情報機関への調査の実施については記載されていないため、別添1のとおりとしました。(配偶者についての民間の大手信用調査会社への信用情報調査について、御教示いただければ幸いです。)

○第2次締切(～3/10)までに寄せられた質問事項への回答(第2回)(政令案・運用基準案関連)

平成26年3月24日

	質問事項	回答
181	[redacted]	[redacted]
182	[redacted]	[redacted]
183	[redacted]	[redacted]
184	[redacted]	[redacted]
185	[redacted]	[redacted]
186	[redacted]	[redacted]
187	[redacted]	[redacted]

特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（秘密指定）

平成26年3月20日

＼		本法	米国	英国	独国	仏国
秘密指定	根拠規定	特定秘密の保護に関する法律	大統領令第13526号	セキュリティ・ポリシーの枠組み（政府統一基準）	保安審査法	国防秘密保全に関する政府間通達
秘密指定	秘密の区分と対象の範囲	**①防衛、②外交、③特定有害活動の防止、④テロリズムの防止に関するものとして法律で別表に列挙する事項に関する情報**（公になっていないものに限る。）であって、その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを、 **特定秘密**として指定。 ※　特定秘密以外の職務上知り得た秘密についても、国家公務員法による保護の対象となる。	**①軍事計画、②インテリジェンスの情報源、③政府の外交活動、④国家安全保障に関する経済的事項等に該当する情報**を、 ①**機密**（不当な開示が国家安全保障に著しく深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの）、 ②**極秘**（不当な開示が国家安全保障に深刻な損害を招くと合理的に予想されるもの）、 ③**秘**（不当な開示が国家安全保障に損害を招くと合理的に予想されるもの） に区分して指定。	**政府の有する情報その他の資産を、** ①**機密**（治安を直接的に脅かす場合、軍隊の実効性等に対して特に重大な損害を与える場合、経済に深刻な長期的損害を与える場合等）、 ②**極秘**（国際的緊張を高める場合、軍隊の作戦上の実効性等に対し深刻な損害を与える場合、財政又は経済及び商業上の利益に実質的な有形の損害を与える場合等）、 ③**秘**（軍隊の作戦上の実効性等に対して損害を与える場合、財政又は経済及び商業上の利益に実質的に反する場合、主　要な政府の政策の作成又は実施に深刻な阻害要因となる場合等） に区分して指定。	**公共の利益のために機密にする必要のある事実、対象又は情報を、** ①**厳秘**（権限のない者が知るに至ることで、国又は州の存立又は生命にとり重要な利益　が損なわれる場合）、 ②**極秘**（国又は州の保安又は利益に重大な害を生じさせ得る場合）、 ③**秘**（国又は州の利益にとって有害となり得る場合） に区分して指定。	**①防衛、②治安、③金融・経済産業の保護、④科学・文化遺産の保護等の活動全般等に関する情報等を、** ①**機密**（その漏えいが国防を非常に大きく害するような性質を持つ、防衛上の政府の優先課題に係る情報又はその記録媒体）、 ②**極秘**（その漏えいが国防を大きく害するような性質を持つ情報又はその記録媒体）、 ③**秘**（その漏えいが国防を害するような性質を持ち、又は機密若しくは極秘に分類される秘密の暴露をもたらすおそれのある情報又はその記録媒体） に区分して指定。
秘密指定	指定権者	行政機関の長	大統領、副大統領、大統領が指定した行政機関の長と上級幹部職員	秘密の作成者又は指名された所有者	機密事項を発信する部署	首相、各大臣
秘密指定	有効期間　初期	上限5年	原則上限10年	秘指定の期限なし（国家安全保障等に関する情報は情報自由法上の20年公開原則の例外）	上限30年	上限10年
秘密指定	有効期間　延長	原則上限30年	原則上限25年		原則上限30年	原則上限50年
秘密指定の調整機関		情報保全諮問会議を通じて有識者からの御意見を聴いた上で、内閣官房が運用基準を作成。	・**情報保全監督局長**（※1）は、実施規則の制定、施行状況の監督等を行う。 ・**秘密指定に関する省庁間上訴委員会**（※2）は、情報保有者からの秘密指定に関する訴えの裁定、自動解除の適用除外に関する承認等を行う。	**内閣官房政府保全事務局**は、セキュリティ・ポリシーの枠組みの修正や連絡調整に責任を持つ。	**連邦内務省**	**国防・国家安全保障事務総局**

※1　大統領命令第12065号に基づき国立公文書館に設置された情報保全監督局の長。国立公文書館長が大統領の承認を得て指名する。
※2　大統領命令第12958号に基づき設置。関係行政機関の長が指名した者によって構成。委員長は、大統領が指名する。
＊　米国、英国、独国、仏国は情報保全のためのNATO加盟国協定を締結し、NATOに関する秘密情報の保全措置を講じている。

別紙

特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（適性評価）

＼	本法	米国	英国	独国	仏国
根拠	特定秘密の保護に関する法律	合衆国法典、大統領命令第13526号、第12968号、秘密情報へのアクセスに関する背景調査基準	人的セキュリティと国家安全クリアランスの方針に関する政府声明、セキュリティ・ポリシーの枠組み	保安審査法	国防法典、国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	行政機関の職員、契約業者の従業者、都道府県警察の職員 ※　行政機関の長、大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、政務官等は対象外	連邦政府又は契約業者の従業者で、秘密を取り扱う者 ※ 大統領、副大統領は対象外	国、警察機関又は契約業者の従業者で、秘密を取り扱う者 ※ 首相、大臣は対象外	連邦政府又は契約業者の従業者で、秘密を取り扱う者及びその配偶者 ※ 大統領、首相、大臣は対象外	秘密を取り扱う者 ※ 大統領、首相、大臣は対象外
調査事項	**〈本人に関するもの〉** ①テロリズム等との関係、②犯罪・懲戒の経歴、③情報の取扱いの非違の経歴、④薬物の濫用及び影響、⑤精神疾患、⑥飲酒の節度、⑦信用状態 **〈家族・同居人に関するもの〉** 氏名・生年月日・国籍・住所	**〈本人に関するもの〉** ①人定事項、②暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与、③犯罪歴、④セキュリティ関係の非違歴、薬物の影響、⑤精神疾患、⑥アルコールの影響、⑦信用状態、⑧学歴・職歴、⑨渡航歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等	**〈本人に関するもの〉** ①人定事項、②スパイ・テロ等への関与、③犯罪歴、④薬物の影響、⑤精神疾患、⑥アルコールの影響、⑦信用状態、⑧学歴・職歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等	**〈本人に関するもの〉** ①人定事項、②反憲法組織への関与、③継続中の刑事・懲戒手続、④信用状態、⑤渡航歴、⑥学歴・職歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等	**〈本人に関するもの〉** 人定事項、学歴・職歴、渡航歴　等 **〈家族・同居人に関するもの〉** 人定事項　等
調査区分とそれに応じた調査内容の差異	特定秘密のみ実施	**＜調査区分＞** ①機密へのアクセス ②極秘、秘へのアクセス ③秘密区分とは別に特別な取扱いを要する機微区画情報へのアクセス **＜調査内容の違い＞** 【調査事項】 区分にかかわらず同一。 【調査手法】 ①、③は、②に比べ以下のとおり幅広い調査を実施。 ・ 関係者への質問 ・ 公私の団体への照会 ・ ポリグラフ検査（※実施できる行政機関は限定的。） ・ 配偶者・同居人についても国家機関データでのチェックを実施。	**＜調査区分＞** ①機密へのアクセス ②極秘へのアクセス ③テロリストに狙われる職への配置等 **＜調査内容の違い＞** 【調査事項】 薬物の影響、精神疾患、アルコールの影響は①のみで調査。 【調査手法】 ②は警察、MI5への照会等を実施。 ①はこれに加え、本人や関係者への質問を実施。	**＜調査区分＞** ①最高機密情報へのアクセス ②極秘へのアクセス ③秘へのアクセス **＜調査内容の違い＞** 【調査事項】 区分にかかわらず基本的に同一。 【調査手法】 ①のみ関係者への質問を実施。 ①は②より幅広い機関に照会。	**＜調査区分＞** ①機密へのアクセス ②極秘へのアクセス ③秘へのアクセス **＜調査内容の違い＞** 調査中
統一的な実施機関	情報法保全諮問会議を通じて有識者からの御意見を聴いた上で、内閣官房が運用基準を作成。	連邦人事管理局が調査を実施（FBI等を除く）。	内閣官房で調査指針を作成。 国防省国防調査庁及び外務省に調査を委託可能。	連邦憲法擁護庁及び軍防諜局に調査を委託可能。	内務省対内中央情報局が調査を実施（国防省を除く。）。

＊米国、英国、独国、仏国は情報保全のためのNATO加盟国間協定を締結し、NATOに関する秘密情報の保全措置を講じている。

特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較（罰則）

	＼	本法	米国	英国	独国	仏国
主な罰則	根拠規定	特定秘密の保護に関する法律	合衆国法典	公務秘密法	刑法	刑法
	漏えい	・特定秘密を取り扱うことを業務とする者による特定秘密の漏えい **【10年以下の懲役・罰金】** ・公益上の必要により行政機関から特定秘密の提供を受け、これを知得した者による漏えい **【5年以下の懲役・罰金】**	・外国を利する等の意図を有する者による外国政府への国防情報の漏えい **【死刑、無期・有期刑】** ・行政機関の職員等による安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい **【10年以下の自由刑、罰金】**	・国の治安・利益を損なう目的による敵に有用な情報の漏えい **【3年以上14年以下の自由刑】** ・公務員等による防衛情報、国際関係情報、犯罪を惹起する情報等の漏えい **【2年以下の自由刑、罰金】**	・外国勢力への漏えい、外国勢力に利益を与える等の目的による無権限者への漏えい **【1年以上の自由刑】** ・その他の国家機密の公表等 **【6月以上5年以下の自由刑等】** ・公務員による秘密の漏えい **【5年以下の自由刑、罰金】**	・国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい **【15年以下の自由刑、罰金】** ・職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者による漏えい **【7年以下の自由刑、罰金】**
	過失犯	・特定秘密を取り扱うことを業務とする者の過失による漏えい **【2年以下の禁錮・罰金】** ・公益上の必要により特定秘密の提供を受け、これを知得した者の過失による漏えい **【1年以下の禁錮・罰金】**	・重過失によって、適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 **【10年以下の自由刑、罰金】**	・公務員等による秘密文書等に関する注意懈怠 **【3月以下の自由刑、罰金】**	・国家秘密を過失により無権限者に漏えいし、対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき **【5年以下の自由刑、罰金】** ・公務員の過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき **【1年以下の自由刑、罰金】**	・職務等に基づいて国防上の秘密を所持する者の過失による漏えい **【3年以下の自由刑、罰金】**
	取得	・ 外国の利益を図るなどの目的で、①人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、②財物の窃取、③施設への侵入、④有線電気通信の傍受、⑤不正アクセス行為、⑥②～⑤以外の特定秘密の保有者の管理を害する行為による特定秘密の取得行為 **【10年以下の懲役・罰金】**	・外国を利する等の意図を有する者による国防情報の取得 **【10年以下の自由刑、罰金】** ・安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得 **【10年以下の自由刑、罰金】**	国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 **【3年以上14年以下の自由刑】**	漏えいするための国家機密の取得 **【1年以上10年以下の自由刑】**	・国民の基本的利益に関する情報を外国勢力へ漏えいする目的での収集 **【10年以下の自由刑、罰金】** ・国防上の秘密の取得 **【5年以下の自由刑、罰金】**

平成２６年４月１６日

情報保全諮問会議委員各位

平素より大変お世話になっております。

これまでにいただいた質問への当室回答について一部の委員より再質問をいただいたところ、同再質問への回答を同封いたします。

また、これまでにいただいた政令・運用基準に盛り込むべき事項（案）に対するコメントについてもご参考までに共有いたします。今後、政令・運用基準の素案の作成過程の際に、いただいたコメントの反映状況について記載していく予定です。

また、国会での審議を踏まえ、第２回情報保全諮問会議に向けた検討状況（盛り込むべき事項の項目を含む）を内閣官房ホームページに公表することを予定しておりますところ、ご参考までに同封いたします。

なお、これまでの質問・回答及び今回同封した質問・回答については、引き続き情報公開請求があった場合に開示する方針でおります（政令案・運用基準に盛り込むべき事項へのコメントは当分の間不開示の方針です）ので、ご了解いただければ幸いです。

引き続き、御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

内閣官房特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　　神原（かんばら）　紀之
東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

○これまでに寄せられた質問事項への当室回答に対する再質問への回答

平成26年4月16日

	質問事項	回答
188	秘密漏えい事件の刑事裁判において外形立証の方法が「通例」だと説明しているが、これまでの秘密漏えい事件の判決をみるかぎり、常に外形立証が採用されて来たとは考えらない。「通例」と判断する根拠を明らかにされたい。公開裁判の原則と被告人の防御権の保障の観点からすると、外形立証がこれらと両立し得るかぎりにおいて許容され得ると解すべきではないか。	● これまでの秘密漏えい事件の刑事裁判においては、、例えば昭和44年3月18日東京高裁判決(いわゆる外務省スパイ事件)、昭和46年1月23日東京地裁判決(いわゆる防衛庁機密漏えい事件)、平成20年10月28日横浜地裁判決(いわゆるイージス艦情報漏えい事件)等において外形立証の手法が採用されたと承知しており、これを踏まえ、前回回答したところです。 ● いずれにせよ、特定秘密保護法違反の罪の公判において、外形立証により、当該特定秘密の内容そのものを明らかにすることなく有罪立証を行う方法がとられるとしても、検察官の側で合理的な疑いを容れない程度の証明をしなければならない立証責任を負っていることは言うまでも無く、立証不十分＝無罪ですので、被告人の防御権が侵害されるものではないと理解しております。
16	(参考)前回回答分 法10条1号ロの「当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」の部分を敷衍していただけますか。	● 法10条1号ロは、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となった特定秘密の内容を承知していなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行うことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の求めに応じ特定秘密を提供することが公益上特に必要であると認められる場合があることから、設けられた規定です。 ● そのため、捜査に特定秘密が使用されることを認めつつ、特定秘密の保護を図るため、「当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」との条件が設けられました。 具体的には、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察等の捜査機関の職員、検察官等以外の者に特定秘密を提供することがないと認められる場合を規定しているものです。例えば、捜査機関が当該秘密を公判において開示しないこと、具体的には、当該秘密については、刑事訴訟法第316条の13に基づく検察官請求証拠とせず、また、弁護人・被告人側が第316条の15第1項の類型証拠又は第316条の20第1項の争点関連証拠として検察官に対し証拠開示を請求したとしても、当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、開示を拒むことについて、特定秘密の提供を行う行政機関と捜査機関との間で事前に確認した場合が該当します。 ● 秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法により、特定秘密の内容そのものを明らかにしないまま実質秘性を立証することが通例であり、検察官が特定秘密を公判廷において証拠として公開しない限り、公開の裁判の下でも、法第10条第1号ロに定められた条件を満たすことになると考えます。
189	本法では漏えいのみを重大視し、漏えいの危険という観点から適性評価を行い、漏えい関連行為に限って重罰で臨むことにしているが、秘密情報の改ざんや破壊を漏えいと同じように問題にしないのはなぜか。 刑罰は事後処理に過ぎない。捜査にも裁判にも膨大な時間や費用や手間などがかかる。外国からの不正侵入には刑罰で対応するのはほとんど不可能である。刑罰で子どもの不正行為を抑制できるか疑問である。高度通信ネットワーク社会における情報の拡散の容易さと速さを危惧するのであれば、情報管理の適正化(厳格化、迅速化など)こそが最優先に実行されるべきなのではないか。 外国政府等との情報共有は共通課題に取り組む場合、必要なことである。しかし、ごく一部の国の政府だけと情報共有の密度を著しく高め、他の国々の政府とは低くし、あるいは著しく低くするようなことをしてしまうと、前者とは親密な関係になれる可能性があるが、後者とは対立関係を深めることになる。日本政府としては外国との敵対関係や緊張関係をなるべく作らないようにすることが、防衛戦略面からも経済活動面からも望ましいことではないか。そうだとすれば、様々な関わり方を持つ諸外国それぞれとどのような情報共有の仕方をすればよいかという問題になるのではないか。	● 特定秘密は、安全保障に関して、我が国が講じる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくすることができることから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする情報であり、常に漏えいの危険に晒されていることから、その漏えいを防止することが重要であると考えます。 ● 一方、御指摘の情報の改ざんや破壊を防止するための厳格な情報管理は重要であり、特別管理秘密の物的管理の規定はお示ししたとおりです。仮にそのような行為が行われた場合には、刑法上の虚偽公文書作成等や公文書等毀棄、業務妨害などの問題になると考えます。なお、改ざんや破壊が行われる前に特定秘密の取得行為が認められた場合には、本法の規定によっても処罰されることになります ● なお、本法律は、ごく一部の国だけでなく、我が国の安全保障のために必要な際に、様々な国との情報交換を可能とするものです。
25	(参考)前回回答分 「我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大」していることに触れているが、具体的にどのようなことを指しているのか、あらためて立法事実をご教示いただきたい。(アジア太平洋地域の情勢が関係しているようだが、具体的にはどのようなことか。)	● これまでも外国情報機関等から工作を受けた公務員による情報漏えい事案が発生していましたが、近年、国際情勢の複雑化に伴い、国家間の関係が多様化するとともに、国際テロ等の新たな問題が発生し、安全保障に関する情報の重要性がより増大しており、情報漏えい等を防止するための抜本的な対策の強化が急務となっています。 ● また、高度通信ネットワーク社会の発展に伴い、ひとたび情報が漏えいすると、被害が甚大となるおそれが高まっています。 ● さらに、我が国の安全保障のためには、関係国と緊密に情報を交換することが一層重要となっています。こうした外国との情報共有は情報が各国において保全されることを前提に行われています。本法により、安全保障上の外国との情報交換が一層促進され、我が国及び国民の保護に資することが期待されます。例えば、本法が施行されることで、万が一、在アルジェリア邦人に対するテロ事件のような事件が将来発生した場合に、外国の関係機関等から我が国に対し、秘匿度の高い情報がより適切な形でより迅速に提供されることが期待されます。

	質問事項	回答
190	物理的管理はルールを作るだけでなく遵守されなければならない。ルールが遵守されていることを確認する仕組みが必要であるし、ルール違反を速やかに発見し速やかに是正させる必要がある。これが的確に行われるなら、漏えい、改ざん、消滅などの事件が起こりにくくなる。防衛省や外務省、警察庁ではこれまでどのようにしてきたのか。制度上、運用上問題点があるか。これまでと異なる仕組みにした方がよいか。	● 御指摘のように、秘密の物的保護に係る規則等が遵守されていることを確認し、問題点等があれば速やかに改善するための枠組みを構築することは極めて重要であると考えます。 ● 例えば防衛秘密制度においては、関係訓令及び通達に基づき、①防衛秘密文書等を保管する施設設備(レイアウト、窓、壁、かぎ、警報装置等)、保管容器、複写機、裁断機等、に防衛秘密文書等の作成、交付、保管廃棄等の状況について、定期及び臨時の検査を定めていると承知しています。 ● 現在のところ、各省庁において行われている保全検査等について、制度上及び運用上、深刻な問題点等があるとは承知しておりませんが、保全検査を含む特定秘密の実効的な保護措置のあり方についても、諮問会議の委員の皆様方の御意見や関係省庁の意見も踏まえつつ必要な検討を進めて参ります。
27	(参考)前回回答分 情報管理の方法としては、人的管理とは別に、物理的管理もあるが、適性評価制度の前に、物理的管理についてはどのような取り組みを行っているのか。	● 法第5条第1項において、行政機関の長は、特定秘密の指定をしたときは、特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする旨規定しています。 ● 御指摘の「物理的管理」に係る措置を含め、特定秘密である情報を記録する文書等の保護等に必要な措置については、情報保全諮問会議の有識者の方々の御意見を聴いた上で、政令及び運用基準等において規定していくことを考えています。 ● なお、現在の特別管理秘密の物的管理については、別添3資料を参照願います。(カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針の物的管理部分)
191	防衛省の秘密情報は公文書管理法第3条の規定に基づき公文書管理法の規定によらず自衛隊法施行令等により管理されてきたが、公文書管理法第3条の規定をこのまま残すと、いつの間にか政令等で公文書管理法の規定によらない管理を可能にしてしまうのではないか。公文書管理法第3条の規定の廃止あるいは改正を検討しているか。	● 公文書管理法第3条は、「他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除き」、公文書の管理については、公文書管理法の定めるところによると規定しており、特定秘密についても、政令等に特別の定めを置かない限り、公文書管理法によらない公文書の管理が行われることはありません。法律に基づく政令等において特別の定めをすることは、法律(公文書管理法)で認められていることから、この政令等の制定を「いつの間にか」と否定的にとらえる必要はないと考えます。 また、現在担当部局において、公文書管理法第3条の規定の廃止あるいは改正について検討が行われているとは承知しておりません。
30	(参考)前回回答分 特定秘密に該当する文書と公文書管理法の対象となる公文書との関係はどのようになるのか。その適正は誰がどのような基準に基づいてチェックするのか。	● 特定秘密が記録されている行政文書等は、他の行政文書等と同様に、公文書管理法の適用を受けることになります。例えば、特定秘密が記録されている行政文書等は、行政文書ファイル管理簿による管理が行われ、行政文書ファイル管理簿は、同法により、一般の閲覧に供されることとなります。また、特定秘密が記録されている文書は、行政機関の長は保存期間が満了する日までの間、文書を保存しなければならない他、特定秘密の指定が解除され、行政文書等の保存期間が満了した場合であっても、他の行政文書等と同様に、国の機関の政策の検討過程、決定に関する重要な情報が記録された文書その他の歴史公文書等については国立公文書館等に移管しなければなりません。ただし、「特定秘密の保護に関し、必要なものとして政令で定める措置」(法第5条1項)と公文書管理法の規定とが衝突する個別の場合があれば「他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合」(公文書管理法第3条)として特定秘密保護法施行令のルールが優先します。 なお、30年を超えて特定秘密として指定をしていた特定秘密を記録した行政文書等であって、当該行政文書等の保存期間が満了したものについては、自ら指定を解除する場合であっても、全て歴史公文書等として国立公文書館等に移管するよう、運用基準で明らかにすることを検討しています。一方、30年未満で特定秘密の指定が解除され、行政文書等の保存期間が満了したものについては、他の行政文書等と同様に歴史公文書等については国立公文書館等に移管されることとなり、それ以外の文書については、廃棄するに際し、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることとなっています。 ● 特定秘密の指定に関しては、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、情報保全諮問会議の委員の御意見を反映させた基準に基づいて大臣等の行政機関の長が特定秘密を指定します。また、総理大臣が各省庁の運用状況をチェックし、委員の御意見を付して、毎年、国会に報告する仕組みを設けています。 ● さらに、 ○ 内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織として、内閣官房に保全監視委員会(仮称)を、 ○ 「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関」として、内閣府に、独立公文書管理監(仮称)とその下に情報保全監察室(仮称)を設置し、本法の適正な運用を確保することとしています。

	質問事項	回答
192	公益通報として保護されるということは、第23条該当行為について違法阻却を認めるということである。公益通報は、組織内において違法ないし著しく不当なことが行われていることに対して、自浄能力による改善が期待できないと公益通報者が判断した局面で行われる。ところが、公益通報者保護法の定義する公益通報は、労務提供先や、当該通報対象事実について処分や勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対して行うべきものと限定されている（第2条第1項）。これでは、公益通報しようとする者は、当該組織の者に知られないで公益通報することができない。また、「通報対象事実」も限定されている（第2条第3項）から、公益通報できない場合が出て来る可能性がある。公益通報者保護法で対応するのはむずかしいのではないか。特別な法制度が必要になるのではないか。	● 公益通報者保護法上は、①通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、②自己の所属する行政機関に公益通報すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足る相当の理由がある場合等は、自らが所属する行政機関以外の者に公益通報を行うことが認められているものと承知をしております。 ● 運用基準に盛り込む具体的な内容については現在当室で検討中であり、御指摘を踏まえ、引き続き検討してまいります。
31	（参考）前回回答分 公益通報者の保護等についても運用基準に定める予定、とのことだが、特定秘密として指定されている情報についても通報者の保護を認める方向で検討される、という理解でよいか。	● 具体的な内容については、現在当室で検討中であり、追って委員の先生方に案をお示しできればと考えております。
193	日本の裁判実務は、刑事裁判でも国賠訴訟でも、裁判官の思考は「疑わしきは警察・検察の利益に」の傾向が顕著である。立法過程で処罰規定の運用の慎重を強調しても、また、政府答弁で条文解釈について説明しても、裁判官は立法過程の議論に拘束されないという認識の下に、条文の文言がどのように読めるかで解釈当てはめをしてしまう。「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」は、刑事裁判実務では際限なく広がるおそれがある。絞り込みが必要である。マイナンバー法にも同様の規定があるというのは第70条第1項の規定を指していると考えられるが、そこでの法定刑は3年以下の懲役又は150万円以下の罰金であり、法定刑の重さが全く異なる。どちらの規定の仕方も曖昧であり罪刑法定主義の観点から問題ではないか。	● 繰り返しになりまして誠に恐縮ですが、本法の刑事罰の構成要件について可能な限り詳細に法律に規定することにより、どのような行為が刑事罰の対象となるか明らかにするよう努めたところです。御指摘の「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」については、本法第24条第1項で例示されている「財物の窃取若しくは損壊」、「施設への侵入」、「有線電気通信の傍受」、「不正アクセス行為」といった行為に類するような行為をいいますが、不正競争防止法や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の罰則にも既に同様の規定があり、また、本法では、その内容をより明確にするため、「有線電気通信の傍受」を例示に加えるなどしており、構成要件として明確さを欠くことはないと考えております。 ● その上で、本法の運用に更に遺漏無きを期していくため、法第22条で、本法の拡張解釈を禁止する等の解釈適用規定を設けているところですが、当該規定は、行政機関はもとより、捜査機関や裁判所においても、本法案の解釈適用の準則となり、本法案の解釈適用にあたる当事者全てが留意していくことになると考えております。
36	（参考）前回回答分 刑事罰の要件が、「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」をはじめとして曖昧である、という批判に対して、刑事罰の対象として想定している限界事例を（刑事訴訟においては判断者は裁判所であるものの、）より具体的に示す予定はあるか。 過失による漏えい、教唆などに該当する具体的場面が想像し難いのではないか。	● 御指摘の「限界事例」については、具体的にどのような行為が本法の刑事罰の対象となり、又はならないかをあらかじめお示しすることは困難ですが、本法の刑事罰の構成要件等について可能な限り詳細に法律に規定することにより、どのような行為が刑事罰の対象となるか明らかにするよう努めているところです。 ● 具体的には、御指摘の「その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為」については、本法第24条第1項で例示されている「財物の窃取若しくは損壊」、「施設への侵入」、「有線電気通信の傍受」、「不正アクセス行為」といった行為に類するような行為をいいますが、不正競争防止法や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の罰則にも既に同様の規定があり、また、本法では、その内容をより明確にするため、「有線電気通信の傍受」を例示に加えるなどしており、構成要件として明確さを欠くことはないと考えております。
194	ツワネ原則はそれ自体に法的拘束力はないが、各国、各地域が自らの制度の中に取り込むべき事項を提案しているものである。「大きく逸脱しているものではない」かどうかではなく、これからの世界情勢を考慮して取り入れられる事項、取り入れるべき事項は取り入れるという考え方でよいか。	● 繰り返しになりまして恐縮ですが、ツワネ原則は、私的機関が昨年6月に発表したものであり、それ自体に法的拘束力があるものではなく、したがって、同原則の内容を直ちに政令・運用基準等に反映する必要があるとは考えておりません。 ● ツワネ原則に記述されている事項に関するものも含め、情報保全諮問会議の委員の皆様方の御意見を聴き、本法の施行準備をすすめてまいりたいと考えております。
37	（参考）前回回答分 いただいた資料によると、ツワネ原則には法的拘束力がないとのことであるが、そうであるとしても、政府は本原則の趣旨を十分に踏まえたうえで各種検討を行うものである、という理解でよろしいか。 （例えば、いただいた資料では、ツワネ原則の主なポイントとして以下が挙げられている。 「10 公務員以外の者は、秘密情報の受領、保有又は公衆への暴露に関して、制裁を受けない。また、情報を求めたり入手したりしたという事実を理由に、共謀等の容疑で訴追されるべきではなく、また、情報漏えいの捜査において情報源等につき明らかにすることを強制されるべきではない。（原則47、48）」）	● ツワネ原則は、私的機関が昨年6月に発表したものであり、それ自体法的拘束力を有するものではないと理解しています。 ● 本法では、その解釈・適用に当たっては国民の基本的人権を侵害してはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を定めており（「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。」（法22条2項））、ツワネ原則で規定されている原則から大きく逸脱しているものではないと考えています。
195	「現在作成中」とのことであるが、法律成立前に逐条解説が作成されていたとも聞き及んでいる。 国民の間で本法律について健全な議論がなされるためにも、早期に公表いただきたい。	● 過去に検討中の条文案（平成24年11月時点。現在の条文とは異なります）の逐条解説については、情報公開請求があり、開示していますが、成立した本法の逐条解説については、現在、作成中です。作成次第、可能な限り早期に公表してまいります。
38	（参考）前回回答分 国民への説明が特に重要であるため、早期に本法律の逐条解説を作成・公表してはどうか。	● 本法の逐条解説については、現在作成中のところであり、出来次第、可能な限り早期に公表してまいります。

	質問事項	回答
196	「等」に、「大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の防諜など」を含むとするのは、想定しているとあるが、それぞれに関する情報が漏えい、又は漏えい未遂になったような場合があるのか。あるとすれば、どのような事実経過だったか。	● これまでに大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の諜報に関する情報の漏えい事件又は漏えい未遂事件が検挙された事例は承知していません。
46	(参考)前回回答分 (第1条の「我が国の安全保障」の定義中、)「侵略等」の「等」はどのような場面を想定しているのか。	● 「侵略等」の「等」には、例えば、大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の諜報などを想定しています。
197	「等」の例として、「大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の防諜」を挙げている。政情が極めて不安定な国家や国際テロ組織に国家として対峙し戦闘を行っている国であれば、「大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺」は考えられなくはないが、我が国も同じだという認識に立っているのか。	● 本法における「安全保障」は、「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義されておりますが、「国家及び国民の安全」を脅かす活動として、「大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺」が考えられます。 なお、定義規定ですので、「侵略」を含め、具体的危険の有無の問題ではないと考えます。
	「重要インフラの破壊」は自然災害でも管理ミスでも起こる。意図的な破壊は個人の悪意でも実行可能である。秘密保護法で対処できる問題なのか。	● 本法は、「重要インフラの破壊」自体を直接的に防止することを目的とするものではなく、「重要インフラの破壊」を防止するために、特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的としています。
	「外交交渉方針の防諜」とあるから、日常会話や「外交交渉方針」以外の会話は通信の秘密の侵害になるとしても、特定秘密保護法の問題にはならないという理解でよいか。	● 前回の回答において、「「侵略等」の「等」には、例えば、大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の『諜報』などを想定しています。」と回答したところです。 ● なお、「外交交渉方針の防諜」とは、外交交渉方針を外国の機関等によって探知されることを防ぐための措置を指しており、特定秘密に指定された「外交交渉方針」の取得が処罰対象となるのは別の論点です。
	オバマ政権によって行われていた通信記録の収集(分析)は「外交交渉方針の防諜」に当たるものはなかったのか。	● 御指摘について、事実関係の詳細を承知しておらず、お答えすることは困難です。
46	(参考)前回回答分 (第1条の「我が国の安全保障」の定義中、)「侵略等」の「等」はどのような場面を想定しているのか。	● 「侵略等」の「等」には、例えば、大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺、重要インフラの破壊、外交交渉方針の諜報などを想定しています。
198	秘密指定される情報は、最初から特別秘密として作成・収集されるだけでなく、秘密指定されていなかった情報を指定する場合もあるのではないか。すなわち、特別秘密と非公開情報は截然と固定的に区別できるものではないはずであるから、特定秘密についてだけ適正な管理ということはあり得ないのではないか。	● 特定秘密に指定された場合、当該情報が記録された文書等には、特定秘密の表示がなされ、また、表示が困難な場合には、これを取り扱う者に通知がなされます。したがって、特定秘密について適正な管理を行うことが可能となっています。
47	(参考)前回回答分 (第1条について、)「これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要である」とあるが、これは公文書管理法の見直しを考えていると理解してよいのか。どのような見直しが必要だと考えているのか。	● 特定秘密が記録された文書についても、他の行政文書と同様に公文書管理法が適用されます。 ● 当該規定は、本法制定の必要性を明らかにしたものであり、公文書管理法の見直しを必要とするものではありません。
199	質問に対する回答になっていない。特定秘密として特別な保全方法が必要な情報があるという前提に立たなければ、特定秘密保護法は必要がないことになる。秘匿性の高いものとして扱う情報や扱う者が増えれば増えるほど、その保全は難しくなる。したがって、切実に必要としている機関ないし部署に限定する必要がある。国家の存立に関わる重要な情報ということでは、防衛情報や外交情報の中にあるであろうことは推測できなくはないが、それ以外の分野については我が国の実情に照らして如何なる行政機関の如何なる部署にそのような情報があるのか推測しにくい。質問において「特定秘密に相当する情報」という書き方をしたのは、当然、特定秘密保護法が施行されていない現状を踏まえてのものである。防衛省、外務省以外の行政機関の現状において、「特定秘密に相当する情報」を扱っている行政機関とその内容乃至項目について個別に明らかにされたい。現に「特定秘密に相当する情報」を扱っていない行政機関で、今後も「特定秘密に相当する情報」を扱う予定がない行政機関は実施機関から外すべきではないか。	● 特別管理秘密制度に関し、別添1をご参照ください。
200	特別管理秘密が特定秘密のひとつのメルクマールとなる、とのことだが、特別管理秘密がそのまま、厳しい罰則の適用される特定秘密になるということではない、ということでよいか。	● 御指摘のとおりです。国の重大な利益に関する事項を対象としている特別管理秘密と異なり、特定秘密は、法律の別表に限定列挙する防衛、外交、特定有害活動、テロリズムといった4つの事項に関する情報に限って指定することとするなど、その指定の対象が限定されています。
50	(参考)前回回答分 第2条に掲げられている行政機関において特定秘密に相当する情報が存在するか否かについて調査したか。調査したとすれば、その結果はどうであったか。	● 特定秘密保護法はまだ施行されていないため、各行政機関が特定秘密に相当する情報を保有しているかどうかについて現時点で調査は行っておりません。 ● 一方で、現在、政府においては、特別管理秘密制度を運用しているところ、この特別管理秘密は、各行政機関が保有するもののうち、①国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、②公になっていないもののうち、③特に秘匿することが必要なものについて当該行政機関の長が指定するものであり、特定秘密と重なる部分があることから、この特別管理秘密の保有状況が一つのメルクマールになるものと考えます。

	質問事項	回答
201	回答には、「『公になっていないもの』とは不特定多数の人に知られていない状態」とあるが、記者の取材を例に挙げると、①記者個人が入手した時点、②他の記者に見せた時点、③他の第三者に見せた時点、④記事に出た時点などの段階が考えられる。どこまでであれば、「公になっていないもの」に該当すると解することになるか。 回答には、「指定を解除することとなると考えられます。」とあるが、これでは実際に指定を解除するかどうか個別事案ごとに対応がばらばらになる可能性がある。そして取材や報道のあり方、犯罪捜査への影響が大きい。指定解除を義務づける規定を設けるべきではないか。	● 指定の解除につきましては、法第4条第7項において、行政機関の長は、指定をした情報が法第3条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除するものと定められております。 ● 「公になっていないもの」についての考え方は、前回お答えしたとおりであり、個別具体的な状況によるため確たることを申し上げることは困難です。
51	(参考)前回回答分 (第3条第1項について、)「公になっていない」という制限については、秘密指定の対象となる情報であるから、公になっていないことが当然の前提である。しかし、情報公開制度の運用実務では、公開対象の新聞記事の中に個人名や個人の姿写真があると、「個人識別情報」として非公開処分がなされ、裁判所もこれを追認している。これらの情報は実施機関が「公表公開していない」というのが理由である。これだと、「だれもが知っているようなことでも、行政機関が公表公開していないのだから、「公になっていない」情報だ」と、裁判所が判断する可能性がある。国民にとって何の秘密でもないことが「秘密」になるという馬鹿げた事態が起こり得る。本法律の条文解釈としては、どのようになるのか。	● 「公になっていないもの」とは、不特定多数の人に知られていない状態をいいます。例えば、特定秘密と同一性を有する情報が新聞に掲載されたと認められる場合には、「公になっていないもの」との要件を満たさず、行政機関の長は特定秘密の指定を解除することとなると考えられます。
202	別添1の書式には、秘密指定期間を記載する欄がないが、一覧できるように入れた方がよいのではないか。	● 御指摘の別添1は、現行の防衛秘密記録簿であり、特定秘密については、政令等で指定の有効期間についても記載することを検討しています。
53	(参考)前回回答分 秘密指定記録は、特定秘密の管理上、必要不可欠である。現在、防衛省その他秘匿性の高い情報を管理している省庁では、どのようなものを作成しているか。	● 例えば、防衛秘密においては、防衛秘密の保護に関する訓令に基づいて、別添1のとおり防衛秘密記録簿を作成することとなっています。
203	指定期間を定めていないのはなぜか。これでは保存期間中ずっと秘密指定され続けることが常態化してしまうのではないか。	● 現行法では、制度上指定の有効期間という考え方は採用されていないためです。特定秘密保護法においては、各特定秘密について、指定の有効期間を定めることとしています。
55	(参考)前回回答分 防衛省等で現在行っている秘密指定期間はどうなっているか。	● 防衛秘密及び特別防衛秘密においては、指定の有効期間は定めていません。
204	回答では、「広く取引される武器を想定しているものではなく」としているが、「武器」「弾薬」は広く取引されるものではないか。これらについて、1国だけのために他国と隔絶した特殊な商品をつくることは考えにくいのではないか。 「航空機」としては爆撃機を想定していると考えられるが、これはどこの社のどのような機種かが報道されており、その性能は広く知られているから秘密に該当しないのではないか。	● 防衛装備品の中には、性能等の全て又は差し支えのない範囲で公表しているものもありますが、性能の詳細等の情報を厳に秘匿して製造・納入されるものも多数あります。
57	(参考)前回回答分 (第4条4項)一号に「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。別表第一号において同じ。)」とあるが、これらの物はいずれも商品として世界中で取引されるものであり、特定の国だけで秘匿できるものではないのではないか。武器商人は、自分の商品を売り込むためにその性能を詳細に相手側に説明するであろうし、相手の購買意欲を引き出すために、どこの国や集団が購入しているかを説明するかもしれない。軍事目的の航空機や船舶についても同様である。それでも、60年を超える秘匿性があることがあり得るというのは、どのような場面を想定しているのか。	● 本号は、広く取引等される武器を想定しているものではなく、一般に明らかにされている武器等の情報を対象とするものではありません。また、本号が規定する武器等の情報の中には、例えば潜水艦のように、長期間、性能等を明らかにできないものもあると考えます。
205	「現に行われている」を、「当該交渉が現在も継続的に行われていること」と解するとしても、例えば、拉致被害者の帰国に関する北朝鮮との交渉は、まさに交渉の最中を指すのか、断続的に続いている場合も含むのか。後者を含むとすると、ほとんどの外交交渉は継続的なのではないか。	● 御指摘の「拉致被害者の帰国に関する北朝鮮との交渉」について言えば、「現に行われているもの」に含まれると解されます。 ● 外交交渉の中には、断続的に交渉が行われたものも含め、交渉の結果、一定の合意・終結に至るものも多数あります。
58	(参考)前回回答分 (第4条4項)二号に「現に行われている外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報」とあるが、「現に行われている」という絞り込みはどれほどできるのか。同時に、「不利益」とは何か。「及ぼすおそれ」とはどのような状態を想定しているのか。どのような場面を想定しているのか。	● 「現に行われている」とは、当該交渉が現在も継続的に行われていることを意味します。 ● また、「不利益」を「及ぼすおそれ」としては、例えば、外国の政府等との交渉の方針に関する情報が漏えいした場合、我が国の安全保障に係る交渉の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講ずることが可能となり、我が国の利益の実現が困難になる可能性がある場合等が挙げられます。
206	いつどのような情報について指定解除がなされたのか。その実績を明らかにされたい。	● 平成25年に、「統合幕僚会議事務局において作成される映像等符号変換装置に係る暗号の規約表(試験用を除く。)」の防衛秘密としての事項の指定が解除されました。
66	(参考)前回回答分 このような規定(指定の解除の規定)がなくても、行政機関の長としては秘密指定の必要がなくなれば、いつでも指定解除することはできたのではないか。できたとすれば、実際にそのような運用はなされて来たのか。来ていたとすれば、その実情を明らかにされたい。	● 例えば、防衛秘密制度においても、自衛隊法施行令第113条の12項において、「防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が 法第96条の2第1項 に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。」と規定しており、実際に解除を行われた例もあります。本法では、これを法律上、明記したものです。

	質問事項	回答
207	回答には、「考えています」とあるが、法制度として秘密指定期間を保存期間より短くする必要があるのではないか。	● 特定秘密の指定対象である情報は一つの公文書のみに記載されるとは限らないこと、また、特定秘密が記録された公文書の保存期間は、それぞれの文書の性質、内容等に応じて公文書管理法に基づき定められるものであることから、秘密指定期間と公文書の保存期間の関係を一義的に定めることは困難であると考えます。
67	(参考)前回回答分 指定解除と同時に廃棄処分ができてしまうのでは、指定解除は無意味である。秘密指定期間をこえる保存期間の設定を義務づける必要があるのではないか。	● 特定秘密が記録された文書は、公文書管理法の適用を受け、同法の規定に基づき対応していくものと考えています。
208	契約条項にしたことによる深刻な支障が生じたことがあるのか。あったとすれば、可能な範囲で具体的に説明されたい。	● 防衛秘密制度においては、自衛隊法施行令第113条の5第2項に規定される事項に関し、防衛大臣の定める訓令等において、防衛省と事業者との間の特約条項の基準について定めておりますが、特に深刻な支障があるものとは承知していません。 ● 一方、前回のご質問に関し、法第5条第5項では、「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」としており、特定秘密の保護措置について、統一的な基準を定めるという観点から、契約に定めるべき保護措置について政令で規定することとしております。その具体的な内容としては、先日お届けいたしました「施行令に盛り込むべき事項(案)の3頁末尾にあるとおり、「特定秘密の取扱いの業務に従事する従業者の範囲」「特定秘密に係る文書等の取扱いの手続」等を想定しています。 ● 特定秘密に関し、行政機関と適合事業者との間の契約に盛り込むべき事項については、諮問会議の委員の皆様方の御意見や、関係省庁の意見も踏まえつつ引き続き検討をすすめてまいります。
70	(参考)前回回答分 (第5条5項の)「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」として、どのような内容を想定しているのか。現在の自衛隊法施行令第113条の5(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)では次のように規定している。これに類する規定を設けるのであれば、契約条項にして、これを実行させればよいのではないか。これまでの運用で深刻な支障が存在したか。あったとすれば、どのようなものだったか。	● 御指摘の「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項」については、御指摘の自衛隊法施行令第113条の5の規定も参照にしつつ、現在、必要な検討を進めているところであり、諮問会議の委員の皆様の御意見も賜りたいと考えております。
209	核燃料の輸送ルートや輸送日時などは秘匿性の高い情報として考えられるが、意図せずして輸送車が事故を起こした場合に当該地域や周辺地域の自治体や住民への迅速な対応ができるようにする必要がある。そのようにできる体勢はできているのか。そのことは自治体に周知されているのか。	● お尋ねの事例は、核物質、核燃料物質及び原子炉の規制等に関する法律()により規律されております。現時点では、特別管理秘密にも指定されていないと承知しております。
71	(参考)前回回答分 6条以下では、提供先に地方自治体を予定した規定がない。地方自治体に提供するときは、常に秘密指定を解除することになるということか。自治体業務の側からすれば、住民の生命・安全・生活を守る観点から、自治体業務に重大な支障を及ぼすような事項については、できるだけ早く連絡されたいと考えるが、その点は特に問題はないのか。	● 特定秘密は、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるものであり、都道府県警察の職員以外の地方公共団体の職員については、こうした性格の特定秘密の取扱いの業務を行うことは、通常、想定されないものと考えます。 ● また、緊急事態等の際に、地方公共団体が行う住民の避難措置等のために不可欠な情報は、国の出先機関等から地方公共団体に当然に提供されるものと認識しています。 ● そもそも、各行政機関が地方公共団体が行う住民の避難措置等に不可欠な情報は、特に秘匿することが必要なものとは言えないため、特定秘密に該当しません。仮にそのような情報を行政機関が特定秘密として保有していた場合には、当該指定を速やかに解除した上で、当該情報を地方公共団体に提供することとなります。 ● 地方公共団体に特定秘密に指定された情報を特定秘密として提供する必要がある場合には、法第10条第1項第1号に基づき、「公益上特に必要であると認められる場合」として提供される場合はあり得ます。
210	別表第一号は、これまで自衛隊法で規定されていた内容であり、防衛大臣が秘密指定していた。これが特定秘密保護法が施行されると、他の省庁が秘密指定することもあるということか。 別表第二号では、ロで「(第一号イ若しくはニ、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。)とし、ハで「(第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。)」としている。これは、カッコ内の事項について各号の競合を避けているものと読める。競合を避けているのは、各号の主な指摘行政機関が異なるからではないのか。 別表第三号及び第四号に関する指定は、警察庁以外にどのような省庁が考えられるのか。	● 別表第1号については、現行の自衛隊法で規定されている防衛秘密が主に該当するものと想定しており、基本的に防衛省が指定するものとなると考えられますが、それ以外の省庁が別表第1号に掲げられた事項に関する情報を本法により特定秘密に指定することを排除するものではありません。 ● また、別表第2号に関する御指摘については、立法技術上、別表事項の概念的な重複がないようにするために()内に「除く」規定を置いているものです。 ● さらに、別表第3号及び第4号に関する指定は、警察庁のほか、例えば、外務省、公安調査庁、海上保安庁等が行うことが想定されます。
72	(参考)前回回答分 第7条でいう「別表に掲げる事項」とは、別表の一(防衛に関する事項)は防衛省、二(外交に関する事項)は外務省に関する事項と考えられるから、実際に警察庁から都道府県警察に提供される情報は、別表の三(特定有害活動)と四(テロリズムの防止に関する事項)に関するものという理解でよいか。	● 別表第1号から第4号までは、これら各号に掲げる事項の内容に応じて整理して規定したものであり、各号を省庁別に整理したものではありません。したがって、警察庁の所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときに、警察庁から都道府県警察に提供される情報は、別表第3号及び第4号に掲げる事項に係る情報に限定されるわけではありません。

	質問事項	回答
211	情報管理レベルの同等性を求めるべきは当然である。問題は、同等性が確保されているかどうかという現実である。国内であれば、相手方に対して同等性が確保されていることの証明を求め、さらには立ち入り調査権限を与えるかということも立法として考えられる。しかし、外国政府や国際機関に対しては立入り検査権限を設定することができない。そうであるがゆえに同等性の確保を具体的にどのようにするかが問題だと思われる。	● 我が国が各国と締結している情報保護協定は、政府間の国際約束であり、秘密情報の提供を受ける締約国政府において、これを提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えるための適切な措置が講じられることとなります。 また、一部の情報保護協定においては、秘密保護に関する義務の履行を促進するため、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問手続が規定されています。
74	(参考)前回回答分 (第9条は)特定秘密を外国政府又は国際機関に提供する場合についての手順を規定したものであるが、提供先に求められる条件は、「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」こととなっている。この条件を充たしていることは、実務上、どのように確認するのか。	● 外国の政府等に特定秘密を提供するに当たり、「この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じている」ことを確認する方法としては、まず、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定」を始めとする、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定により提供する方法が考えられます。秘密保護協定においては、秘密情報の提供を受ける締約国政府において、これを提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えること等を約していることから、これにより提供する場合には、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置が外国の政府等においても講じられると認めることができると考えます。 ● また、秘密保護協定による場合以外であっても、特定秘密を提供する行政機関の長が、当該外国の政府等における秘密保護制度を知悉した上で、当該外国の政府等との間で、当該特定秘密について、本法の規定により行政機関が講ずる保護措置に相当する措置を講ずることを書面等により確認する方法によって提供することも考えられます。
212	回答では、「外国等から第三者に提供しない条件を付されている」場合を例に挙げているが、当該条件は時期と相手によることも考えられる。外国等に個別に問い合わせることになるのか。かつて、米軍基地に関連する情報公開請求で、米国の信頼を損ねることを理由に公開を拒否され、その後、請求者側から米軍に問い合わせたところ、公開を拒否していなかったという事例がある。厳格な運用という観点から、相手国の確認が必要ではないか。	● ご指摘の点については、当該情報の提供を受けた際の個別具体的な事情・条件、我が国が各国との締結している情報保護協定の関連規定等も踏まえつつ、必要に応じて提供国政府への確認がなされるものと考えます。
77	(参考)前回回答分 第10条第1項第1号の「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき」という条件は、特定秘密に該当しなくなったときという意味になるのか。そうでないとすれば、どのような状況になったときを指すのか。	● 法第10条第1項第1号に基づき、特定秘密の提供先において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、特定秘密を提供することとなります。 ● しかし、例えば、外国等から第三者に提供しない条件を付されている情報が特定秘密に指定され、当該特定秘密を提供すると情報源との信頼関係が損なわれ、今後、情報収集や協力ができなくなり、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断せざるを得ない場合など、例外的な場合には、特定秘密を提供しないときがあると考えられるため、御指摘の条件が規定されています。
213	如何なる意味においても人的評価判断が不要だとは考えないが、大雑把過ぎれば無意味なのは明らかであり、詳細にし過ぎても正確性や最新性を確保できず意味が損なわれる。日本では秘匿性の高い情報は、通常、人事上の評価の積み重ねの結果として相当の信頼がなければ扱う立場にならないのではないか。有識者会議で紹介されたこれまでの漏えい事案の事実経過をみるかぎり、適性評価をするまでもなく、物的な管理が適正に行っていれば、漏えいしないで済んだものばかりである。物的管理を的確に実施することこそが重要だと思われるが、物的管理の的確な実施と、これに必要な限度での人的管理(行動監視)は理解できるが、それ以上に人的管理が必要なのか。諸外国でも採用されていることは承知しているが、国ごとに調査項目にかなりの違いがある。このような違いが生じる原因は何か。諸外国における漏えい事件は適性評価をしていなかったことが主たる原因なのか。	● 特定秘密の漏えいを防止するためには、特定秘密の物的な管理が重要であることはもちろんですが、これを取り扱う者を適切に制限することも重要であると考えております。 ● 諸外国における適性評価の調査項目については、各国の実情に応じた差異はありますが、いずれも秘密の漏えいのおそれがないかどうかを判断する上で必要な事項について調査を行うこととしているものと承知しています。なお、諸外国における秘密の漏えい事件がいかなる原因において発生したかについては把握しておりませんが、各国においては、秘密の漏えいを防止する上で必要不可欠なものとして、適性評価制度を設けているものと承知しています。
81	(参考)前回回答分 過去の漏えい事案から考えると、公的情報の適正な管理と情報保全システムの適正化によって基本的に再発防止はできるのではないかと考えられるが、どのような場合がこれらによる対応では不十分なのか。	● 特定秘密の漏えいを防止するためには、特定秘密の物的な管理とともに、これを取り扱う者を適切に制限することも必要と考えます。適性評価は、職員が自発的に特定秘密を漏らすおそれ、職員が働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに特定秘密を漏らすおそれ、職員が意図せずに特定秘密を漏らすおそれがないかを評価するために実施するものであり、諸外国においても同様の評価を実施しています。
82	(参考)前回回答分 適性評価制度を積極的に採用する理由は、一定の事項について個人情報を集めると、対象者の情報漏えいの危険度が客観的に計れるということか。	
214	「関係職員の連絡」については、連絡事項をあらかじめ決めておく必要があるのではないか。職場での言動や行動などに限るのか。職場外の言動や行動も対象になるのか。これに体操するために、適合事業者では特別に監視役を設けることになるのか。通常の人事の範囲内でよいのか。	● 関係職員の連絡等をどのように行うかについては今後検討してまいりますが、適合事業者から連絡を受ける事項については通常の人事管理を行う上で把握したものを想定しており、特別な監視役を設けることは考えておりません。
89	(参考)前回回答分 第12条1項3号の)「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」を行政機関の長はどのようにして知ることができるのか。	● 例えば行政機関の職員であれば、所属機関内での懲戒事由や、情報の取扱いに係る非違の事由は、発生した際にそれぞれ把握することができます。また、第12条第2項の各号の事項について疑いを生じさせる事情が発生すれば、適性評価担当部署に所属課等より何らかの形で情報提供がなされることも考えられ、このような際には行政機関の長は当該事情について知ることになると考えられます。 適合事業者の従業者については、行政機関と適合事業者との間の契約で、関係職員の連絡等について規定を置くことを検討します。
90	(参考)前回回答分 (第12条1項3号の「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」を行政機関の長は、実際にどのようにして知ることができるのか。	

	質問事項	回答
215	諸外国では、秘密保全法制において「スパイ活動」の定義を設けているか。設けているとすれば、どのようなものか。	● 「スパイ活動」について、諸外国の秘密保護法において定義規定を設けている例は承知していません。
91	(参考)前回回答分 (第12条第2項1号の)「特定有害活動」はいわゆるスパイ活動だと説明されているが、「特定有害活動」の定義(公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。)は、国際的に共通する内容か。諸外国の秘密保護法制で「スパイ活動」を定義しているか。しているとすれば、どのような定義になっているか。	● 「特定有害活動」としては、いわゆるスパイ活動のほか、大量破壊兵器関連物資の不正取引が例示されており、また、「その他の活動」として拉致などが想定されている。 ● なお、「スパイ活動」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知しておりません。
216	国家の安全保障は、特定の1カ国だけとの良好関係をどう維持するかということだけでなく、微妙な国、対立関係が鮮明な国との関係でも安全保障対策は必要であり、それぞれに一定の情報提供ないし情報共有の関係の構築が必要になるのではないか。 テロ組織については、国内の組織テロは国内の治安の問題であり、国内の警察組織間の連携の問題ではないか。かつてのオウム真理教のような国内テロの場合は、神奈川県警・静岡県警・長野県警・山梨県警・警視庁の情報と実働の連携を欠いていたこと、警察庁が十分なリーダーシップをとって連携させなかったことという警察側の体勢に問題があったのではないか。この点についての検察内部における分析はどうなっているのか。 国際テロは日本国内を越えた国際連携が必要な問題であることは承知しているが、国会の審議では国際テロ集団とされるアルカイダの様的として日本の国名が挙がっているというだけで、具体的な兆候や深刻な事態についての説明がなかったように思われるが、具体的な兆候等について可能な範囲で説明されたい。 「我が国に対して害意のある外国」は極めて限定されているのではないか。新たに多くの国々が我が国に対して害意を抱くようになると考えているのか。いずれにしても、それらの「害意」を深刻にするのも小さくするのも外交努力に依るところが大なのではないか。「我が国に対して使用されれば甚大な被害を生じるおそれのある大量破壊兵器関連物資を不正な取引により入手する場合」とあるが、これが外国間で行われる限りは「不正な取引により」と言っても止めようがないのではないか。このような動きを抑制させるのも外交努力に依るところが大なのではないか。 「国としての基本的な秩序の平穏が脅かされる」というのは、どのような状態をイメージすればよいのか。日本の国内外の実例としてどのような場合があるか。	【対立関係が鮮明な国との情報共有】 ● 本法律は、ごく一部の国だけでなく、我が国の安全保障のために必要な際に、様々な国との情報交換を可能とするものです。 【オウム真理教関連事件についての分析】 ● オウム真理教関連事件における反省教訓については、警察において、(1)高度な科学技術についての知識不足、(2)特殊な閉鎖的犯罪組織についての情報不足、(3)都道府県警察の管轄区域外の権限についての制限、があげられているものと承知しています。 (平成8年版警察白書より引用) 【国際テロの兆候】 ● アル・カーイダによる日本への攻撃等に関する具体的な兆候等については、我が国は以前、ウサマ・ビン・ラーディン(2011年5月に死亡)等のものとされる声明においてテロの様的の国の一つとして名指されたほか、アル・カーイダ幹部が在日米国大使館を破壊する計画に関与したと供述していたことが確認されています。また、過去に殺人、爆弾テロ未遂等のテロ容疑の罪で国際刑事警察機構(ICPO)を通じて国際手配をされていた者が我が国に不法に出入国を繰り返していたことが判明しています。また、我が国に地理的に近接し、政治・経済的にも密接な関係を持ち、我が国の権益が多い東南アジアにおいても、国際テロ組織によるテロが発生しています。 【大量破壊兵器関連物資の不正な取引】 ● 御指摘の「外国間で行われる大量破壊兵器の不正な取引」について、我が国は、外国政府や国際機関と各種協力や取組を始めとする外交努力を行っているところですが、そのような協力や取組の内容を入手することにより、国際的な協力の間隙をついて不正取引を実行するおそれがあります。本法は、こうした情報のうち、特に秘匿を要するものの漏えいの防止を図るものです。 【国としての基本的な秩序の平穏が脅かされる実例】 ● 例えば、大量破壊兵器である核兵器や化学兵器の不正な取引が行われることにより、テロ組織等がそのような兵器を入手し、国に対して使用、又は使用を仄めかすことによって、国民の生命が国外からの脅威等にさらされるような事態が想定されますが、実例としてそのような事態が起こったことは承知していません。
92	(参考)前回回答分 「特定有害活動」はかなり曖昧な概念になっているが、この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情をできるだけ明らかにしておかないと、その内容が曖昧に拡大してしまう危険性がある。この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情はどのようなものか。	● 我が国の安全保障に関する情報は、我が国が講ずる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙を突いたり、対抗措置を講じたりして我が国が効果的な措置を講ずることができなくすることができることから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする情報であり、常に漏えいの危険に晒されています。 ● また、我が国に対して害意のある外国が、我が国に対して使用されれば甚大な被害を生じるおそれのある大量破壊兵器関連物資を不正な取引により入手する場合等には、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることになります。
217	回答の①②に「支援」という言葉があるが、「支援」はきわめて広範に解することが可能である。主観的に支援するつもりはなくても、客観的に支援した結果になることもあり得る。支援する意識があるか否かはかなりむずかしい判断になる場合もあるのではないか。この点をはっきりさせるために、詳しい事情把握が必要になるのではないか。 ③に該当する「活動や行動」とはどのようなことが考えられるか。	● 御指摘のとおり、特定有害活動を行う団体や個人に対する支援の態様は一様ではなく、個別具体的な事案に即し、その内容、背景、理由等を踏まえ、慎重に判断する必要があるものと考えております。 ● ③に該当する「活動や行動」としては、例えば、評価対象者が、特定有害活動を行う団体等から頻繁に接待を受けているといったものが考えられます。
93	(参考)前回回答分 「特定有害活動との関係に関する事項」は、どのような項目を想定すればよいのか。	● ①評価対象者が特定有害活動そのものを自ら行ったり、自らは特定有害活動は行っていないものの、支援を行うなど特定有害活動に関わったと認められる場合、②評価対象者が特定有害活動を行う団体の構成員となっていたり、特定有害活動を行う団体や個人を支援していると認められる場合、③特定有害活動を行う団体又は個人から、特定秘密の漏えいについての働き掛けを行った場合に、特定秘密を漏えいせざるを得ない程度に評価対象者が団体等の影響を受けるおそれがあると認められる場合を示す活動や行動がないかといったものが想定されます。

	質問事項	回答
218	国際テロに関して国際連携をするという考え方は理解できるが、そこでいう「国際テロ」の定義が一義的になっていないと連携に齟齬を生じるのではないか。「国際テロ」の定義が国際的にあればその内容と根拠を明らかにされたい。 国内テロは国内治安の問題と考えてよいのではないか。松本サリン事件も地下鉄サリン事件も国内テロに分類されるのではないか。 諸外国の秘密保全法における「テロリズム」の定義がわかれば、明らかにされたい。	● 「国際テロ」・「国内テロ」に国際的に共通の定義があるとは承知していませんが、そのような中でも国際社会においてテロ対策のための取組は進められています。 ● 前回回答において申し上げたとおり、「テロリズム」について、諸外国の秘密保護法において定義規定を設けている例は承知していません。
94	(参考)前回回答分 「テロリズム」の定義(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。)は、自衛隊法81条の2に規定されている文言とほぼ同じだが、これは自衛隊の施設等の警護出動の要件を規定しているのであって、「テロリズム」を定義した条文となっているわけではないのではないか。本法律の「テロリズム」の定義規定は国際的に共通する内容か。 国際テロ対策を諸外国と連携して対応するという考え方を採用しているのであれば、諸外国の定義と共通にする必要があるのではないか。諸外国の秘密保護法制では「テロリズム」をどのように定義しているか。	● 「テロリズム」について、諸外国の秘密保護法において共通の定義があるとは承知しておりません。
219	9.11同時多発テロは、米国だけが標的になっていた。それ以外の国は標的になっていない。なぜあの時期にあのような形で米国だけが狙われたかという分析はなされているのか。これをしっかりやらないと、米国にとっても他の国にとっても将来のテロ防止、テロ縮小化に役立たない。米国ではどのような分析がなされているのか。日本ではどうか。 我が国では、どの政権の場合もこれを批判する人たちはいるが、十分な福祉を得られない人々や就職・再就職が困難な人々が、不満を口にし具体的政治要求をすること遥かに越えて、政府高官を暗殺したり無差別爆弾テロをしてまでして政治権力を奪おうとしている社会的勢力にはなっていないのではないか。あるとすれば、どのような社会的勢力があるのか。	● 御指摘の9.11同時多発テロについては、米国においては、9.11独立調査委員会において、調査・分析が行われているものと承知しています。 (http://www.9-11commission.gov/) ● また、我が国は以前、ウサマ・ビン・ラーディン(2011年5月に死亡)等のものとされる声明においてテロの標的の国の一つとして名指され、過去にアル・カーイダ関係者が我が国に出入国していたことが判明しています。また、我が国に地理的に近接し、政治・経済的にも密接な関係を持ち、我が国の権益が多い東南アジアにおいても、国際テロ組織によるテロが発生しています。 ● 本法における「安全保障」は、「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義されており、「国家及び国民の安全」を脅かす活動として、「大量破壊兵器の不正取引、無差別テロ、政府高官の暗殺」が考えられる旨前回回答したものです。 なお、定義規定ですので、「侵略」を含め、具体的危険の有無の問題ではないと考えます。
95	(参考)前回回答分 「テロリズム」はかなり曖昧な概念になっているが、この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情をできるだけ明らかにしておかないと、その内容が曖昧に拡大してしまう危険性がある。この概念内容を危険視する根拠事実ないし背景事情はどのようなものか。	● 9.11同時多発テロのような大規模な破壊を伴うものはもとより、政府高官の暗殺や無差別爆弾テロといったテロ活動が行われる場合等には、国としての基本的な秩序の平穏が脅かされることになります。
220	「宗教原理主義」としてはイスラム原理主義を想定していると考えられるが、イスラム教全体を指しているのはないと理解してよいか。 ウィキペディアでは、イスラム原理主義(Islamic Fundamentalism)は、シャリーア(イスラム法)を規範として統治される政体や社会の建設と運営を目ざす政治的諸運動を指す用語である。アメリカ合衆国をはじめとするキリスト教圏諸国の非ムスリムによる、イスラーム主義運動に対する偏見やイスラーム過激派の武装勢力に対する敵対感情を反映した、往々にして狂信、反近代、不寛容、暴力という否定的・批判的・軽蔑のニュアンスを帯びた呼称となっている、と説明しているが、このような理解でよいか。 ウィキペディアでは、英語におけるファンダメンタリズムは本来はキリスト教の神学用語であったものが、一部の保守的キリスト教徒を嘲弄する意図の込められたレッテルとして使われるようになったという経緯があり、本来はキリスト教に由来するファンダメンタリズムの語をイスラームに結びつけることの是非に関して議論がある。こうしたことからイスラーム研究の専門家の間では、イスラム原理主義の代わりに、イスラーム主義、イスラーム復興主義、イスラーム急進主義といった用語が使われる。欧米では政治的イスラームとも呼ばれる、と説明しているが、このような理解でよいか。 回答の「宗教原理主義」はイスラーム急進主義のみを指しているか。そうであれば、我が国に在住するイスラム教徒全員が「宗教原理主義」に該当するわけではないという理解でよいか。 我が国の現状からすると、無政府主義が一大勢力となって政治を支配するような状況はないのではないか。	● 前回申し上げた「宗教原理主義」については、いろいろな考え方があると承知しており、あくまでも「その他の主義主張」のイメージを持っていただくことを意図して例示させていただいたもので、特定の宗教を指すものではありません。
96	(参考)前回回答分 (「テロリズム」の定義中の)「その他の主義主張」はどのようなものを考えればよいのか。	● 例えば、宗教原理主義、無政府主義等が挙げられます。
221	ダッカ日航機ハイジャック事件が発生したのは37年前の1977年である。日本赤軍の犯行であるが、今では拳銃、手榴弾等で武装したまま飛行機に乗ることはできないから、同じような犯行は実行できない。他にどのような場面が考えられるか。	● 厳格な手荷物検査を前提としても、なおハイジャックが行われるおそれを完全に排除することはできません。また、ハイジャックのほかにも、重要施設の破壊や人の殺害の予告を伴う立て籠もりのような手口も考えられます。
97	(参考)前回回答分 (「テロリズム」の定義中の)「国家に強要する」というのは具体的にどのような場面を想定しているのか。	● 例えば、ダッカ日航機ハイジャック事件のように、特定の主義に沿うような行動を国家の本来の自由な意思決定を排して強制する場合等が挙げられます。

	質問事項	回答
222	回答では、サイバーテロ攻撃が取得罪に該当する場合があるとしているが、改ざんや抹消は原型が残らないという意味では取得以上に問題があると思われるが、これらを区別するのはなぜか。改ざんや抹消は不正アクセス禁止法で対応するのか。	● 特定秘密は、安全保障に関して、我が国が講じる措置等の手の内に関する情報や、我が国が有する能力等に関する情報を含むところ、これらの情報を入手することができれば、その間隙をついたり、対抗措置を講じて我が国が効果的な措置を講じることができなくすることができることから、我が国に脅威となり得る外国やテロ組織等が入手を図ろうとする事項であり、常に漏えいの危険に晒されていることから、特定秘密の漏えいを防止することが重要であると考えます。 ● 一方、御指摘の情報の改ざんや抹消を防止するための厳格な情報管理は重要であり、特別管理秘密の物的管理の規定はお示ししたとおりです。仮にそのような行為が行われた場合には、その様態等に応じて、虚偽公文書作成等、電子計算機損壊等業務妨害、公文書毀棄、不正アクセス行為などの問題になると考えます。なお、改ざんや抹消が行われる前に特定秘密の取得行為が認められた場合には、本法の規定によっても処罰されることになります。
100	(参考)前回回答分 本法律は特定秘密の漏えいだけを問題にしているが、サイバーテロは秘密保護の問題ではないという問題意識なのか。	● 法第5条の保護措置にはいわゆるサイバーテロ対策も含み得ます。 ● 「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的」で、不正アクセス等の管理侵害行為により特定秘密である電子データを取得した場合には、法第24条の取得罪に該当することとなります。
223	犯罪はすべてが顕在化し、すべてが警察・検察・裁判所で判断されるわけではない。顕在化しにくい犯罪は繰り返していても社会的に問題になりにくい。そのような者については第12条第2項第2号の網を潜り抜けることになる。これらの者についても規範を遵守する意識が十分でないかもしれないことが強く示唆されることにならないか。起訴されて有罪判決を得ているか否かが区別する基準になるか。	● 犯罪の経歴に関しては、司法判断の有無を基準とすることが適当と考えております。
101	(参考)前回回答分 (第12条第2号と)秘密情報の漏えいの危険性との関連性はどのようなことか。	● 特定秘密の取扱いの業務を行う者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特定秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があります。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかいもしれないことを強く示唆すると考えられることから、特定秘密の漏えいの危険性との関連性があると評価されます。
224	有罪判決を基準にすると、略式罰金は「犯罪」歴に含まれるが、性犯罪や虐待などのように顕在化しにくい犯罪類型の加害者は犯罪歴なしという評価になる。	● 御指摘の顕在化しにくい犯罪類型であっても、有罪判決を受けた場合は、犯罪の経歴があるものとして、特定秘密の漏えいの危険性との関連性があると評価されます。
102	(参考)前回回答分 (第12条2項2号の)「犯罪」「懲戒」の種類や過去をどこまで遡るのか。「犯罪」の経歴には逮捕歴を含むのか。在宅事件の起訴猶予も含むのか。	● 「犯罪」の経歴については、評価対象者が過去に犯罪を犯し、有罪の判決を受けたことがあるかを調査する予定であり、逮捕歴のみの場合や、起訴猶予の場合はこれに含まれません。なお、「犯罪」の経歴をどこまで遡るかについては、現在検討中です。
225	回答では、訓戒や注意処分等は「懲戒」には含まれないとしているが、疑問である。情報管理の適正は組織的対応がきわめて重要であり、過去の漏えい事案をみると、普段から管理職が監督責任を果たしていなかったことが重大な結果を引き起こす原因になっていることが伺える。管理職については監督責任を果たすことの重要性に着目して訓戒や注意処分であっても無視すべきではない場合があるのではないか。	● 訓戒や注意処分等の監督上の措置は、「懲戒」には含まれませんが、情報の取扱いに係る監督上の注意・指導を受けた場合には、「情報の取扱いに係る非違の経歴」に該当するものと考えております。
103	(参考)前回回答分 「懲戒」は、公務員については国家公務員法、地方公務員法の懲戒処分に限定するのか、それより軽い訓戒や注意処分などは入らないのか。	● 訓戒や注意処分等のいわゆる監督上の措置は、「懲戒」には含まれません。
226	情報漏えい事案については、だれにどのような非があったかを追及するよりも、どのような経過で漏えいしたかという客観的事実関係をできるだけ正確に把握し、速やかに再発防止に役立てることこそが重要である。だれにどのような非があったかということは、明らかになった客観的事実に基づいて判断評価すべきである。それなしに、本人の申告や周囲の者の説明によると、却って的確な評価判断ができなくなるおそれがある。上記のような対応の仕方は行政機関においてすでに実行されているのか。	● 御指摘のとおり、情報漏えい事案については、どのような経過で情報が漏えいしたかという事実関係を正確に把握することが重要であり、過去の情報漏えい事案についても、このような観点から調査が実施されているものと承知しています。
104	(参考)前回回答分 (第12条2項3号の)「情報の取扱いに係る非違」がある者に、特定秘密を取り扱わせることは問題だと考えられなくはない。しかし、失態の真実の原因が常に明らかになるわけではない。組織内の弱者が責任転嫁をされる危険があることからすると、過去の非違の認定が的確であったことを前提にしなければならない。この前提をどのように確保するか。	● 「情報の取扱いに係る非違」がある場合には、その原因やその時期等を含めて、本人等から聴取し、また、本人の現在の状況等を踏まえた上で、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。
105	(参考)前回回答分 実際に非違の経歴があったとしても、どれほど過去のものかによっても、現在の適性に影響ありと評価すべきではないし、当該非違によって問題を深刻に受け止め、適正管理に対する姿勢が著しく向上することもあり得るから、この点への配慮は不可欠である。配慮しないのか。配慮するとすれば、どのように配慮するのか。	

	質問事項	回答
227	薬物の濫用や影響を主要因とする情報漏えいした事案があるか。どのような事案か。	● 過去の情報漏えい事案において、その主要因が薬物の濫用や影響であると判断されている事案があったかについては承知していません。
106	(参考)前回回答分 現に薬物を濫用している状態であれば、特定秘密の取扱い者としての適性以前に通常業務に明らかな支障を生じているのではないか。そうであれば、適性評価の対象者にする以前の問題ではないのか。	● 薬物を濫用していたとしても、必ずしも通常業務に明らかな支障が生じている状態となるとは言えず、念のためこうした事実も確認する必要があると考えます。
228	眠気の副作用がある薬の服用によって交通事故を起こす場合がある。操作ミスということでは情報管理にも起こり得ないことではない。適性評価として考慮するかどうかはともかく、本人も周囲の者も注意すべきことではないか。	● 御指摘のとおり、薬の服用による眠気の副作用がある場合には、適正な業務管理の観点から、当人に対して一般的な注意喚起をしておくことも重要であると考えます。
107	(参考)前回回答分 (第12条2項4号は)「薬物の濫用及び影響に関する事項」としている。薬物の影響に関する事項と言った場合、合法的に治療として処方されている薬物にもさまざまな副作用がある。眠気による注意力減退という症状はよくあり、ミスを犯す遠因にはなりうるが、このような「影響」も問題にするのだろうか。	● 処方された薬物による影響についても、これが明らかに特定秘密の取扱いの業務に影響を与えるような場合であれば、適性評価に影響を与える可能性はあると考えますが、通常みられるような眠気という程度の症状は問題なるとは考えません。
229	精神疾患を主要因とする情報漏えいした事案があるか。どのような事案か。	● 過去の情報漏えい事案において、その主要因が精神疾患であると判断されている事案があったかについては承知していません。
109	(参考)前回回答分 (第12条2項5号の)「精神疾患」も広い概念である。特定秘密を漏えい(過失による場合も含め)のおそれがある精神疾患とはどのようなものか具体的に示すことができるのか。	● 本項目では、精神に係る事由を原因として、自らの行動をコントロールできなかったり、意識や記憶を失ったことがあるか等について調査することを考えています。なお、本項目については、精神疾患があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、その具体的症状や治療の経過、再発の可能性を踏まえ、必要な場合には専門医の所見を求めながら、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。
230	回答にあるような事実を確認する方法は、質問事項に対する本人の回答だけでは済まない。具体的にはどのような方法で確認することになるか。	● 「信用状態その他の経済的な状況に関する事項」については、評価対象者の債務状況、金銭の費消状況等について、調査に必要な範囲内において、上司等に質問したり、信用情報機関に照会したりすることを想定しています。
113	(参考)前回回答分 (第12条2項7号の)借金状態、経済的困窮状態や生活の派手さ加減などを問題にしているのであろう。預貯金の実態や借金の詳細などを資料として提出させるのか。そうだとすれば、私生活の実情を監視されているのと変わりないことにもなるのではないか。	● 過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあったこと、また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられます。かかる観点から、「信用状態その他の経済的な状況に関する事項」を調査事項としたものです。 具体的には、評価対象者に住宅、車両及び耐久消費財の購入並びに教育といった一般的な目的とは異なる借入れがあるか、自己の資力に照らし不相応な金銭消費があるか、過去に自己破産したり、賃金・資産等を差し押さえられたことがあるか等を調査することになります。 ただし、一般的な目的とは異なる借入れがある、自己の資力に照らし不相応な金銭消費がある等の事実があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがあると判断するわけではなく、評価対象者の資産形成等の具体的内容、その時期、背景・理由等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれを総合的に判断することになります。
231	回答では、「『必要な範囲』を越える情報を入手した場合には、当該情報は記録する必要はないと考えます」としているが、調査者が記憶するだけであれば、必要な範囲の情報だけを記録するということが可能だが、音声や画像で記録する場合には音声データや画像データが残ってしまう。これをどうするか決めておく必要があるのではないか。また、必要な範囲内という認識で情報を収集したが、必要ないことが後からわかった場合、どうするのか。過剰な情報収集を事前に抑制することと、爾後に抹消することをどのように確保するか。	● 評価対象者等への質問を録音、録画等として記録を保存することは想定しておりません。また、必要な範囲内という認識で行った調査であるのであれば、通常その結果を含め一連の調査経過を明らかにしておくため、これを保存しておく必要があると考えますが、明らかに保存する必要を認められないものは、これを保存する必要はないものと考えます。
118	(参考)前回回答分 (第12条4項の)「質問」という対話形式で情報を得るとなると、実際には決められた質問事項以外のことについても聞いてしまうことになる。「必要な範囲」を超える情報を得てしまうことが往々にして起こり得るのではないか。そのような情報は本来、収集目的に入っていないのであるから、記録化しない、行政機関の長に報告しないということになるのか。	● 仮に「必要な範囲」を超える情報を入手した場合には、当該情報は記録する必要はないと考えます。

	質問事項	回答
232	「必要に応じ、判断することになる」とあるが、これでは判断者が必要と判断すれば必要なのだということになりかねない。一定程度類型化しておく必要があるのではないか。	● 資料の提出は、評価対象者が記入した質問票の内容と行政機関の長が人事管理の必要から把握している情報との間で不一致がみられる場合や、事実が判然としない場合等においてこれを求めるものですが、その必要性については各行政機関において個々具体的に判断する必要があると考えております。
119	(参考)前回回答分 (第12条4項の)「評価対象者に対し資料の提出を求めさせ」の「資料」は、「第二項の調査を行うため必要な範囲内」という条件の下で要求されるものである。私生活や健康状態、生活状態など広範にわたる情報の提供を求められる可能性がある。提供させるべき資料の範囲を限定する必要があるのではないか。	● 適性評価のための調査事項は第12条第2項各号に掲げるものに限られています。資料の提出についても、同事項に関する調査に必要な範囲で求めるものであり、広範にわたる情報の提出を求めるものではありません。提出を求める資料については、各対象者の質問票の記載内容を確認しながら、必要に応じ、判断することになると考えます。
233	本人の同意があるとは言え、この場合、本人は立場上同意をせざるを得ない状況下にあるので、全くの自由意思とは言えない。本人の同意を得るときに、医療機関等第三者に対する問い合わせについてどれほど具体的に説明しているかにもよる。さらに、医師が患者にどこまで詳しく説明しているかという問題もある。本人が認識していないことを、行政機関が聴き出すことまでしてよいのか。	● 評価対象者に対して、医療機関等第三者に対して照会する可能性があることは、適性評価の実施の告知の際に説明を行うことを予定しています。 ● 行政機関から医療機関等に対して行われる照会は、評価対象者が特定秘密を漏らすおそれがないかどうかを調査するため行われるものであり、これに対する回答は、照会を受けた医療機関において適切に判断されるものと考えております。
120	(第12条4項の)(報告を求めることが)「できる」というのは、その者に権限を与えることは明らかであるが、相手に対応義務を負わせているのか、少なくとも負わせていない場合もあると解すべきなのではないかという問題がある。国会での政府答弁は、回答義務があるということであったが、一律に義務があると解すべきなのか。医療に関する個人情報のように秘匿性が高く、秘匿性を守ることについて患者の要求の度合いが高い情報について回答義務があるとすることは、医療機関が患者の秘匿性の高い情報を第三者である行政機関に提供してしまうことを意味するから、そのことを意識して医療を受けない、医療を受けても本当のことを言わないという、治療にとって明らかにマイナスの事態が生じる。これはきわめて問題である。一律に義務づけるという構造にしてしまうと、回答を義務づける事項を限定しなければならなくなるのではないか。	● 第12条第4項により、行政機関の長は、調査に必要な範囲内で、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされており、法的には、それを受けた公務所等は、原則として報告すべき義務を負うと解されます。しかし、罰則等により強制されることはありません。 実際の取扱いについては、本人の同意を得ていることをお示しした上で照会することとなるので、照会を受けた医療機関や医師が、本人の同意があるにもかかわらず回答しないことはないのではないかと考えます。
121	(参考)前回回答分 医療機関以外の者についても、一般的に回答義務があるとしてよいか。義務はないとするか、あるとしても限定する必要があるのではないか。	
234	理由の告知は苦情の申出とは意味内容が明らかに異なる。第13条第4項但書の規定があることと対比して、第14条の苦情の申出に理由の通知を求めることが含まれると読むことはむずかしいのではないか。むしろ、第13条但書から「あらかじめ」を削除し、いつでも通知を希望しない申出ができるようにするだけでよいのではないか。	● 適性評価の実施の運用上、同意を得る段階で、理由の通知の希望の有無を確認することを予定していますが、「あらかじめ」とは、「適性評価の結果の通知が通知される前までの間に」との趣旨であり、評価対象者本人が、適性評価の実施途中で、当初示した自らの意向を翻し、理由の通知を希望しない旨申し出た場合には、本人の意向を尊重し、理由の通知をしないこととなるものと考えております。
123	(参考)前回回答分 (第13条4項の)(評価対象者が理由の通知を希望しない場合を)「あらかじめ」に限定してしまうと、適格と判断されたいと思う者は、必然的に、あらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出ないことになるのではないか。	● 適性評価は、行政機関の職員に加え、適合事業者の従業者も対象となります。また、理由の通知は、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行う必要があり、例えば、質問を行った関係者に影響が及ぶおそれがある場合など、具体的な情報源を明らかにできないときがあり、そのような場合、理由の通知の仕方についても、慎重な検討が必要となります。 こうした中で、多数の適性評価を円滑に行うためには、適性評価の実施に当たり、同意を得る段階で、理由の通知の希望の有無についても確認することが適当であると考えます。 なお、本法には苦情の申出制度があり、仮に通知を希望していなかったとしても、苦情の申出により改めて理由の通知を希望すれば、これに回答することになると考えます。
124	(参考)前回回答分 理由の通知を希望しない旨の申出を事前に限定しなければならない理由はなにか。事前放棄しない者については、その時点ですでに事実上、不適格の評価がなされるという疑問を抱かれることにならないか。不適格という結果が出て初めて理由を確認したいと思うようになるのが自然であることからすれば、爾後でもよいとしてもよいのではないか。	

	質問事項	回答
235	これまでは行政機関が直接監視する仕組みにはなっていなかったのではないか。その場合でも秘匿性の高い情報の管理の仕方を具体的に指示していたのは国の行政機関側ではなかったのか。これまでも秘密情報に関する権限が事業者に移ることはなかったのではないか。同じであるならば、特段の不都合がないかぎり従前と同様でよいのではないか。	● 本法では、指定をした特定秘密について、行政機関の長が必要な保護措置を講ずるとされており、適合事業者に特定秘密を提供する場合についても、御指摘のとおり、行政機関の長が行政機関と適合事業者との間の契約において、適合事業者による特定秘密の保護に関し必要な事項について具体的に定めることとされています。 ● 適性評価は、特定秘密を保護するための人的管理の措置として重要な事項であり、特定秘密について保護措置を講じる行政機関の長がこれを行うことが適切です。さらに、本法では、適性評価を実施するに当たって必要な情報を取得するため公務所及び公私の団体への照会権限を新たに設けたところであり、この点からも行政機関の長が適性評価を実施することが適切と考えます。
	第1回回答には、「適合事業者は信頼ある適性評価を行うことができる立場になく」とあるが、現実的な情報管理の適正化の確保という観点からすれば、このような見方は形式的な建前論であり、意味がない。要は的確な管理を実行させることができるかどうかであり、第8条第2項で対処の仕方を規定しているのではないか。	
	これまで公務所や公私の団体への照会権限がないことでどのような不都合が生じていたのか。	● 本人及び上司等への質問に加えて、公務所や公私の団体に照会を行い、回答が得られるようになれば、質問に対する回答の真偽や事実の確認等に関してより客観的な判断を行うことができるものと考えます。
125	(参考)前回回答分 事業者以上に行政機関が事業者の従業員の個人情報を大量に有している関係は異常である。事業者が雇っている従業員による漏えい防止を、行政機関が主体となって行うことにする本制度では、その徹底を期するがゆえに際限なく調査を行なうか、逆に、ごくごく形式的なものになってしまったり恣意的な運用をする者が出てきたりする可能性があるのではないか。現在の自衛隊法では、これらの問題は契約事項として事業者側の責任において行われることになっている。制度設計としてはこちらの方が合理的なのではないか。不合理だとすれば、どのように不合理なのか。	● 適合事業者における特定秘密の取扱いの業務は、当該特定秘密を保有する行政機関の所掌事務遂行上特段の必要がある場合に、当該行政機関との契約に基づき行われるものです。このような適合事業者における特定秘密の取扱いの業務は、物件の製造又は役務の提供を業とする者と行政機関との契約に基づく一時的なものであり、特定秘密の保護の責任が取扱いの業務を行わせる特定秘密を保有する行政機関の長にあることに変わりはありません。したがって、適合事業者は信頼ある適性評価を行うことができる立場になく、特定秘密を適合事業者に取り扱わせる行政機関の長が適合事業者の従業者の適性評価を実施する必要があります。 特に本法では、公務所又は公私の団体への照会権限が新たに規定されるなど、自衛隊法にはない権限が認められており、行政機関の長が適性評価を行うことが適当と考えます。
236	第1回回答では、「実施された適性評価について」としているが、実際の調査事項や調査の実態等について苦情の申出ができるということでよいか。	● 例えば、実際に評価対象者が受けた質問が不適切なものであったことに対する苦情など、当人に対して実施された適性評価に関する内容について、評価対象者は苦情の申出ができます。
126	(参考)前回回答分 (第14条1項の)「当該評価対象者について実施された適性評価について、・・・苦情の申出をすることができる。」ということは、調査事項、調査の実態等について苦情の申出ができるということか。	● 評価対象者について実施された適性評価について苦情の申出ができます。
237	第1回回答では、「申出の内容に応じた結果」としているが、結論だけという理解でよいか。 都道府県公安委員会には苦情申出制度があるが、実際の運用では、回答がないか、あったとしても「捜査はすべて適正でした」のような極めて抽象的な文言が多く、およそ苦情にまともに対応しているとは言えない状況がある。これと同じようなものだとすると、ほとんど意味がない。	● 苦情の申出の内容に応じた結果を通知することとなりますが、通知内容の在り方については現在検討中です。
128	(参考)前回回答分 (第14条2項の)「処理の結果を・・・通知する」とあるので、結論だけがごく簡単に書かれた通知に止まるように読めるが、そうか。申出者に一定程度理解してもらおうと考えるのであれば、結論に至る理由説明をある程度した方がよいのではないか。	● 苦情の申出の内容に応じた結果を通知することを想定しています。
238	仕事を(ほとんど)何もさせない、というのも、「不利益な取扱い」になるか。	● 御指摘の例も、苦情の申出をしたことを理由として行うことを禁止される「不利益な取扱い」に当たるものと考えられます。
129	(参考)前回回答分 (第14条3項の)「不利益な取扱い」とはどのようなことを指すのか。	● 降格、減給、懲戒処分はもとより、これらに該当しない訓告・厳重注意・自宅待機命令、不利益な配置の変更など人事上の差別取扱いの作為又は不作為、昇給、昇格など給与上の差別取扱いの作為又は不作為、退職の強要、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することなどが考えられます。

	質問事項	回答
239	防衛省と防衛産業の関係は、現在、契約関係があるだけで、企業の従業員の管理は企業側の責任において行われている。これを法律施行後、防衛省の職員が直接行うことになると、とても処理しきれなくなるのではないか。どのように対応するのか。	● 実際の運用については、関係機関等の意見を伺いつつ、今後検討してまいりますが、適性評価が法の趣旨に則り適切に実施されるよう、検討してまいりたいと考えております。
131	(参考)前回回答分 適性評価のための調査(12条4項)を他の行政機関に委託することができるのか。	● 調査事項の調査を行うため必要な範囲内で行われる質問等の調査(第12条第4項)は、評価対象者の所属する行政機関の長が当該行政機関の職員に行わせるものであり、調査の委託はできません。
132	(参考)前回回答分 (他の行政機関に委託)できるとすると、調査情報は、一旦、受託者に集まる。それを委託した行政機関に提供することになるが、データで管理している情報であれば、受託者に情報が残る。ここでの利用制限に関する規定がない。どうするのか。	
240	適合事業者の評価としては問題ない従業員であっても、国の行政機関が行う適性評価では適性ではないと評価されることが起こり得る。この場合、適合事業者が適当と考えていた従業員を特定秘密を取り扱う業務に従事させることができなくなり、適合事業者内で評価を下げることになるのではないか。派遣労働者の場合、派遣が中止になることがあるのではないか。	● 本法においては、前回回答でお答えしたとおり、適性評価の結果等の通知内容を人事考課等に利用することができないよう、その利用又は提供を禁止しております。 ● このため、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合でも、適合事業者における人事評価には影響することはありませんが、評価対象者は特定秘密を取り扱うことができなくなることに伴い、適合事業者において特定秘密の保護を目的とした配置換え等の措置をとることが考えられます。 ● 派遣労働者に関しては、適性評価により派遣業務を遂行できなくなった場合には、派遣契約の中途解約につながる可能性もあると考えられますので、その場合の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置については、派遣契約にあらかじめ定めることとされており、派遣元事業主において、この定めに基づき、労働関係法令に従って適切に措置されるものと承知しております。
133	(参考)前回回答分 不適格になったら、適合事業者としては、そのことだけで労働者を不利益に扱うことは大いにあり得るのではないか。そうさせないための実効性ある方法とは何か。	● 民間事業者には、行政機関の長が行う適性評価の結果や、同意をしなかった場合には、その旨のみが通知されます。そして、第16条第2項において、適合事業者は、通知内容を人事考課等に利用することができないよう、利用又は提供を禁止しております。もし人事考課等で不利益に扱われた場合には、例えば民事上の訴訟の対象となることも考えられます。
241	防衛省はこれまで民間企業の従業員については民間企業に対応を任せていたのではないか。現在の民間企業や独立行政法人などで適性評価の対象になり得る従業員や研究者などはどれくらいの人数がいるのか。それを法律施行後は国の行政機関の職員が直接行うのか。この場合の職員として警察庁や都道府県警察からの出向者や出身者を当てることはあり得ないのか。	● 民間企業の従業員で適性評価の対象となる者の数について、現時点において確たる数を網羅的に把握してはおりません。一方で、内閣情報調査室については、情報収集衛星に関連する契約に基づき特別管理秘密の取扱いを含む業務を約20社が行っており、おおむね千人程度の従業員が特別管理秘密を取り扱っています。また、現行の防衛秘密制度下での契約業者における防衛秘密の取扱者数については約3,300人となっています。特定秘密についても、現在と同程度の従業員が適性評価の対象となるのではないかと考えております。 ● 適性評価は、適合事業者と契約している行政機関の長が当該行政機関の職員に行わせるものであり、警察庁や都道府県警察からの出向者等が人事交流等により当該行政機関の職員として従事することが全くあり得ないわけではありませんが、警察庁等からの出向者等が主導的にこれを行うことは想定されません。
134	(参考)前回回答分 行政機関内部だけならばともかく、民間企業の従業員、派遣労働者について個別の調査を行なうことを予定しているから、この場合、当該行政機関の職員だけで対応できるのか。	● 適性評価は、当該行政機関の職員だけで行います。
242	細目がないと実際には同種の情報の管理対応が異なるという事態が起こり得るのではないか。それで特に問題はなかったのか。各省庁が秘匿性の高い情報として扱っているものが大量で多種多様だと統一的な運用基準はむずかしく、基準は作ったが基準に従わないという事態が起こりかねない。各省庁が統一的な基準に従って処理できる程度の量と多種多様さという理解でよいのか。	● 御指摘の懸念を回避するため、運用基準を策定するに当たり、関係省庁の意見を聞きながら検討を進めているところです。
136	(参考)前回回答分 (第18条に関して)行政実務では実際に存在する秘匿性の高い情報について統一的な基準あるのか。	● 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日付けカウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づき、各省庁において、平成21年4月から特別管理秘密制度が導入されていますが、本法の運用基準で規定することを予定している細目のような基準はありません。
243	日常的な監視がないと、適合事業者の従業員等の異常についてはどのようにして把握するのか。	● 適合事業者の従業者については、行政機関と適合事業者との間の契約で、関係職員の連絡等について規定を置くことを検討します。関係職員の連絡等をどのように行うかについては今後検討してまいりますが、適合事業者から連絡を受ける事項については通常の人事管理を行う上で把握したものを想定しており、日常的に監視することはありません。

	質問事項	回答
140	(参考)前回回答分 (第12条)2項1号ないし7号に関する詳しい最新情報を集めようとすれば、日常生活について日常的に監視し続ける必要がある。当該行政機関の職員(17条)でも対応し切れないであろう。諸外国の例では、連邦人事局(アメリカ)、国防調査庁・外務省(イギリス)、連邦憲法擁護庁(公安警察)・軍防諜局(ドイツ)、内務省中央国内情報局(フランス)などに委託されている。我が国では、警察庁(公安警察)に委任することになるのではないか。	● 適性評価では、第12条第2項の調査を行うため必要な範囲内において、評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者への質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体への照会を行うものであり、日常生活について日常的に監視をするということはありません。 ● 調査事項の調査を行うため必要な範囲内で行われる質問等の調査(第12条第4項)は、評価対象者の所属する行政機関の長が当該行政機関の職員に行わせるものであり、調査の委託はできません。
141	(参考)前回回答分 適合事業者は自社の従業員についてこのような監視がされることを許容しているのか。	
244	回答なし。 適合事業者よりも国の行政機関の方が詳しい個人情報を収集することになりかねない。このことを適合事業者の対象になりそうな企業などは了解しているのか。	● 適性評価を実施するに当たっては、行政機関の長は適合事業者の従業者から適性評価を実施することについて直接に同意を得ることとしており、仮に適合事業者よりも詳しい情報を取得したとしても問題ないものと考えます。
141	(参考)前回回答分 適合事業者は自社の従業員についてこのような監視がされることを許容しているのか。	同上
245	回答なし。 回答されたい。	● 特定秘密に係る事件の捜査及び刑事裁判手続については、個別の事件の事実関係を踏まえ、本法及び刑事訴訟法等の関係法令に基づき、捜査及び検察当局において適切に対処されるものと考えており、御指摘の機関において、個別の事件を離れて、一般的・抽象的な特段の検討がなされているとは承知しておりません。
143	(参考)前回回答分 捜査方法や刑事裁判手続について、警察庁、最高検、最高裁で検討しているのか。しているとすれば、どのようになっているか。	● 本法第10条で、刑事事件の捜査及び公訴の維持に係る特定秘密の提供について必要な事項を定めています。 ● 特定秘密に係る事件の捜査及び刑事裁判手続については、関係当局が本法及び関係法令に基づき適切に対応することとなります。
246	犯罪捜査においては現場保存が基本である。捜査が終了するまで現場を変更することができない。変更は証拠隠滅になりかねない。他方、情報の保全としては迅速な対応が必須である。両者の関係をどう考えるのか。	● 本法に定める犯罪があると思料される場合、捜査機関において、法と証拠に基づき、必要な捜査が行われるものと考えられますが、これと御指摘の「情報の保全」とは別個のものとして取り扱われるべきと考えます。
144	(参考)前回回答分 既遂は「漏えい」であって漏えい後の公表や報道ではない。外務省機密漏えい事件でも犯罪行為は漏えいしたことであって、新聞に曖昧に書いたことや、国会の審議に出したことではない。例えば、同じ役所の中で、取扱業務従事者以外の者が当該役所内において当該役所の業務のために研究するために特定秘密を管理場所から持ち出した場合、24条1項違反が問題になり得る(但し、目的犯にしたことで、処罰対象にならない可能性はある。)。これを犯罪として問題にするか、適正管理の逸脱の問題とするか。犯罪として問題にすると、現場を保存する必要があり、それをしないと証拠隠滅の問題が起こる。役所内が捜査対象になることから業務への支障が起こるのではないか。また、犯罪でないから軽視してよいという事態ではない。権限者(取扱業務従事者)以外の者が情報を取得できる管理環境に問題がある。罰則の適用よりも情報管理の適正化こそを重視すべきだと考える。犯罪捜査と適正管理の関係をどのように考えるのか。	● 特定秘密の保護に関し必要な措置は、法5条1項、3項及び5項、6条2項、7条2項、8条2項並びに10条1項の規定に基づく政令等で定められ、これらの規定により、厳格な保護措置を講じることが求められることとなります。政令等では、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員等の範囲を定めるとともに、必要な物的保護措置を定めることなど、取扱い等の権限を有する者以外の特定秘密へのアクセスを防止するための措置についても規定し、御指摘の「情報管理の適正化」に一層遺漏無きを期して参りたいと考えています。 ● また、本法に定める犯罪があると思料される場合、捜査機関において、法と証拠に基づき、必要な捜査が行われるものと考えられますが、これと御指摘の「適正管理の逸脱の問題への対応」とは別個のものとして取り扱われるべきと考えます。
247	非公知性が失われていない場合の逮捕状、勾留状の被疑事実の記述はどのようになるのか。	● ご指摘の逮捕状、勾留状においては、特定秘密の内容そのものを記載することは本法上許容されないと考えており、個別の事案の事実関係に応じ、被疑事実を特定するのに十分で、かつ、秘匿を要しない範囲で、当該特定秘密の種類、性質等の記載がなされるものと考えます。例えば、特定秘密の内容そのものを明示することなく、「暗号に関する特定秘密」という記載によって、被疑事実を特定することが考えられます。
145	(参考)前回回答分 既遂については、インターネット上に出てしまったような場合で、だれにでも知られてしまう環境になっている場合と、漏えいの相手方に当該情報が渡っているだけで公表されていない場合があり得る。前者については検察官は当該情報を公開法廷に顕出して被疑者・被告人は実質秘性を争うことになるのか。後者については警察・検察・令状裁判官は当該特定秘密を逮捕状や勾留状の被疑事実に記載するのか。起訴後の裁判手続はどうなるのか。	〔インターネット上で公表された場合〕 ● 特定秘密と同一性を有する情報が、インターネット上で公表されたと認められる場合には、一般には、「公になっていないもの」との要件を満たさず、行政機関の長は特定秘密の指定を解除することになります。検察官が当該情報を公判廷に顕出するかは事案ごとに判断することになりますが、その判断は当該情報が既に特定秘密ではなくなっていることを前提とすることになります。 〔漏えいの相手方に情報が渡っているだけで公表されていない場合〕 ● 特定秘密の漏えいの後も、なお非公知性が失われていない場合は、当該情報が特定秘密であることを前提に、本法及び関係法令に基づき、警察、検察当局等において適切に対応することになると考えます。なお、被疑事実を特定するために、特定秘密そのものを逮捕状等に記載することは許容されないものと考えます。

	質問事項	回答
248	パソコンの操作ミスも過失になり得るのか。そもそもパソコンの操作ミスによる流出等が生じにくい環境にする必要があるが。	● 法第22条第4項の「過失」の認定は、個別具体的な事実関係を踏まえて行う必要があると考えており、ご指摘のような事案について、一概に過失に該当するか否かをお答えすることは困難と考えます。 ● ご指摘のとおり、「パソコンの操作ミスによる流出等が生じにくい環境にする」ことは重要であると考えます。このため、特定秘密を取り扱う情報システムについては、例えば、インターネット環境への不接続、特定秘密に係るアクセス権限の管理等の措置が考えられるところであり、必要な検討を進めてまいります。
147	(参考)前回回答分 「過失」の行為類型としてどのようなことを想定しているのか。	● 「過失により」とは、漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特定秘密であることを失念して当該特定秘密に係る情報を自己以外の者に告知した場合、特定秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定されます。
249	適正管理の実行確保に遺漏無きを期するのは当然である。これを実行させるためには実行を確保するための仕組みが必要であり、逸脱(のおそれ)を速やかに発見し直ちに対応できるようにする必要がある。漏えいや改ざん、抹消などが起こらないよう管理義務違反への対処が重要だと考えるが、どのように考えるか。	● ご指摘のとおり、「特定秘密の適正管理の実行確保のための仕組み」は重要であると考えております。 ● 例えば、防衛秘密制度においては、防衛秘密の保護の状況に関し、①防衛秘密文書等を保管する施設設備、保管容器、複写機、裁断機等、②防衛秘密文書等の作成、交付、保管、廃棄等の状況等、について定期検査を行うほか、必要に応じ臨時検査を行うこととされています。 ● 定期・臨時検査を含む実効的な特定秘密の保護措置のあり方については、防衛秘密制度の運用等を踏まえつつ、必要な検討を進めて参ります。
148	(参考)前回回答分 漏えい後に過失犯として処罰するよりも、漏えい前に適正管理の実行確保とこれに対応する管理義務違反を設定した方が情報漏えいの防止に有効なのではないか。	● 特定秘密の保護に関し必要な措置は、法5条1項、3項及び5項、6条2項、7条2項、8条2項並びに10条1項の規定に基づく政令等で定められ、これらの条の規定により、厳格な保護措置を講じることが求められることとなります。これにより御指摘の「適正管理の実行確保」に遺漏無きを期していきたいと考えています。
250	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の条文には、適性評価制度に関する規定がないが、事実上独自のものを行っているのか。行っているとすれば、どのような調査か。秘密保護法施行後もそのまま継続するのか。	● 防衛省においては、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」に基づく「特別防衛秘密」を取り扱う者の指定に当たって、秘密取扱者適格性確認制度により適格性を確認しているものと承知しております。また、今後の対応については、現在、防衛省において検討しているものと承知しております。
154	(参考)前回回答分 防衛省が保有する情報はすべて公文書管理法3条の適用を受けないという理解でよいか。同条の規定の改正は必要ないのか。	● 防衛秘密及び特別防衛秘密は、管理が厳格で、かつ図画や物件等も含めて一体的に管理されていた実態に鑑み、自衛隊法等又はMDA秘密保護法等の規定が公文書管理法にいう「特別の定め」に当たるとして、自衛隊法等又はMDA秘密保護法等に基づき、管理が行われています。 ● 他方、特定秘密については、現在公文書管理法が適用されることを前提に詳細を検討中であり、同条の規定の改正は必要ないと考えています。
251	「防止をするための措置又はこれに関する計画若しくは研究」のうちのごく一部の断片的な情報で、「防止をするための措置又はこれに関する計画若しくは研究」を推測できない限度の場合は対象とならないのか。	● 個別具体的な内容によるため一概に申し上げることは困難です。
160	(参考)前回回答分 (別表第三号イの)「防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」というのは、具体的にどのような状況を指すのか。	● 「措置」としては、特定有害活動への適切な対処を確保するため治安機関がとるべき措置が、また、「計画」としては、「措置」の手順等をまとめた計画が、さらに、「研究」としては、「措置」の効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究がそれぞれ挙げられます。
252	「情報の収集整理又はその能力」のうちのごく一部の断片的な情報で、「情報の収集整理又はその能力」を推測できない限度の場合は対象とならないのか。	● 個別具体的な内容によるため一概に申し上げることは困難です。
162	(参考)前回回答分 (別表第三号ハの)「情報の収集整理又はその能力」というのは、具体的にどのようなことを指すのか。	● 「収集整理」としては、本号ロに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法等が挙げられ、また、「その能力」としては、情報提供者等から情報を収集する際の情報源、情報入手頻度等が挙げられます。

	質問事項	回答
253	地下鉄サリン事件をテロ対策の問題として考えるのは誤りである。基本的な捜査のあり方と警察庁と都道府県警察の連携のあり方の問題として考えるべきである。 すなわち、オウム真理教の異常性は、洗脳された子どもが帰って来ない、逢わせて貰えないということで、坂本堤弁護士一家が殺害される前から社会問題化しつつあった。坂本弁護士一家全員が殺害された後も、オウム真理教の特異性は増長の一途を辿り、各地で地元住民とトラブルを起こし、市町村は住民登録の拒否などの形で応戦していた。オウム真理教の信者たちを身近に見る一般の人々にとって身の危険を感じさせるような存在になりつつあった。そのような中で、松本サリン事件、上九一色村サリン漏えい事件などが起こり、その延長線上に地下鉄サリン事件が発生した。犯罪捜査は初動捜査の最重要である。しかるに、神奈川県警は失踪扱いし、初動捜査を怠った。坂本弁護士一家の失踪が犯罪がらみの可能性があれば、警察庁が積極的に動いてもよいはずだが、そのような動きも無かった。警察庁を中心に警視庁、静岡県警、神奈川県警、長野県警、山梨県警などが連携して坂本弁護士一家拉致事件(結果的には「殺害事件」であるが)に精力的に取り組み、オウム真理教の逃脱行動を牽制していれば、せめて松本サリン事件で的外れの捜査をしていなければ、オウム真理教は慎重になったであろう。松本サリン事件で本格的な広域捜査が取り組まれていれば、あのような大胆な無差別殺人ともいうべき地下鉄サリン事件は起こらなかったであろう。これらの捜査のあり方についての根本的な見直し乃至反省なしに国内テロ対策を論じても空論である。 坂本弁護士一家拉致(殺害)事件から地下鉄サリン事件に至るオウム真理教関係者の動きと捜査機関側の対応の実態について検証はなされているのか。そして捜査機関の捜査のあり方としてどこにどのような問題があったという総括になり、それに対する対策はどのようになったのかを明らかにされたい。まとまった報告書や書籍があれば教えて頂きたい。 安易に通常の捜査のあり方から離れたテロ問題にしてしまうべきではない。	● オウム真理教関連事件における反省教訓については、警察において、(1)高度な科学技術についての知識不足、(2)特殊な閉鎖的犯罪組織についての情報不足、(3)都道府県警察の管轄区域外の権限についての制限、があげられているものと承知しています。 また、オウム真理教関連事件のような新たな様態の組織犯罪への対応については、(1)科学捜査態勢等の強化、(2)情報収集体制等の強化、(3)指揮・連携体制の強化、(4)社会的な防犯体制の強化、(5)サリン等の原料物質の管理、(6)国際協力の推進、があげられているものと承知しています。 (平成8年版警察白書より引用)
168	(参考)前回回答分 (別表第四号イの)「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本においてあるのか。あるとすれば、どのような事実から判断できるのか。	● 平成7年に発生した地下鉄サリン事件にもみられるように、「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本国内にも存在しているといえます。
254	地下鉄サリン事件以後、我が国でテロ事件は起こっているか。起こっていれば、その詳細を明らかにされたい。	● 地下鉄サリン事件以降、同事件のような大規模な国内テロ事件が発生したとは承知しておりません。
167	(参考)前回回答分 (別表第四号イの)「防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」というのは、具体的にどのような状況を指すのか。	● 「措置」としては、重要施設の警備の実施状況等が、また、「計画」としては、重大テロが発生した場合の治安機関の対応要領等が、さらに、「研究」としては、テロ発生時の諸外国の対応要領の研究等が挙げられます。
255	「情報の収集整理又はその能力」のうちのごく一部の断片的な情報で、「情報の収集整理又はその能力」を推測できない限度の場合は対象とならないのか。	● 個別具体的な内容によるため一概に申し上げることは困難です。
169	(参考)前回回答分 (別表第四号ハの)「情報の収集整理又はその能力」というのは、具体的にどのようなことを指すのか。	● 「収集整理」としては、本号ロに掲げる情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法等が挙げられ、また、「その能力」としては、情報提供者等から情報を収集する際の情報源、情報入手頻度等が挙げられます。
256	坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会・事務局を務めていた瀧澤秀俊弁護士作成HP http://www.mars.dti.ne.jp/~takizawa/keisatu8.html 中の「警察の問題点 96/11/13」に指摘されている捜査の問題点について、警察庁、警視庁、関係県警はどのような総括をしているのか。	● 坂本弁護士事件については、平成8年の警察白書において、「坂本弁護士事件についても、坂本弁護士の居宅に教団のバッジ(プルシャ)が残されていたことなどから、教団の関与を視野に入れつつ捜査を行ってきたが、教団の閉鎖性が強かったため内部情報がほとんど得られず、かつ、組織的な証拠隠滅活動がなされたため、結果として捜査に相当の時間を要することとなった」との記載があります。
166	(参考)前回回答分 (別表第四号イの)「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本においてあるのか。あるとすれば、どのような事実から判断できるのか。	● 平成7年に発生した地下鉄サリン事件にもみられるように、「テロリズムによる被害の発生若しくは拡大」の危険性は日本国内にも存在しているといえます。

	質問事項	回答
257	「別添」では、米国、ドイツ、フランスの有効期間の延長欄で、「原則・・・」という書き方をしているが、各例外はどのような規定になっているか。	【米国】 ● 50年まで延長が認められている情報は以下のとおりです。 ① 秘密の人的情報源、外国政府若しくは国際機関の情報機関との関係その他の情報源に関する情報、又はインテリジェンスの方法(開発中のものを含む。)の有効性を害する情報 ② 大量破壊兵器の開発、製造又は利用に資する情報 ③ 暗号に係るシステム又は活動を害する情報 ④ 米国の武器システムへの最新技術の応用を害する情報 ⑤ 正式な現行の軍事計画、又は過去の軍事計画の作戦・戦術的内容であって現行計画にも盛り込まれているもの ⑥ 外国政府との関係や現行の外交に深刻な損害を与える情報 ⑦ 大統領、副大統領その他国家安全保障の観点から警護することが認められた者に対する米国政府の警護能力を害する情報 ⑧ 国家安全保障上の緊急対応計画に深刻な損害を与え、又は、国家安全保障に関するシステム、整備又は施設の脆弱性を明らかにする情報 ⑨ 法律、条約又は国際合意が25年の自動解除を認めない場合 ● 75年まで延長が認められている情報は以下のとおりです。 ① 秘密の人的情報源 ② 大量破壊兵器の主要な設計概念 を開示することになることが明白かつ確実に予想される記録 ● 75年を超える延長には、秘密指定に関する省庁間上訴委員会の承認が必要です。 【ドイツ】 ● 30年を超える延長には、延長の理由(権限のない者のアクセスから継続して守るべき事項である場合、保存期間内にある他の秘密事項と密接な関係のある事項である場合等を想定。)を文書に記載し、所管する最上級連邦官庁の承認が必要です。 ● なお、情報機関については別の規定が設けられており、BND(連邦情報庁)は秘密指定期間60年、BfV(連邦憲法擁護庁)は同期間30年です。 【フランス】 ● 安全保障に関するものは50年が有効期間の上限ですが、大量破壊兵器に関する情報を拡散するおそれのある記録は、無期限に非公開です。
170	(参考)前回回答分 今回(3月5日)に送っていただいた諸外国の秘密保全制度の比較表では、「有効期間」の欄が追加され、当該欄には(英国以外は)期間の延長の可否及び年限が記載されているが、秘密指定の原則的な(=初期の)有効期間は当該欄に記載されている延長期間と同じということか。	● 諸外国の秘密保全制度の比較表については、御質問を踏まえ、秘密指定の原則的な(初期の)有効期間及び有効期間の延長の上限を明確に区別する形で、別添のとおり修正いたしました。
258	個人情報の収集手続に違反があった場合、慰謝料請求は国会賠償請求訴訟になると思われるが、個人データの開示請求や利用停止・消去請求は行政機関個人情報保護法に基づくことになるか。同法第36条第3項では、「開示を受けた日から」という規定の仕方をしているので、開示がされないと利用停止・消去請求ができない。常に開示されると理解してよいのか。	● 適性評価に関する個人情報は、行政機関個人情報保護法第2条第3項に規定する「保有個人情報」に該当し、何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示等を請求することができるものと考えられます。行政機関の長は、同法に基づく請求があれば、同法の規定に基づき、開示決定等を個別に判断することとなるものと考えております。
177	(参考)前回回答分 法第14条第2項の「行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。」という規定で想定している制度は、(1)国家公務員法における一般の公平制度類似の制度を予定しているのか、(2)防衛人事審議会のような第三者的立場の有識者を入れた制度を予定しているのか、又は(3)上記(1)の制度より、より簡略な制度を想定しているのか説明して頂きたい。	● 具体的な苦情処理手続等については現在検討中ですが、行政機関の長、具体的には苦情処理を担当する部署において、苦情処理手続や苦情処理結果の通知手続を行うことを考えています。従いまして、(1)または(2)のような制度は想定しておりません。
259	第5条第4項の「当該指定をした旨を通知」するというのは、具体的にどのように実行するのか。通知し忘れが起こらないよう、通知する方法を客観化し後に確認できるようにしておく必要があるのではないか。 「当該指定に係る特定秘密を保有させる」場合、秘密指定の表示がなされている紙の文書として交付して保有させるのか、その他の対応もあるのか、どのような対応か。	● 御指摘の「当該指定をした旨を通知」する方法については、御指摘も踏まえ、事後的に適切に確認できるように客観化した方法となるよう規定していきたいと考えております。 ● また、法第5条第4項は、行政機関の長が指定をした場合において、適合事業者に、当該指定に係る特定秘密を保有させることができることについて定めるものです。具体的には、適合事業者に、武器等の試験を行わせる場合や武器の部品等の物件を製造させる場合であって、試験結果が生じ、又は物件が製造されると同時に当該試験結果や製造された物件を特定秘密として保護しなければならないときに、直ちにこれを特定秘密として保護させることができるようにする必要があるときを念頭に置いています。
184	(参考)前回回答分 「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)に盛り込むべき事項(案)」について 同案2頁の「(3)指定の有効期間の延長に伴う措置」の2つ目の○に「職員にその旨を周知させなければならない」とあるが、職員だけで適合事業者の従業者には周知しないのか。また、別の箇所でその周知を想定しているのかご教示願いたい。	● 特定秘密を保有させ、又は提供した適合事業者については、「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)に盛り込むべき事項(案)」2頁の「(3)指定の有効期間の延長に伴う措置」の1つ目の○中「当該指定に係る特定秘密の提供先」として、指定の有効期間を延長する行政機関の長から、指定の有効期間を延長する旨を通知することを検討しております。 ● 適合事業者内において特定秘密の取扱いの業務に従事する職員については、行政機関が直接に指揮監督できないことを踏まえ、同3頁「法第5条第5項の政令で定める事項(適合事業者との契約で定める事項)」の「これらのほか、特定秘密の保護上必要な措置」の一部として規定し、上記の通知を受けた適合事業者により個々の従業者に対して周知を行わせることを想定しております。

別添1

赤嶺政賢君提出特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する
質問主意書に対する答弁書　抜粋
（内閣衆質183第31号平成25年3月12日）

（質問）

四　府省庁等が管理する特別管理秘密の指定事項について、その名称を明らかにされたい。

（回答）

四　について

特別管理秘密として指定している事項の名称については、平成二十五年三月六日時点で、内閣府が「核不拡散関係」、宮内庁が「皇室会議議員互選関係（一）」、「皇室会議議員互選関係（二）」及び「皇室会議議員互選関係（三）」、警察庁が「内閣衛星情報センターが人工衛星の利用その他の手段により得た画像情報又は内閣衛星情報センターが管理する情報収集衛星若しくはその地上局等のシステムに関する情報で、内閣情報官がその定めるところにより秘密とすべきものとして指定したもの」、「内閣の重要政策に関する情報について検討するための会議として警備局長が別に定める会議において議事とされた事項」、「他の官公庁が、国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、特に秘匿することが必要なものとして指定したもの」、「衛星秘密等の保全に関する訓令第二条第二号に規定する二次的衛星秘密の内容」及び「外国の行政機関その他の公的機関から提供を受けた情報で、公になることにより、当該機関との信頼関係が損なわれるおそれのあるもの」、総務省が「防衛省機構・定員要求書等」、「在日米軍が使用する周波数に関する情報であって「Secret」として提供されているもの」、「武力攻撃事態等対処に関する情報のうち、他省庁が特別管理秘密に指定した情報」及び「情報収集衛星から得られる画像情報」、公安調査庁が「内閣情報会議の決定に当たり、特に秘匿することが必要なものとして、当庁が提供する情報・資料」、「合同情報会議の決定に当たり、特に秘匿することが必要なものとして、当庁が提供する情報・資料」、「平成二十一年三月三十一日以前から当庁で保管している内閣情報会議及び合同情報会議が決定した事項」及び「関係機関から特別管理秘密にすることを条件に提供された情報・資料」、厚生労働省が「病原体等管理に関する文書」並びに原子力規制委員会が「核物質防護関係」及び「核不拡散関係」である。また、内閣官房においては、平成二十五年三月六日時点で、特別管理秘密として「暗号関連」、「内閣情報会議が決

定した情勢認識」、「内閣情報会議が決定した重点事項」、「合同情報会議が決定した情報評価書」、「情報収集衛星運営委員会が定めた年度画像情報収集重点」、「情報収集衛星運営委員会幹事会が定めた年度撮像重点」、「情報収集衛星運営委員会事務局が作成した撮像月の撮像の対象及び優先順位並びにプロダクトの配付範囲並びに緊急要求に係る撮像の対象及び優先順位並びにプロダクトの配付範囲に係る文書（電磁的記録を含む。）」、「内閣情報調査室が衛星秘密を利用して作成した文書、図画又は物件」、「内閣情報調査室が情報収集衛星運営委員会事務局に提出する情報要求」、「衛星秘密の保全に関する文書であって、極秘として保護する必要があるもの」、「外国政府又は国際機関により「SECRET」（これに相当するものを含む。）以上の秘密に指定された情報であって、内閣情報調査室に対して直接提供されたもの又は他の行政機関を通じて提供されたもの」、「内閣衛星情報センターが作成した年度撮像基本計画」、「内閣衛星情報センターが情報収集衛星により入手した衛星画像情報であって、レベル一の画像処理が行われたもの（校正検証に用いられるものを除く。）」、「内閣衛星情報センターが情報収集衛星により入手した衛星画像情報であって、レベル一の画像処理が行われたもののうち、校正検証に用いられるもの」、「内閣衛星情報センターが情報収集衛星以外の人工衛星の利用その他の手段により入手した衛星画像情報であって、レベル一の画像処理が行われたもの（情報関心を秘匿する必要がなく、かつ、情報収集衛星の運用実態を推察されるおそれがないものを除く。）」、「内閣衛星情報センターが情報収集衛星その他の人工衛星の衛星画像情報を分析した成果物（内閣情報官の示すところによりサニタイズしたものを除く。）」、「内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課が作成した情報収集衛星画像情報の収集に係る計画」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学一号機に関するもの）」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学二号機に関するもの）」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学三号機に関するもの）」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学四号機に関するもの）」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学五号機に関するもの）」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学六号機に関するもの）」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダー号機に関するもの）」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダ二号機に関するもの）」、「情報収

集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダ三号機に関するもの）」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダ四号機に関するもの）」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダ五号機に関するもの）」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダ六号機に関するもの）」及び「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダ予備機に関するもの）」を指定しているほか、情報収集衛星等の運用のための暗号アルゴリズム、暗号鍵又は暗号鍵の配送方式に関する事項を十九件指定しているが、これらの具体的な名称については、情報収集衛星等の運用に関わる事項であり、これを明らかにすることにより、政府の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。経済産業省においては、同日時点で、特別管理秘密として安全保障に関する事項及び核物質防護に関する事項に限定して十二件指定しているが、これらの具体的な名称については、これを明らかにすることにより、同省の特別管理秘密の管理に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

なお、二についてで述べたとおり、内閣法制局、公正取引委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、法務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、海上保安庁及び環境省においては、特別管理秘密として指定している事項の数は零であり、外務省及び防衛省においては、特別管理秘密として個別具体的な事項を指定していない。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

※以下参考

【参考１】上記主意書に対する答弁書抜粋

（質問）

二　特別管理秘密の指定事項数について、府省庁等ごとに明らかにされたい。

（回答）

二　について

特別管理秘密として指定している事項の数は、平成二十五年三月六日時点で、内閣官房が四十九、内閣法制局が零、内閣府が一、宮内庁が三、公正取引委員会が零、警察庁が五、金融庁が零、消費者庁が零、復興庁が零、総務省が四、法務省が零、公安調査庁が四、財務省が零、文部科学省が零、厚生労働省が一、農林水産省が零、経済産業省が十二、国土交通省が零、

海上保安庁が零、環境省が零及び原子力規制委員会が二である。また、外務省においては、秘密保全に関する規則（昭和四十五年外務省訓令第五号）に基づき、「外交機密文書等」、「他の行政機関等から受領した秘密文書等に相当する文書等であって、当該他の行政機関等において特管秘文書等に相当する文書として取り扱われているもの」及び「我が国が外国政府等との間で情報の保護に関する国際約束等を締結等している場合であって、当該国際約束等に基づく保護の対象となる秘密文書等のうち、特管秘文書等として取り扱うことが必要と認められるもの」を特別管理秘密文書等（特別管理秘密を記録する文書、図画又は物件及び特別管理秘密を化体する物件をいう。以下同じ。）として取り扱うこととしており、特別管理秘密として個別具体的な事項を指定していない。防衛省においては、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十六条の二第一項に規定する防衛秘密を特別管理秘密に相当するものとして取り扱うこととしており、特別管理秘密として個別具体的な事項を指定していない。なお、防衛秘密については、同法別表第四に掲げる十の事項に該当するものとして、同日時点で、防衛大臣が二百三十八事項を指定している。

【参考２】最新の各行政機関における特別管理秘密文書等の件数（別添２）

別添2

各行政機関における特別管理秘密文書等の
件数（平成25年6月30日時点）

内閣官房	336,854	外務省	19,957
内閣法制局	0	財務省	176
内閣府	14	文部科学省	1
宮内庁	3	厚生労働省	143
公正取引委員会	0	農林水産省	0
警察庁	12,537	経済産業省	400
金融庁	38	国土交通省	640
消費者庁	0	海上保安庁	8,465
復興庁	0	環境省	0
総務省	230	原子力規制委員会	413
法務省	3	防衛省	53,060
公安調査庁	13,744	合計	446,678

運用基準案に盛り込むべき事項(案)へのコメント

平成26年4月16日時点

番号	事項	条文	コメント	反映状況
1 基本的な考え方				
			[redacted]	
			[redacted]	
2 秘密の指定				
			[redacted]	
(1)	指定の要件	第3条第1項及び別表		
ア	別表該当性		[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
イ	非公知性		[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			[redacted]	
			[redacted]	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
ウ	特段の秘匿の必要性		[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
エ	留意事項		[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			[redacted]	
(2)	有効期間	第4条第1項	[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
(3)	指定手続き	第3条第2項	[redacted]	
			[redacted]	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			[redacted]	
3 指定の解除等				
(1)	有効期間の延長	第4条第2項から第4項	[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(2)	指定の解除	第4条第7項	[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
(3)	保存期間満了後の取扱い	第4条第6項	[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
4 適性評価				
			[redacted]	
(1)	評価対象者	第12条第1項及び第15条第1項	[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
(2)	適性評価の手続き	第12条第2項から第4項及び第15条第2項	[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
ア	同意の取得		[redacted]	
イ	「適性評価質問票」の提出		[redacted]	
(3)	評価の基準	第12条第1項・第2項及び第15条	[redacted]	
			[redacted]	
(4)	結果及び理由の通知	第13条及び第15条第2項	[redacted]	
			[redacted]	
(5)	適性評価に関する個人情報の保管	第16条	[redacted]	
(6)	苦情の申出に対する対応	第14条及び第15条第2項	[redacted]	
			[redacted]	
(7)	留意事項		[redacted]	
			[redacted]	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			[redacted]	
			[redacted]	
5 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況の報告等				
(1)	内閣総理大臣への報告		[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
(2)	情報保全諮問会議への報告	第18条第3項	[redacted]	
			[redacted]	
(3)	国会への報告及び公表	第19条	[redacted]	
			[redacted]	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
※ チェック機関との関係				
			[redacted]	
(1)	保全監視委員会(仮称)		[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
(2)	独立公文書管理監(仮称)と、その下に置かれる情報保全監察室(仮称)	附則第9条	[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
その他				
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			[redacted]	
			[redacted]	
			[redacted]	

政令案に盛り込むべき事項(案)へのコメント

平成26年4月16日時点

番号	事項	条文	コメント	反映状況
1 行政機関				
	国家行政組織法第8条の二の施設等機関及び同法第8条三の特別機関	第2条第5号		
	指定を行わない行政機関	第3条第1項	[redacted]	
			[redacted]	
2 特定秘密の指定				
(1)	指定に伴う措置	第3条第2項	[redacted]	
			[redacted]	
(2)	指定の有効期間の満了に伴う措置	第4条		
(3)	指定の有効期間の延長に伴う措置	第4条第2項		
	職員への周知			
	内閣の承認を得ようとする場合の保護措置	第4条第5項		
(4)	指定の解除に伴う措置	第4条第7項		
(5)	特定秘密の保護措置	第5条第1項	[redacted]	
			[redacted]	
	都道府県警察が特定秘密を保有する際に警察庁長官が指示する保護措置	第5条第3項		
	適合事業者の基準	第5条第4項		
	適合事業者との契約で定める事項	第5条第5項	[redacted]	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			[redacted]	
3 特定秘密の提供				
	他の行政機関に提供する際の協議事項	第6条第2項		
	安全保障以外の公益上の必要による提供の相手方が講じる措置	第10条第1項第1号		
4 特定秘密の取扱者の制限				
	行政機関の長、国務大臣等以外で適性評価を要しない者	第11条第7号	[redacted]	
			[redacted]	
5 適性評価				
		第12条から第17条		
6 その他				
	施行期日その他所要の規定を設けること	附則第1条等		
			[redacted]	
			[redacted]	

第２回情報保全諮問会議に向けた検討状況

平成２６年４月●●日

内閣官房特定秘密保護法施行準備室

１．検討状況の概要

特定秘密の保護に関する法律は、平成２５年１２月６日に成立し、同年１２月１３日に公布されました。本法は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしており（法附則第１条）、現在本法の施行に向けた準備が進められています。

平成２６年１月１７日に第１回情報保全諮問会議を開催し、今後の検討事項やスケジュールをお示しし、今後、同会議の委員との個別のやりとりを経て、政令や運用基準の素案を作成し、その上で、第２回会議においてこれを議論することが確認されました。

その後、委員と事務局との間で、今後の具体的な検討の進め方について意見交換を行いました。また、本法に関して委員から質問を伺い、事務局から回答を行っています。

また、３月上旬に政令や運用基準に盛り込むべき事項（案）を各委員にお示しし、これに対する御意見を伺っています。今後、政令や運用基準に盛り込むべき事項（案）について頂いた御意見を踏まえつつ、政令や運用基準の素案を作成し、素案が作成できた段階で、情報保全諮問会議の座長等ともご相談の上、第２回会議を開催する予定です。

２．これまでの主な検討経緯

１月１７日　第１回情報保全諮問会議開催

２月～　　今後の具体的進め方及び特定秘密保護法の内容等について委員と事務局の意見交換

３月～　　委員に政令や運用基準に盛り込むべき事項（案）の送付、委員と事務局の意見交換

※　委員にお示ししている政令や運用基準に盛り込むべき事項の項目は資料１、資料２のとおりです。

【今後の主な予定】

○　政令や運用基準の素案を作成し、素案について情報保全諮問会議で議論

○　２０１４年夏頃　政令及び運用基準のパブリックコメントの実施

○　パブリックコメントの結果等を踏まえ、情報保全諮問会議で議論

○　２０１４年秋頃　政令及び運用基準の閣議決定

（資料１）

特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）に盛り込むべき事項（案）の項目

1　行政機関

2　特定秘密の指定

(1)　指定に伴う措置

(2)　指定の有効期間の満了に伴う措置

(3)　指定の有効期間の延長に伴う措置

(4)　指定の解除に伴う措置

(5)　特定秘密の保護措置

3　特定秘密の提供

4　特定秘密の取扱者の制限

5　適性評価

6　その他

（資料２）

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し

統一的な運用を図るための基準に盛り込むべき事項（案）の項目

1　基本的な考え方

2　特定秘密の指定

(1)　指定の要件（法第３条第１項及び別表関係）

ア　別表該当性

イ　非公知性

ウ　特段の秘匿の必要性

エ　留意事項

(2)　指定の有効期間の設定（法第４条第１項関係）

(3)　指定手続（法第３条第２項関係）

3　特定秘密の指定の解除等

(1)　指定の有効期間の延長（法第４条第２項から第４項関係）

(2)　指定の解除（法第４条第７条関係）

(3)　指定が解除された特定秘密が記録された行政文書等で保存期間が満了したものの取扱い（法第４条第６項関係）

4　適性評価の実施

(1) 評価対象者（法第12条第１項及び第15条第１項関係）

(2) 適性評価の手続（法第12条第２項から第４項及び第15条第２項関係）

ア 評価対象者に対する告知と評価対象者の同意の取得

イ 評価対象者による「適性評価質問票」の提出

(3) 評価の基準（法第12条第１項・第２項及び第15条関係）

(4) 結果及び理由の通知（法第13条及び第15条第２項関係）

(5) 適性評価に関する個人情報の保管(法第16条関係)

(6) 苦情の申出に対する対応（法第14条及び第15条第２項関係）

(7) 留意事項

5 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況の報告等（法第18条第３項及び第19条関係）

(1) 内閣総理大臣への報告

(2) 情報保全諮問会議への報告（法第18条第３項）

(3) 国会への報告及び公表（法第19条）

※ チェック機関との関係

(1) 保全監視委員会（仮称）

(2) 独立公文書管理監（仮称）と、その下に置かれる情報保全監察室（仮称）

平成26年４月11日　衆議院・内閣委員会　速記録（未定稿）
関係個所　抜粋

（後藤議員）

引き続きまして、特定秘密の話に移りたいと思いますが、前回、３月28日の一般質疑のときにですね、この諮問会議の委員の方々と事務局との間のやり取りの文書を提出してほしいということを申し上げました。私に対して提出がありました。これに対しては、委員長、そして理事会の皆様の御配慮に感謝したいと思いますし、森大臣以下、事務局の皆様の今回の対応には評価したいと思います。ですが、是非、これ、私がここに置いておいてもしょうがないんです。委員と事務局以外の中で、たったこの１冊だけです。結構分厚いんですよ。これ、みんな見たいんですよ。私、どうすればいいんですか。私がコピーして配るというのも限界があるんです。ですから、これは、是非、事務局のホームページに貼り付けていただきたいんです。非常にこれ重要なことが書いてあるんです。それほど秘密性があるようなことは、一部黒塗りになっている、いいんです、黒塗りのところは黒塗りで。黒塗りになっていないところは、私は、全部読みましたけれども、問題ないです。秘密の保持上は。是非、これはですね、ホームページに貼り付けていただきたいと思いますが、併せて、この法律施行令に盛り込むべき事項、そして、運用基準に盛り込むべき事項、こっちは黒塗りが多いんですが、項目だけで十分だと思うんですね。こういったものも併せて、役所のホームページに貼り付けるべきだと思いますが、森大臣の御見解を頂きたいと思います。

（森国務大臣）

会議のプロセスの透明性を確保するために、委員の御指摘もございますので、適切な形で公表する方法について検討してまいりたいと思います。

（後藤議員）

是非公表してくださいね。少なくとも、この盛り込むべき事項が何であるかということは、これ、単に項目が書いてあるだけなんですが、今後、これが、具体的な中身を伴ってくるわけでありまして。じゃあ、第三者機関について議論しているか、っていうことも、よく見ると、この中に、※印でしたっけ、「チェック機関との関係」という数文字で表されているという事実自体はすごく重いことなんですね。というふうになっているということを、少なくともこれ、黒いところ縮めていいですから、これは掲載していただきたいということを、改めて申し上げておきたいと思います。

一方で、立法府の中では、国会によるこの特定秘密に関するチェックの議論が、与党野党共に少しずつ動いておりますけれども、この中で、行政府の特定秘密を国会に提出する場合の秘密会の手続については、これはテクニカルな議論として当然あるんですけれども、そもそも、行政府内における特定秘密の指定の適否を国会側が判断をして、これは指定を解除しなさいというようなことをすべき、すべきでないというような議論が行われておりますが、これは、実は、立法府と行政府の間の関係においては、私は、やや疑義がある議論だと思っております。具体的に、これ、法制局にお伺いしたいと思い

ますが、一般論で結構です、個別になされた行政府の決定に対して、立法府が、その決定の解除ないし取消、こういったことを権限として求めることは可能でしょうか。

（近藤内閣法制局第一部長）

お答えをいたします。具体的な国会での御議論が背景にあるのでなかなか一概にお答えすることが困難でございますけれども、一般的に申し上げれば、具体の法律により、今、一定の事項について、国会による同意ですとか承認ですとか、そういったことを定めている場合もあるわけですけれども、他方、今、御質問ございましたように、行政府がその権限に基づいて行った処分等につきまして、立法府が直接その解除や取消というようなことを行うということは、立法府と行政府の役割の別をあいまいにするという点で、憲法が定める三権分立の観点から問題があるのではないかというふうに考えております。したがって、行政による、違法、不当な処分というものについての個別の救済については、司法の判断、司法による救済というのが、憲法上予定されているというふうに理解しております。

（後藤議員）

非常に重要な答弁だと思うんです。国会において委員会を作って指定解除請求をするということはできないというのが、今の答弁の結論なんです。このことを踏まえて、是非与野党は議論しないといけないということを、是非、各党のこの問題を考えておられる方は、これはむしろ国会側の責任であります、踏まえて行動していただきたいと思います。

一つちょっと飛ばしてしまいました。行政府内の方の第三者機関、独立性の高い第三者機関、これは法律又は政令で設置されるということになっておりますが、これは少なくとも先ほどの盛り込むべき事項の中で検討事項となっていることは分かりましたが、今後いつまでにどのように決める運びになるのでしょうか。この２つのものがパブリックコメントとして案が出されるまでの間に、どういう、これ大きな議論をしなければいけないんです。法律でやるとするならば、これ立法府そのものの話ですから、立法府に対してどういう形で相談するのか、与党の中の事実上の手続の話だけではなくて、国会との関係も含めて、あるいはこういった委員会で審議することも含めて、どのような運びとなっていくのか、森大臣にお答えいただきたいと思います。

（森国務大臣）

御指摘のとおり、四党協議におきまして、内閣府に情報保全監察に関する機関を政令（又は立法措置が必要な場合には立法）により設置する旨合意をされております。この機関に具体的にどのような事務を所掌させるか、そして、どのような機能を持たせるかということについて現在、情報保全諮問会議の御意見を伺いつつ検討を進めているところでございまして、その事務や機能がどのようになるかということを踏まえた上で、この機関を具体的にどのような形で設置するかを検討することになりますので、この点についての検討も、政令案や運用基準案についてパブリックコメントを実施する予定である夏を目処に、進めていく必要があるというふうに考えております。

（後藤議員）

まず法律でやるか政令でやるかを先に決めてから、細かい検討に入って下さい。つまり、法律でやると決めた場合には、皆さんだけでやる訳にはいかないはずなんですね。今のお話だと大変危ういなという感じがいたしますが、これは四党合意もある訳ですし、我々は入っていませんが、その四党の中にはこれは法律で設置すべきだという意見を述べている委員の方もいらっしゃいます。そこも含めてですね、早い段階で法律でやるのか政令でやるのかをご決断いただいて、その先の細かい作業に入る前に、その決断を頂きたいということを改めて申し上げておきたいと思います。

以　上

平成26年4月25日

情報保全諮問会議委員各位

平素より大変お世話になっております。

一部委員の方からご依頼のありました、以下の資料を同封いたします。

・秘密漏えい事件等の概要
・公益通報者保護法に関するガイドライン及び実績
・防衛省の秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令

公益通報者保護法に関するガイドライン及び実績については、インターネットに公表されておりますが、防衛省の秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令については、情報公開請求があった場合に共有している資料です（注意の区分について、×がつけられておりますが、原文は注意のままですので、ご留意願います。）。

また、スパイ事件の概要については、政府部内で作成した内部資料であり、当面の間、委員関係者限りとしていただくよう、宜しくお願いいたします。

引き続き、御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

内閣官房特定秘密保護法施行準備室
内閣参事官　神原（かんばら）　紀之

東京都千代田区永田町１－６－１
電話番号：[redacted]
ＦＡＸ：０３－３５９２－２３０７

情報保全諮問会議委員関係者限り

秘密漏えい事件等の概要

1　ラストボロフ事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（国家公務員法第１００条違反）

2　レフチェンコ証言　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（本人の証言）

3　ボガチョンコフ事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（自衛隊法第５９条違反）

4　シェルコノゴフ事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第５条第３項違反）

5　イージスシステムに係る情報漏えい事件　・・・・・・・・・・・・・　5
（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第３条第１項第３号違反）

6　中国潜水艦の動向に係る情報漏えい事案　・・・・・・・・・・・・・　6
（自衛隊法第１２２条違反）

※　公表資料、新聞、書籍等から概要を作成したもの。

１　ラストボロフ事件

○　１９５４（昭和２９）年、米国に亡命した在日ソ連通商代表部二等書記官ユーリー・Ａ・ラストボロフは、国務省で開催された記者会見において、在任中、外務省事務官等多数の日本人エージェントを使って情報収集を行っていた事実を明らかにした。
（主な会見内容）
・シベリア抑留中の日本人に対して、帰国と引き替えにソ連への協力を約束させた。
・日本人協力者にコードネームを付与して、これを管理していた。

○　警察は、渡米してラストボロフに対する取り調べを実施。その調書に基づき、元外務省事務官（甲）、外務省事務官（乙）及び外務省事務官（丙）を逮捕した。

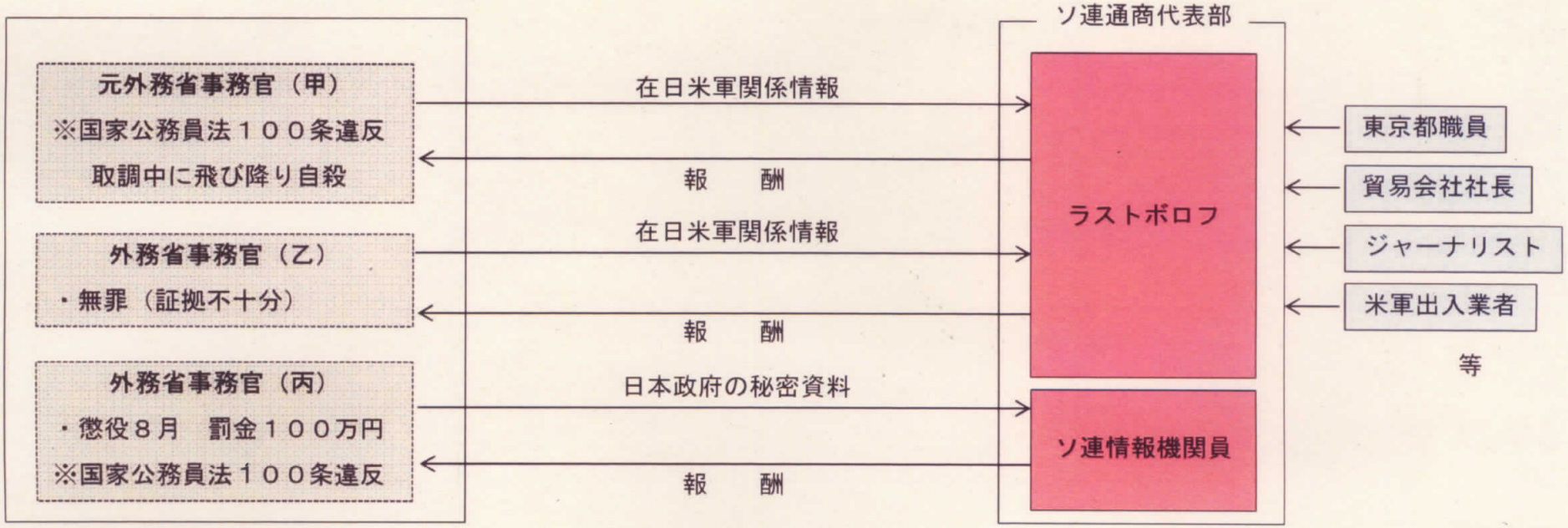

2　レフチェンコ証言

○　米国に亡命したノーボェ・ブレーミヤ（「新時代」）誌東京支局長のスタニスラフ・Ａ・レフチェンコが、１９８２（昭和５７）年７月、米下院情報特別委員会の秘密聴聞で、ソ連の対日政治工作について証言を行い、また、自身もＫＧＢ機関員として多数の日本人エージェントを運営していた実態を明らかにした。

（主な会見内容）

・　政界や財界、マスコミ関係者と接触し、日本の世論や政策が親ソ的になるよう仕向け、最終的には日米、日中関係を損なわせることを目的に政治工作を展開。

・　親ソ的な団体、個人への資金提供やディスインフォメーションの流布等を継続的に実施。

・　日本はＫＧＢにとって最も活動しやすい国である。

○　警察は渡米して、取り調べを行ったが、立件されていない。

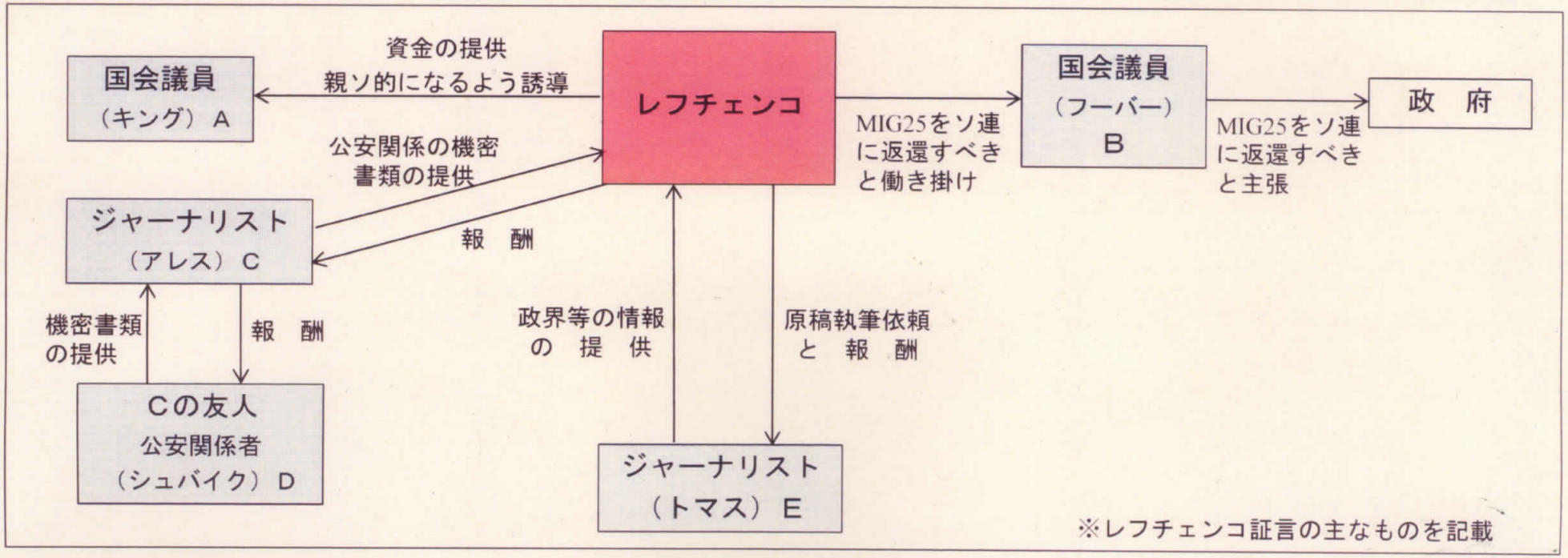

３　ボガチョンコフ事件

○　１９９９（平成11）年1月、防衛庁防衛研究所所属の3等海佐は、都内で開催された安全保障シンポジウムの会場で在日ロシア大使館付海軍武官のボガチョンコフ・ビクトル・ユリエビッチ海軍大佐と知り合った。

○　同年9月、ロシア海軍艦艇が横須賀寄港した際に、通訳を務めていた3等海佐とボガチョンコフ大佐が再会、その後ボガチョンコフ大佐から、通訳のお礼として日本側の関係者を食事に招待したいとの誘いがなされた（実際に招待されたのは3等海佐のみ）。

○　３等海佐は、自己の研究に役立てるため、旧ソ連海軍関係資料をボガチョンコフ大佐から入手することを期待して、以後ボガチョンコフ大佐との接触を十数回にわたって続け、その過程で現金等を受け取った。

　このことが負い目となり、2000（平成12）年6月、過去に不正に複写し保有していた秘密文書の写しを、ボガチョンコフ大佐に渡した。

○　２０００（平成１２）年９月、警察は３等海佐を自衛隊法第５９条（秘密を守る義務）違反容疑で逮捕。

○　警察はボガチョンコフ大佐に対して出頭を求めるも、外交特権を理由に拒否。本国へ出国したため立件できず。

３等海佐

・懲役１０月

※自衛隊法５９条第１項違反

秘密文書の提供 →

・戦術概説（改訂第３版）

・将来の海上自衛隊通信のあり方（中間成果）

ボガチョンコフ海軍大佐

（在日ロシア大使館付海軍武官）

・外交特権を理由に警察への出頭を拒否し出国

自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）
第五十九条　隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。
２　隊員が法令による証人、鑑定人等になり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、防衛大臣の許可を受けなければならない、その職を離れた後も、同様とする。
３　前項の許可は、法令に別段の定めがある場合を除き、拒むことができない。

４　シェルコノゴフ事件

○　ロシア連邦軍参謀本部情報総局（ＧＲＵ）の情報機関員とみられるシェルコノゴフは、１９９７（平成９）年夏から秋頃にかけて、甲が経営する防衛調達関連会社を訪問、以後両名は十数回にわたり接触を重ね、甲はシェルコノゴフから我が国の航空自衛隊の主要装備品である各種航空機搭載の通信電子機器に関する計測器のマニュアル等を要求されてこれを渡し、謝礼として合計現金３０万円やネクタイなどを受領。

○　警察は、１９９９（平成１１）年１０月、都内の飲食店において、シェルコノゴフが甲に対して、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に規定する防衛秘密（注：現在は特別防衛秘密）を収集するよう教唆した事実を特定。

○　警察庁は外務省を通じて、在京ロシア大使館に対し、シェルコノゴフ又は然るべき立場にある者を出頭させるよう要請したが、ロシア側はこれに応じなかった。シェルコノゴフは２００２（平成１４）年３月、同法第５条第３項違反で書類送致されたが、その後起訴猶予処分となった。

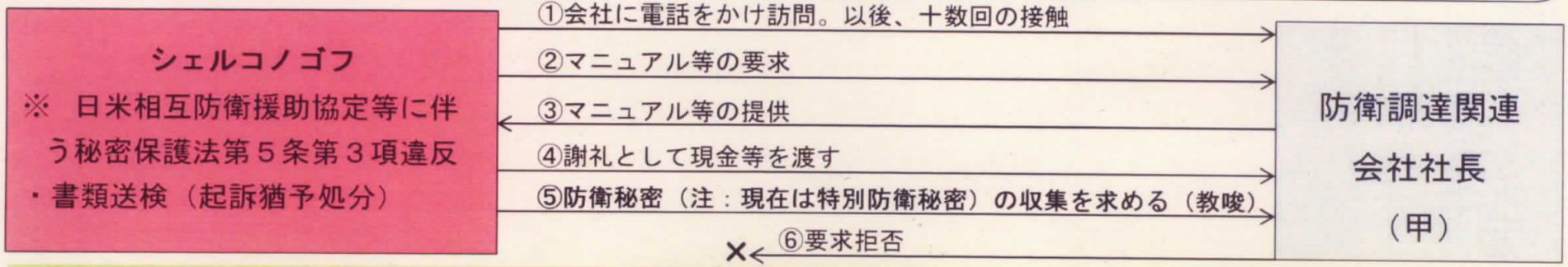

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年六月九日法律第百六十六号）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
　一　わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者
　二、三　略
２、３　略
第五条　第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。
２　略
３　第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。
４　略

５　イージスシステムに係る情報漏えい事件

○　２００７（平成１９）年１月、２等海曹（乙）の自宅を妻の出入国管理及び難民認定法違反容疑で警察が家宅捜索した際、秘密の疑いのある情報を記録した外付けハードディスクが発見された。その結果、同年１２月、３等海佐（甲）をイージスシステム（艦艇に搭載する戦闘システム）に係る「特別防衛秘密」を漏えいした疑いで逮捕。

○　２等海曹（乙）が所持していたイージスシステムに係る「特別防衛秘密」は、３等海佐（甲）が米国留学に先立ち上司から教育を受けた資料であることが判明。

○　３等海佐（甲）は、当該資料を私有パソコンにコピーし、米国留学後、当該資料をコンパクトディスクに記録の上、Ａに送付し、その後、当該データが、３名（Ｂ、Ｃ、Ｄ）の者を経て２等海曹（乙）に渡ったものであることが判明。

３等海佐（甲）

・懲役２年６月（執行猶予４年）

※　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第３条第１項第３号違反

→ 取扱者の指定を受けていない者へ送付

Ａ ３佐 → Ｂ １尉 → Ｃ ２曹 → Ｄ 士長 → ２等海曹（乙）

・ＡＢＣＤは書類送致（起訴猶予）

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年六月九日法律第百六十六号）

第三条　左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一、二　略

三　特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らした者

２、３　略

６　中国潜水艦の動向に係る情報漏えい事案

○　２００５（平成１７）年５月３１日の新聞において、中国の潜水艦の動向に関する記事が掲載された。

○　防衛庁（当時）は同年１０月、報道内容に防衛秘密に当たる内容が含まれていたとして、容疑者不詳のまま警務隊に告発。

○　２００８（平成２０）年３月、警務隊は、情報本部に所属する１等空佐が職務上知り得た「中国潜水艦の動向」に関する情報を、防衛秘密に当たる情報を含むことを認識した上で、部外者に口頭で伝達したとして、防衛秘密を漏えいした疑いが強まり、自衛隊法第９６条の２及び第１２２条違反容疑で東京地検に書類送致した。その後、起訴猶予処分となった。

○　なお、情報の提供を受けた部外者については、立件されていない。

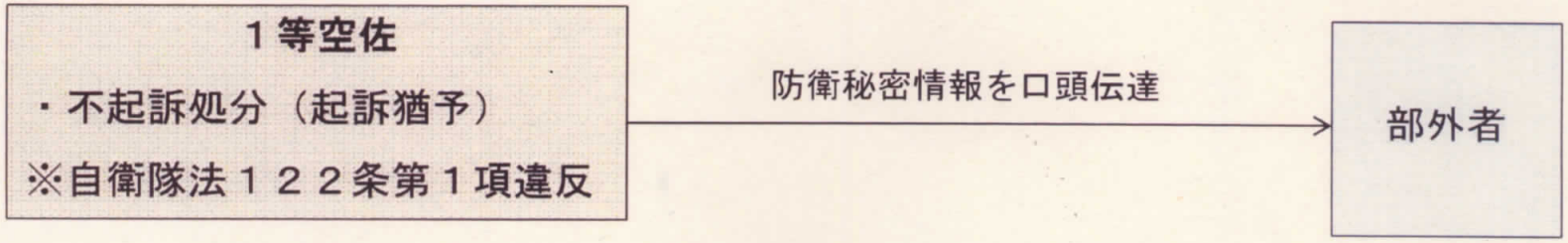

自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

第百二十二条　防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知徳した防衛秘密を漏らしたときは５年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする

公益通報者保護法の概要

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。
＜平成16年6月成立、平成18年4月施行＞

1．目的

① 事業者内部の違法行為について公益通報を行った労働者に対する解雇等の禁止
② 公益通報に関し事業者・行政機関がとるべき措置　を定めることにより、
公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定・社会経済の健全な発展に資すること

2．「公益通報」とは

① 労働者（公務員を含む。）が、② 不正の目的でなく、③ 労務提供先等について、
④「通報対象事実」が、⑤ 生じ又はまさに生じようとする旨を、⑥「通報先」に通報すること

3．「通報対象事実」（④）とは

(1)　国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として法の別表に掲げる対象法律に規定する罪の犯罪行為の事実
(2)　別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが(1)の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等

【対象法律の例】　刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める法律（独占禁止法、消費者安全法等）＜合計439法（H26.1現在）＞

4．「通報先」（⑥）と保護要件

(1) 事業者内部（法律事務所等事業者が予め定めた者への通報もここに含まれる））
：通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合
(2) 行政機関（通報対象事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関）
：通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合（＊）
(3) 事業者外部（通報対象事実の発生等を防止するために必要であると認められる者　例：報道機関、消費者団体等）
：上記（＊）及び以下イ～ホのいずれかの要件を満たす場合
　イ．内部通報では解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合、
　ロ．内部通報では証拠隠滅のおそれがある場合、
　ハ．労務提供先から内部通報・行政機関への通報をしないことを正当な理由がなく要求された場合、
　ニ．内部通報後20日以内に調査を行う旨の通知がない場合、
　ホ．人の生命・身体への危害が発生する急迫した危険がある場合のいずれかを満たす場合

5．公益通報者の保護

保護要件を満たして「公益通報」した労働者（公益通報者）は、以下の保護を受ける。
(1) 公益通報をしたことを理由とする解雇の無効・不利益な取扱いの禁止
(2)（公益通報者が派遣労働者である場合）公益通報をしたことを理由とする労働者派遣契約の解除の無効・その他不利益な取扱いの禁止

6．事業者、行政機関及び公益通報者の義務

(1) 公益通報に対して事業者がとった是正措置等を公益通報者に通知する努力義務
(2) 公益通報に対して行政機関が必要な調査及び適当な措置をとる義務
(3) 誤って通報を受けた行政機関が処分等の権限を有する行政機関を教示する義務
(4) 公益通報者が他人の正当な利益等を害さないようにする努力義務

7．その他

本法は、労働契約法第16条（解雇権濫用の法理）など他の法令の適用を妨げない。

国の行政機関の通報処理ガイドライン
（内部の職員等からの通報）

（平成17年7月19日
関係省庁申合せ）

1．本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、公益通報者保護法（平成１６年法律第１２２号）の施行に伴い、国の行政機関において、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するため、各行政機関が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国の行政機関の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

2．通報処理の在り方

（１）通報処理の仕組みの整備

① 各行政機関は、通報事案の処理を、通報者の個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備する。

② 各行政機関は、通報処理の仕組みについて、内部規程を作成する。

（２）総合的な窓口の設置

① 各行政機関は、当該行政機関における職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この場合、各行政機関は、行政機関内部の通報窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した窓口を設けるよう努める。

② 各行政機関は、通報に関連する相談に応じる窓口（４．において「相談窓口」という。）を設置する。

（３）秘密保持の徹底、利益相反関係の排除

通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

（４）通報対象の範囲

通報窓口において受け付ける通報は、以下のとおりとする。

ア．当該行政機関（当該行政機関の事業に従事する場合における職員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）

イ．ア．のほか適正な業務の推進のために各行政機関において定める事実

（５）通報者の範囲

① 通報窓口では、当該行政機関の職員及び当該行政機関の契約先の労働者からの通報を受け付ける。

② 通報窓口では、①に掲げる者のほか、国民等からの通報も受け付けることができる。この場合の通報処理の手続については各行政機関の定めるところによる。

３．通報の処理

（１）通報の受付

① 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対する不利益取扱いのないこと及び通報者の秘密は保持されることを、通報者に対し説明する。

② 通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

（２） 調査の実施

① 通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

② 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。

③ 利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努める。

（３）調査結果に基づく措置の実施等

各行政機関は、調査の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、必要があるときは、関係者の処分を行う。

（４）通報者への是正措置等の通知

① 各行政機関は、当該行政機関が是正措置等をとったときは、その内容を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

② 各行政機関は、通報の受理から処理の終了までの標準処理期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

（５）関係事項の公表

各行政機関は、必要と認める事項を、適宜公表する。

（６）是正措置等の実効性評価

各行政機関は、通報処理終了後、是正措置等が当該行政機関において十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努める。

４．通報者等の保護

（１）通報者等の保護

① 各行政機関は、通報者又は相談者（相談窓口に相談した者をいう。②において同じ。）に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

② 各行政機関は、通報者又は相談者に対し、通報又は相談をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員についても同様とする。

（２）通報者のフォローアップ

各行政機関は、通報処理終了後、通報者に対し、通報したことを理由とした不利益取扱いや職場内で嫌がらせが行われていないか等を適宜確認するなど、通報

者保護に係る十分なフォローアップを行う。

（３）救済制度の職員への周知

各行政機関は、通報又は相談したことを理由とした不利益取扱いについて、職員が不利益取扱いの内容等に応じて、人事院に対する不利益処分についての不服申立て（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第９０条）、勤務条件に関する行政措置の要求（同法第８６条）、苦情相談制度等を利用することができる旨を周知する。

５．その他

（１）通報関連資料の管理

各行政機関は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

（２）職員への周知

① 各行政機関は、職員に対する研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、通報窓口及び通報処理の仕組み等について、すべての職員等に対し、周知する。

② 各行政機関は、通報者の上司である職員が通報を受けた場合、当該職員が自ら行える範囲で必要に応じ調査を行うとともに、当該職員の上司への報告、通報窓口への通報その他適切な措置を遅滞なくとるべき旨を周知する。

（３）協力義務

① 各行政機関の職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力する。

② 各行政機関及び職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

国の行政機関の通報処理ガイドライン

（外部の労働者からの通報）

平成17年7月19日
関係省庁申合せ
平成23年3月18日
一部改正

1．本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、公益通報者保護法（平成１６年法律第１２２号。以下「法」という。）の施行に伴い、国の行政機関において、外部の労働者からの法に基づく公益通報を適切に処理するため、各行政機関が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

2．通報処理の在り方

（１）通報処理の仕組みの整備

① 各行政機関は、通報者の個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に、通報を処理する仕組みを整備する。

② 各行政機関は、通報処理の仕組みについて、内部規程を作成し公表する。

（２）通報受付窓口の設置

① 各行政機関は、労働者からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び通報に関連する相談に応じる窓口を通報者及び相談者に明確になるよう設置する。

② 通報を受け付ける部局と通報に基づく調査や法令に基づく措置をとる部局等が異なるときは、通報者との連絡が円滑に行われるような措置をとる。

（３）秘密保持の徹底、利益相反関係の排除

通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

（４）通報対象の範囲

通報窓口においては、法第２条第３項に規定する通報対象事実が生じ、又

はまさに生じようとしている場合における通報を受け付ける。

（５）通報者の範囲

通報窓口では、通報対象事実に関係する事業者に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者からの通報を受け付ける。

（６）公益通報以外の通報の取扱い

① 各行政機関は、労働者でない者からの通報であっても、当該通報が、法第２条第３項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対し、法第３条第２号に掲げる要件を満たして通報するものである場合は、法第10条第１項に規定する必要な調査及び適当な措置をとるよう努める。

② ①のほか、各行政機関は、法令遵守を図るため、法に基づく公益通報以外の通報を受け付けることができる。この場合において、通報対象となる事実や通報者の範囲、通報処理手続その他必要な事項については、各行政機関が別に定める。

３．通報の処理

（１）通報の受付と教示

① 通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを通報者に対し説明する。

② 通報内容となる事実について、当該行政機関が権限を有しないときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。

③ 通報がなされた後、これを法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

（２）調査の実施

① 通報を受理した後は、必要な調査を行う。

② 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。

③ 適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバ

シー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努める。

（3）受理後の教示

通報事案の受理後において、当該行政機関ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。この場合において、当該教示を行う行政機関は、法執行上の問題がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供する。

（4）調査結果に基づく措置の実施

調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとる。

（5）通報者への措置の通知

① 当該行政機関が措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

② 各行政機関は、通報の受理から処理の終了までの標準処理期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

4．その他

（1）通報関連資料の管理

各行政機関は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

（2）協力義務

① 各行政機関及び職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

② 各行政機関は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。

公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン

平成17年7月19日
内閣府国民生活局

1．本ガイドラインの目的と性格

本ガイドラインは、公益通報者保護法を踏まえて、事業者のコンプライアンス経営への取り組みを強化するために、労働者からの法令違反等に関する通報を事業者内において適切に処理するための指針を示すものである。

事業者が、本ガイドラインを踏まえ、事業者内部での通報処理の仕組みを整備することは、事業者内部の自浄作用を高めるとともに、事業者外部への通報による風評リスク等を減少させることにもつながる。

なお、本ガイドラインは、各事業者において一層充実した通報処理の仕組みを整備、運用することを妨げるものではない。

2．事業者内での通報処理の仕組みの整備

（仕組みの整備）

○　通報の受付から調査、是正措置の実施及び再発防止策の策定までを適切に行うため、経営幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備するとともに、これを適切に運用することが必要である。

（通報窓口の整備）

○　通報窓口及び受付の方法を明確に定め、それらを労働者等に対し、十分に周知することが必要である。

○　新たに通報窓口を設置する場合、法律事務所等に委託する（中小企業の場合、何社かが共同して委託することも考えられる。）など、事業者の外部に設置すること、労働組合を通報窓口として指定すること又はグループ企業ではグループ共通の一元的な窓口を設置することなども可能である。また、対象としている通報内容や通報者の範囲、個人情報の保護の程度等を確認の上、必要に応じ、既存の通報窓口を充実させて活用することも可能である。

（相談窓口の設置）

○　各事業者の通報処理の仕組みに関する質問等に対応する相談窓口を設置することが必要である。相談窓口は事業者の実情に応じて、通報窓口と一元化して

設置することも可能である。

（内部規程の整備）

○　内部規程に通報処理の仕組みについて明記し、特に、公益通報者に対する解雇や不利益取扱いの禁止を明記することが必要である。

（秘密保持の徹底）

○　情報を共有する範囲を限定すること、知り得た情報を口外しないこと等を各担当者に徹底させることが必要である。

（利益相反関係の排除）

○　受付担当者、調査担当者その他通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

3．通報の受付

（通報受領の通知）

○　書面や電子メール等、通報者が通報の到達を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対し、通報を受領した旨を通知することが望ましい。

（通報内容の検討）

○　通報を受け付けた場合、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、今後の対応について、通報者に通知するよう努めることが必要である。

（個人情報の保護）

○　通報の受付方法としては、電話、FAX、電子メール等様々な手段が考えられるが、通報を受け付ける際には、専用回線を設ける、個室で面談するなど、通報者の秘密を守ることが必要である。

4．調査の実施

（調査と個人情報の保護）

○　調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されない

よう調査の方法に十分に配慮することが必要である。

（通知）

○　調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に通知するとともに、調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、通報者に対し、その結果を通知するよう努めることが必要である。

5．是正措置の実施

（是正措置と報告）

○　調査の結果、法令違反等が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるとともに、必要に応じ、関係者の社内処分など適切に対応することが必要である。また、さらに必要があれば、関係行政機関への報告等を行うことが必要である。

（通知）

○　是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、速やかに通報者に対し、是正結果を通知するよう努めることが必要である。

6．解雇・不利益取扱いの禁止

（解雇・不利益取扱いの禁止）

○　公益通報をしたことを理由として通報者に対し、解雇・不利益取扱い（懲戒処分、降格、減給等）をしてはならない。

7．フォローアップ

（フォローアップ）

○　事業者は、通報処理終了後、法令違反等が再発していないか、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報処理の仕組みを改善すること、新たな是正措置及び再発防止策を講じることが必

要である。また、通報者に対し、通報したことを理由とした不利益取扱いや職場内で嫌がらせが行われたりしていないか等を確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行うことが必要である。

8．その他

（仕組みの周知等）

○　通報処理の仕組みやコンプライアンス（法令遵守）の重要性について、社内通達、社内報、電子メール等での広報の実施、定期的な研修の実施、説明会の開催等により、労働者、管理者等に対し、十分に周知することが必要である。特に、通報処理を行う担当者に対しては、十分な研修等を行うことが必要である。

また、職場の管理者等（通報者等の直接又は間接の上司など）に相談や通報が行われた場合に適正に処理されるような透明性の高い職場環境を形成することも重要である。

News Release

平成 25 年 9 月 26 日
消　費　者　庁

行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査の結果について

消費者庁では、この度、平成 24 年度「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」の結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

1．調査概要

各行政機関を対象に、平成 25 年 3 月 31 日時点における、「内部の職員等からの通報」及び「外部の労働者からの公益通報」について調査を行った。

2．調査結果のポイント

① 内部の職員等からの通報・相談窓口の設置状況

行政機関種別	通報・相談窓口の設置状況	
	通報・相談窓口	機関数（割合%）
府省庁（外局を含まない）（n=20）	設置している	20 機関（100%）
	設置する予定である	0 機関（ 0%）
	設置するか否かを検討中である	0 機関（ 0%）
	設置する予定はなく、検討もしていない	0 機関（ 0%）
都道府県（n=47）	設置している	47 機関（100%）
	設置する予定である	0 機関（ 0%）
	設置するか否かを検討中である	0 機関（ 0%）
	設置する予定はなく、検討もしていない	0 機関（ 0%）
市区町村（n=1698）	設置している	851 機関（50.1%）
	設置する予定である	89 機関（5.2%）
	設置するか否かを検討中である	402 機関（23.7%）
	設置する予定はなく、検討もしていない	356 機関（21.0%）

※36 府省庁（外局含む）中、34 府省庁が内部窓口に加えで、外部窓口を設置している。

② 外部の労働者からの公益通報の受理件数

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の 1 年間に外部の労働者から全行政機関が受け付けた公益通報は、受理件数が 4,266 件（4,111 件）、調査に着手した件数が 4,048 件（3,786 件）、措置を講じた件数は 3,065 件（3,025 件）であった。※括弧内は昨年度件数

本調査についての問合せ先：
消費者庁 消費者制度課　川野、岡田
TEL　03 - 3507 - 9167
FAX　03 - 3507 - 9283

行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査について

消費者庁消費者制度課
平成25年9月

1. 調査目的

公益通報者保護法が平成18年4月に施行され、約7年が経過したことを踏まえ、府省庁（外局を含む）、都道府県、市区町村を対象に、平成25年3月31日時点（平成24年度）における、内部の職員等からの通報・相談窓口の設置状況、通報の受理等の件数、外部の労働者からの公益通報の件数等の調査を実施することで、制度の円滑な運用に向けた検討に関する基礎資料とする。

2. 調査対象及び調査方法

各府省庁（外局16件を含む36件）、各都道府県（47件）、各市区町村（1742件）に対し、調査票を発送した。また、各府省庁に対しては外部窓口の整備に係る検討状況に関する調査票も別途発送した。

※ 調査対象府省庁は、内閣官房、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省である。

※ 調査対象府省庁（外局）は、公害等調整委員会、消防庁、公安審査委員会、公安調査庁、国税庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、水産庁、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁である。

※ 各市区町村（1742件）の内訳は、市789件、区23件、町746件、村184件である。

※ 各地方公共団体の内部窓口に関する集計は、首長部局からの回答に基づいている。各都道府県の教育委員会及び警察本部からの回答は、都道府県の取組状況一覧に記載している。

※ 外部の労働者からの受理件数は、各府省庁、地方公共団体首長部局、教育委員会、警察本部に対するものを合計したもの。

3. 調査項目

Ⅰ）内部の職員等からの通報

○ 通報・相談窓口の設置状況

○ 各行政機関が受け付けている通報対象事実の範囲

○ 通報の受理件数、調査に着手した件数、是正措置等を講じた件数

Ⅱ）外部の労働者からの公益通報

○ 通報者の範囲の拡充（「公益通報」に当たらない通報への対応状況）

○ 通報の受理件数、調査に着手した件数、是正措置等を講じた件数、措置の内容

4. 回収数及び回収率

各行政機関からは、合計1781件（97.6%）の回答が得られた。

うち、行政種別ごとの回収率は、府省庁（100.0%）、都道府県（100.0%）、市区町村（97.5%）となっている。

【平成24年度】行政機関における公益通報者保護法施行状況調査

Ⅰ. 内部の職員等からの通報

1. 通報・相談窓口の設置状況 1
(1)府省庁、都道府県、市区町村別 1
(2)市区、町、村別 2
2. 通報・相談窓口の設置時期 3
3. 外部窓口の設置状況 4
4. 通報対象事実の範囲 5
5. 府省庁における取組状況一覧 6
6. 都道府県における取組状況一覧 8
(1)知事部局 8
(2)教育委員会 9
(3)警察本部 10
7. 政令指定都市における取組状況一覧 11
8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 12

Ⅱ. 外部の労働者からの公益通報

外部の労働者からの公益通報 40

(参考)公益通報者保護法の概要 42

※ 本文中の「前回調査」とは、平成24年3月31日時点の「行政機関における公益通報者保護法施行状況調査」を指す。

Ⅰ．内部の職員等からの通報

1．通報・相談窓口の設置状況

- 府省庁（外局を含まない）、都道府県の窓口設置率は100%となっている。
- 市区町村全体では、50.1%（1698機関中851機関）となっている。
  ※前回調査：49.2%（1733機関中852機関）

（1）府省庁、都道府県、市区町村別

【府省庁】　（外局を含まない）

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	20	100.0	20	100.0
設置する予定である	0	0.0	0	0.0
設置するか否かを検討中である	0	0.0	0	0.0
設置する予定はなく、検討もしていない	0	0.0	0	0.0
N	20	100.0	20	100.0

【都道府県】

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	47	100.0	47	100.0
設置する予定である	0	0.0	0	0.0
設置するか否かを検討中である	0	0.0	0	0.0
設置する予定はなく、検討もしていない	0	0.0	0	0.0
N	47	100.0	47	100.0

【市区町村】

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	851	50.1	852	49.2
設置する予定である	89	5.2	92	5.3
設置するか否かを検討中である	402	23.7	441	25.4
設置する予定はなく、検討もしていない	356	21.0	348	20.1
N	1698	100.0	1733	100.0

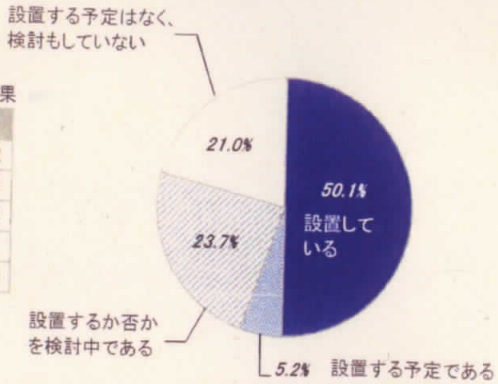

Ⅰ. 内部の職員等からの通報

1. 通報・相談窓口の設置状況

● 市、区では設置率が69.6%(前回68.0%)、町では35.4%(前回36.0%)、村は20.3%(前回18.8%)となっている。

(2)市区、町、村別

【市、区】

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	562	69.6	551	68.0
設置する予定である	56	6.9	60	7.4
設置するか否かを検討中である	128	15.8	145	17.9
設置する予定はなく、検討もしていない	62	7.7	54	6.7
N	808	100.0	810	100.0

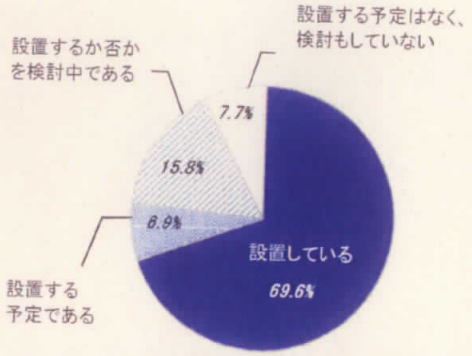

【町】

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	254	35.4	267	36.0
設置する予定である	27	3.8	26	3.5
設置するか否かを検討中である	219	30.5	242	32.6
設置する予定はなく、検討もしていない	218	30.4	207	27.9
N	718	100.0	742	100.0

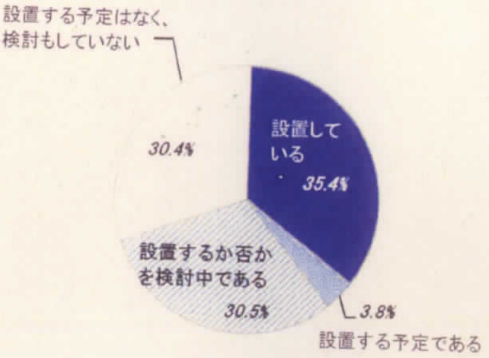

【村】

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	35	20.3	34	18.8
設置する予定である	6	3.5	6	3.3
設置するか否かを検討中である	55	32.0	54	29.8
設置する予定はなく、検討もしていない	76	44.2	87	48.1
N	172	100.0	181	100.0

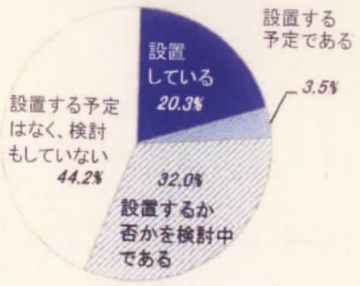

Ⅰ．内部の職員等からの通報

2．通報・相談窓口の設置時期

- 府省庁（外局を含まない）及び都道府県においては、公益通報者保護法の施行以前又は施行（平成18年4月）とほぼ同時期に窓口を設置している。
- 市区町村では設置時期にばらつきがみられる。

【府省庁】　（外局を含まない）

	機関	%
法の施行以前	4	20.0
法の施行と同時（平成18年4月）	14	70.0
平成18年5月～平成19年3月	0	0.0
平成19年4月～平成20年3月	0	0.0
平成20年4月～平成21年3月	0	0.0
平成21年4月～平成22年3月	1	5.0
平成22年4月～平成23年3月	0	0.0
平成23年4月～平成24年3月	1	5.0
平成24年4月～平成25年3月	0	0.0
N	20	–

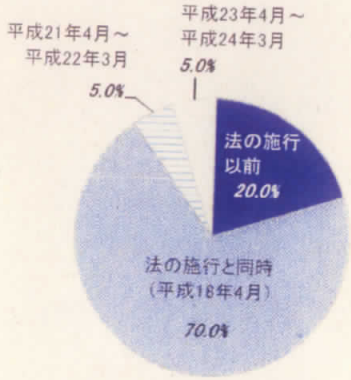

※　平成21年9月に消費者庁が、平成24年2月に復興庁が新設されている。

【都道府県】

	機関	%
法の施行以前	9	19.1
法の施行と同時（平成18年4月）	30	63.8
平成18年5月～平成19年3月	6	12.8
平成19年4月～平成20年3月	2	4.3
平成20年4月～平成21年3月	0	0.0
平成21年4月～平成22年3月	0	0.0
平成22年4月～平成23年3月	0	0.0
平成23年4月～平成24年3月	0	0.0
平成24年4月～平成25年3月	0	0.0
N	47	–

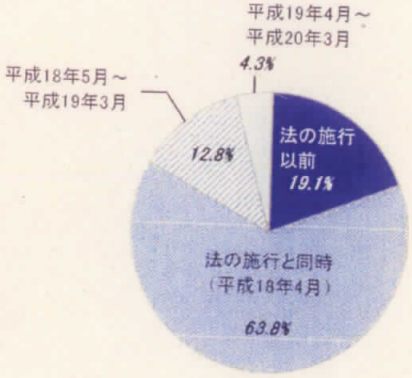

【市区町村】

	機関	%
法の施行以前	40	4.7
法の施行と同時（平成18年4月）	252	29.6
平成18年5月～平成19年3月	115	13.5
平成19年4月～平成20年3月	130	15.3
平成20年4月～平成21年3月	129	15.2
平成21年4月～平成22年3月	59	6.9
平成22年4月～平成23年3月	61	7.2
平成23年4月～平成24年3月	43	5.1
平成24年4月～平成25年3月	22	2.6
N（1．で「設置している」とした行政機関）	851	–

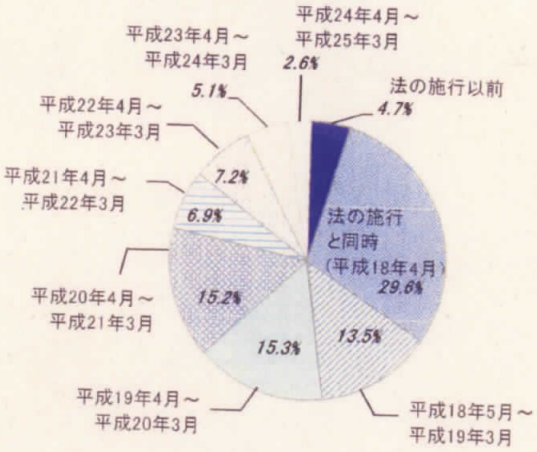

Ⅰ. 内部の職員等からの通報

3. 外部窓口の設置状況

- 内部の職員等からの通報・相談窓口を外部に設置している機関は、府省庁(外局を含まない)の95.0%(19機関)、都道府県の70.2%(33機関)となっている。
- 市区町村において通報・相談窓口を「設置している」と回答した自治体のうち、外部窓口を設置している割合は、13.4%となっている。

【府省庁】 (外局を含まない)

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	19	95.0	18	90.0
設置していない	1	5.0	2	10.0
N	20	–	20	–

【都道府県】

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	33	70.2	32	68.1
設置していない	14	29.8	15	31.9
N	47	–	47	–

【市区町村】

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	114	13.4	102	12.0
設置していない	737	86.6	619	72.7
無回答・不明	0	0.0	131	15.4
N(1. で「設置している」とした行政機関)	851	–	852	–

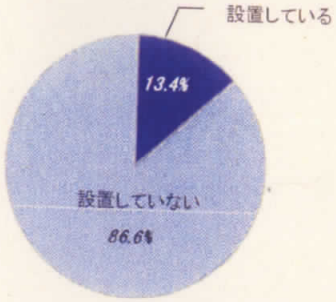

Ⅰ. 内部の職員等からの通報

4. 通報対象事実の範囲

●通報対象事実の範囲については、法令違反行為全般よりも広い範囲に設定している機関の割合がもっとも高く、府省庁(外局を含まない)は100%(前回100%)、都道府県は68.1%(前回68.1%)、市区町村は38.8%(前回37.7%)となっている。

【府省庁】 (外局を含まない)

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
A:Bに加えて、倫理規程違反その他の事実	20	100.0	20	100.0
B:法令違反行為全般	0	0.0	0	0.0
C:Dに加えて、一部の法令違反行為	0	0.0	0	0.0
D:公益通報者保護法に基づく公益通報のみ	0	0.0	0	0.0
N	20	–	20	–

【都道府県】

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
A:Bに加えて、倫理規程違反その他の事実	32	68.1	32	68.1
B:法令違反行為全般	4	8.5	4	8.5
C:Dに加えて、一部の法令違反行為	4	8.5	4	8.5
D:公益通報者保護法に基づく公益通報のみ	7	14.9	7	14.9
N	47	–	47	–

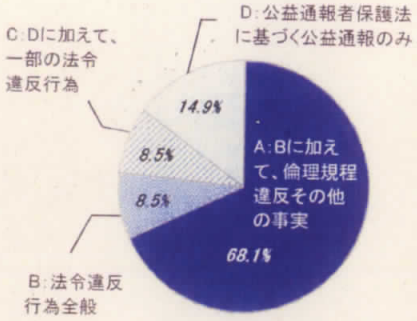

【市区町村】

			前回調査結果	
	機関	%	機関	%
A:Bに加えて、倫理規程違反その他の事実	330	38.8	321	37.7
B:法令違反行為全般	162	19.0	153	18.0
C:Dに加えて、一部の法令違反行為	50	5.9	52	6.1
D:公益通報者保護法に基づく公益通報のみ	199	23.4	195	22.9
無回答・不明	110	12.9	131	15.4
N(1. で「設置している」とした行政機関)	851	–	852	–

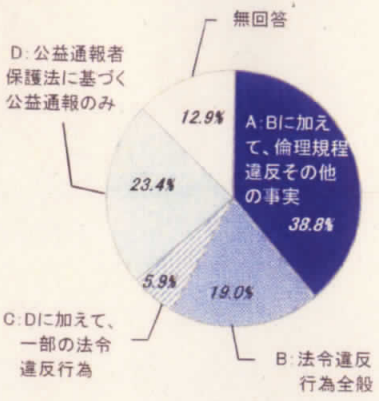

Ⅰ．内部の職員等からの通報

5. 府省庁における取組状況一覧

平成25年3月31日時点

府省庁	外局	設置の有無	設置時期 年	設置時期 月	内部窓口設置場所	外部窓口設置場所	通報対象事実の範囲※1	受理件数等※2 受理件数	受理件数等※2 調査に着手した件数	受理件数等※2 是正措置等を講じた件数※3
内閣官房		○	18	4	内閣総務官室(調整担当)	弁護士事務所	A	0	0	0
人事院		○	18	4	事務総局法令遵守室	弁護士事務所	A	1	1	0
内閣府		○	16	2 ※4	大臣官房総務課法令遵守対応室、沖縄総合事務局	弁護士事務所(法令遵守対応室)、弁護士事務所(沖縄総合事務局)	A	1	1	0
宮内庁		○	18	4	長官官房秘書課	弁護士事務所	A	0	0	0
公正取引委員会		○	18	4	官房人事課	弁護士事務所	A	0	0	0
警察庁		○	18	4	長官官房人事課	弁護士事務所	A	1	1	0
金融庁		○	18	4	金融庁法令等遵守調査室	弁護士事務所	A	2	2	0
消費者庁		○	21	12	総務課	弁護士事務所	A	0	0	0
復興庁		○	24	2	総括班(人事担当)	年内に弁護士等による窓口を設置予定	A	0	0	0
総務省		○	18	1	大臣官房 秘書課コンプライアンス室	弁護士事務所	A	12	12	3
	公害等調整委員会 消防庁	総務省と一体で整備している								
法務省		○	18	4	大臣官房人事課服務係、各法務局職員課または庶務課、最高検察庁事務局総務課、各高等検察庁事務局人事課、各地方検察庁事務局総務課または人事課、各矯正管区総務課、各地方更生保護委員会事務局総務課、各地方入国管理局総務課または職員課	弁護士事務所	A ※5	23	23	2
	公安審査委員会	○	18	4	公安審査委員会事務局	弁護士事務所	A	0	0	0
	公安調査庁	○	18	4	公安調査庁総務部総務課企画調整室	弁護士事務所	A	0	0	0
外務省		○	14	8	大臣官房監察査察室	※6	A	26	26	28
財務省		○	18	4	大臣官房秘書課首席監察官、財務局監察官(首席財務局監察官)、税関監察官(首席税関監察官)	弁護士事務所	A	0	0	0
	国税庁	○	18	4	国税庁長官官房人事課服務第一係及び第二係、各国税局人事第二課服務係(東京国税局は考査課実施係、沖縄国税事務所は人事課人事第二係)、税務大学校総務課総務係、国税不服審判所管理室総務係	弁護士事務所	A	4	4	1
文部科学省		○	18	4	大臣官房人事課計画調整班	弁護士事務所	A	0	0	0
	文化庁	○	21	4	長官官房政策課	設置検討中	A	0	0	0

Ⅰ. 内部の職員等からの通報

5. 府省庁における取組状況一覧

平成25年3月31日時点

府省庁	外局	設置の有無	設置時期 年	設置時期 月	内部窓口設置場所	外部窓口設置場所	通報対象事実の範囲※1	受理件数等※2 受理件数	受理件数等※2 調査に着手した件数	受理件数等※2 是正措置等を講じた件数※3
厚生労働省		○	18	4	大臣官房人事課職員第一係、大臣官房地方課地方支分部局法令遵守室	弁護士事務所	A	3	3	0
	中央労働委員会	厚生労働省と一体で整備している								
農林水産省		○	18	4	大臣官房秘書課、大臣官房国際部国際政策課、大臣官房統計部管理課、大臣官房検査部調整課、各局庁庶務課、各施設等機関庶務担当課、各地方農政局人事課、北海道農政事務所人事課、各森林管理局総務担当課、各漁業調整事務所総務担当部署	弁護士事務所	A	10	10	5
	林野庁 水産庁	農林水産省と一体で整備している								
経済産業省		○	18	4	大臣官房監察室	弁護士事務所	A	6	6	5
	資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁	経済産業省と一体で整備している								
国土交通省		○	18	4	国土交通省公益通報窓口	弁護士事務所	A	0	0	0
	運輸安全委員会	○	18	4	国土交通省公益通報窓口	弁護士事務所	A	0	0	0
	観光庁	○	18	4	国土交通省公益通報窓口	弁護士事務所	A	0	0	0
	気象庁	○	18	4	総務部人事課	弁護士事務所	A	0	0	0
	海上保安庁	○	18	4	海上保安庁監察官、管区海上保安本部管区監察官、海上保安大学校事務局長、海上保安学校事務部長	弁護士事務所	A	0	0	0
環境省		○	18	4	大臣官房秘書課	弁護士事務所	A	0	0	0
防衛省		○	18	3	大臣官房文書課、防衛大学校総務部総務課、防衛医科大学校事務局総務部総務課、防衛研究所企画部総務課、統合幕僚監部総務部総務課、陸上幕僚監部監理部総務課、海上幕僚監部総務部総務課、航空幕僚監部総務部総務課、情報本部総務部総務課、技術研究本部総務部総務課、装備施設本部総務課、防衛監察本部総務課、各地方防衛局総務部総務課	弁護士事務所	A	16	13	4
合計		—	—	—	—	—	—	105	102	48

※1 A:Bに加えて、倫理規程違反その他の事実　C:Dに加えて、一部の法令違反行為
B:法令違反行為全般　D:公益通報者保護法に基づく公益通報のみ

※2 件数は、職員等からの通報回数ではなく、通報対象事実の数を集計したもの。

※3 通報、受理の件数は調査期間内(平成24. 4. 1～25. 3. 31)全ての件数であるが、調査着手件数及び是正措置等を講じた件数は、前年受理・今年度処理した事案も含むため、受理件数を上回ることがある。

※4 本府は2月、沖縄総合事務局は10月に設置している。

※5 札幌・東京・名古屋・大阪・広島・高松法務局総務部職員課または庶務課はD、それ以外はA。

※6 内部通報窓口を設置している監察査察官組織は、その長として現職検事である監察査察官が任命されているほか、さらに1名の検事を配置していること、監察査察官専用ファックス等を設置して直接の通報を可能とするシステムを整備していることなどから、外部の弁護士等と同様の制度運用の公平性及び透明性を担保しており、外部窓口と同様の機能を果たしている。

Ⅰ．内部の職員等からの通報

6. 都道府県における取組状況一覧

(1)知事部局

平成25年3月31日時点

都道府県	窓口設置時期		窓口設置の有無		通報対象事実の範囲※	受理件数等		
	平成	月	内部	外部		受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
北海道	17	4	○	×	A	0	0	0
青森県	18	4	○	×	A	0	0	0
岩手県	18	4	○	○	C	0	0	0
宮城県	18	6	○	○	A	0	0	0
秋田県	18	4	○	○	D	1	1	0
山形県	18	4	○	○	A	0	0	0
福島県	19	4	○	○	A	1	1	1
茨城県	18	4	○	○	C	0	0	0
栃木県	18	4	○	○	D	0	0	0
群馬県	18	4	○	○	A	0	0	0
埼玉県	18	4	○	○	A	0	0	0
千葉県	18	4	○	○	A	2	2	2
東京都	18	4	○	○	D	2	2	0
神奈川県	17	4	○	○	A	4	4	4
新潟県	18	6	○	○	B	0	0	0
富山県	18	4	○	×	D	0	0	0
石川県	18	4	○	×	B	0	0	0
福井県	18	4	○	○	C	0	0	0
山梨県	18	10	○	○	A	0	0	0
長野県	16	1	○	○	A	0	0	0
岐阜県	18	4	○	○	A	1	1	0
静岡県	15	10	○	○	A	0	0	0
愛知県	18	4	○	○	A	0	0	0
三重県	18	4	○	○	A	5	5	1
滋賀県	19	10	○	○	A	0	0	0
京都府	18	4	○	○	A	1	1	1
大阪府	18	4	○	○	A	15	15	5
兵庫県	18	9	○	×	A	0	0	0
奈良県	18	11	○	×	A	0	0	0
和歌山県	15	4	○	×	A	10	10	9
鳥取県	14	11	○	×	A	8	8	7
島根県	18	11	○	○	A	0	0	0
岡山県	18	4	○	×	A	0	0	0
広島県	18	4	○	○	B	0	0	1
山口県	18	4	○	○	A	0	0	0
徳島県	16	4	○	○	A	6	6	5
香川県	18	4	○	×	A	0	0	0
愛媛県	18	4	○	×	D	0	0	0
高知県	18	4	○	×	B	0	0	0
福岡県	16	9	○	○	A	2	2	0
佐賀県	17	6	○	○	A	0	0	0
長崎県	18	4	○	○	A	0	0	0
熊本県	18	4	○	○	C	6	6	0
大分県	18	4	○	○	D	0	0	0
宮崎県	18	4	○	○	A	0	0	0
鹿児島県	18	4	○	×	D	0	0	0
沖縄県	18	4	○	×	A	2	2	2
合計	－	－	47	33	－	66	66	38

※ A:Bに加えて、倫理規程違反その他の事実
B:法令違反行為全般
C:Dに加えて、一部の法令違反行為
D:公益通報者保護法に基づく公益通報のみ

Ⅰ．内部の職員等からの通報

6. 都道府県における取組状況一覧

(2)教育委員会

平成25年3月31日時点

都道府県	窓口設置時期		窓口設置の有無		通報対象事実の範囲※	受理件数等		
	平成	月	内部	外部		受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
北海道	17	6	○	×	A	0	0	0
青森県	18	4	○	×	A	0	0	0
岩手県	18	4	○	×	A	0	0	0
宮城県	18	8	○	×	C	0	0	0
秋田県	18	6	○	○	D	0	0	0
山形県	18	4	○	○	A	0	0	0
福島県	19	6	○	×	A	0	0	0
茨城県	18	4	○	×	C	0	0	0
栃木県	18	4	○	×	D	0	0	0
群馬県	18	4	○	○	D	0	0	0
埼玉県	18	4	○	○	A	0	0	0
千葉県	18	4	○	○	A	0	0	0
東京都	18	4	○	○	D	0	0	0
神奈川県	17	4	○	○	A	1	1	0
新潟県	18	7	○	×	B	0	0	0
富山県	18	5	○	×	D	0	0	0
石川県	20	8	○	×	B	0	0	0
福井県	21	4	○	×	A	1	1	1
山梨県	18	10	○	×	A	0	0	0
長野県	知事部局と一体で運用							
岐阜県	18	9	○	×	D	1	1	1
静岡県	15	10	○	○	A	18	9	4
愛知県	18	4	○	○	A	0	0	0
三重県	18	4	○	○	A	0	0	0
滋賀県	20	4	○	○	A	0	0	0
京都府	18	4	○	×	A	0	0	0
大阪府	知事部局と一体で運用							
兵庫県	18	12	○	×	A	0	0	0
奈良県	19	4	○	×	A	0	0	0
和歌山県	20	4	○	×	A	13	13	2
鳥取県	18	4	○	×	A	7	7	7
島根県	18	11	○	○	A	0	0	0
岡山県	18	4	○	×	C	0	0	0
広島県	18	10	○	×	B	6	5	1
山口県	18	4	○	○	A	0	0	0
徳島県	18	4	○	○	A	1	2	1
香川県	18	4	○	×	A	0	0	0
愛媛県	18	4	○	×	D	0	0	0
高知県	18	4	○	×	B	0	0	0
福岡県	16	9	○	○	A	1	1	0
佐賀県	18	6	○	○	A	2	2	2
長崎県	20	9	○	○	A	0	0	0
熊本県	18	4	○	○	C	0	0	0
大分県	18	5	○	×	D	0	0	0
宮崎県	18	4	○	○	A	0	0	0
鹿児島県	18	6	○	×	D	0	0	0
沖縄県	18	4	○	×	A	0	0	0
合計	－	－	47	21	－	51	42	19

※ A:Bに加えて、倫理規程違反その他の事実
B:法令違反行為全般
C:Dに加えて、一部の法令違反行為
D:公益通報者保護法に基づく公益通報のみ

Ⅰ．内部の職員等からの通報

6．都道府県における取組状況一覧

(3)警察本部

平成25年3月31日時点

都道府県	窓口設置時期		窓口設置の有無		通報対象事実の範囲※	受理件数等		
	平成	月	内部	外部		受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
北海道	18	4	○	×	B	0	0	0
青森県	18	6	○	×	D	0	0	0
岩手県	18	7	○	×	A	0	0	0
宮城県	18	4	○	×	A	0	0	0
秋田県	18	8	○	○	D	0	0	0
山形県	18	9	○	×	A	0	0	0
福島県	18	10	○	×	A	0	0	0
茨城県	18	4	○	×	C	0	0	0
栃木県	19	1	○	×	D	0	0	0
群馬県	18	4	○	×	B	0	0	0
埼玉県	18	6	○	×	B	0	0	0
千葉県	19	1	○	×	B	0	0	0
東京都	19	3	○	×	D	0	0	0
神奈川県	18	4	○	×	B	0	0	0
新潟県	18	6	○	×	B	0	0	0
富山県	18	8	○	×	A	0	0	0
石川県	18	5	○	×	B	0	0	0
福井県	19	1	○	×	A	0	0	0
山梨県	18	4	○	×	B	0	0	0
長野県	18	11	○	×	B	0	0	0
岐阜県	18	4	○	×	A	0	0	0
静岡県	18	11	○	×	D	0	0	0
愛知県	18	4	○	×	A	0	0	0
三重県	18	4	○	×	A	0	0	0
滋賀県	18	3	○	×	A	0	0	0
京都府	18	4	○	×	B	0	0	0
大阪府	18	8	○	×	A	0	0	0
兵庫県	18	6	○	×	B	0	0	0
奈良県	19	3	○	×	A	0	0	0
和歌山県	18	8	○	×	A	0	0	0
鳥取県	18	5	○	×	A	0	0	0
島根県	18	5	○	×	D	0	0	0
岡山県	18	4	○	×	A	0	0	0
広島県	18	4	○	×	A	0	0	0
山口県	18	5	○	○	B	0	0	0
徳島県	18	6	○	×	A	0	0	0
香川県	18	8	○	×	A	0	0	0
愛媛県	18	3	○	×	A	0	0	0
高知県	18	4	○	×	A	0	0	0
福岡県	18	6	○	×	D	0	0	0
佐賀県	18	5	○	×	B	0	0	0
長崎県	18	8	○	×	A	0	0	0
熊本県	19	3	○	×	B	0	0	0
大分県	18	4	○	×	D	0	0	0
宮崎県	18	11	○	×	B	0	0	0
鹿児島県	18	3	○	×	D	0	0	0
沖縄県	19	3	○	×	B	0	0	0
合計	－	－	47	2	－	0	0	0

※ A：Bに加えて、倫理規程違反その他の事実
B：法令違反行為全般
C：Dに加えて、一部の法令違反行為
D：公益通報者保護法に基づく公益通報のみ

Ⅰ．内部の職員等からの通報

7. 政令指定都市における取組状況一覧

平成25年3月31日時点

政令指定都市	市長部局							
	窓口設置時期		窓口設置の有無		通報対象事実の範囲※	受理件数等		
	平成	月	内部	外部		受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
札幌市	18	4	○	○	A	2	2	1
仙台市	18	4	○	×	D	0	0	0
さいたま市	18	4	○	×	B	0	0	0
千葉市	18	4	○	○	A	0	0	0
横浜市	16	4	×	○	A	8	8	8
川崎市	18	4	○	×	C	1	1	1
相模原市	18	6	○	×	A	0	0	0
新潟市	17	10	×	○	A	2	2	2
静岡市	18	10	○	×	A	0	0	0
浜松市	18	4	○	○	D	0	0	0
名古屋市	17	4	○	○	A	0	0	0
京都市	18	4	○	○	B	4	4	1
大阪市	18	4	○	○	A	757	419	3
堺市	17	7	○	×	B	0	0	0
神戸市	17	8	○	○	A	17	17	4
岡山市	18	4	○	×	D	0	0	0
広島市	18	11	×	○	A	1	1	2
北九州市	19	1	○	○	A	6	6	2
福岡市	16	5	○	○	A	0	0	0
熊本市	18	4	○	○	A	2	2	2
合計	－	－	17	13	－	800	462	26

※ A:Bに加えて、倫理規程違反その他の事実
B:法令違反行為全般
C:Dに加えて、一部の法令違反行為
D:公益通報者保護法に基づく公益通報のみ

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

都道府県

都道府県名	H24年度調査結果					都道府県管内市区町村設置状況	
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程			
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期	設置率(%)※1	回答率(%)※2
北海道	17.4	○	×	6	17.4	26.0%	98.9%
青森県	18.4	○	×	6	18.3	55.0%	100.0%
岩手県	18.4	○	○	6	18.4	48.5%	100.0%
宮城県	18.6	○	○	6	18.6	42.4%	94.3%
秋田県	18.4	○	○	6	18.4	54.2%	96.0%
山形県	18.4	○	○	6	18.4	23.5%	97.1%
福島県	19.4	○	○	6	19.4	29.3%	98.3%
茨城県	18.4	○	○	6	18.4	47.7%	100.0%
栃木県	18.4	○	○	5	18.4	46.2%	100.0%
群馬県	18.4	○	○	6	18.4	45.5%	94.3%
埼玉県	18.4	○	○	5	18.3	77.8%	100.0%
千葉県	18.4	○	○	6	18.3	88.7%	98.1%
東京都	18.4	○	○	6	18.4	75.4%	98.4%
神奈川県	17.4	○	○	1,6	17.4	78.1%	97.0%
新潟県	18.6	○	○	6	18.6	58.6%	96.7%
富山県	18.4	○	×	5	18.3	73.3%	100.0%
石川県	18.4	○	×	6	18.3	36.8%	100.0%
福井県	18.4	○	○	6	18.4	35.3%	100.0%
山梨県	18.1	○	○	6	18.1	37.0%	100.0%
長野県	16.1	○	○	5	16.1	27.4%	94.8%
岐阜県	18.4	○	○	6	18.4	56.1%	97.6%
静岡県	15.1	○	○	6	15.1	54.3%	100.0%
愛知県	18.4	○	○	3	18.4	81.5%	100.0%
三重県	18.4	○	○	6	18.4	53.8%	89.7%
滋賀県	19.1	○	○	6	19.1	66.7%	94.7%
京都府	18.4	○	○	6	18.4	76.0%	96.2%
大阪府	18.4	○	○	6	18.4	64.3%	97.7%
兵庫県	18.9	○	×	6	18.9	69.2%	95.1%
奈良県	18.11	○	×	6	18.11	42.1%	97.4%
和歌山県	15.4	○	×	6	15.4	43.3%	100.0%
鳥取県	14.11	○	×	5	18.4	57.9%	100.0%
島根県	18.11	○	○	6	18.11	72.2%	94.7%
岡山県	18.4	○	×	6	18.4	69.2%	96.3%
広島県	18.4	○	○	6	18.3	50.0%	95.7%
山口県	18.4	○	○	6	18.4	50.0%	94.7%
徳島県	16.4	○	○	6	16.4	29.2%	100.0%
香川県	18.4	○	×	6	18.4	41.2%	100.0%
愛媛県	18.4	○	×	6	18.4	90.0%	100.0%
高知県	18.4	○	×	6	18.4	17.6%	100.0%
福岡県	16.9	○	○	6	16.9	46.7%	100.0%
佐賀県	17.6	○	○	6	17.6	75.0%	100.0%
長崎県	18.4	○	○	3	18.4	55.0%	95.2%
熊本県	18.4	○	○	5	18.3	31.1%	100.0%
大分県	18.4	○	○	6	18.3	77.8%	100.0%
宮崎県	18.4	○	○	5	18.3	62.5%	92.3%
鹿児島県	18.4	○	×	3	18.4	28.2%	90.7%
沖縄県	18.4	○	×	3	18.4	20.0%	85.4%

市区町村 ＜北海道－1＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
札幌市	18.4	○	○	5	18.3
函館市	19.1	○	○	6	19.1
小樽市	18.4	×	○	1,2	24.7
旭川市	18.4	○	○	1	20.4
室蘭市	18.4	○	×	6	18.4
釧路市	19.6	○	×	6	19.6
帯広市	18.4	○	×	6	18.3
北見市	22.5	○	×	5	22.5
夕張市		×	×		
岩見沢市		×	×		
網走市		×	×		
留萌市	18.4	○	×	×	
苫小牧市		×	×		
稚内市		×	×		
美唄市	20.4	○	×	6	20.4
芦別市		×	×		
江別市	20.3	○	×	6	20.3
赤平市		×	×		
紋別市	23.4	○	×	5	23.4
士別市		×	×		
名寄市		×	×		
三笠市		×	×		
根室市		×	×		
千歳市	20.4	○	×	6	20.4
滝川市	21.4	○	○	1,2	21.4
砂川市		×	×		
歌志内市		×	×		
深川市		×	×		
富良野市	18.4	○	×	2	18.4
登別市		×	×		
恵庭市	22.8	○	×	4	22.8
伊達市	18.4	○	×	×	
北広島市	24.4	○	○	6	24.4
石狩市	23.1	○	×	5	23.1
北斗市		×	×		
当別町		×	×		
新篠津村		×	×		
松前町	20.7	○	×	4	20.7
福島町	21.4	○	×	5	21.4
知内町		×	×		
木古内町		×	×		
七飯町	20.12	○	×	1	20.12
鹿部町	18.6	○	×	1	18.6
森町		×	×		
八雲町	23.4	○	×	4	23.4
長万部町		×	×		
江差町		×	×		
上ノ国町	19.4	○	×	3	19.4
厚沢部町		×	×		
乙部町		×	×		
奥尻町	18.4	○	×	4	18.4
今金町	19.6	○	×	4	19.6
せたな町	20.9	○	×	4	20.9
島牧村		×	×		
寿都町		×	×		

注:

・平成24年度調査の知事部局、市区町村長部局からの回答に基づく。

・窓口設置の有無:内部は、調査票1のE欄②で1～4に1つでも該当していれば○、該当しなければ×。外部は、調査票1のE欄②で5～7に1つでも該当していれば○、該当しなければ×。未回答は空欄となっている。

・内部規程制定の有無・形式:内部規定の形式(1 条例、2 規則、3 告示、4 訓令、5 規程、6 その他)、×は制定していないことを示す。

※1 各都道府県別に回答のあった市区町村のうち、設置していると回答した市区町村の割合。

※2 各都道府県管内の全市区町村のうち、回答のあった市区町村の割合。

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜北海道－2＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
黒松内町		×	×		
蘭越町		×	×		
ニセコ町		×	×		
真狩村		×	×		
留寿都村		×	×		
喜茂別町	未回答				
京極町		×	×		
倶知安町		×	×		
共和町		×	×		
岩内町	20.3	○	×	3	20.3
泊村		×	×		
神恵内村		×	×		
積丹町		×	×		
古平町		×	×		
仁木町		×	×		
余市町		×	×		
赤井川村		×	×		
南幌町		×	×		
奈井江町		×	×		
上砂川町		×	×		
由仁町		×	×		
長沼町		×	×		
栗山町		×	×		
月形町	23.4	○	×	1,2	23.4
浦臼町		×	×		
新十津川町		×	×		
妹背牛町		×	×		
秩父別町		×	×		
雨竜町		×	×		
北竜町		×	×		
沼田町		×	×		
鷹栖町		×	×		
東神楽町	22.3	○	×	4	22.3
当麻町		×	×		
比布町		×	×		
愛別町		×	×		
上川町		×	×		
東川町		×	×	-	
美瑛町		×	×		
上富良野町	19.2	○	×	×	
中富良野町	21.4	○	×	6	21.4
南富良野町		×	×		
占冠村		×	×		
和寒町		×	×		
剣淵町		×	×		
下川町		×	×		
美深町		×	×		
音威子府村		×	×		
中川町		×	×		
幌加内町		×	×		
増毛町		×	×		
小平町		×	×		
苫前町		×	×		
羽幌町		×	×		
初山別村		×	×		

＜北海道－3＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
遠別町		×	×		
天塩町		×	×		
猿払村		×	×		
浜頓別町		×	×		
中頓別町		×	×		
枝幸町		×	×		
豊富町		×	×		
礼文町		×	×		
利尻町		×	×		
利尻富士町		×	×		
幌延町		×	×		
美幌町		×	×		
津別町		×	×		
斜里町		×	×		
清里町		×	×		
小清水町		×	×		
訓子府町		×	×		
置戸町		×	×		
佐呂間町		×	×		
遠軽町	18.4	○	×	2,4	18.4
湧別町		×	×		
滝上町		×	×		
興部町		×	×		
西興部村		×	×		
雄武町		×	×		
大空町		×	×		
豊浦町	21.4	○	×	4	21.4
壮瞥町		×	×		
白老町	20.6	○	×	×	
厚真町		×	×		
洞爺湖町	19.1	○	×	2,4	19.1
安平町		×	×		
むかわ町		×	×		
日高町		×	×		
平取町		×	×		
新冠町		×	×		
浦河町		×	×		
様似町		×	×		
えりも町		×	×		
新ひだか町		×	×		
音更町		×	×		
士幌町		×	×		
上士幌町		×	×		
鹿追町		×	×		
新得町		×	×		
清水町	20.8	○	×	5	20.8
芽室町	未回答				
中札内村	19.4	○	×	5	19.4
更別村		×	×		
大樹町		×	×		
広尾町	23.4	○	×	6	23.3
幕別町		×	×		
池田町	24.11	○	×	5	24.11
豊頃町		×	×		
本別町		×	×		

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧（平成25年3月31日現在）

＜北海道－4＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
足寄町		×	×		
陸別町		×	×		
浦幌町		×	×		
釧路町		×	×		
厚岸町		×	×		
浜中町		×	×	4	19.4
標茶町		×	×		
弟子屈町		×	×		
鶴居村		×	×		
白糠町	18.4	○	×	3	18.4
別海町	18.4	○	×	4	18.4
中標津町	18.4	○	×	2	18.3
標津町	18.4	○	×	2	18.3
羅臼町	18.3	○	×	3	18.3

＜青森県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
青森市	18.4	○	○	6	18.4
弘前市	22.8	○	×	6	22.8
八戸市	19.4	○	×	×	
黒石市		×	×		
五所川原市		×	×		
十和田市		×	×		
三沢市	20.9	○	×	6	20.9
むつ市	19.5	○	×	4	19.5
つがる市	18.4	○	×	4	18.3
平川市		×	×		
平内町	23.4	○	×	3	23.4
今別町		×	×		
蓬田村	18.4	○	×	4	18.3
外ヶ浜町	19.12	○	×	4	19.12
鰺ヶ沢町	18.6	×	○	1.2	18.6
深浦町	18.4	○	×	4	23.3
西目屋村		×	×		
藤崎町	18.9	○	×	3	18.9
大鰐町		×	×		
田舎館村		×	×		
板柳町		×	×		
鶴田町		×	×		
中泊町		×	×		
野辺地町		×	×		
七戸町	18.1	○	×	4	18.1
六戸町		×	×		
横浜町	18.4	○	×	5	18.4
東北町	21.3	○	×	4	21.3
六ヶ所村	19.4	○	×	×	
おいらせ町	24.8	○	×	4	24.8
大間町		×	×		
東通村	20.5	○	×	6	20.5
風間浦村		×	×		
佐井村	21.3	○	×	4	21.3
三戸町	20.8	○	×	6	20.8
五戸町		×	×		
田子町		×	×		
南部町	21.7	○	×	4	21.7
階上町	19.8	○	×	6	19.8
新郷村		×	×		

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜岩手県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
盛岡市	18.8	○	×	1,6	18.8
宮古市		×	×		
大船渡市		×	×		
花巻市		×	×		
北上市	20.9	○	×	3	20.9
久慈市	18.4	○	×	×	
遠野市	18.4	○	×	3	18.3
一関市	18.5	○	×	6	18.5
陸前高田市		×	×		
釜石市		×	×		
二戸市		×	×		
八幡平市	22.8	○	×	3	22.8
奥州市		×	×		
雫石町	18.4	○	×	3	18.3
葛巻町	18.2	○	×	×	
岩手町	21.4	○	×	4	21.3
滝沢村	18.4	○	×	×	
紫波町		×	×		
矢巾町		×	×		
西和賀町	18.4	○	×	3	18.4
金ケ崎町	18.4	○	×	×	
平泉町		×	×		
住田町		×	×		
大槌町	20.4	○	×	1,2	20.4
山田町	18.4	○	×	3	18.4
岩泉町	20.3	○	×	5	20.3
田野畑村	18.4	○	×	3	18.3
普代村		×	×		
軽米町		×	×		
野田村		×	×		
九戸村		×	×		
洋野町		×	×		
一戸町		×	×		

＜宮城県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
仙台市	18.4	○	×	4	18.4
石巻市	18.4	×	○	4	18.4
塩竈市		×	×		
気仙沼市		×	×		
白石市		×	×		
名取市		×	×		
角田市		×	×		
多賀城市	25.1	○	×	6	25.1
岩沼市		×	×		
登米市	19.8	○	×	4	19.7
栗原市		×	×		
東松島市		×	×	4	18.4
大崎市	19.4	○	×	6	19.4
蔵王町		×	×		
七ケ宿町	未回答				
大河原町		×	×		
村田町	19.6	○	×	1,2	19.6
柴田町	未回答				
川崎町	20.9	○	×	6	20.9
丸森町		×	×		
亘理町		×	×		
山元町	18.1	○	×	3	18.1
松島町		×	×		
七ケ浜町	18.4	○	×	×	
利府町	18.4	○	×	×	
大和町		×	×		
大郷町		×	×		
富谷町	18.4	○	×	×	
大衡村		×	×		
色麻町		×	×		
加美町		×	×		
涌谷町	22.4	○	×	×	
美里町		×	×		
女川町	18.4	○	×	×	
南三陸町	20.4	○	×	3,4	20.4

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜秋田県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
秋田市	21.3	○	×	6	21.3
能代市	20.4	○	×	3	20.3
横手市	17.1	○	×	×	
大館市		×	×		
男鹿市		×	×		
湯沢市		×	×		
鹿角市	20.4	○	×	4	20.4
由利本荘市	19.4	○	×	5	18.12
潟上市	18.7	○	×	4	18.6
大仙市	18.4	○	×	4	18.4
北秋田市	19.7	○	×	3	19.6
にかほ市		×	×		
仙北市	22.12	○	×	3	22.12
小坂町	18.11	○	×	3	18.11
上小阿仁村		×	×		
藤里町	21.12	○	×	×	
三種町		×	×		
八峰町		×	×		
五城目町	13.1	○	×	×	
八郎潟町		×	×		
井川町	未回答				
大潟村	18.4	○	×	×	
美郷町		×	×		
羽後町		×	×		
東成瀬村		×	×		

＜山形県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
山形市	18.4	○	×	6	18.4
米沢市		×	×		
鶴岡市	24.9	○	×	4	24.9
酒田市	18.4	○	×	×	
新庄市		×	×		
寒河江市		×	×		
上山市		×	×		
村山市		×	×		
長井市		×	×		
天童市		×	×		
東根市		×	×		
尾花沢市		×	×		
南陽市		×	×		
山辺町		×	×		
中山町	18.4	○	○	3	18.3
河北町		×	×		
西川町		×	×		
朝日町	18.4	○	×	×	
大江町		×	×		
大石田町		×	×		
金山町		×	×		
最上町		×	×		
舟形町	未回答				
真室川町		×	×		
大蔵村		×	×		
鮭川村		×	×		
戸沢村		×	×		
高畠町	18.4	○	×	×	
川西町		×	×		
小国町		×	×		
白鷹町	18.4	○	×	3	18.4
飯豊町		×	×		
三川町		×	×		
庄内町		×	×		
遊佐町	18.4	○	×	1	18.4

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜福島県－1＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
福島市		×	×		
会津若松市	18.4	○	×	5	18.3
郡山市	22.4	○	×	×	
いわき市	19.12	○	×	6	19.12
白河市	18.8	○	○	3	18.8
須賀川市	20.6	○	×	5	20.6
喜多方市		×	×		
相馬市	18.4	○	×	×	
二本松市		×	×		
田村市	20.8	○	×	4	20.8
南相馬市	23.4	○	×	4	23.4
伊達市		×	×		
本宮市		×	×		
桑折町		×	×		
国見町		×	×		
川俣町		×	×		
大玉村		×	×		
鏡石町		×	×		
天栄村		×	×		
下郷町		×	×		
檜枝岐村		×	×		
只見町		×	×		
南会津町		×	×		
北塩原村		×	×		
西会津町		×	×		
磐梯町		×	×		
猪苗代町	18.4	○	×	×	
会津坂下町	18.12	○	×	4	18.12
湯川村	18.8	○	×	×	
柳津町		×	×		
三島町		×	×		
金山町		×	×		
昭和村		×	×		
会津美里町	24.4	○	○	4	24.4
西郷村	20.7	○	○	6	20.7
泉崎村		×	×		
中島村		×	×		
矢吹町	25.2	○	×	4	25.2
棚倉町	18.4	○	×	6	18.3
矢祭町		×	×		
塙町		×	×		
鮫川村		×	×		
石川町		×	×		
玉川村		×	×		
平田村		×	×		
浅川町		×	×		
古殿町		×	×		
三春町		×	×		
小野町		×	×		
広野町	18.4	○	×	1	18.4
楢葉町	18.4	○	×	4	18.4
富岡町		×	×		
川内村		×	×		
大熊町		×	×		
双葉町	未回答				

＜福島県－2＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
浪江町		×	×		
葛尾村		×	×		
新地町		×	×		
飯舘村		×	×		

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜茨城県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
水戸市	19.4	○	×	5	19.4
日立市	18.4	○	×	6	18.4
土浦市	20.4	○	×	×	
古河市	18.4	○	×	×	
石岡市	20.4	○	×	4	20.3
結城市	24.4	○	×	4	24.4
龍ケ崎市	18.4	○	×	2,4	18.4
下妻市		×	×		
常総市		×	×		
常陸太田市		×	×		
高萩市		×	×		
北茨城市	20.3	○	×	4	20.3
笠間市	19.6	○	×	4	20.3
取手市		×	×		
牛久市		×	×		
つくば市	19.4	○	×	3	19.3
ひたちなか市	18.4	○	×	4	18.4
鹿嶋市	21.9	○	×	3	21.9
潮来市		×	×		
守谷市	20.4	○	×	3	20.4
常陸大宮市	18.4	○	×	4	18.4
那珂市	18.4	○	×	3	18.4
筑西市		×	×		
坂東市		×	×		
稲敷市		×	×		
かすみがうら市	18.4	○	×	4	18.4
桜川市	20.8	○	×	3	20.8
神栖市		×	×		
行方市		×	×		
鉾田市		×	×		
つくばみらい市		×	×		
小美玉市	20.9	○	×	4	20.7
茨城町		×	×		
大洗町		×	×		
城里町		×	×		
東海村		×	×		
大子町	18.4	○	×	2	18.3
美浦村	22.7	○	×	-6	22.7
阿見町		×	×		
河内町		×	×		
八千代町		×	×		
五霞町		×	×		
境町	18.4	○	×	×	
利根町		×	×		

＜栃木県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
宇都宮市	18.4	○	×	6	23.3
足利市	18.4	○	×	6	18.4
栃木市	22.3	○	×	3	22.3
佐野市	22.4	○	×	3,4	22.4
鹿沼市	16.4	×	○	1,2	16.4
日光市	20.4	○	×	4	20.4
小山市	21.1	○	×	6	21.1
真岡市	18.4	○	×	4	18.3
大田原市		×	×		
矢板市	18.4	○	×	5	18.4
那須塩原市		×	×		
さくら市		×	×		
那須烏山市		×	×		
下野市	20.4	○	×	3	20.4
上三川町		×	×		
益子町		×	×		
茂木町		×	×		
市貝町		×	×		
芳賀町		×	×		
壬生町		×	×		
野木町	20.4	○	×	3	20.6
岩舟町	18.4	○	×	4	18.4
塩谷町		×	×		
高根沢町		×	×		
那須町		×	×		
那珂川町		×	×		

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜群馬県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
前橋市	18.4	○	○	3,6	23.1
高崎市	19.4	○	×	6	19.4
桐生市	未回答				
伊勢崎市	18.5	○	×	6	18.5
太田市		×	×		
沼田市		×	×		
館林市	18.4	○	×	4,5	24.3
渋川市		×	×		
藤岡市		×	×		
富岡市	20.4	○	×	3	20.3
安中市		×	×		
みどり市	24.4	○	×	6	24.4
榛東村		×	×		
吉岡町	19.4	○	×	×	
上野村	未回答				
神流町		×	×		
下仁田町		×	×		
南牧村		×	×		
甘楽町	19.4	○	×	×	
中之条町		×	×		
長野原町		×	×		
嬬恋村	18.4	○	×	3	18.4
草津町		×	×		
高山村		×	×		
東吾妻町		×	×		
片品村		×	×		
川場村		×	×		
昭和村		×	×		
みなかみ町	21.4	○	×	3	21.4
玉村町		×	×		
板倉町	18.4	○	×	1	18.4
明和町	18.4	○	×	3	18.4
千代田町	18.1	○	×	3	18.9
大泉町	23.4	○	×	3	23.2
邑楽町	20.8	○	×	3	20.8

＜埼玉県－1＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
さいたま市	18.4	○	×	2,6	18.4
川越市	18.4	○	×	6	18.4
熊谷市	20.1	○	○	3	20.1
川口市	18.5	○	×	6	18.5
行田市		×	×		
秩父市	18.4	○	×	3	18.4
所沢市	18.4	○	×	3	18.3
飯能市	18.4	○	×	×	
加須市	22.3	○	×	4	22.3
本庄市	21.4	○	×	2	21.3
東松山市	18.6	○	×	2	18.6
春日部市	19.4	○	×	6	19.4
狭山市	19.4	○	×	6	19.4
羽生市	23.4	○	×	4	23.4
鴻巣市	18.3	○	×	6	18.3
深谷市	21.4	×	○	1	20.12
上尾市	23.4	○	×	4	23.3
草加市	19.7	○	○	1	19.3
越谷市	18.5	○	×	1,3	18.4
蕨市	18.4	○	×	×	
戸田市	18.4	○	×	6	18.4
入間市	24.8	○	×	×	
朝霞市	18.6	○	×	6	18.6
志木市	20.8	○	×	3	20.8
和光市	19.6	×	○	3	19.6
新座市	19.6	○	×	6	19.6
桶川市	18.4	○	×	3	18.4
久喜市	22.3	○	×	3	22.3
北本市	18.4	○	×	×	
八潮市	18.4	○	○	3	18.3
富士見市	19.1	○	×	6	19.9
三郷市	19.4	○	×	5	19.4
蓮田市		×	×		
坂戸市	19.8	○	×	3	19.8
幸手市	18.4	○	×	4	18.3
鶴ヶ島市	21.4	○	×	×	
日高市	22.7	○	×	3	22.6
吉川市	18.7	○	×	3	18.7
ふじみ野市	19.7	○	×	2	19.7
白岡市		×	×		
伊奈町	18.4	○	×	4	18.4
三芳町	20.2	○	×	3	20.2
毛呂山町	20.7	○	×	4	20.7
越生町	18.4	○	×	×	
滑川町		×	×		
嵐山町		×	×		
小川町	18.7	○	×	×	
川島町		×	×		
吉見町		×	×		
鳩山町		×	×		
ときがわ町		×	×		
横瀬町		×	×		
皆野町		×	×		
長瀞町	19.1	○	×	×	
小鹿野町		×	×		

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜埼玉県－2＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
東秩父村	20.4	○	×	×	
美里町	21.4	○	×	×	
神川町	18.9	○	×	4	18.1
上里町		×	×		
寄居町		×	×		
宮代町	18.4	○	×	×	
杉戸町	20.7	○	×	4	20.7
松伏町	21.4	○	×	1	21.3

＜千葉県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
千葉市	18.4	○	○	5	18.4
銚子市	23.1	○	×	6	23.1
市川市	18.4	○	×	3	21.4
船橋市	19.4	○	×	6	19.4
館山市	18.8	○	×	6	18.8
木更津市	18.4	○	×	3	18.4
松戸市	21.4	○	○	2	21.4
野田市	18.4	○	×	3	18.4
茂原市	19.1	○	×	6	19.1
成田市	24.7	○	×	1,2	24.7
佐倉市	18.4	○	×	6	18.4
東金市	20.2	○	×	5	20.2
旭市	18.4	○	×	6	25.3
習志野市	19.4	○	×	6	19.4
柏市	20.1	○	×	6	20.1
勝浦市	21.4	○	×	3	21.4
市原市	18.4	○	×	6	18.2
流山市	18.8	○	×	6	18.8
八千代市	19.1	○	×	3	18.12
我孫子市	18.7	○	×	3	18.7
鴨川市	19.4	○	×	4	19.4
鎌ケ谷市	18.6	○	×	5	18.6
君津市	20.4	○	×	4	20.4
富津市	19.4	○	×	5	19.4
浦安市	19.4	○	×	6	19.4
四街道市	18.4	○	×	6	18.4
袖ケ浦市		×	×		
八街市	19.1	○	×	3	19.1
印西市	18.4	○	×	2	18.4
白井市	18.4	○	×	5	18.5
富里市	18.4	○	×	3	18.4
南房総市	22.1	○	×	3	22.1
匝瑳市	20.4	○	×	3	20.3
香取市	18.1	○	×	5	18.1
山武市	19.11	○	×	4	19.11
いすみ市	19.4	○	×	4	19.4
大網白里市	20.11	○	○	3	20.1
酒々井町		×	×		
栄町	18.4	○	×	×	
神崎町	未回答				
多古町	20.4	○	×	3	20.3
東庄町	19.4	○	×	4	19.4
九十九里町	21.4	○	×	3	21.3
芝山町		×	×		
横芝光町	19.4	○	×	×	
一宮町		×	×		
睦沢町	21.4	○	×	4	21.4
長生村	24.3	○	×	4	24.3
白子町	21.1	○	×	4	20.11
長柄町		×	×		
長南町	20.4	○	×	3	20.3
大多喜町	20.4	○	×	3	20.1
御宿町	19.4	○	×	3	19.4
鋸南町		×	×		

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜東京都－1＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期（H年.月）	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
千代田区	15.8	×	○	1	15.7
中央区	23.1	○	×	×	
港区	19.6	×	○	6	19.6
新宿区	18.9	×	○	1,2	18.9
文京区	18.4	○	×	4	18.4
台東区	17.1	○	○	6	17.1
墨田区	16.2	○	×	5	16.2
江東区	18.4	○	×	3	18.3
品川区	21.2	○	×	6	21.1
目黒区	18.4	×	○	1,2	17.12
大田区	18.4	○	○	4	18.4
世田谷区	18.4	○	○	3	18.3
渋谷区	18.4	○	×	×	
中野区	15.6	○	○	1	20.7
杉並区	16.4	×	○	1	16.4
豊島区	18.7	○	×	6	18.7
北区	18.4	○	×	6	18.3
荒川区	17.1	×	○	6	17.1
板橋区	18.4	○	○	1	19.1
練馬区	21.4	○	×	6	21.3
足立区	18.4	○	○	6	18.4
葛飾区	17.7	○	○	5	17.6
江戸川区	18.4	○	○	6	18.4
八王子市	18.4	○	×	3	18.4
立川市	18.11	○	○	6	18.11
武蔵野市	18.7	○	○	6	18.7
三鷹市	19.1	○	×	6	19.1
青梅市	19.4	○	×	×	
府中市		×	×		
昭島市	18.4	○	×	×	
調布市	18.4	○	○	6	18.3
町田市	18.3	○	×	2	18.3
小金井市	18.4	○	×	×	
小平市	18.4	○	×	×	
日野市		×	×		
東村山市	23.6	○	×	5	23.6
国分寺市	19.1	×	○	1	19.6
国立市	19.4	×	○	4	20.4
福生市		×	×		
狛江市	18.4	○	×	2	18.3
東大和市	20.5	○	×	6	20.5
清瀬市	21.4	○	×	2	21.4
東久留米市	19.1	○	×	4	19.3
武蔵村山市	19.12	○	×	2	19.12
多摩市	18.4	○	×	×	
稲城市		×	×		
羽村市	18.4	○	×	×	
あきる野市		×	×		
西東京市		×	×		
瑞穂町		×	×		
日の出町	20.6	○	×	3	20.6
檜原村	未回答				
奥多摩町	22.1	○	×	6	22.1
大島町	19.4	○	×	1	19.3
利島村		×	×		

＜東京都－2＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期（H年.月）	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
新島村		×	×		
神津島村		×	×		
三宅村		×	×		
御蔵島村		×	×		
八丈町		×	×		
青ヶ島村		×	×		
小笠原村		×	×		

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜神奈川県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
横浜市	16.4	×	○	2,6	16.3
川崎市	18.4	○	×	6	18.4
相模原市	18.6	○	×	4	18.6
横須賀市	24.4	○	×	6	24.4
平塚市	18.4	○	×	6	18.4
鎌倉市	18.5	○	○	6	18.5
藤沢市	18.5	○	○	1,5	18.5
小田原市	18.4	○	×	6	18.4
茅ヶ崎市	23.4	○	×	6	23.4
逗子市	19.4	○	×	4	19.4
三浦市	18.4	○	×	×	
秦野市	19.4	○	×	4	19.4
厚木市	20.4	○	×	1	20.4
大和市	18.4	○	×	6	18.4
伊勢原市		×	×		
海老名市	18.4	○	×	6	18.4
座間市	19.4	○	×	6	19.4
南足柄市		×	×		
綾瀬市	18.4	○	×	4	18.4
葉山町	18.4	○	×	6	18.4
寒川町	18.6	○	○	6	18.6
大磯町		×	×		
二宮町		×	×		
中井町	18.8	○	×	4	18.8
大井町	18.4	○	×	6	18.4
松田町	22.1	○	×	5	22.1
山北町		×	×		
開成町		×	×		
箱根町	20.5	○	×	3	20.5
真鶴町	未回答				
湯河原町		×	×		
愛川町	18.4	○	×	6	18.4
清川村	19.1	○	×	3	19.1

＜新潟県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
新潟市	17.1	×	○	1,2	17.7
長岡市	18.4	○	×	3	18.4
三条市		×	×		
柏崎市	18.4	○	×	2	18.4
新発田市	21.7	○	×	1,2	21.4
小千谷市	18.1	○	×	3	19.7
加茂市		×	×		
十日町市	18.4	○	×	×	
見附市	20.9	○	×	3	20.1
村上市	20.4	○	×	4	20.4
燕市	22.11	○	×	1	23.4
糸魚川市	19.3	○	×	3	19.3
妙高市	22.1	○	×	4	22.1
五泉市	21.4	○	×	3	21.4
上越市		×	×		
阿賀野市	20.9	○	×	3	20.9
佐渡市	未回答				
魚沼市		×	×		
南魚沼市		×	×		
胎内市		×	×		
聖籠町	20.7	○	×	3	20.7
弥彦村		×	×		
田上町	18.4	○	×	×	
阿賀町		×	×		
出雲崎町		×	×		
湯沢町	20.5	○	×	6	20.5
津南町	24.8	○	×	3	24.7
刈羽村		×	×		
関川村		×	×		
粟島浦村		×	×		

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜富山県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
富山市	18.4	○	×	6	18.4
高岡市	18.4	○	×	6	18.4
魚津市	19.4	○	×	3	19.4
氷見市	23.4	○	×	4	23.4
滑川市	19.1	○	×	4	19.1
黒部市		×	×		
砺波市	19.4	○	×	4	18.1
小矢部市	18.4	○	×	3	18.4
南砺市	18.4	○	×	3	18.4
射水市	21.4	○	×	4	21.4
舟橋村		×	×		
上市町	18.4	○	×	×	
立山町	19.11	○	×	1	19.11
入善町		×	×		
朝日町		×	×		

＜石川県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
金沢市	18.4	○	×	6	18.4
七尾市	20.4	○	×	5	20.3
小松市	18.4	○	×	3	18.3
輪島市		×	×		
珠洲市		×	×		
加賀市	18.7	○	×	4	18.7
羽咋市	18.4	○	×	3	18.4
かほく市		×	×		
白山市		×	×		
能美市		×	×		
野々市市	18.11	○	×	3	18.11
川北町	23.11	○	×	6	23.11
津幡町		×	×		
内灘町		×	×		
志賀町		×	×		
宝達志水町		×	×		
中能登町		×	×		
穴水町		×	×		
能登町		×	×		

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜福井県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期（H年.月）	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
福井市	15.11	○	×	4	15.1
敦賀市		×	×		
小浜市	18.4	○	×	6	18.4
大野市		×	×		
勝山市		×	×		
鯖江市	20.4	○	×	6	20.4
あわら市		×	×		
越前市	20.6	×	○	5	20.6
坂井市		×	×		
永平寺町		×	×		
池田町		×	×		
南越前町		×	×		
越前町	22.4	○	×	4	22.3
美浜町		×	×		
高浜町		×	×		
おおい町	21.8	○	×	×	
若狭町		×	×		

＜山梨県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期（H年.月）	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
甲府市	22.4	○	×	×	
富士吉田市		×	×		
都留市	20.4	○	×	×	
山梨市		×	×		
大月市	23.4	○	×	3,4	23.4
韮崎市	18.4	○	×	4	18.4
南アルプス市	18.4	○	×	3	18.3
北杜市		×	×		
甲斐市		×	×		
笛吹市		×	×		
上野原市	22.4	○	×	×	
甲州市		×	×		
中央市		×	×		
市川三郷町		×	×		
早川町		×	×		
身延町	19.1	○	×	4	19.1
南部町	21.4	○	×	×	
富士川町		×	×		
昭和町	18.4	○	×	×	
道志村		×	×		
西桂町	19.11	○	×	3,4	19.1
忍野村		×	×		
山中湖村		×	×		
鳴沢村		×	×		
富士河口湖町		×	×		
小菅村		×	×		
丹波山村		×	×		

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧（平成25年3月31日現在）

＜長野県－1＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
長野市		×	×		
松本市	17.4	○	×	×	
上田市	18.12	○	×	3	18.12
岡谷市		×	×		
飯田市		×	×		
諏訪市	20.4	○	×	3	20.4
須坂市	18.4	○	×	×	
小諸市		×	×		
伊那市		×	×		
駒ヶ根市	18.6	○	×	4	18.6
中野市	20.4	○	×	6	20.4
大町市		×	×		
飯山市	21.4	○	×	×	
茅野市		×	×		
塩尻市		×	×		
佐久市		×	×		
千曲市		×	×		
東御市		×	×		
安曇野市		×	×		
小海町		×	×		
川上村	未回答				
南牧村		×	×		
南相木村		×	×		
北相木村		×	×		
佐久穂町		×	×		
軽井沢町	18.4	○	×	3	18.3
御代田町		×	×		
立科町	23.12	○	×	4	23.12
青木村	未回答				
長和町		×	×		
下諏訪町	18.4	○	×	×	
富士見町	24.4	○	×	3	24.4
原村	18.1	○	×	6	18.1
辰野町		×	×		
箕輪町		×	×		
飯島町		×	×		
南箕輪村		×	×		
中川村		×	×		
宮田村		×	×		
松川町		×	×		
高森町		×	×		
阿南町		×	×		
阿智村	未回答				
平谷村		×	×		
根羽村	19.4	○	×	×	
下條村		×	×		
売木村	18.4	○	×	3	18.3
天龍村		×	×		
泰阜村		×	×		
喬木村		×	×		
豊丘村	21.4	○	×	×	
大鹿村		×	×		
上松町		×	×		
南木曽町	18.4	○	×	×	
木祖村		×	×		

＜長野県－2＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
王滝村		×	×		
大桑村		×	×		
木曽町		×	×		
麻績村		×	×		
生坂村		×	×		
山形村		×	×		
朝日村	19.1	○	×	5	19.1
筑北村		×	×		
池田町	23.4	○	×	×	
松川村		×	×		
白馬村		×	×		
小谷村		×	×		
坂城町	20.4	○	×	×	
小布施町		×	×		
高山村		×	×		
山ノ内町		×	×		
木島平村		×	×		
野沢温泉村		×	×		
信濃町		×	×		
小川村	未回答				
飯綱町		×	×		
栄村	19.12	○	×	2	19.12

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜岐阜県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
岐阜市	15.1	○	×	4,6	15.1
大垣市		×	×		
高山市	18.4	○	×	2	18.4
多治見市	19.4	○	○	1	18.12
関市		×	×		
中津川市	20.7	○	×	4	20.7
美濃市		×	×		
瑞浪市	19.1	○	○	2	19.1
羽島市	19.4	○	×	6	19.3
恵那市	24.1	○	○	1	24.1
美濃加茂市	20.4	○	×	4	20.4
土岐市	18.4	○	○	4	18.4
各務原市	20.8	○	×	6	20.8
可児市	18.4	○	×	4	18.4
山県市	18.4	○	×	4	18.4
瑞穂市	20.4	×	○	1,2	20.4
飛騨市		×	×		
本巣市	19.9	○	×	4	19.9
郡上市	19.4	○	×	3	19.4
下呂市	18.1	○	×	2	18.1
海津市	19.1	○	×	5	20.4
岐南町		×	×		
笠松町	20.9	○	×	4	20.9
養老町		×	×		
垂井町		×	×		
関ケ原町	未回答				
神戸町		×	×		
輪之内町	18.4	○	×	4	18.3
安八町		×	×		
揖斐川町		×	×		
大野町		×	×		
池田町		×	×		
北方町		×	×		
坂祝町	20.4	○	×	1	20.1
富加町		×	×		
川辺町		×	×		
七宗町		×	×		
八百津町	21.11	○	×	4	21.11
白川町		×	×		
東白川村	20.4	○	×	×	
御嵩町	19.4	○	×	1,6	19.4
白川村		×	×		

＜静岡県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
静岡市	18.1	○	×	6	18.1
浜松市	18.4	○	○	3	18.4
沼津市	18.6	○	×	6	18.6
熱海市		×	×		
三島市	18.4	○	×	6	18.4
富士宮市	18.4	○	×	×	
伊東市		×	×		
島田市		×	×		
富士市	22.7	○	×	6	22.7
磐田市	18.4	○	×	4	18.4
焼津市		×	×		
掛川市	21.9	○	○	3	21.9
藤枝市	19.4	○	×	×	
御殿場市		×	×		
袋井市	21.4	○	×	3	21.3
下田市		×	×		
裾野市	23.4	○	×	3	23.4
湖西市	21.4	○	×	3	21.2
伊豆市		×	×		
御前崎市	21.4	○	×	4	21.4
菊川市	20.4	○	×	3	20.4
伊豆の国市	18.4	○	○	4	18.4
牧之原市		×	×		
東伊豆町	23.2	○	×	3	23.2
河津町		×	×		
南伊豆町		×	×		
松崎町		×	×		
西伊豆町	20.9	○	×	3	20.9
函南町		×	×		
清水町		×	×		
長泉町		×	×		
小山町	19.2	○	×	4	19.2
吉田町		×	×		
川根本町		×	×		
森町	20.8	○	×	4	20.8

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜愛知県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
名古屋市	17.4	○	○	3	17.1
豊橋市	18.4	○	×	6	18.4
岡崎市	19.4	○	×	6	19.4
一宮市	18.4	○	○	3	18.4
瀬戸市	18.4	○	×	×	
半田市	18.4	○	○	6	18.4
春日井市	22.1	○	×	4	22.1
豊川市	18.4	○	×	×	
津島市		×	×		
碧南市	18.1	○	×	×	
刈谷市	19.12	○	×	6	19.12
豊田市	19.4	○	×	6	19.2
安城市	17.11	○	×	4	17.11
西尾市	15.12	○	×	3	15.12
蒲郡市	18.8	○	×	2	18.7
犬山市	18.9	○	×	3	18.9
常滑市		×	×		
江南市	19.1	○	×	6	19.1
小牧市	21.2	○	×	3	21.2
稲沢市	18.4	○	×	4	18.4
新城市	18.7	○	×	3	18.7
東海市	18.4	○	×	5	18.4
大府市	18.1	○	○	5	18.1
知多市	23.4	○	×	×	
知立市	18.11	○	×	4	18.11
尾張旭市	18.4	○	×	5	18.4
高浜市	21.5	○	×	6	21.5
岩倉市	18.4	○	×	×	
豊明市	18.11	○	×	6	18.11
日進市	23.4	○	×	4	23.3
田原市	22.1	○	×	6	22.1
愛西市	20.7	○	×	3	20.7
清須市		×	×		
北名古屋市	18.4	○	×	×	
弥富市		×	×		
みよし市	19.9	○	×	6	19.9
あま市	23.4	○	×	×	
長久手市	19.4	○	×	6	19.4
東郷町	19.1	○	×	4	19.1
豊山町		×	×		
大口町	19.1	○	×	4	19.1
扶桑町	18.4	○	×	×	
大治町	18.4	○	×	×	
蟹江町		×	×		
飛島村	18.4	○	×	4	18.4
阿久比町	20.4	○	×	6	20.4
東浦町	23.4	○	×	6	23.4
南知多町	23.4	○	×	4,5	23.4
美浜町	18.4	○	×	×	
武豊町	22.4	○	×	4	22.4
幸田町		×	×		
設楽町		×	×		
東栄町		×	×		
豊根村		×	×		

＜三重県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
津市	20.7	○	×	6	20.7
四日市市	15.4	×	○	3	15.4
伊勢市	21.4	○	×	3	21.4
松阪市	18.4	○	×	3	18.4
桑名市	22.6	○	○	3	22.6
鈴鹿市	18.8	○	×	6	18.8
名張市	20.4	×	○	3	20.4
尾鷲市	18.7	○	×	4	23.4
亀山市	20.7	○	×	3	20.7
鳥羽市		×	×		
熊野市		×	×		
いなべ市		×	×		
志摩市	19.2	○	×	5	19.2
伊賀市	19.4	○	×	1	17.12
木曽岬町		×	×		
東員町		×	×		
菰野町	未回答				
朝日町		×	×		
川越町		×	×		
多気町	18.1	○	×	×	
明和町		×	×		
大台町		×	×		
玉城町		×	×		
度会町	18.3	○	×	3	18.3
大紀町		×	×		
南伊勢町	未回答				
紀北町	17.1	○	×	×	
御浜町	未回答				
紀宝町		×	×		

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜滋賀県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期（H年.月）	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
大津市	19.2	○	○	1	19.2
彦根市		×	×		
長浜市	19.1	○	×	1,2	19.1
近江八幡市	22.1	○	○	1,2	22.1
草津市	18.4	○	○	1,2	18.4
守山市	18.6	○	○	2	18.6
栗東市		×	×		
甲賀市	19.4	○	○	1,2	19.4
野洲市		×	×		
湖南市	18.8	○	×	3	18.7
高島市	18.12	○	×	3	18.12
東近江市	20.4	○	×	3	20.2
米原市	21.9	○	×	3	24.6
日野町	19.4	○	×	5	18.1
竜王町		×	×		
愛荘町	未回答				
豊郷町		×	×		
甲良町		×	×		
多賀町	18.9	○	×	×	

＜京都府＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期（H年.月）	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
京都市	18.4	○	○	6	18.4
福知山市	20.6	○	×	1	20.6
舞鶴市	22.8	○	○	6	22.7
綾部市		×	×		
宇治市	23.1	○	×	6	22.9
宮津市		×	×		
亀岡市	18.4	○	×	×	
城陽市		×	×		
向日市	19.9	○	×	4	19.9
長岡京市	16.4	○	×	1	16.4
八幡市	20.4	○	×	5	20.4
京田辺市	19.4	○	×	3	19.4
京丹後市	21.4	○	×	4	21.4
南丹市	22.1	○	×	3	22.1
木津川市	19.3	○	×	×	
大山崎町	22.12	○	×	3	22.12
久御山町	21.4	○	×	3	21.4
井手町	18.1	○	×	3	18.1
宇治田原町	未回答				
笠置町		×	×		
和束町	23.4	○	×	1,6	22.12
精華町	18.4	○	×	×	
南山城村		×	×		
京丹波町	19.12	○	×	1	19.12
伊根町		×	×		
与謝野町	18.12	○	×	3	18.12

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜大阪府＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
大阪市	18.4	○	○	1,2	18.3
堺市	17.7	○	×	3	17.7
岸和田市	18.4	○	×	6	18.4
豊中市	18.4	○	×	6	19.8
池田市		×	×		
吹田市	21.4	○	○	1	21.4
泉大津市		×	×		
高槻市	18.4	○	○	2	18.4
貝塚市		×	×		
守口市	18.5	○	×	3	18.5
枚方市	21.4	○	○	4.6	21.4
茨木市	18.6	○	×	×	
八尾市	18.6	○	×	6	18.6
泉佐野市	21.11	○	×	6	21.11
富田林市	18.4	○	×	3	18.4
寝屋川市	18.4	○	○	1,6	21.3
河内長野市	22.8	○	×	5	22.8
松原市	19.4	○	○	6	19.4
大東市	18.4	○	×	6	18.4
和泉市	15.12	○	○	1	15.12
箕面市	19.9	○	×	4	19.9
柏原市		×	×		
羽曳野市		×	×		
門真市	19.2	○	×	6	19.2
摂津市	18.4	○	×	2	18.3
高石市	17.6	○	×	5	17.6
藤井寺市		×	×		
東大阪市	18.4	○	×	6	18.4
泉南市		×	×		
四條畷市	14.11	○	×	5	14.1
交野市		×	×		
大阪狭山市		×	×		
阪南市		×	×		
島本町	18.4	○	×	2	24.12
豊能町	19.4	○	×	5	19.4
能勢町	18.4	○	×	×	
忠岡町		×	×		
熊取町		×	×	-	
田尻町		×	×		
岬町	未回答				
太子町		×	×		
河南町	22.4	○	×	3	22.4
千早赤阪村		×	×		

＜兵庫県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
神戸市	17.8	○	○	6	17.8
姫路市	18.7	○	×	5	18.7
尼崎市	18.9	○	○	6	18.9
明石市	22.7	×	○	1	22.3
西宮市	18.11	○	○	6	18.11
洲本市		×	×		
芦屋市	18.4	○	○	2	18.3
伊丹市	18.4	○	×	5	18.4
相生市	24.1	○	×	5	24.1
豊岡市		×	×		
加古川市	18.4	○	×	3	19.3
赤穂市	20.1	○	×	4	20.1
西脇市		×	×		
宝塚市	19.4	○	○	1	23.7
三木市		×	×		
高砂市	20.9	○	×	6	20.9
川西市	18.6	○	×	6	18.6
小野市	20.1	○	×	4	20.8
三田市	18.1	×	○	1	18.1
加西市	18.8	○	×	2	18.8
篠山市	23.4	×	○	1,2	23.4
養父市	20.7	○	×	4	20.7
丹波市	20.4	○	×	2	19.11
南あわじ市		×	×		
朝来市	19.1	○	×	3	19.1
淡路市	18.11	○	×	3	18.11
宍粟市	23.3	○	×	1	23.3
加東市	22.4	○	×	4	22.4
たつの市	21.4	○	×	×	
猪名川町	23.6	○	×	5	23.6
多可町		×	×		
稲美町	20.1	○	×	3	20.1
播磨町		×	×		
市川町	未回答				
福崎町		×	×		
神河町		×	×		
太子町		×	×		
上郡町		×	×		
佐用町		×	×		
香美町	未回答				
新温泉町	18.4	○	×	×	

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧（平成25年3月31日現在）

＜奈良県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
奈良市	18.4	○	○	6	18.4
大和高田市	20.4	○	×	×	
大和郡山市	24.4	○	○	6	24.4
天理市	20.4	○	×	5	20.4
橿原市		×	×		
桜井市	19.5	○	×	×	
五條市		×	×		
御所市		×	×		
生駒市	19.11	○	○	1	19.11
香芝市	19.4	○	×	4	19.4
葛城市	18.4	○	○	6	18.4
宇陀市		×	×		
山添村		×	×		
平群町	18.4	○	×	×	
三郷町		×	×		
斑鳩町	21.1	○	×	4	21.1
安堵町		×	×		
川西町	19.2	○	×	6	19.2
三宅町		×	×		
田原本町	21.12	○	×	3	21.11
曽爾村		×	×		
御杖村		×	×		
高取町	未回答				
明日香村		×	×		
上牧町		×	×		
王寺町	18.4	○	×	3	18.4
広陵町		×	×		
河合町		×	×		
吉野町	18.4	○	×	×	
大淀町		×	×		
下市町		×	×		
黒滝村	21.4	○	×	×	
天川村		×	×		
野迫川村		×	×		
十津川村	18.4	○	×	×	
下北山村		×	×		
上北山村		×	×		
川上村		×	×	-	
東吉野村		×	×		

＜和歌山県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
和歌山市	17.4	×	○	5	17.4
海南市		×	×		
橋本市	23.4	○	×	×	
有田市		×	×		
御坊市		×	×		
田辺市	16.4	○	×	×	
新宮市	23.4	○	×	3	23.3
紀の川市		×	×		
岩出市	24.6	○	×	4	24.6
紀美野町	20.8	○	×	3	20.8
かつらぎ町		×	×		
九度山町	22.4	○	×	5	22.4
高野町		×	×		
湯浅町	22.8	○	○	4	22.8
広川町	18.3	○	×	3	18.3
有田川町		×	×		
美浜町		×	×		
日高町		×	×		
由良町		×	×		
印南町		×	×		
みなべ町		×	×		
日高川町		×	×		
白浜町	19.4	○	×	×	
上富田町	19.9	○	×	3	19.9
すさみ町		×	×		
那智勝浦町		×	×		
太地町	18.4	○	×	×	
古座川町		×	×		
北山村		×	×		
串本町	22.7	○	×	3	22.7

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜鳥取県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
鳥取市	18.4	○	○	6	18.4
米子市	18.4	○	×	6	18.4
倉吉市	18.11	○	×	6	18.11
境港市	19.11	○	×	6	19.11
岩美町	18.8	○	×	×	
若桜町		×	×		
智頭町		×	×		
八頭町	23.8	○	×	4	23.8
三朝町	23.2	○	×	4	23.2
湯梨浜町	21.6	○	×	4	21.6
琴浦町		×	×		
北栄町	22.3	○	×	4	22.3
日吉津村		×	×		
大山町	20.7	○	×	4	20.7
南部町		×	×		
伯耆町		×	×		
日南町	19.1	○	×	3	19.1
日野町		×	×		
江府町		×	×		

＜島根県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
松江市	20.7	○	×	6	20.7
浜田市	20.4	○	×	4	20.4
出雲市	19.5	○	×	5	19.5
益田市	20.6	○	×	4	20.5
大田市	20.4	○	○	4	20.4
安来市	18.4	○	×	5	18.4
江津市	20.4	○	×	3	20.4
雲南市	22.7	○	×	4	22.7
奥出雲町	20.4	○	×	×	
飯南町	19.2	○	×	4	19.2
川本町		×	×		
美郷町	未回答				
邑南町	19.1	○	×	3	19.1
津和野町		×	×		
吉賀町		×	×		
海士町	19.12	○	×	6	19.12
西ノ島町		×	×		
知夫村		×	×		
隠岐の島町	23.4	○	×	4	23.4

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜岡山県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
岡山市	18.4	○	×	4	18.4
倉敷市	18.4	○	×	3	18.4
津山市	18.4	○	○	4	18.3
玉野市		×	×		
笠岡市	20.4	○	×	3	20.4
井原市	19.11	○	×	6	19.11
総社市	20.4	○	○	4	20.4
高梁市	18.4	○	×	4	18.4
新見市	20.4	○	×	4	20.4
備前市	21.4	○	×	×	
瀬戸内市		×	×		
赤磐市	19.1	×	○	2	20.1
真庭市	20.4	○	○	4	20.3
美作市		×	×		
浅口市	20.4	○	×	4	20.4
和気町		×	×		
早島町	18.7	○	×	3	18.7
里庄町	18.4	○	×	×	
矢掛町	18.6	○	×	3	18.6
新庄村		×	×		
鏡野町		×	×		
勝央町		×	×		
奈義町	未回答				
西粟倉村		×	×		
久米南町	18.4	○	×	4	18.3
美咲町	18.4	○	×	3	18.4
吉備中央町	18.4	○	×	×	

＜広島県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
広島市	18.11	×	○	6	18.11
呉市	19.7	×	○	1	19.7
竹原市		×	×		
三原市		×	×		
尾道市		×	×		
福山市	19.4	○	○	6	19.4
府中市		×	×		
三次市	20.7	○	×	4	19.9
庄原市		×	×		
大竹市		×	×		
東広島市	未回答				
廿日市市	20.4	○	×	6	20.4
安芸高田市	20.7	○	×	3	20.7
江田島市		×	×		
府中町	23.3	○	×	4	23.3
海田町	20.7	○	○	6	20.7
熊野町	19.11	○	×	3	19.11
坂町	23.4	○	×	×	
安芸太田町		×	×		
北広島町		×	×		
大崎上島町		×	×		
世羅町	22.4	○	×	4	22.4
神石高原町		×	×		

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜山口県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期（H年.月）	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
下関市	18.4	○	×	6	18.4
宇部市		×	×		
山口市	18.4	○	×	3	18.4
萩市		×	×		
防府市	18.4	○	×	6	18.4
下松市	18.4	○	×	6	18.3
岩国市		×	×		
光市	18.4	○	×	5	18.4
長門市	18.4	○	×	6	18.4
柳井市	18.4	○	×	4	18.4
美祢市		×	×		
周南市	19.11	○	×	6	19.11
山陽小野田市	18.4	○	×	5	18.4
周防大島町		×	×		
和木町		×	×		
上関町	未回答				
田布施町		×	×		
平生町		×	×		
阿武町		×	×		

＜徳島県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期（H年.月）	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
徳島市		×	×		
鳴門市	18.4	○	×	6	18.4
小松島市	22.4	○	○	3,4	22.1
阿南市		×	×		
吉野川市		×	×		
阿波市		×	×		
美馬市	20.12	○	×	4	20.12
三好市	19.11	○	×	3	19.1
勝浦町	18.4	○	×	×	
上勝町		×	×		
佐那河内村	21.1	○	×	4	21.1
石井町		×	×		
神山町		×	×		
那賀町	20.6	○	×	×	
牟岐町		×	×		
美波町		×	×		
海陽町		×	×		
松茂町		×	×		
北島町		×	×		
藍住町		×	×		
板野町		×	×		
上板町		×	×		
つるぎ町		×	×		
東みよし町		×	×		

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜香川県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
高松市	18.4	○	○	1	25.1
丸亀市	17.9	○	×	1,4	17.9
坂出市	18.4	○	×	2	18.4
善通寺市		×	×		
観音寺市		×	×		
さぬき市	21.1	○	×	4	21.1
東かがわ市	18.4	○	×	2	18.4
三豊市	20.4	○	○	6	20.3
土庄町		×	×		
小豆島町	18.4	○	×	×	
三木町		×	×		
直島町		×	×		
宇多津町		×	×		
綾川町		×	×		
琴平町		×	×		
多度津町		×	×		
まんのう町		×	×		

＜愛媛県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
松山市	18.5	○	×	1	25.1
今治市	18.4	○	×	3	19.4
宇和島市	18.4	○	×	×	
八幡浜市	24.4	○	×	6	24.4
新居浜市	18.4	○	×	6	18.4
西条市	18.4	○	×	5	18.4
大洲市	18.4	○	×	6	18.8
伊予市	18.4	○	×	2	18.4
四国中央市	18.4	○	×	4	18.4
西予市	18.4	○	×	3	18.4
東温市	19.1	○	×	4	19.1
上島町	18.4	○	×	×	
久万高原町	18.4	○	×	5	18.4
松前町		×	×		
砥部町	18.4	○	×	3	22.3
内子町	18.8	○	×	×	
伊方町		×	×	6	18.4
松野町	20.8	○	×	4	20.8
鬼北町	20.8	○	×	4	20.8
愛南町	18.5	○	×	6	18.5

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜高知県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
高知市	21.1	○	×	3	21.1
室戸市		×	×		
安芸市		×	×		
南国市		×	×		
土佐市		×	×		
須崎市		×	×		
宿毛市	19.4	○	×	4	19.4
土佐清水市		×	×		
四万十市		×	×		
香南市	19.1	○	×	3	19.1
香美市		×	×		
東洋町		×	×		
奈半利町	18.5	○	×	×	
田野町		×	×		
安田町		×	×		
北川村		×	×		
馬路村		×	×		
芸西村		×	×		
本山町		×	×		
大豊町		×	×		
土佐町		×	×		
大川村		×	×		
いの町		×	×		
仁淀川町		×	×		
中土佐町	21.4	○	×	×	
佐川町		×	×		
越知町		×	×		
梼原町		×	×		
日高村		×	×		
津野町		×	×		
四万十町		×	×		
大月町		×	×		
三原村	18.4	○	×	×	
黒潮町		×	×		

＜福岡県－1＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
北九州市	19.1	○	○	6	19.1
福岡市	16.5	○	○	6	16.5
大牟田市	20.4	○	×	×	
久留米市	18.3	○	×	6	18.4
直方市	19.3	○	×	3	19.3
飯塚市	19.4	○	×	5	19.4
田川市		×	×		
柳川市		×	×		
八女市		×	×		
筑後市	24.4	○	○	1,2	24.4
大川市		×	×		
行橋市	18.7	○	×	4	18.7
豊前市		×	×		
中間市	23.7	○	×	3	23.7
小郡市	22.7	×	○	1,2	22.7
筑紫野市	22.4	○	×	2	22.3
春日市	20.1	○	×	2	19.12
大野城市	18.4	○	×	3	18.4
宗像市		×	×		
太宰府市	20.1	○	×	6	20.1
古賀市		×	×		
福津市		×	×		
うきは市	19.8	○	×	4	19.5
宮若市	21.4	○	×	1	21.4
嘉麻市		×	×		
朝倉市	21.3	○	×	4	21.3
みやま市	20.8	○	×	4	20.8
糸島市	24.6	×	○	4	24.6
那珂川町	22.4	○	×	6	22.4
宇美町		×	×		
篠栗町		×	×		
志免町	18.4	○	×	×	
須恵町		×	×		
新宮町	18.4	○	×	5	18.4
久山町		×	×		
粕屋町	18.6	○	×	6	18.6
芦屋町		×	×		
水巻町		×	×		
岡垣町		×	×		
遠賀町		×	×		
小竹町		×	×		
鞍手町		×	×		
桂川町		×	×		
筑前町	20.8	○	×	4	20.8
東峰村		×	×		
大刀洗町		×	×		
大木町		×	×		
広川町		×	×		
香春町	21.4	○	×	×	
添田町		×	×		
糸田町		×	×		
川崎町	23.11	○	×	3	23.11
大任町		×	×		
赤村		×	×		
福智町		×	×		

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

<福岡県－2>

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
苅田町	19.9	○	×	6	19.9
みやこ町	19.4	○	×	×	
吉富町		×	×		
上毛町		×	×		
築上町		×	×		

<佐賀県>

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
佐賀市	19.2	○	×	6	19.2
唐津市	20.2	○	○	3	20.2
鳥栖市	23.4	○	×	4	23.4
多久市	18.4	○	×	4	18.4
伊万里市	20.4	○	×	3	20.4
武雄市	18.12	○	×	3,4	18.12
鹿島市	20.1	○	×	4	20.1
小城市	22.8	○	×	4	22.8
嬉野市		×	×		
神埼市	22.9	○	×	6	22.9
吉野ヶ里町	23.4	○	×	4	23.4
基山町		×	×		
上峰町		×	×		
みやき町		×	×		
玄海町	18.4	○	×	3	24.11
有田町	18.4	○	×	×	
大町町	21.4	○	×	×	
江北町		×	×		
白石町	22.12	○	×	4	22.12
太良町	22.12	○	×	4	22.12

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜長崎県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
長崎市	19.4	○	×	4	19.4
佐世保市	20.4	○	×	3,4	20.4
島原市		×	×		
諫早市	18.4	○	×	×	
大村市	18.4	○	×	×	
平戸市		×	×		
松浦市	未回答				
対馬市		×	×		
壱岐市		×	×		
五島市	20.1	○	×	2	20.1
西海市		×	×		
雲仙市	19.6	×	○	1	19.6
南島原市	18.9	○	×	×	
長与町	18.4	○	×	×	
時津町		×	×		
東彼杵町	23.11	○	×	×	
川棚町	20.1	○	×	4	20.1
波佐見町		×	×		
小値賀町	18.1	○	×	×	
佐々町		×	×		
新上五島町		×	×		

＜熊本県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
熊本市	18.4	○	○	4	18.4
八代市		×	×		
人吉市	20.4	○	○	3	20.3
荒尾市		×	×		
水俣市		×	×		
玉名市		×	×		
山鹿市		×	×		
菊池市		×	×		
宇土市		×	×		
上天草市	19.2	○	×	4	19.2
宇城市	23.4	○	×	3	23.3
阿蘇市	20.7	○	×	3	20.7
天草市		×	×		
合志市	23.4	○	×	3	23.4
美里町		×	×		
玉東町		×	×		
南関町		×	×		
長洲町		×	×		
和水町	18.11	○	×	6	18.11
大津町		×	×		
菊陽町		×	×		
南小国町		×	×		
小国町	19.7	○	×	×	
産山村	21.4	○	×	×	
高森町		×	×		
西原村	20.12	○	×	3	20.12
南阿蘇村	20.4	○	×	4	20.4
御船町		×	×		
嘉島町		×	×		
益城町		×	×		
甲佐町	18.4	○	×	×	
山都町		×	×		
氷川町		×	×		
芦北町		×	×		
津奈木町		×	×		
錦町		×	×		
多良木町		×	×		
湯前町		×	×		
水上村	20.4	○	×	4	20.4
相良村		×	×		
五木村		×	×		
山江村		×	×		
球磨村	22.4	○	×	×	
あさぎり町		×	×		
苓北町		×	×		

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8．都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜大分県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
大分市	18.4	○	×	1,4	18.4
別府市	18.4	○	×	3	18.4
中津市	18.4	○	×	4	18.3
日田市	18.4	○	×	×	
佐伯市	18.4	○	×	4	18.3
臼杵市		×	×		
津久見市	22.9	○	×	4	22.8
竹田市	19.9	○	×	4	19.9
豊後高田市	18.4	○	×	×	
杵築市	18.6	○	×	3	18.6
宇佐市	18.1	○	×	6	18.1
豊後大野市	20.5	○	×	3	20.5
由布市	18.1	○	×	4	18.1
国東市	19.11	○	×	3	19.11
姫島村		×	×		
日出町		×	×		
九重町	20.7	○	×	6	20.7
玖珠町		×	×		

＜宮崎県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
宮崎市	23.5	○	×	6	23.5
都城市	18.1	○	×	4	20.11
延岡市	19.11	○	×	6	19.11
日南市	24.4	○	×	4	24.4
小林市		×	×		
日向市	22.12	○	×	×	
串間市	18.4	○	×	2	18.2
西都市	24.1	○	×	5	24.1
えびの市	23.9	○	×	6	23.9
三股町		×	×		
高原町	23.1	○	×	5	23.1
国富町	20.1	○	×	3	19.12
綾町	未回答				
高鍋町	18.6	○	×	4	18.6
新富町		×	×		
西米良村		×	×		
木城町		×	×		
川南町	18.7	○	×	4	18.7
都農町		×	×		
門川町		×	×		
諸塚村		×	×		
椎葉村	22.8	○	×	3	22.8
美郷町	18.4	○	×	×	
高千穂町	未回答				
日之影町		×	×		
五ヶ瀬町	20.1	○	×	4	20.1

Ⅰ．内部の職員等からの通報

8. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧 （平成25年3月31日現在）

＜鹿児島県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
鹿児島市		×	×		
鹿屋市	19.7	○	○	1	19.7
枕崎市		×	×		
阿久根市	18.4	○	×	×	
出水市		×	×		
指宿市		×	×		
西之表市		×	×		
垂水市		×	×		
薩摩川内市	18.11	○	×	6	18.11
日置市		×	×		
曽於市		×	×		
霧島市		×	×		
いちき串木野市	20.8	○	×	3	20.8
南さつま市	20.3	○	×	×	
志布志市		×	×		
奄美市	20.4	○	×	2	20.3
南九州市	22.4	○	×	4	22.3
伊佐市		×	×		
姶良市		×	×		
三島村	未回答				
十島村		×	×		
さつま町	18.4	○	×	×	
長島町		×	×		
湧水町	未回答				
大崎町		×	×		
東串良町	未回答				
錦江町		×	×		
南大隅町		×	×		
肝付町		×	×		
中種子町		×	×		
南種子町		×	×		
屋久島町		×	×		
大和村		×	×		
宇検村		×	×		
瀬戸内町	未回答				
龍郷町		×	×		
喜界町	22.4	○	×	×	
徳之島町		×	×		
天城町		×	×		
伊仙町		×	×		
和泊町	21.5	○	×	3	21.4
知名町	23.9	○	×	×	
与論町		×	×		

＜沖縄県＞

市区町村名	H24年度調査結果				
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程	
		内部	外部	制定の有無・形式	制定時期
那覇市	22.4	○	×	6	22.3
宜野湾市		×	×		
石垣市		×	×		
浦添市		×	×		
名護市		×	×		
糸満市	22.1	○	×	3	22.9
沖縄市		×	×		
豊見城市	18.4	○	×	5	24.3
うるま市		×	×		
宮古島市		×	×		
南城市		×	×		
国頭村	22.6	○	×	5	22.6
大宜味村		×	×		
東村		×	×		
今帰仁村	未回答				
本部町		×	×		
恩納村		×	×		
宜野座村	19.8	○	×	2	19.7
金武町		×	×		
伊江村		×	×		
読谷村		×	×		
嘉手納町		×	×		
北谷町	23.4	○	×	5	23.3
北中城村		×	×		
中城村	未回答				
西原町		×	×		
与那原町	19.4	○	×	×	
南風原町		×	×		
渡嘉敷村		×	×		
座間味村		×	×		
粟国村		×	×		
渡名喜村	未回答				
南大東村		×	×		
北大東村		×	×		
伊平屋村		×	×		
伊是名村	未回答				
久米島町		×	×		
八重瀬町		×	×		
多良間村	未回答				
竹富町		×	×		
与那国町	未回答				

II. 外部の労働者からの公益通報 ※1

平成25年3月31日時点

対象法律名	受理件数等			是正措置等の内容(件)							
	受理件数	調査に着手した件数※2	措置を講じた件数※2	許認可等の取消	事業・営業停止命令	事業・営業改善命令	勧告・指示	指導・助言等で処分に当たらない措置	告発・検察官送致	その他の措置	非公表
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	51	51	30	0	0	0	13	17	0	0	0
雇用保険法	12	49	20	0	0	0	0	13	0	7	0
職業安定法	4	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0
介護保険法	18	19	12	0	3	0	1	8	0	0	0
厚生年金保険法	5	5	4	0	0	0	0	4	0	0	0
健康保険法	4	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融商品取引法	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	13	10	7	1	1	0	0	3	0	2	0
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	21	20	16	0	0	0	0	9	0	7	0
食品衛生法	13	15	9	0	0	0	0	9	0	0	0
国民健康保険法	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校教育法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防法	8	8	6	0	0	0	3	3	0	0	0
不当景品類及び不当表示防止法	3	3	5	0	0	0	0	4	0	1	0
保険業法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑法	6	6	2	0	0	0	0	0	2	0	0
公認会計士法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定商取引に関する法律	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銀行法	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働基準法 ※3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療法	2	2	3	0	0	0	1	2	0	0	0
薬事法	2	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0
道路交通法	1	3	2	0	0	0	0	2	0	0	0
外国為替及び外国貿易法	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
生活保護法	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
航空法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人情報の保護に関する法律	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
毒物及び劇物取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農薬取締法	2	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0
ガス事業法	2	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0
美容師法	2	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0
児童福祉法	2	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0
建築基準法	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0
医師法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

II. 外部の労働者からの公益通報 ※1

平成25年3月31日時点

対象法律名	受理件数等			是正措置等の内容(件)							
	受理件数	調査に着手した件数※2	措置を講じた件数※2	許認可等の取消	事業・営業停止命令	事業・営業改善命令	勧告・指示	指導・助言等で処分に当たらない措置	告発・検察官送致	その他の措置	非公表
司法書士法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政書士法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破壊活動防止法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信用保証協会法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老人福祉法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気通信事業法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高圧ガス保安法	2	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0
計量法	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0
道路運送車両法	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
水道法	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99条)	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
健康増進法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化財保護法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下請代金支払遅延等防止法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車の保管場所の確保等に関する法律	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費生活用製品安全法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
たばこ事業法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
温泉法	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路法	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定家庭用機器再商品化法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放送法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航空機製造事業法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険労務士法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水質汚濁防止法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉士及び介護福祉士法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働基準法、労働安全衛生法等労働基準監督署が通報先となる法律 ※4	4052	3798	2923	0	0	0	2748	142	8	25	0
合計	4,266	4,048	3,065	1	4	2	2,769	235	10	43	0

※1 本表の件数は、通報対象事実の数を集計したもの。ただし※4を除く。

※2 前年度受理し、今年度処理した事案を含むため、調査に着手した件数や是正措置等を講じた件数が受理件数を上回ることがある。

※3 労働基準監督署が受理したものを除く。

※4 家内労働法、最低賃金法、作業環境測定法、じん肺法、石綿による健康被害の救済に関する法律、炭鉱被害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、賃金の支払いの確保等に関する法律、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律のうち、労働基準監督署が受理したもの(労働基準法等の基準に基づく申告を含む)。なお、これらの受理件数等の算出は、全ての通報に基づく。

参　考

公益通報者保護法の概要

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。
＜平成16年6月成立、平成18年4月施行＞

1．目的

① 事業者内部の違法行為について公益通報を行った労働者に対する解雇等の禁止
② 公益通報に関し事業者・行政機関がとるべき措置　を定めることにより、
公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定・社会経済の健全な発展に資すること

2．「公益通報」とは

① 労働者（公務員を含む。）が、② 不正の目的でなく、③ 労務提供先等について、
④「通報対象事実」が、⑤ 生じ又は生じようとしている旨を、⑥「通報先」に通報すること

3．「通報対象事実」（④）とは

(1)　国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として法の別表に掲げる対象法律に規定する罪の犯罪行為の事実
(2)　別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが(1)の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等

【対象法律の例】　刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める法律（独占禁止法、消費者安全法等）＜合計438法（H25.8現在）＞

4．「通報先」（⑥）と保護要件

(1) 事業者内部（法律事務所等事業者が予め定めた者への通報もここに含まれる）
：通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると思料する場合
(2) 行政機関（通報対象事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関）
：通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合（＊）
(3) 事業者外部（通報対象事実の発生等を防止するために必要であると認められる者　例：報道機関、消費者団体等）
：上記（＊）及び以下イ～ホのいずれかの要件を満たす場合
イ．内部通報では解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合、
ロ．内部通報では証拠隠滅のおそれがある場合、
ハ．労務提供先から内部通報・行政機関への通報をしないことを正当な理由がなく要求された場合、
ニ．内部通報後20日以内に調査を行う旨の通知がない場合、
ホ．人の生命・身体への危害が発生する急迫した危険がある場合のいずれかを満たす場合

5．公益通報者の保護

保護要件を満たして「公益通報」した労働者（公益通報者）は、以下の保護を受ける。
(1) 公益通報をしたことを理由とする解雇の無効・不利益な取扱いの禁止
(2)（公益通報者が派遣労働者である場合）公益通報をしたことを理由とする労働者派遣契約の解除の無効・その他不利益な取扱いの禁止

6．事業者、行政機関及び公益通報者の義務

(1) 公益通報に対して事業者がとった是正措置等を公益通報者に通知する努力義務
(2) 公益通報に対して行政機関が必要な調査及び適当な措置をとる義務
(3) 誤って通報を受けた行政機関が処分等の権限を有する行政機関を教示する義務
(4) 公益通報者が他人の正当な利益等を害さないようにする努力義務

7．その他

本法は、労働契約法第16条（解雇権濫用の法理）など他の法令の適用を妨げない

~~注意~~

防衛省訓令第２５号

[redacted]

平成２１年[redacted]

防衛大臣　浜田　靖一

秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令[redacted]

[redacted]

※ 以下 14枚、すべて不開示の業あり（省略）

注意

別記第２号様式[redacted]

誓　約　書

[redacted]

[redacted]

調 査 票

注 意

[redacted]

1	情報管理上の問題
2	アルコール依存
3	薬物濫用
4	懲戒処分
5	頻繁な私的渡航
6	帰化
7	金融問題
8	精神的な問題
9	勤務状況に関する問題
10	特異な言動

[redacted]

その他所見

[redacted]